

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>第6章 地域別構想</p> <p>6. 1. 地域別構想の位置づけ</p> <p>地域別構想は、諫早市全域を対象に都市づくりの方向を示した全体構想を受けて、“地域の身近な課題に対応したまちづくり”＝『地域づくり』の方向を示すものです。</p> <p>都市計画区域外の地域は、原則として法定の都市計画によるまちづくりはできませんが、都市計画区域外での開発や大規模集客施設等の立地により、市全体としての総合的・計画的なまちづくりを阻害するおそれもあります。したがって、本マスタープランにおいては、都市計画区域と一体的なまちづくりを目指すとともに、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で良好な環境を確保する観点などから、都市計画区域外の区域についても地域づくりの方針を定めるものとします。</p> <p>この地域づくりの方針に基づき、庁内の関連する部局と連携・調整を図りながら、効果的な各種の事業施策等を推進していきます。</p> <p>6. 2. 地域区分</p> <p>地域別構想策定のための地域区分を次のとおりとします。</p> <p><地域区分の考え方></p> <p>①まず、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を進める「都市的地域（都市計画区域）」と、自然環境の保全・活用を進める「自然的地域（都市計画区域外）」に分けます。</p> <p>②「都市的地域（都市計画区域）」は、現状の小学校区を基本にし、地形や土地利用の現状などを考慮して地域を区分します。</p> <p>③「自然的地域（都市計画区域外）」は、旧町の区域や現状の小学校区を基本にし、地域の位置、土地利用、コミュニティ等の現況特性から地域を区分します。</p> <p>地域区分の考え方に基づき地域の範囲を次の表 6-1 のとおりに設定します。</p>	<p>第6章 地域別構想</p> <p>6. 1. 地域別構想の位置づけ</p> <p>地域別構想は、諫早市全域を対象に都市づくりの方向を示した全体構想を受けて、“地域の身近な課題に対応したまちづくり”＝『地域づくり』の方向を示すものです。</p> <p>都市計画区域外の地域は、原則として法定の都市計画によるまちづくりはできませんが、都市計画区域外での開発や大規模集客施設等の立地により、市全体としての総合的・計画的なまちづくりを阻害するおそれもあります。したがって、本マスタープランにおいては、都市計画区域と一体的なまちづくりを目指すとともに、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で良好な環境を確保する観点などから、都市計画区域外の区域についても地域づくりの方針を定めるものとします。</p> <p>この地域づくりの方針に基づき、庁内の関連する部局と連携・調整を図りながら、効果的な各種の事業施策等を推進していきます。</p> <p>6. 2. 地域区分</p> <p>地域別構想策定のための地域区分を次のとおりとします。</p> <p><地域区分の考え方></p> <p>①まず、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を進める「都市的地域（都市計画区域）」と、自然環境の保全・活用を進める「自然的地域（都市計画区域外）」に分けます。</p> <p>②「都市的地域（都市計画区域）」は、現状の小学校区を基本にし、地形や土地利用の現状などを考慮して地域を区分します。</p> <p>③「自然的地域（都市計画区域外）」は、旧町の区域や現状の小学校区を基本にし、地域の位置、土地利用、コミュニティ等の現況特性から地域を区分します。</p> <p>地域区分の考え方に基づき地域の範囲を次の表 6-1 のとおりに設定します。</p>	<p>現行ページ：110 ページ</p>

【新：改訂素案】			【旧：現行（令和2年3月策定）】			備考
■表 6-1 地域の名称・範囲等			■表 6-1 地域の名称・範囲等			<p style="text-align: center;">庁内照会結果の反映</p> <p style="text-align: right;">現行ページ：111 ページ</p>
I 都市的地域（都市計画区域）			I 都市的地域（都市計画区域）			
地域の名称	地域の範囲	全体構想における土地利用の区分	地域の名称	地域の範囲	全体構想における土地利用の区分	
I-1. 中央地域	諫早小、上山小、北諫早小、御館山小（日の出町、福田町を除く）	市街地ゾーン	I-1. 中央地域	諫早小、上山小、北諫早小、御館山小（日の出町、福田町を除く）	市街地ゾーン	
I-2. 中央北部・長田南部地域	長田小、上諫早小（日の出町、福田町、下大渡野町を含む）	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	I-2. 中央北部・長田南部地域	長田小、上諫早小（日の出町、福田町、下大渡野町を含む）	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
I-3. 小栗・小野地域	小栗小、みはる台小、小野小	市街地ゾーン 田園ゾーン 農地・丘陵ゾーン	I-3. 小栗・小野地域	小栗小、みはる台小、小野小	市街地ゾーン 田園ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
I-4. 真津山・西諫早地域	真城小、真崎小、西諫早小、真津山小	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	I-4. 真津山・西諫早地域	真城小、真崎小、西諫早小、真津山小	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
I-5. 喜々津地域	喜々津東小、喜々津小	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	I-5. 喜々津地域	喜々津東小、喜々津小	市街地ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
II 自然的地域（都市計画区域外）			II 自然的地域（都市計画区域外）			
地域の名称	地域の範囲	全体構想における土地利用の区分	地域の名称	地域の範囲	全体構想における土地利用の区分	
II-1. 諫早北部地域	本野小、長田小 [◎] 、上諫早小 [◎] <small>◎：当該小学校は「I-2. 中央北部・長田南部地域」に立地</small>	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	II-1. 諫早北部地域	本野小、長田小 [◎] 、上諫早小 [◎] <small>◎：当該小学校は「I-2. 中央北部・長田南部地域」に立地</small>	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
II-2. 高来地域	湯江小、高来西小	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	II-2. 高来地域	湯江小、高来西小	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
II-3. 小長井地域	小長井小	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	II-3. 小長井地域	遠竹小、小長井小、長里小	森林ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
II-4. 森山・諫早東部地域	森山東小、森山西小、小野小 [◎] <small>◎：当該小学校は「I-3. 小栗・小野地域」に立地</small>	田園ゾーン 農地・丘陵ゾーン	II-4. 森山・諫早東部地域	森山東小、森山西小、小野小 [◎] <small>◎：当該小学校は「I-3. 小栗・小野地域」に立地</small>	田園ゾーン 農地・丘陵ゾーン	
II-5. 飯盛・有喜地域	飯盛東小、飯盛西小、有喜小	農地・丘陵ゾーン	II-5. 飯盛・有喜地域	飯盛東小、飯盛西小、有喜小	農地・丘陵ゾーン	
II-6. 大草・伊木力地域	大草小、伊木力小	農地・丘陵ゾーン	II-6. 大草・伊木力地域	大草小、伊木力小	農地・丘陵ゾーン	
以上の地域の範囲を図に表すと、図 6-1 のとおりです。			以上の地域の範囲を図に表すと、図 6-1 のとおりです。			

【新：改訂素案】

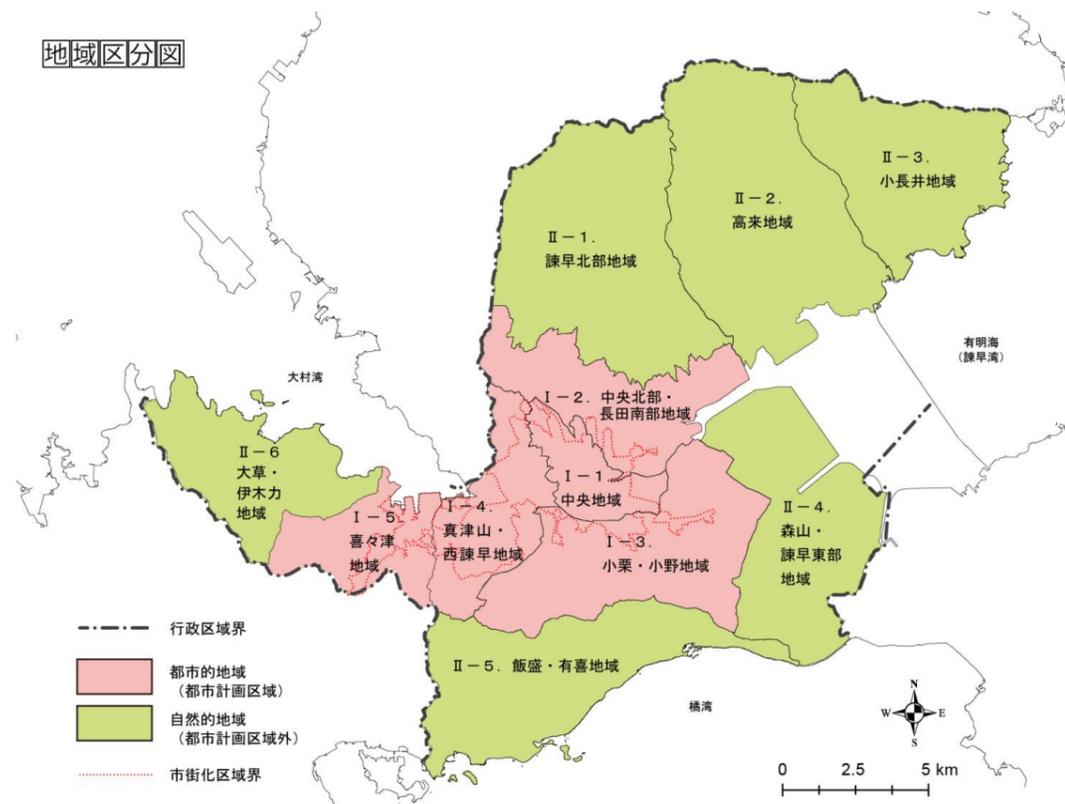
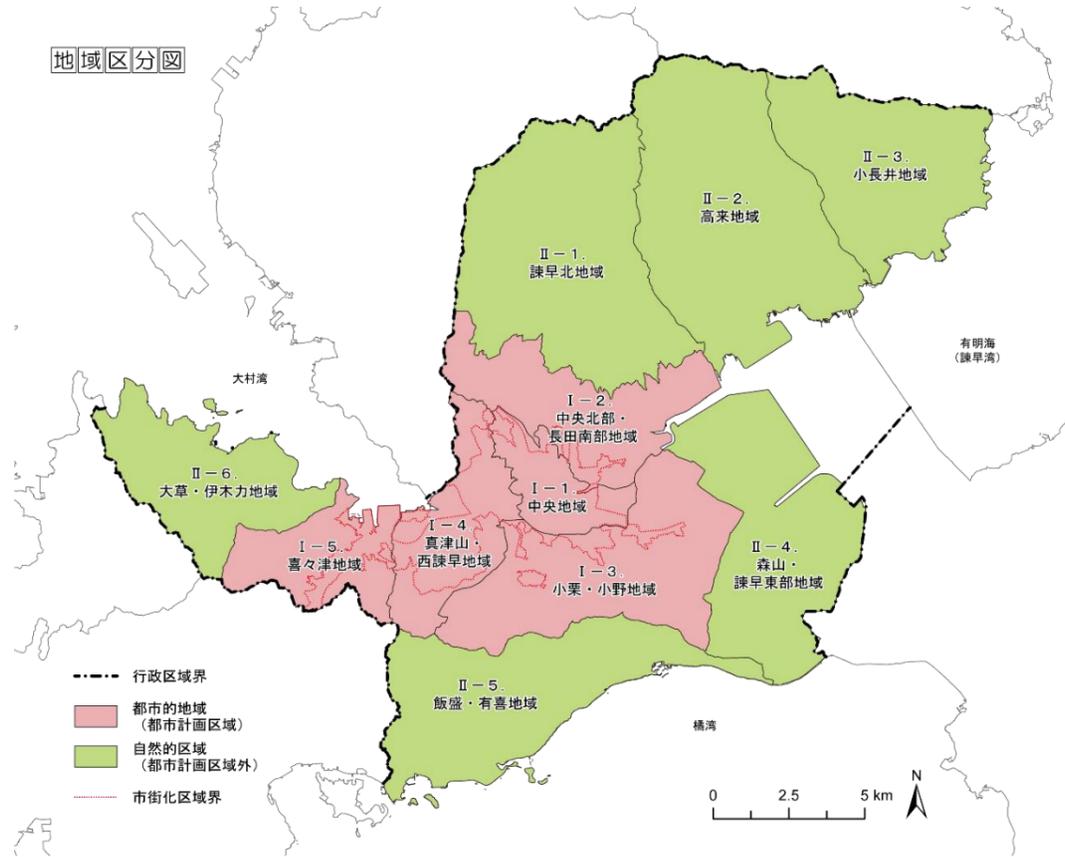
【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

■図 6-1 地域区分図

■図 6-1 地域区分図

図 6-1：市街化区域界更新

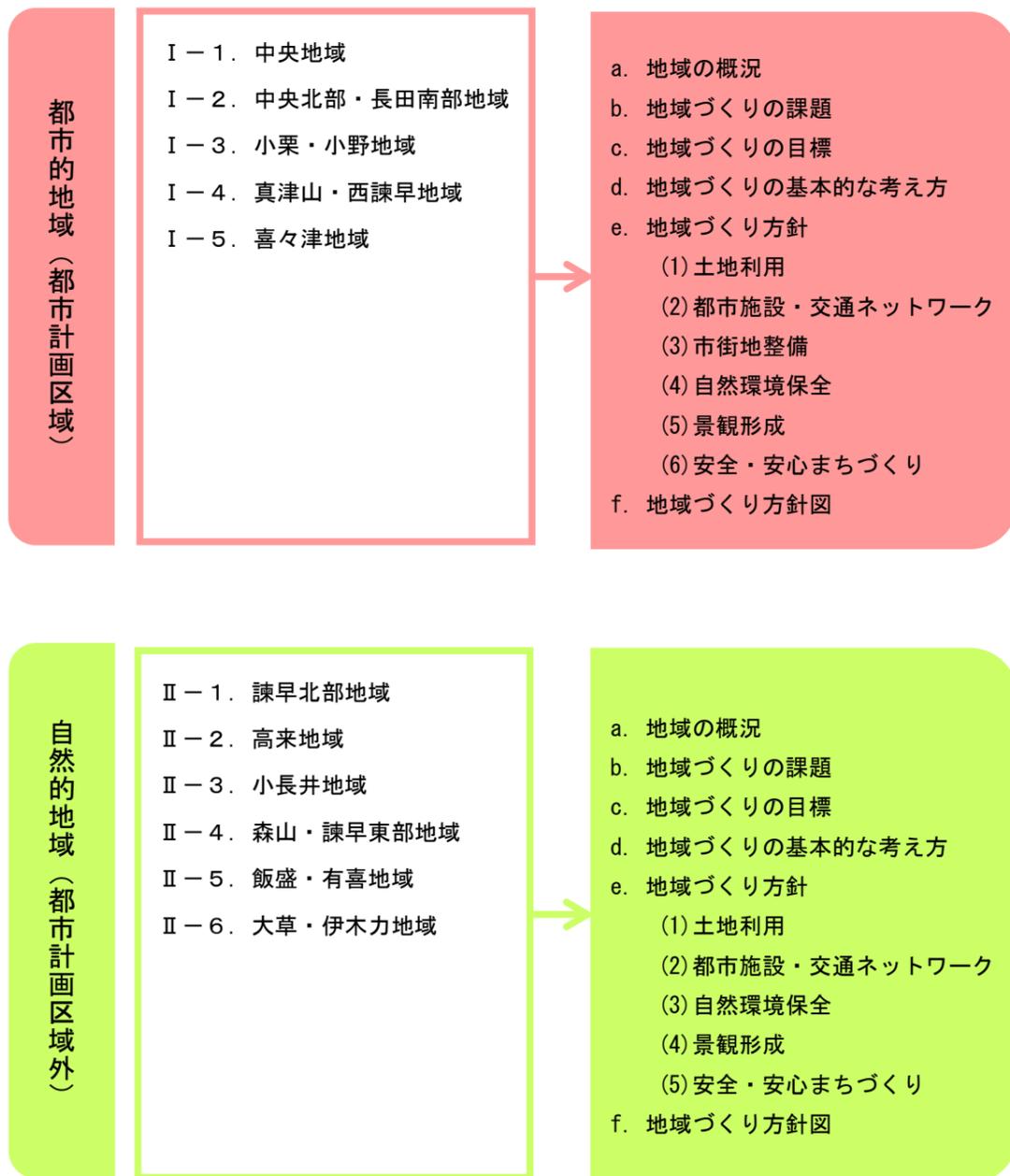


現行ページ：112 ページ

6. 3. 地域別構想の構成

地域別構想では、各地域の地域づくりの方向について次のように整理します。

■図 6-2 地域別構想の構成



6. 3. 地域別構想の構成

地域別構想では、各地域の地域づくりの方向について次のように整理します。

■図 6-2 地域別構想の構成



6. 4. 地域共通の課題と地域づくりの方向

地域共通の課題と地域づくりの方向について、都市的地域（都市計画区域）、自然的地域（都市計画区域外）ごとに、課題と地域づくりの方向を整理すると、次の表6-2のとおりです。

■表 6-2 地域共通の課題と地域づくりの方向

	課 題	地域づくりの方向
I 都市的地域 (都市計画区域)	○市街化区域での適正な市街化の促進	○集約型都市構造の構築
I-1.中央地域	○市街化調整区域での無秩序な市街地拡大の抑制	○市街化区域における市街化を促進する計画的な都市基盤づくり
I-2.中央北部・長田南部地域	○都市機能の集積、まちの活性化や賑わいの中心となる拠点の形成	○市街化調整区域での定住化促進や地域コミュニティの維持を図る土地利用の誘導（無秩序な市街地拡大の抑制及び適正な開発の誘導）
I-3.小栗・小野地域	○多様な就業の場の創出（若年層の転出の抑制）	○「諫早版小さな拠点」の形成（市街化調整区域において、公共交通機関や公益的施設などの一定の集積が見られる地域）
I-4.真津山・西諫早地域	○計画的な都市基盤・都市施設の整備、適切な維持管理	○まちの活力となる産業や商業の効率的・効果的な誘導や、新たな産業の誘致などによる雇用の促進
I-5.喜々津地域	○まちなか居住の促進に向けた住環境の保全、改善	○公共交通の結節点としての駅周辺整備
	○住宅ストック*の活用、住宅建替え・改修の誘導	○都市計画道路等の整備の促進
	○すべての市民が安心して、健康で快適に生活できる都市環境づくり	○市民が安全・快適に利用できる公園の維持管理
	○自然・歴史・文化的環境の保全と継承	○生活排水処理施設（公共下水道など）の整備推進
	○交流人口の増加促進	○良好な住環境を保護・育成するための規制・誘導手法の活用
		○地区計画等の活用による大幅な都市基盤の更新を伴わない修復型のまちづくりの推進
		○バリアフリーのまちづくりの推進（特に人の集まる交通結節点など）
		○まちなかの緑地や水路、歴史・文化など特徴ある資源を活用した空間整備の推進
		○既存のスポーツ施設の活用や新たなスポーツ交流環境の整備

6. 4. 地域共通の課題と地域づくりの方向

地域共通の課題と地域づくりの方向について、都市的地域（都市計画区域）、自然的地域（都市計画区域外）ごとに、課題と地域づくりの方向を整理すると、次の表6-2のとおりです。

■表 6-2 地域共通の課題と地域づくりの方向

	課 題	地域づくりの方向
I 都市的地域 (都市計画区域)	○市街化区域での適正な市街化の促進	○集約型都市構造の構築
I-1.中央地域	○市街化調整区域での無秩序な市街地拡大の抑制	○市街化区域における市街化を促進する計画的な都市基盤づくり
I-2.中央北部・長田南部地域	○都市機能の集積、まちの活性化や賑わいの中心となる拠点の形成	○市街化調整区域での定住化促進や地域コミュニティの維持を図る土地利用の誘導（無秩序な市街地拡大の抑制及び適正な開発の誘導）
I-3.小栗・小野地域	○多様な就業の場の創出（若年層の転出の抑制）	○「諫早版小さな拠点」の形成（市街化調整区域において、公共交通機関や公益的施設などの一定の集積が見られる地域）
I-4.真津山・西諫早地域	○計画的な都市基盤・都市施設の整備、適切な維持管理	○まちの活力となる産業や商業の効率的・効果的な誘導や、新たな産業の誘致などによる雇用の促進
I-5.喜々津地域	○まちなか居住の促進に向けた住環境の保全、改善	○公共交通の結節点としての駅周辺整備
	○住宅ストック*の活用、住宅建替え・改修の誘導	○都市計画道路等の整備の促進
	○すべての市民が安心して、健康で快適に生活できる都市環境づくり	○市民が安全・快適に利用できる公園の維持管理
	○自然・歴史・文化的環境の保全と継承	○生活排水処理施設（公共下水道など）の整備推進
	○交流人口の増加促進	○良好な住環境を保護・育成するための規制・誘導手法の活用
		○地区計画等の活用による大幅な都市基盤の更新を伴わない修復型のまちづくりの推進
		○バリアフリーのまちづくりの推進（特に人の集まる交通結節点など）
		○まちなかの緑地や水路、歴史・文化など特徴ある資源を活用した空間整備の推進
		○既存のスポーツ施設の活用や新たなスポーツ交流環境の整備

【新：改訂素案】			【旧：現行（令和2年3月策定）】			備考
Ⅱ 自然的地域 （都市計画区域外） Ⅱ-1.諫早北部地域 Ⅱ-2.高来地域 Ⅱ-3.小長井地域 Ⅱ-4.森山・諫早東部地域 Ⅱ-5.飯盛・有喜地域 Ⅱ-6.大草・伊木力地域	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の基盤の充実 ○治山治水機能の強化 ○無秩序な開発の抑制・防止による自然環境や生活環境の保全 ○自然環境の積極的な活用 ○高齢者をはじめ市民が安心して、健康で快適に生活できる集落環境づくり ○既存集落・地域コミュニティの維持、定住化促進 ○交通弱者の広域的な移動手段の確保や観光客の移動等円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の保全 ○自然緑地、森林の機能面及び景観面からの保全 ○自然的土地利用に応じた適正な施設の誘導 ○自然環境を活かした既存施設のより一層の充実や、市民や観光客が自然と親しめる新たな場所や機会の創出 ○既存集落・地域コミュニティの維持を図る土地利用の誘導 ○既存の都市機能の集積を活かした生活拠点の形成 ○都市機能の適正な立地誘導による中心拠点・都市拠点との機能連携の強化 ○バリアフリーのまちづくりの推進（特に日常生活に関わる施設へのアクセス、移動など） ○既存集落の環境整備の促進 ○生活排水処理施設（特定環境保全公共下水道や合併処理浄化槽など）の整備推進 ○人口定着化のための支援 	Ⅱ 自然的地域 （都市計画区域外） Ⅱ-1.諫早北部地域 Ⅱ-2.高来地域 Ⅱ-3.小長井地域 Ⅱ-4.森山・諫早東部地域 Ⅱ-5.飯盛・有喜地域 Ⅱ-6.大草・伊木力地域	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の基盤の充実 ○治山治水機能の強化 ○無秩序な開発の抑制・防止による自然環境や生活環境の保全 ○自然環境の積極的な活用 ○高齢者をはじめ市民が安心して、健康で快適に生活できる集落環境づくり ○既存集落・地域コミュニティの維持、定住化促進 ○交通弱者の広域的な移動手段の確保や観光客の移動等円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の保全 ○自然緑地、森林の機能面及び景観面からの保全 ○自然的土地利用に応じた適正な施設の誘導 ○自然環境を活かした既存施設のより一層の充実や、市民や観光客が自然と親しめる新たな場所や機会の創出 ○既存集落・地域コミュニティの維持を図る土地利用の誘導 ○既存の都市機能の集積を活かした生活拠点の形成 ○都市機能の適正な立地誘導による中心拠点・都市拠点との機能連携の強化 ○バリアフリーのまちづくりの推進（特に日常生活に関わる施設へのアクセス、移動など） ○既存集落の環境整備の促進 ○生活排水処理施設（特定環境保全公共下水道や合併処理浄化槽など）の整備推進 ○人口定着化のための支援 	

現行ページ：114 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p style="text-align: center;">6. 5. 地域別の概況と地域づくり方針</p> <p>I 都市的地域（都市計画区域）</p> <p>都市的地域（都市計画区域）の地域別の地域づくり方針は、次のとおりです。</p> <p>I－1. 中央地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「中央地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 695 1249 1843"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">①位置・地勢</td> <td>本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">②土地利用</td> <td>本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">③道路・交通</td> <td>道路・鉄道の結節点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルを併設し、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">④都市基盤・都市施設等</td> <td>新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化が図られ、令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 		②土地利用	本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている	<ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 		③道路・交通	道路・鉄道の結節点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルを併設し、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 		④都市基盤・都市施設等	新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化が図られ、令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 		<p style="text-align: center;">6. 5. 地域別の概況と地域づくり方針</p> <p>I 都市的地域（都市計画区域）</p> <p>都市的地域（都市計画区域）の地域別の地域づくり方針は、次のとおりです。</p> <p>I－1. 中央地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「中央地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1314 695 2362 1843"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">①位置・地勢</td> <td>本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">②土地利用</td> <td>本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">③道路・交通</td> <td>道路・鉄道の結節点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルもあり、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年度（2022年度）の開業に向け、九州新幹線西九州ルートの整備が進行中です。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">④都市基盤・都市施設等</td> <td>新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化など、令和4年度（2022年度）の新幹線開業に向けた整備が進行中です。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 		②土地利用	本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている	<ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 		③道路・交通	道路・鉄道の結節点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルもあり、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年度（2022年度）の開業に向け、九州新幹線西九州ルートの整備が進行中です。 		④都市基盤・都市施設等	新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化など、令和4年度（2022年度）の新幹線開業に向けた整備が進行中です。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 		<p>文言修正</p> <p>文言等の時点修正</p> <p style="text-align: right;">現行ページ：115 ページ</p>
①位置・地勢	本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 																																		
②土地利用	本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 																																		
③道路・交通	道路・鉄道の結節点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルを併設し、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 																																		
④都市基盤・都市施設等	新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化が図られ、令和4年9月には、西九州新幹線が開業しました。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 																																		
①位置・地勢	本市の中央部に位置し、本明川が流れる平坦な地形																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央部に位置し、多良山系から流れる本明川が中央部を流れ、概ね平坦な地形です。一部独立丘陵となっているところもあります。 																																		
②土地利用	本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 市街地中心部の市役所周辺や諫早駅周辺は、商業施設や業務施設、行政施設、文化施設等が集積し、本市及び周辺地域の都心機能の中心的な役割を担っています。 市街地中心部の周辺は低層中心の住宅地が取り囲んでおり、近年では一部に中高層マンションが立地するなど高度利用化が進んでいます。 国道57号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進み、市街地の拡大の方向にあります。 地域東部の本明川下流部には、田園地帯が広がっています。 																																		
③道路・交通	道路・鉄道の結節点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路である国道34号、57号、207号が本地域を中心に放射状に伸びています。 諫早駅は、JR長崎本線と大村線の分岐点、島原鉄道の始発駅であり、さらに諫早駅東口にはバスターミナルもあり、周辺地域の公共交通の結節点となっています。 国道34号大村諫早拡幅の整備が進行中です。 令和4年度（2022年度）の開業に向け、九州新幹線西九州ルートの整備が進行中です。 																																		
④都市基盤・都市施設等	新幹線開業を契機とした駅周辺等の整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市のシンボルとなっている上山公園、御館山公園、諫早公園は身近な自然環境として、また県立総合運動公園はスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれています。 中心市街地を取り囲む外環状道路の一部である、一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の整備が一部完了したことにより、市街地を通過する交通の分散が図られ、近隣市や物流拠点等へのアクセスが向上するとともに、市中心部の交通混雑が緩和し交通の安全が図られました。 諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備が進行中です。 諫早市役所や中央交流広場の至近に位置する栄町東西街区では、中心市街地活性化に向けた主要事業として、市街地再開発事業による住宅や商業施設、福祉施設などが整備されました。 諫早駅周辺では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業による交通結節機能の強化など、令和4年度（2022年度）の新幹線開業に向けた整備が進行中です。 本地域は公共下水道の整備がほぼ完了しています。 アエル中央商店街の延長上の上野町や野中町は、平成23年度に諫早南部第1地区土地区画整理事業が完了しました。 																																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																
<table border="1" data-bbox="201 289 1252 655"> <tr> <td data-bbox="201 289 507 352">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="507 289 1252 352">中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 352 1252 489"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 489 507 520">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="507 489 1252 520">本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 520 1252 655"> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 		⑥災害危険性	本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 		<table border="1" data-bbox="1314 289 2365 655"> <tr> <td data-bbox="1314 289 1620 352">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1620 289 2365 352">中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 352 2365 489"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 489 1620 520">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="1620 489 2365 520">本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 520 2365 655"> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 		⑥災害危険性	本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 		<p data-bbox="2377 655 2674 686">現行ページ：115 ページ</p>
⑤自然環境・景観特性	中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 																		
⑥災害危険性	本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 																		
⑤自然環境・景観特性	中心市街地やその外周部に自然・歴史・文化的な資源が集積している																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地やその外周部には、本明川や倉屋敷川の水辺環境・河川景観、上山、御館山などの大規模な公園・緑地や、諫早神社、高城神社、安勝寺などの寺社、眼鏡橋などの文化財など、自然・歴史・文化的な資源が集積しています。 東部の干拓地には田園景観が広がっています。 																		
⑥災害危険性	本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、中心部を流れる本明川・半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 																		

【新：改訂素案】

また、「中央地域」の面積・人口は、次のとおりです。

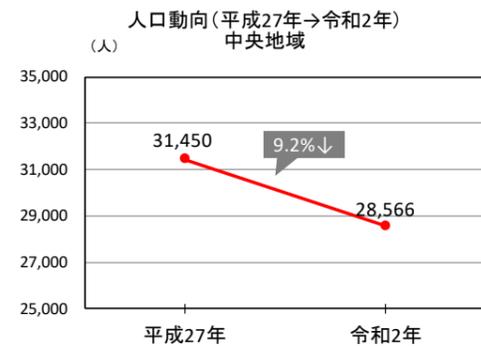
- 中央地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で9.2%減少しており、本市の人口が減少している地域の中では3番目に人口減少率が高い地域です。
- さらに高齢化率30%以上の地区が多く見られ、高齢化も進行している状況です。
- 年少人口の割合は、本諫早駅周辺の地区などで比較的高くなっています。

■図 6-3 面積・人口（中央地域）

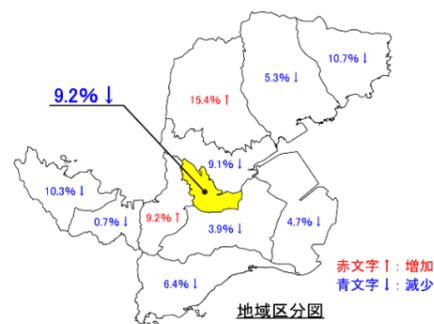
<面積・人口>

面積	約 943ha
人口	令和2年人口：28,566人（全市の21.3%）
人口密度	30.3人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「中央地域」の面積・人口は、次のとおりです。

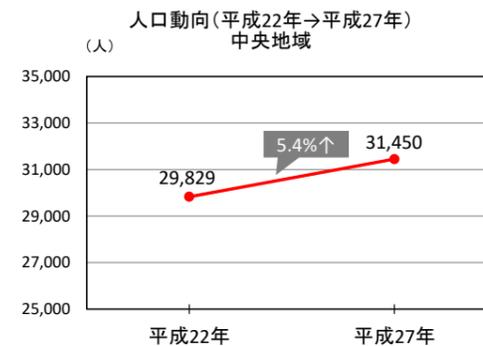
- 中央地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で5.4%増加しており、本市の中では唯一、人口が増加している地域です。
- 一部では高齢化率30%以上の地区が見られ、高齢化が進行している状況です。
- 年少人口の割合は、本諫早駅周辺の地区などで比較的高くなっています。

■図 6-3 面積・人口（中央地域）

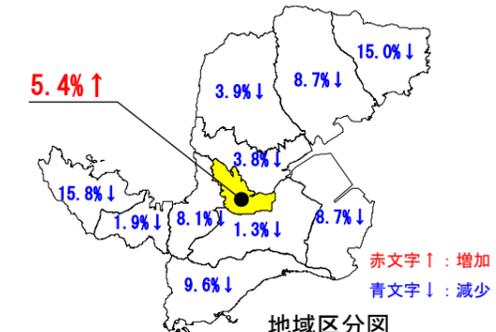
<面積・人口>

面積	約 943ha
人口	平成27年人口：31,450人（全市の22.8%）
人口密度	33.4人/ha

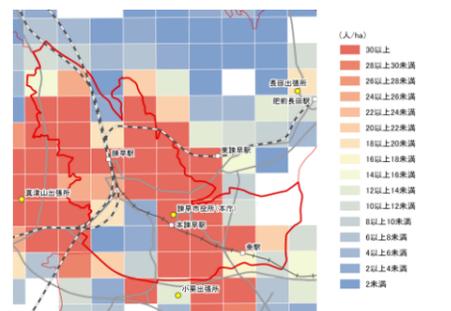
<人口動向グラフ>



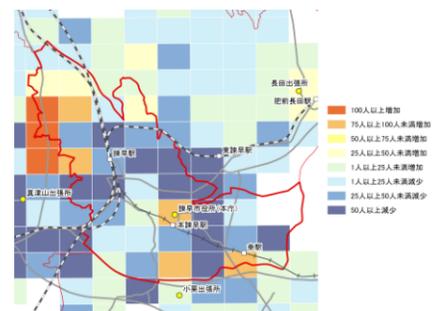
<人口増減率（%）の地域間比較>



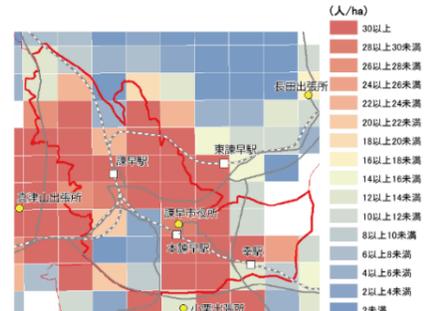
<人口密度：令和2年>



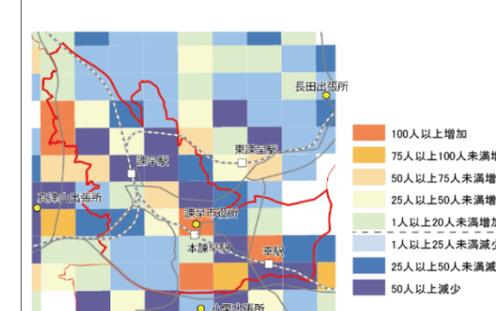
<人口増減数：平成27年→令和2年>



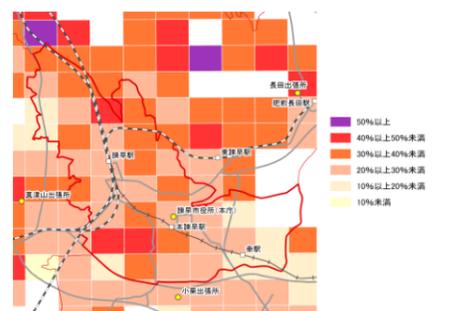
<人口密度：平成27年>



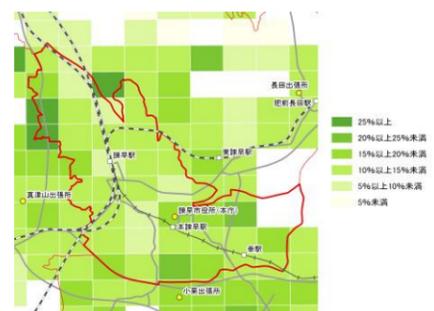
<人口増減数：平成22年→平成27年>



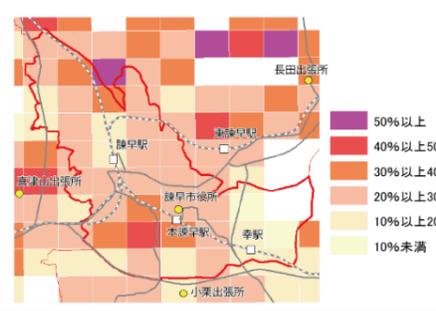
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

数値等の時点修正

文言追加

図 6-3：H27～R2に更新

現行ページ：116ページ

【新：改訂素案】

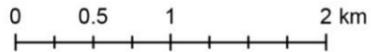
地域の概況等から「中央地域」の地域特性を図に表すと図 6-4 のとおりです。

■図 6-4

中央地域 地域特性現況図



凡 例	
---	地域区分界
...	市街化区域
—	国道
—	主要地方道・県道
—	西九州新幹線
—	鉄道 (JR)
—	鉄道 (島原鉄道)
—	河川
●	行政施設
●	公民館
●	コミュニティ施設
◇	文化施設
■	保育所 (園)・幼稚園・認定こども園
■	小学校
■	中学校
■	高等学校・大学
■	特別支援学校
■	高齢福祉施設 (老人ホーム等)
■	病院
■	郵便局
■	スポーツ施設
■	観光施設
★	大規模小売店舗
■	公園・緑地



【旧：現行 (令和 2 年 3 月策定)】

地域の概況等から「中央地域」の地域特性を図に表すと図 6-4 のとおりです。

■図 6-4

中央地域 地域特性現況図



凡 例	
---	地域区分界
...	市街化区域
—	国道
—	主要地方道・県道
—	九州新幹線西九州ルート
—	鉄道 (JR)
—	鉄道 (島原鉄道)
—	河川
●	行政施設
●	公民館
●	コミュニティ施設
◇	文化施設
■	保育所 (園)・幼稚園・認定こども園
■	小学校
■	中学校
■	高等学校・大学
■	特別支援学校
■	高齢福祉施設 (老人ホーム等)
■	病院
■	郵便局
■	スポーツ施設
■	観光施設
★	大規模小売店舗
■	公園・緑地



備考

図 6-4 : 修正点

- ・島原道路
- ・西九州新幹線
- ・鎮西学院大学

図一部修正

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考												
<p>(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方</p> <p>地域特性等から「中央地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="195 380 1249 1121"> <tr> <td data-bbox="195 380 439 642">地域づくりの課題</td> <td data-bbox="439 380 1249 642"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 642 439 730">地域づくりの目標</td> <td data-bbox="439 642 1249 730"> <p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="195 730 439 1121">地域づくりの基本的な考え方</td> <td data-bbox="439 730 1249 1121"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線開業に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 </td> </tr> </table>	地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 	地域づくりの目標	<p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p>	地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線開業に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 	<p>(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方</p> <p>地域特性等から「中央地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1308 380 2362 1121"> <tr> <td data-bbox="1308 380 1552 642">地域づくりの課題</td> <td data-bbox="1552 380 2362 642"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 642 1552 730">地域づくりの目標</td> <td data-bbox="1552 642 2362 730"> <p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 730 1552 1121">地域づくりの基本的な考え方</td> <td data-bbox="1552 730 2362 1121"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線整備に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 </td> </tr> </table>	地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 	地域づくりの目標	<p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p>	地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線整備に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 	<p>文字修正</p>
地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 													
地域づくりの目標	<p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p>													
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線開業に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 													
地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央の交通の要衝という立地特性に加え、中心市街地の都市機能の集積と、水や緑、歴史・文化的遺産などの資源を活かした多様な産業振興 ○ 中心市街地の既存ストックの活用等による市民交流の中核となる場としての賑わいの回復 ○ 人口の呼び戻し、定住化による中心市街地の人口密度の維持 ○ 道路、河川等の都市基盤の充実と市街地の防災性の向上 ○ 交通弱者等の移動等円滑化 													
地域づくりの目標	<p>【諫早の顔として人が集う活気あふれる 安全・安心な地域づくり】</p>													
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県央としての都心機能集積の誘導 ○ 商業機能の活性化支援の強化 ○ 新幹線整備に併せた交通結節機能の向上 ○ 都心回遊空間の創出 ○ 土地利用の高度化、適正な市街化の誘導 ○ 都心居住の推進（新たな居住者の受け入れ、小規模修復型のまちづくりによる居住継続） ○ 広域幹線道路網の整備促進（都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線） ○ 公共交通ネットワークの形成 ○ 建築物の建替え、改修の誘導 ○ 防災機能の向上 													
<p>なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。</p>	<p>なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。</p>	<p>現行ページ：118 ページ</p>												

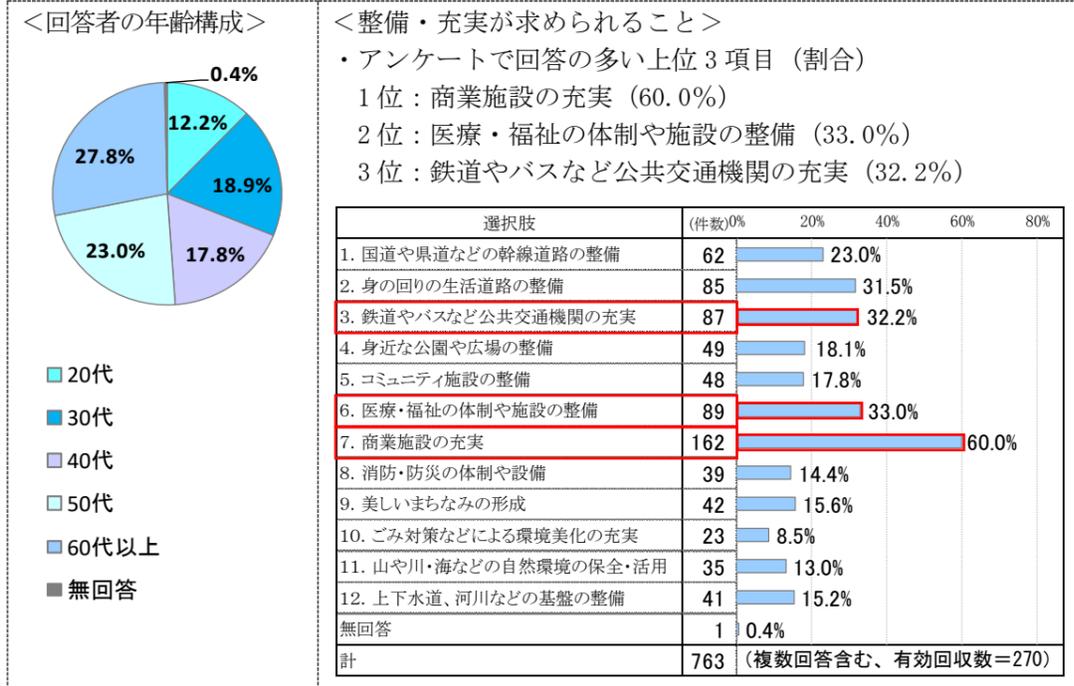
【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

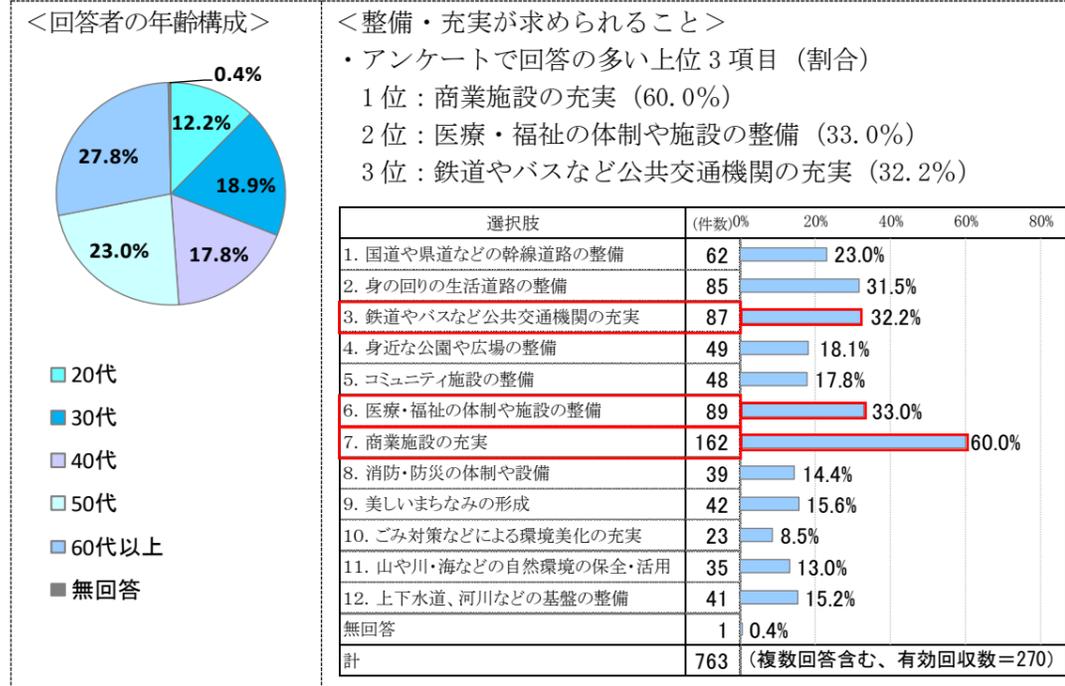
■図 6-5 市民アンケート結果（中央地域）

※「中央地域」に住んでいる方の回答



■図 6-5 市民アンケート結果（中央地域）

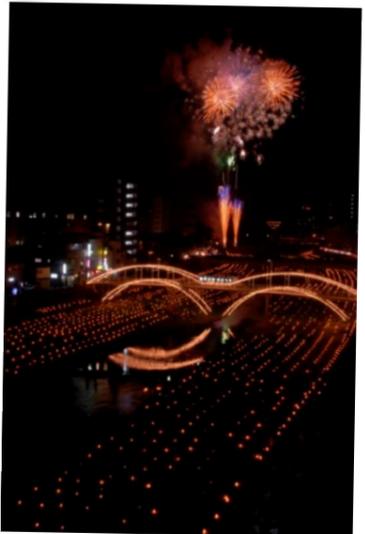
※「中央地域」に住んでいる方の回答



現行ページ：118 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「中央地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>都心機能の集積を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「第2期諫早市中心市街地活性化基本計画」で示された将来像の実現を見据え、都市機能の集積・立地の誘導促進 ○建築物用途の規制・誘導による商業・業務施設の集積・立地の誘導促進 ○低利用地、空地等の高度利用の促進（高度利用地区の指定） ○歩行者空間・緑地空間等の半公共空間*の創出（地区計画制度、総合設計制度*の活用） ○（仮称）市民交流センターの整備等をはじめとする、中央地域における歴史・文化・交流の拠点機能をもつ既存施設の拡充・集積立地の誘導 <p>賑わいのある商業地づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物用途の専用性を高めるきめ細かな建築物用途の制限 ○建築物の低層部分に集客機能をもつ商業用途施設の連続立地の誘導・促進 ○まちなかの緑陰など小規模オープンスペースの配置 ○本明川の水辺整備による魅力的なアメニティ空間の形成などによる快適な回遊歩行空間の創出 ○諫早駅前の公共空間の確保と街区再編など都市再生整備計画事業の推進 ○国道34号、57号、一般県道諫早外環状線沿道の中心市街地外縁部の沿道複合地における、土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>住環境の育成・保全やまちなか居住を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちなか居住を目指した住宅建替えの誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○まちなか居住の住環境の保全 ○既存コミュニティを継承するまちなか住宅地の形成 ○まちなか住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 <p>良好な風致を損なわない土地利用に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上山風致地区、御館山風致地区、裏山風致地区内の良好な風致を活かした土地利用 <p>田園地帯を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川下流部の市街化調整区域の優良農地環境を阻害しない開発等の誘導 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「中央地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>都心機能の集積を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「第2期諫早市中心市街地活性化基本計画」で示された将来像の実現を見据え、都市機能の集積・立地の誘導促進 ○建築物用途の規制・誘導による商業・業務施設の集積・立地の誘導促進 ○低利用地、空地等の高度利用の促進（高度利用地区の指定） ○歩行者空間・緑地空間等の半公共空間*の創出（地区計画制度、総合設計制度*の活用） ○諫早文化会館の改修や中規模な公演に対応したホールの整備等をはじめとする、中央地域における歴史・文化・交流の拠点機能をもつ既存施設の拡充・集積立地の誘導 <p>賑わいのある商業地づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物用途の専用性を高めるきめ細かな建築物用途の制限 ○建築物の低層部分に集客機能をもつ商業用途施設の連続立地の誘導・促進 ○まちなかの緑陰など小規模オープンスペースの配置 ○本明川の水辺整備による魅力的なアメニティ空間の形成などによる快適な回遊歩行空間の創出 ○諫早駅前の公共空間の確保と街区再編など諫早駅周辺整備事業の推進 ○国道34号、57号、一般県道諫早外環状線沿道の中心市街地外縁部の沿道複合地における、土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>住環境の育成・保全やまちなか居住を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちなか居住を目指した住宅建替えの誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○まちなか居住の住環境の保全 ○既存コミュニティを継承するまちなか住宅地の形成 ○まちなか住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 <p>良好な風致を損なわない土地利用に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上山風致地区、御館山風致地区、裏山風致地区内の良好な風致を活かした土地利用 <p>田園地帯を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川下流部の市街化調整区域の優良農地環境を阻害しない開発等の誘導 	<p>庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：119 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>都心部の交通機能・利便性を向上させます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早駅前広場の整備など新幹線開業に伴う広域交通ネットワークの形成を踏まえた交通結節機能の強化 ○本諫早駅のリニューアル整備支援 ○歩行空間のバリアフリー化 ○駐車場・駐輪場の計画的な整備等によるパークアンドライドのための支援 ○駐車場案内システムの構築 <p>都心部の交通ネットワークを形成します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路である外環状道路の一部を形成する都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線の整備促進 ○地域幹線道路として中心市街地の外周を走る内環状道路の整備推進 ○外環状道路と内環状道路を繋ぐ都市計画道路の整備推進 ○諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備推進 ○水とみどりの活用や、商店街・町筋などの連続性を活かした安全・快適な歩行者の回遊ルートの創出 ○その他、計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○公共交通ネットワークの維持・形成による都市拠点、生活拠点との機能連携の強化 ○中心市街地への来街者のアクセス向上や中心市街地内の移動等円滑化を図る民間事業者の移動サービスとの連携 <p>緑の拠点の活用と身近な広場を創出します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早公園、上山公園、御館山公園、市役所前の中央交流広場等のこれまで整備された公園・緑地の適切な維持管理 ○集客力の向上や施設の老朽化、機能更新などを考慮した、県立総合運動公園のスポーツ施設等のリフレッシュ整備の促進 ○諫早公園から市役所一帯を回遊する高城回廊の機能充実、及び周辺の歴史・文化・スポーツ・交流施設とのネットワーク整備 ○まちかどなどを活用した広場や商店街内の憩いの場・イベント広場の整備 <p>河川の防災・生活環境対策を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の治水機能の充実 ○水質浄化に必要な流量が確保できる水路の適切な維持管理の推進及び下水道への接続の促進 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>都心部の交通機能・利便性を向上させます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早駅前広場の整備など新幹線開業に伴う広域交通ネットワークの形成を踏まえた交通結節機能の強化 ○本諫早駅のリニューアル整備支援 ○歩行空間のバリアフリー化 ○駐車場・駐輪場の計画的な整備等によるパークアンドライドのための支援 ○駐車場案内システムの構築 <p>都心部の交通ネットワークを形成します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路である外環状道路の一部を形成する都市計画道路破籠井鷲崎線、同貝津下大渡野線の整備促進 ○地域幹線道路として中心市街地の外周を走る内環状道路の整備推進 ○外環状道路と内環状道路を繋ぐ都市計画道路の整備推進 ○諫早駅と市役所周辺を繋ぐ市道上宇戸橋公園線の整備推進 ○水とみどりの活用や、商店街・町筋などの連続性を活かした安全・快適な歩行者の回遊ルートの創出 ○その他、計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○公共交通ネットワークの維持・形成による都市拠点、生活拠点との機能連携の強化 ○中心市街地への来街者のアクセス向上や中心市街地内の移動等円滑化を図る民間事業者の移動サービスとの連携 <p>緑の拠点の活用と身近な広場を創出します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早公園、上山公園、御館山公園、市役所前の中央交流広場等のこれまで整備された公園・緑地の適切な維持管理 ○集客力の向上や施設の老朽化、機能更新などを考慮した、県立総合運動公園のスポーツ施設等のリフレッシュ整備の促進 ○諫早公園から市役所一帯を回遊する高城回廊の機能充実、及び周辺の歴史・文化・スポーツ・交流施設とのネットワーク整備 ○まちかどなどを活用した広場や商店街内の憩いの場・イベント広場の整備 <p>河川の防災・生活環境対策を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の治水機能の充実 ○水質浄化に必要な流量が確保できる水路の適切な維持管理の推進及び下水道への接続の促進 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>現行ページ：120ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>市街地の再整備を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早南部土地区画整理事業の推進による道路等の基盤整備と住環境の改善 ○市道永昌東栄田線の整備など、都市空間・都市機能の再整備や、土地の高度利用の推進、さらには防災性の向上を図る市街地再開発事業等の推進 ○栄町東西街区第一種市街地再開発事業による、中心市街地における商業機能の活性化支援の強化や都市居住の推進 ○小規模で柔軟な区画整理*による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 <p>良質な住宅ストックの形成を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心部の立地特性を活かした高齢者住宅、ケア付住宅、単身者用住宅など多様な住宅の供給の支援 <p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>市街地内の良好な環境の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上山風致地区、御館山風致地区、裏山風致地区など優れた風致環境の地域や、市街地内で貴重な寺社境内地の樹林・樹木等の保全 <p>親水空間づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川、倉屋敷川や、市街地内を流れる小野用水をはじめとする水路等の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設*の整備 	<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>市街地の再整備を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早南部土地区画整理事業の推進による道路等の基盤整備と住環境の改善 ○諫早駅東地区第二種市街地再開発事業及び市道永昌東栄田線の整備など、都市空間・都市機能の再整備や、土地の高度利用の推進、さらには防災性の向上を図る市街地再開発事業等の推進 ○栄町東西街区第一種市街地再開発事業による、中心市街地における商業機能の活性化支援の強化や都市居住の推進 ○小規模で柔軟な区画整理*による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 <p>良質な住宅ストックの形成を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心部の立地特性を活かした高齢者住宅、ケア付住宅、単身者用住宅など多様な住宅の供給の支援 <p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>市街地内の良好な環境の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上山風致地区、御館山風致地区、裏山風致地区など優れた風致環境の地域や、市街地内で貴重な寺社境内地の樹林・樹木等の保全 <p>親水空間づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川、倉屋敷川や、市街地内を流れる小野用水をはじめとする水路等の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設*の整備 	<p>事業完了により文言削除</p>
<p>● 眼鏡橋（諫早公園）</p>  <p>● 万灯川まつり</p> 	<p>● 眼鏡橋（諫早公園）</p>  <p>● 万灯川まつり</p> 	<p>現行ページ：121 ページ</p>

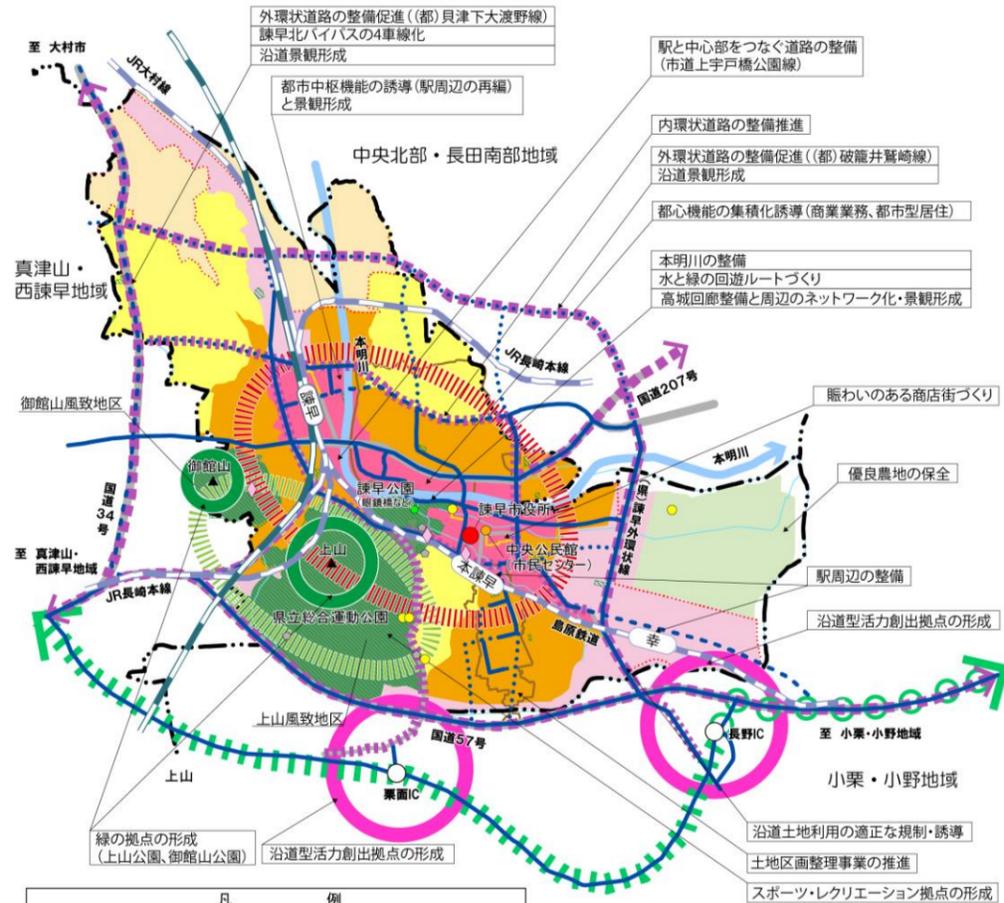
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観の形成に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生整備計画事業や中心市街地内の市街地整備と併せた都心部にふさわしい都市景観の形成 ○諫早公園から市役所一帯に集積する歴史・文化・スポーツ・交流施設の立地特性を活かした景観形成 ○景観の阻害要因となる電線、電柱、工作物等の除去 ○建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○本明川の整備による河川景観の形成 ○上山公園、御館山公園の緑の拠点の形成などによる市街地内の自然環境を活かした景観形成 	<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観の形成に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早駅周辺整備事業や中心市街地内の市街地整備と併せた都心部にふさわしい都市景観の形成 ○諫早公園から市役所一帯に集積する歴史・文化・スポーツ・交流施設の立地特性を活かした景観形成 ○景観の阻害要因となる電線、電柱、工作物等の除去 ○建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○本明川の整備による河川景観の形成 ○上山公園、御館山公園の緑の拠点の形成などによる市街地内の自然環境を活かした景観形成 	事業名変更
<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早南部土地区画整理事業の推進、地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策・内水対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川・半造川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○仲沖地区周辺を重点とした排水機場の整備などによる内水対策*の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への浸水想定区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 ○コミュニティタイムライン*（地区版の本明川水害タイムライン）を活用した地域防災力の強化 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○「ゾーン 30*指定区域」及びその他通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諫早南部土地区画整理事業や諫早駅東地区第二種市街地再開発事業の推進、地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策・内水対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川・半造川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○仲沖地区周辺を重点とした排水機場の整備などによる内水対策*の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への浸水想定区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 ○コミュニティタイムライン*（地区版の本明川水害タイムライン）を活用した地域防災力の強化 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○「ゾーン 30*指定区域」及びその他通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	事業完了により文言削除
		現行ページ：122 ページ

(4) 地域づくり方針図

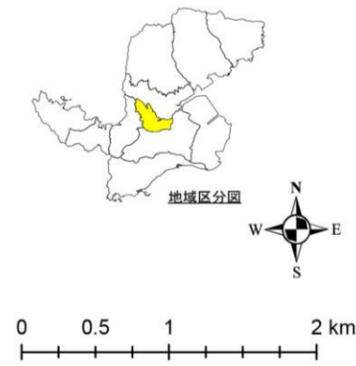
地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-6 のとおりです。

■図 6-6

中央地域 地域づくり方針図



凡	例
--- 地域区分界	● 中心拠点
..... 市街化区域界	● スポーツ・レクリエーション拠点
== 国道	○ 沿道型活力創出拠点
== 主要地方道・県道	○ 緑の拠点
--- 西九州新幹線	■ 高規格道路(島原道路) (○○○:事業化されていない区間)
--- 鉄道(JR)	■ 広域幹線道路
--- 鉄道(島原鉄道)	■ 地域幹線道路
--- 河川	■ 河川軸(本明川)
● 行政施設	■ 低層住宅地
● 公民館	■ 一般住宅地
● コミュニティ施設	■ 低層開発団地
◇ 文化施設	■ 拠点商業地
● スポーツ施設	■ 沿道複合地
● 観光施設	■ 農地・丘陵地
--- 都市計画道路(改良済)	■ 田園干拓地
--- 都市計画道路(概成済)	■ 公園・緑地
--- 都市計画道路(未整備)	■ 大規模な公園・緑地
■ 市街地再開発事業	
■ 土地区画整理事業	

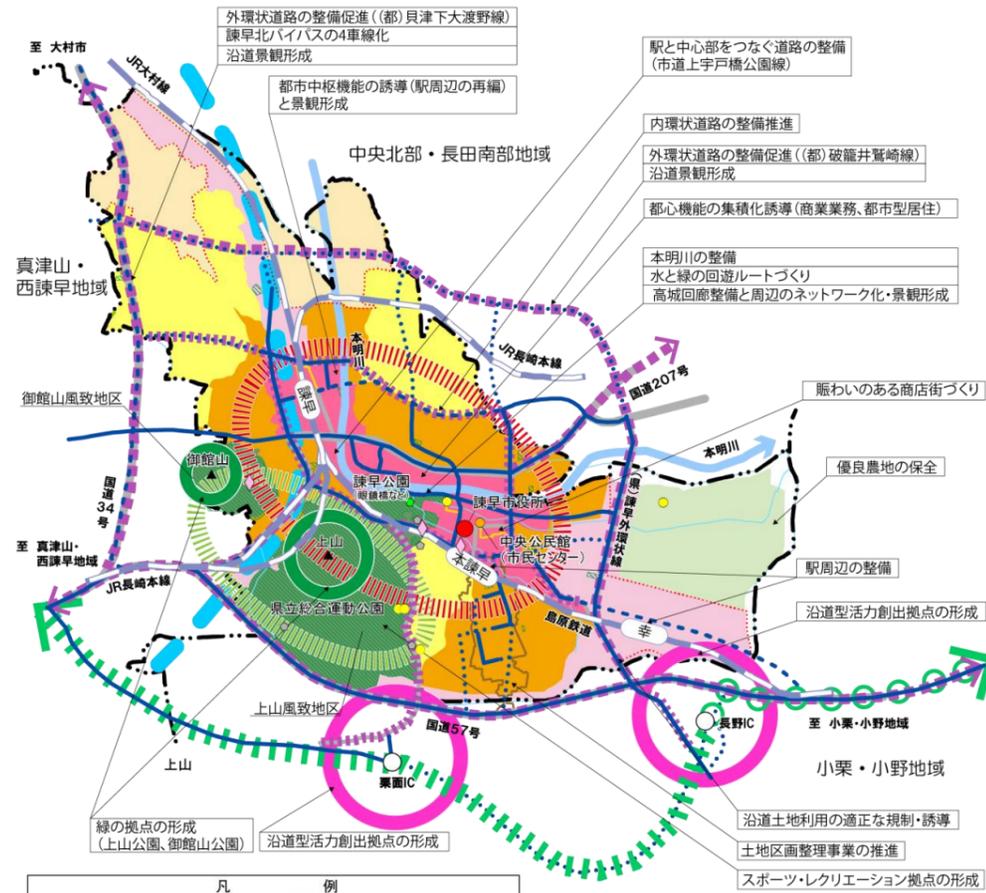


(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-6 のとおりです。

■図 6-6

中央地域 地域づくり方針図



凡	例
--- 地域区分界	● 中心拠点
..... 市街化区域界	● スポーツ・レクリエーション拠点
== 国道	○ 沿道型活力創出拠点
== 主要地方道・県道	○ 緑の拠点
--- 西九州新幹線	■ 地域高規格道路(島原道路) (○○○:事業化されていない区間)
--- 鉄道(JR)	■ 広域幹線道路
--- 鉄道(島原鉄道)	■ 地域幹線道路
--- 河川	■ 河川軸(本明川)
● 行政施設	■ 低層住宅地
● 公民館	■ 一般住宅地
● コミュニティ施設	■ 低層開発団地
◇ 文化施設	■ 拠点商業地
● スポーツ施設	■ 沿道複合地
● 観光施設	■ 農地・丘陵地
--- 都市計画道路(改良済)	■ 田園干拓地
--- 都市計画道路(概成済)	■ 公園・緑地
--- 都市計画道路(未整備)	■ 大規模な公園・緑地
■ 市街地再開発事業	
■ 土地区画整理事業	

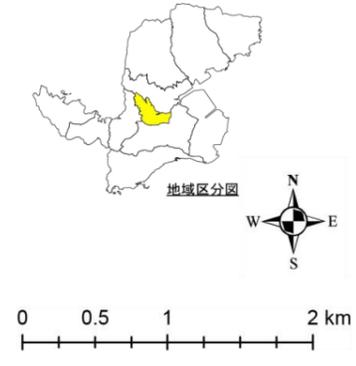


図 6-6 : 修正点

- ・島原道路(都市計画道路改良済)
- ・西九州新幹線
- ・高規格道路

図一部修正

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p>I－2. 中央北部・長田南部地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「中央北部・長田南部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 426 1249 1703"> <tr> <td data-bbox="201 426 507 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="507 426 1249 493">多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1249 590"> <ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 590 507 657">②土地利用</td> <td data-bbox="507 590 1249 657">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 657 1249 1014"> <ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1014 507 1050">③道路・交通</td> <td data-bbox="507 1014 1249 1050">国道34号・207号の拡幅整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1050 1249 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1339 507 1375">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="507 1339 1249 1375">出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1375 1249 1703"> <ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる	<ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 		③道路・交通	国道34号・207号の拡幅整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 		④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 		<p>I－2. 中央北部・長田南部地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「中央北部・長田南部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1314 426 2362 1703"> <tr> <td data-bbox="1314 426 1620 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1620 426 2362 493">多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 493 2362 590"> <ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 590 1620 657">②土地利用</td> <td data-bbox="1620 590 2362 657">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 657 2362 1014"> <ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1014 1620 1050">③道路・交通</td> <td data-bbox="1620 1014 2362 1050">国道34号・207号の拡幅整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1050 2362 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1339 1620 1375">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="1620 1339 2362 1375">出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1375 2362 1703"> <ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる	<ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 		③道路・交通	国道34号・207号の拡幅整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 		④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 		<p>現行ページ：124 ページ</p>
①位置・地勢	多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 																																		
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 																																		
③道路・交通	国道34号・207号の拡幅整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 																																		
④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 																																		
①位置・地勢	多良山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵に本明川水系の小河川が流れる																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良岳山麓部にあたる緩やかな斜面丘陵で、幾筋もの小さな谷が南に向かって走っています。 細くて急な河川は、すべて本明川に流れ込む水系です。 																																		
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 地域南部の山裾部の市街化区域では、道路が十分に整備されていませんが、徐々に住宅地が形成されつつあります。 長田地区及び本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 地域の大部分が農用地区域となっており、平坦部や緩やかな丘陵地は果樹園地など農地として利用されています。特に長田地区はタマネギの指定産地として知られており、100年以上前から生産が続いています。 丘陵地の小河川沿いや本明川下流部の平坦地は水田として利用されています。 急傾斜な地形の箇所は樹林地となっています。 国道207号沿いには沿道型の商業・業務施設の立地が進んでいます。 																																		
③道路・交通	国道34号・207号の拡幅整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地から隣接市町に至る国道34号と、地域南部の山裾部に国道207号が走っています。また、これらに沿ってJR長崎本線、大村線が通過しており、東諫早駅と肥前長田駅があります。 国道34号には、諫早～大村間にバスが多数運行されています。 多良山系山頂方向に向かって上っていく道路は県道を含めて多くありますが、丘陵部を東西方向につなぐ道路は少ないのが現状です。 国道34号大村諫早拡幅の整備や国道207号東長田拡幅（長田バイパスの延伸）の整備が進行中です。 平成22年11月には国道207号長田バイパス（正久寺町～小豆崎町）が開通しました。 																																		
④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の南部を外環状道路の都市計画道路破籠井鷲崎線が、通過する計画となっています。 市街化区域及びその周辺の一部では、公共下水道及び農業集落排水施設が整備・供用されています。 長田出張所及び肥前長田駅の周辺には、小・中学校や公民館、郵便局、JAながさき県央長田支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、JAながさき県央諫早北支店、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 東諫早駅周辺には、郵便局や福祉施設などの公共公益施設や、国道207号沿いに大規模小売店舗が立地しています。 																																		

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

- ⑤自然環境・景観特性 本明川下流部の田園景観や水辺環境・河川環境を有する**
- 急傾斜な斜面地形に広がる樹林地や、斜面丘陵や本明川下流部の平坦地には田園景観が広がっています。
 - 丘陵地から本明川に流れる多数の小河川と本明川下流部付近は豊かな水辺環境・河川景観を有しています。
 - 長田地区は地下水源に恵まれており、工業用水の安定的な確保など、本市の工業の発展に寄与しています。
- ⑥災害危険性 本明川の堤防決壊による浸水被害が懸念される**
- 想定最大規模の降雨により、本明川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。
 - 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。

- ⑤自然環境・景観特性 本明川下流部の田園景観や水辺環境・河川環境を有する**
- 急傾斜な斜面地形に広がる樹林地や、斜面丘陵や本明川下流部の平坦地には田園景観が広がっています。
 - 丘陵地から本明川に流れる多数の小河川と本明川下流部付近は豊かな水辺環境・河川景観を有しています。
 - 長田地区は地下水源に恵まれており、工業用水の安定的な確保など、本市の工業の発展に寄与しています。
- ⑥災害危険性 本明川の堤防決壊による浸水被害が懸念される**
- 想定最大規模の降雨により、本明川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。
 - 諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。

現行ページ：124 ページ

現行ページ：125 ページ

写真の更新（中、下）



【新：改訂素案】

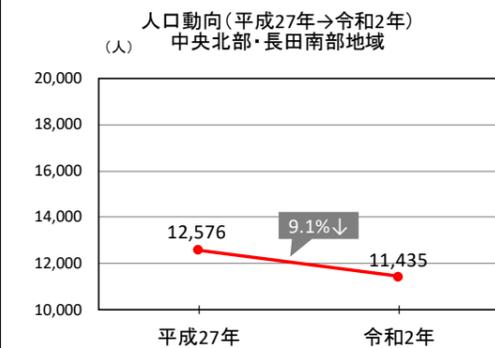
また、「中央北部・長田南部地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- 中央北部・長田南部地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で9.1%減少しており、本市の人口が減少している地域の中では4番目に人口減少率が高い地域です。
- 高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- 年少人口の割合は、出張所や駅周辺などの地区で比較的高くなっています。

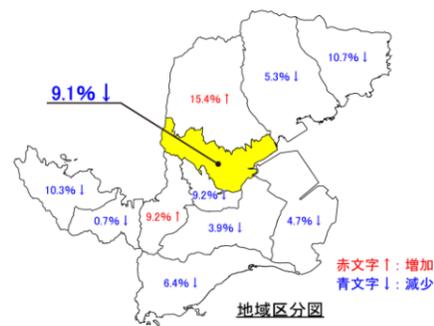
■図 6-7 面積・人口（中央北部・長田南部地域）

面積	約 2,193ha
人口	令和2年人口：11,435人（全市の8.5%）
人口密度	5.2人/ha

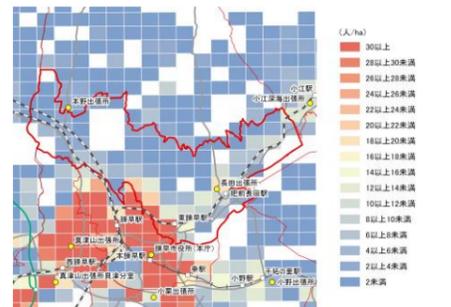
<面積・人口>



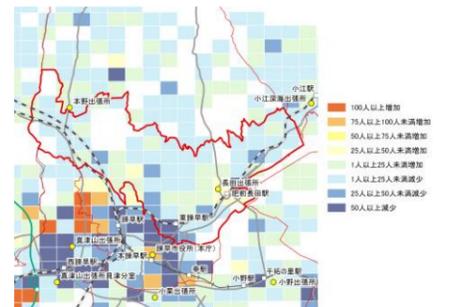
<人口増減率（%）の地域間比較>



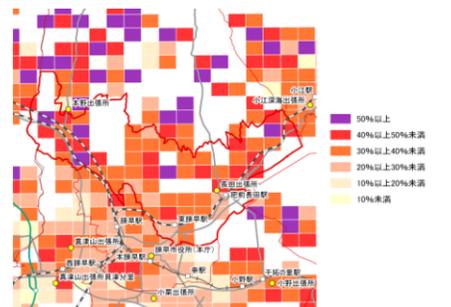
<人口密度：令和2年>



<人口増減数：平成27年→令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

【旧：現行（令和2年3月策定）】

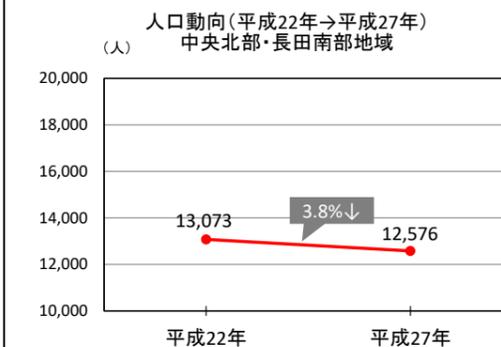
また、「中央北部・長田南部地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- 中央北部・長田南部地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で3.8%減少していますが、本市の人口が減少している地域の中では3番目に人口減少率が低い地域です。
- 高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- 年少人口の割合は、出張所や駅周辺などの地区で比較的高くなっています。

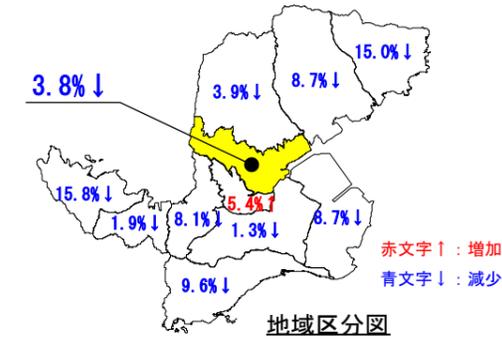
■図 6-7 面積・人口（中央北部・長田南部地域）

面積	約 2,193ha
人口	平成27年人口：12,576人（全市の9.1%）
人口密度	5.7人/ha

<面積・人口>

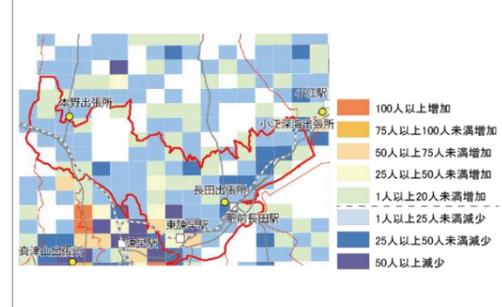
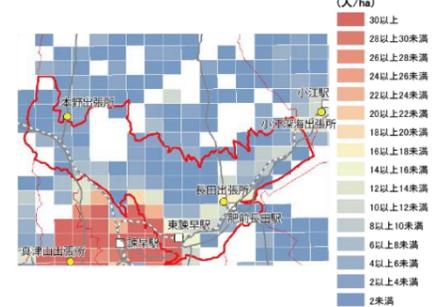


<人口増減率（%）の地域間比較>



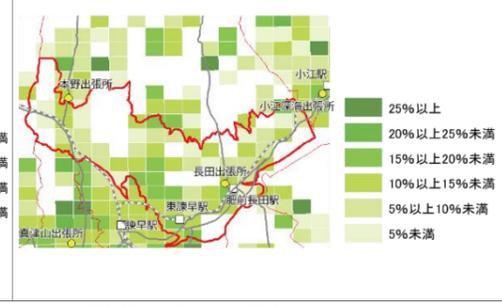
<人口密度：平成27年>

<人口増減数：平成22年→平成27年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>

<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

数値等の時点修正

図 6-7：H27～R2に更新

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

地域の概況等から「中央北部・長田南部地域」の地域特性を図に表すと図6-8のとおりです。

地域の概況等から「中央北部・長田南部地域」の地域特性を図に表すと図6-8のとおりです。

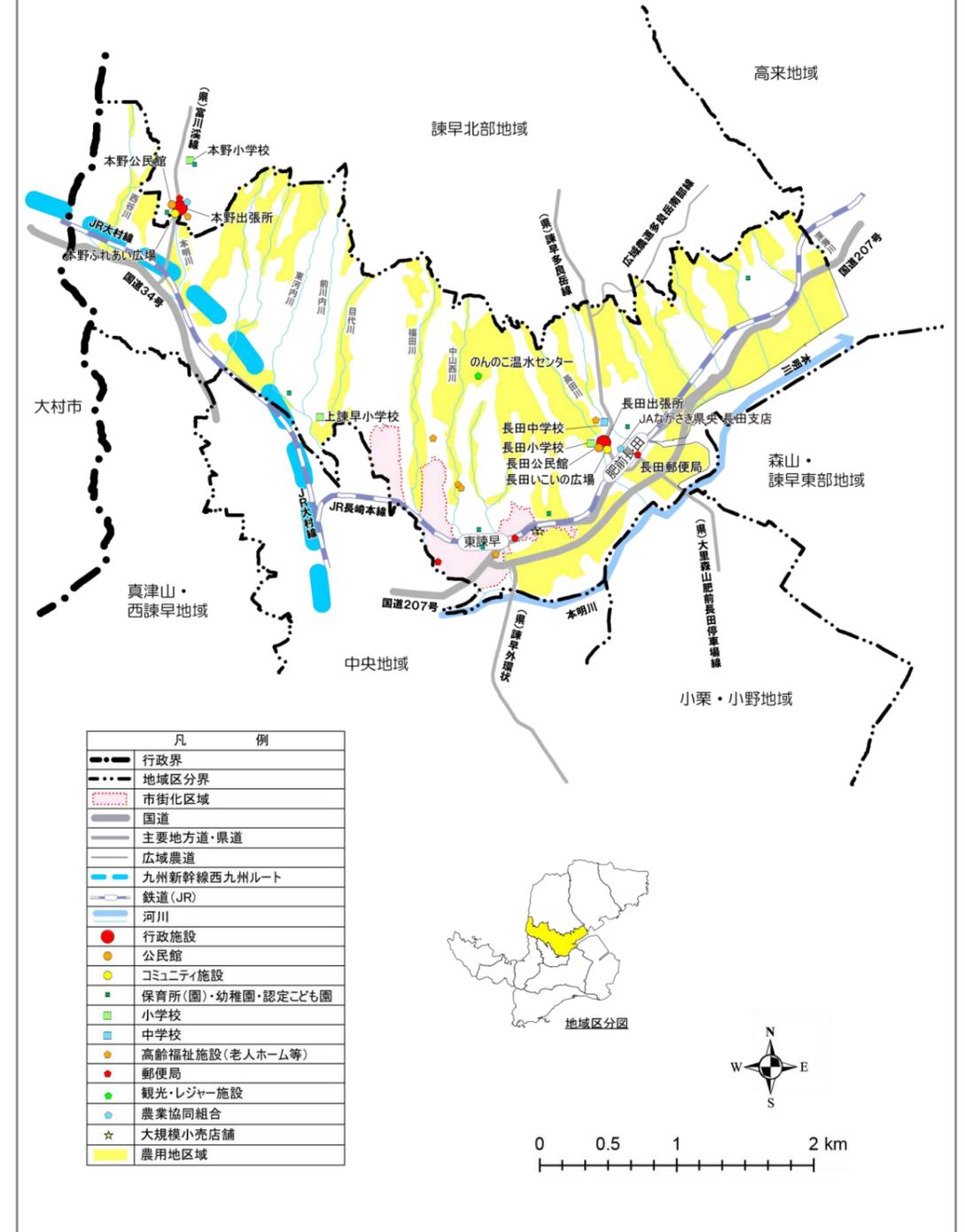
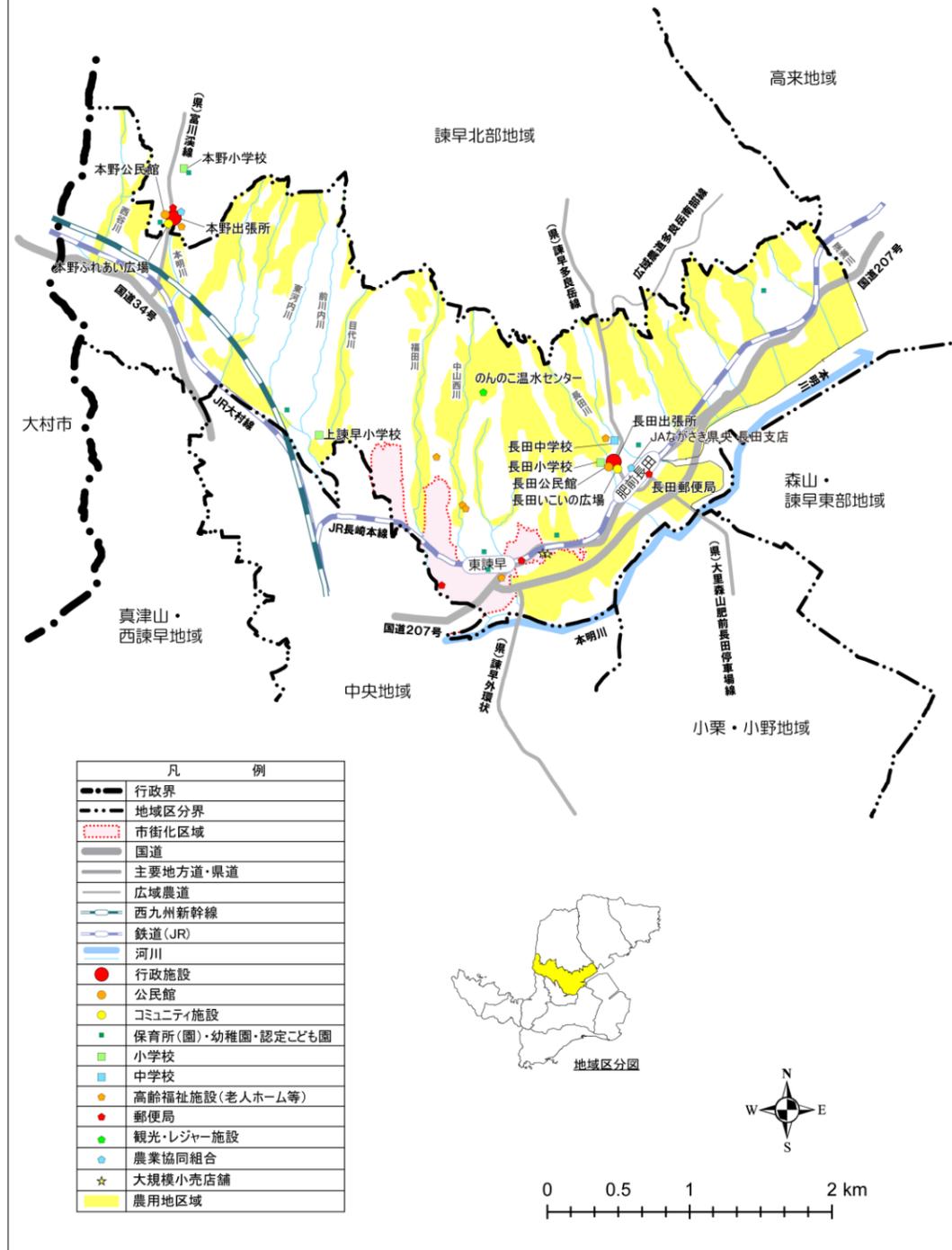
■図 6-8

■図 6-8

図 6-8：修正点
・西九州新幹線

中央北部・長田南部 地域特性現況図

中央北部・長田南部 地域特性現況図



(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

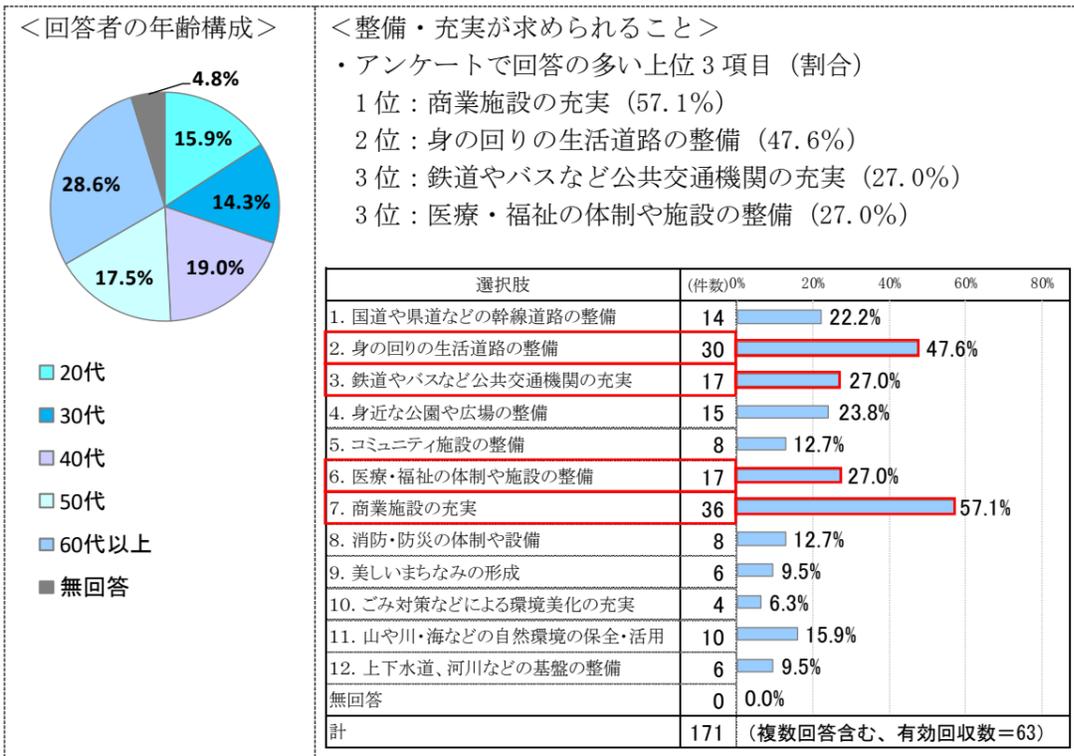
地域特性等から「中央北部・長田南部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○計画的な市街地の形成 ○農業経営の継続 ○良好な自然景観、自然地形の保護 ○農村集落における集落の維持及び生活環境水準の向上 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	【山裾の豊かな自然を大切にしながら 市街地・集落の生活環境が整った地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観の誘導 ○優良農地の保全 ○農村集落地の生活環境改善 ○広域幹線道路網の整備促進 (国道34号大村諫早拡幅、国道207号東長田拡幅、都市計画道路破籠井鷲崎線) ○公共交通ネットワークの形成

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-9 市民アンケート結果（中央北部・長田南部地域）

※「中央北部・長田南部地域」に住んでいる方の回答



(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

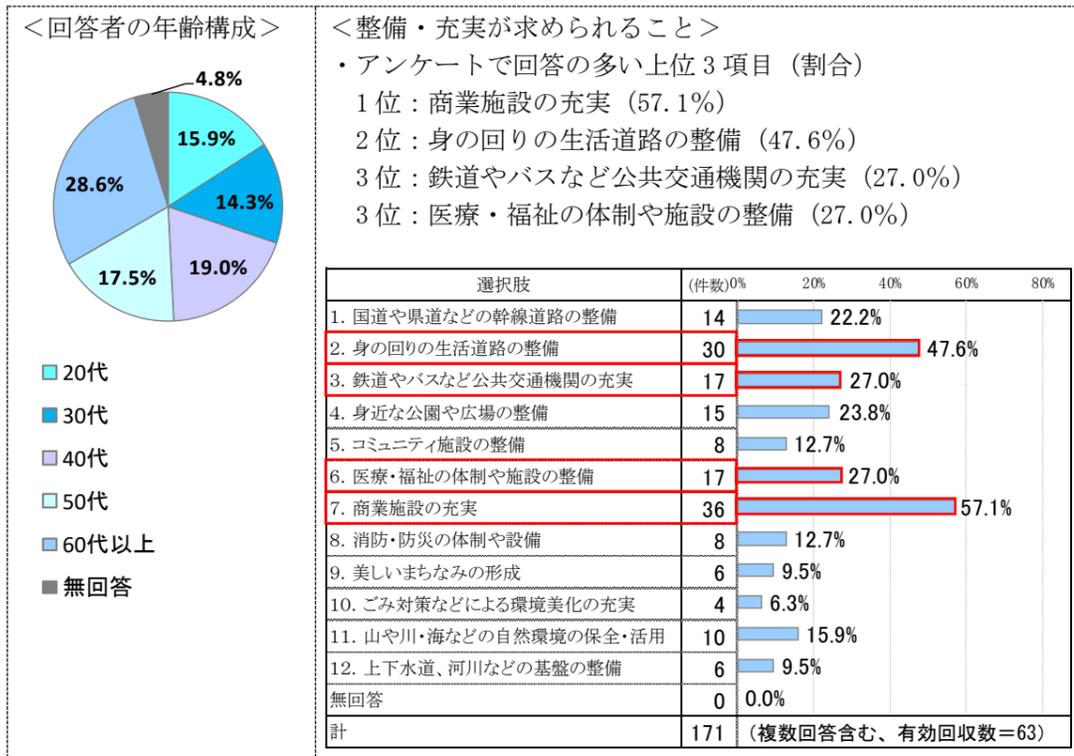
地域特性等から「中央北部・長田南部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○計画的な市街地の形成 ○農業経営の継続 ○良好な自然景観、自然地形の保護 ○農村集落における集落の維持及び生活環境水準の向上 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	【山裾の豊かな自然を大切にしながら 市街地・集落の生活環境が整った地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観の誘導 ○優良農地の保全 ○農村集落地の生活環境改善 ○広域幹線道路網の整備促進 (国道34号大村諫早拡幅、国道207号東長田拡幅、都市計画道路破籠井鷲崎線) ○公共交通ネットワークの形成

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-9 市民アンケート結果（中央北部・長田南部地域）

※「中央北部・長田南部地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「中央北部・長田南部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域における低利用地、空地等の有効利用促進のための開発等の支援 ○都市計画道路破籠井鷲崎線の沿道土地利用の検討（道路が一部高架となり直接出入ができない沿道地域では、立地特性の活用が図られるような一体的な土地利用の誘導を検討します。） ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>計画的な土地利用と適切な開発を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長田地区・本野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○既存市街地・集落地の環境に配慮した計画的な土地利用の誘導 ○市街化区域と一体の日常生活圏を構成していると認められる既存集落内やその周辺の区域における、既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導（住宅、生活利便施設の誘導、企業誘致など） ○国道34号、207号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 ○新たな産業立地の可能性を検討します。 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある長田出張所及び本野出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進や、既存市街地・集落地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>農地・丘陵地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長田東部地区などにおける耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○本明川下流部の平坦地と丘陵地の農地の環境を阻害しない開発等の誘導 ○自然景観資源として市民が身近に感じることができる樹林地の保全 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「中央北部・長田南部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域における低利用地、空地等の有効利用促進のための開発等の支援 ○都市計画道路破籠井鷲崎線の沿道土地利用の検討（道路が一部高架となり直接出入ができない沿道地域では、立地特性の活用が図られるような一体的な土地利用の誘導を検討します。） ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>計画的な土地利用と適切な開発を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長田地区・本野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○既存市街地・集落地の環境に配慮した計画的な土地利用の誘導 ○市街化区域と一体の日常生活圏を構成していると認められる既存集落内やその周辺の区域における、既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導（住宅、生活利便施設の誘導、企業誘致など） ○国道34号、207号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある長田出張所及び本野出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進や、既存市街地・集落地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>農地・丘陵地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○正久寺地区などにおける耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○本明川下流部の平坦地と丘陵地の農地の環境を阻害しない開発等の誘導 ○自然景観資源として市民が身近に感じることができる樹林地の保全 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 	<p></p> <p style="text-align: center;">文言追加</p> <p style="text-align: right;">現行ページ：129 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外環状道路の一部を形成する都市計画道路破籠井鷲崎線の整備促進 ○国道34号大村諫早拡幅、諫早北バイパスの4車線化及び国道207号東長田拡幅（長田バイパス延伸）の早期整備の促進 ○有明海沿岸地域の環状高速ネットワークを形成する有明海沿岸道路の実現に向けた取組の促進 <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外環状道路の整備に併せた、これとつながる都市計画道路の整備推進 ○広域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、生活拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○地区内の生活道路の整備推進 ○東諫早駅、肥前長田駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○周辺集落地から生活拠点の生活利便施設や公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携（普通列車の運行水準の維持を図る） <p>生活に直接関わる都市施設の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで整備された身近な公園の適切な維持管理 ○下水道の未整備地域の解消 ○本明川の治水機能の充実と、支流の小河川の改修 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外環状道路の一部を形成する都市計画道路破籠井鷲崎線の整備促進 ○国道34号大村諫早拡幅、諫早北バイパスの4車線化及び国道207号東長田拡幅（長田バイパス延伸）の早期整備の促進 ○有明海沿岸地域の環状高速ネットワークを形成する有明海沿岸道路の実現に向けた取組の促進 <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外環状道路の整備に併せた、これとつながる都市計画道路の整備推進 ○広域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、生活拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○地区内の生活道路の整備推進 ○東諫早駅、肥前長田駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○周辺集落地から生活拠点の生活利便施設や公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携（普通列車の運行水準の維持を図る） <p>生活に直接関わる都市施設の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで整備された身近な公園の適切な維持管理 ○下水道の未整備地域の解消 ○本明川の治水機能の充実と、支流の小河川の改修 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>現行ページ：130 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	
<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>親水空間づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の整備 ○下水道や合併処理浄化槽等の普及による諫早湾干拓調整池の水質改善 	<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>親水空間づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の整備 ○下水道や合併処理浄化槽等の普及による諫早湾干拓調整池の水質改善 	
<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 	<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 	

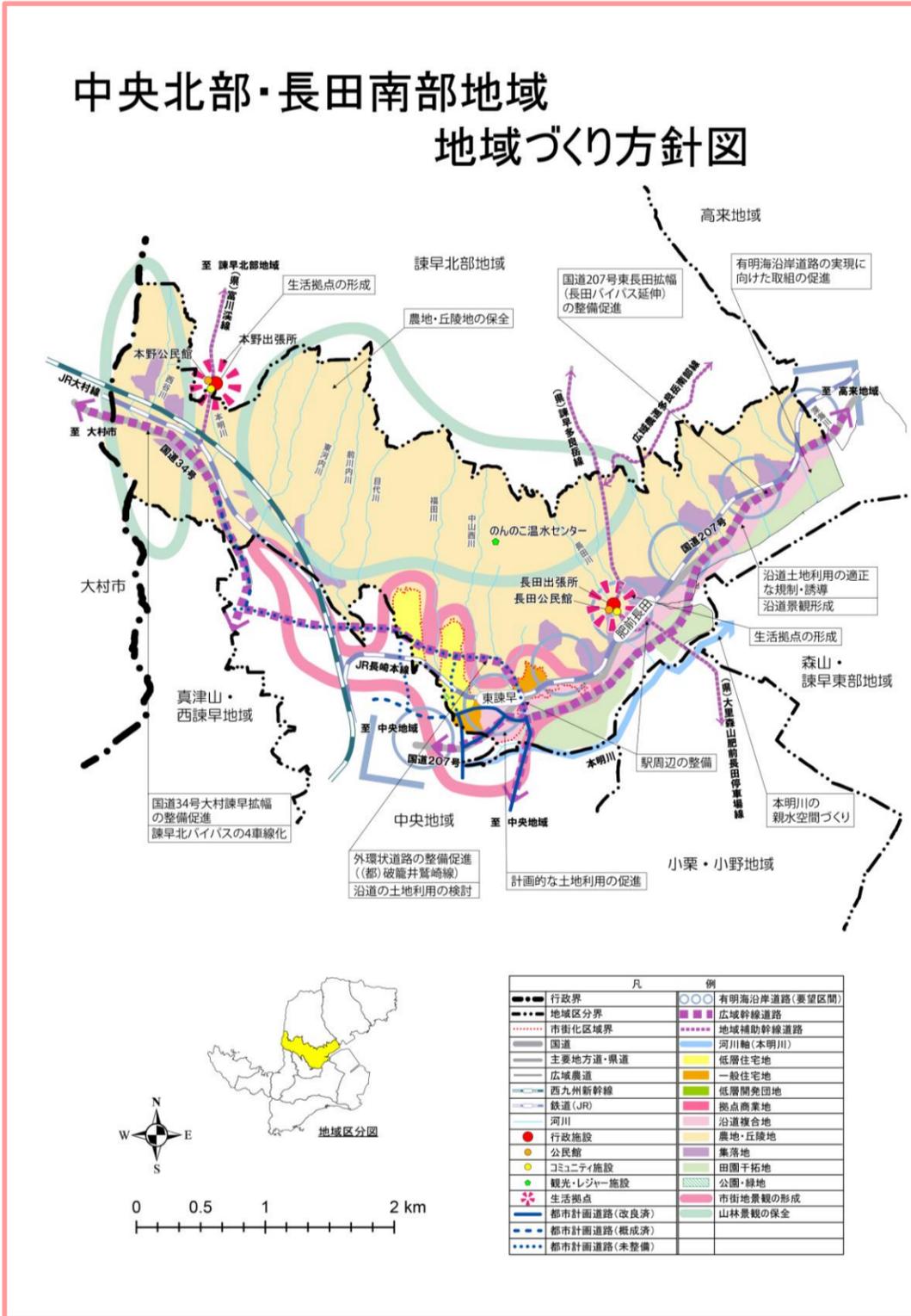
現行ページ：131 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策・内水対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川・中山西川の河川改修事業による洪水対策の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への浸水想定区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 ○コミュニティタイムライン（地区版の本明川水害タイムライン）を活用した地域防災力の強化 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策・内水対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川・中山西川の河川改修事業による洪水対策の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への浸水想定区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 ○コミュニティタイムライン（地区版の本明川水害タイムライン）を活用した地域防災力の強化 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：132 ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-10 のとおりです。

■図 6-10



(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-10 のとおりです。

■図 6-10

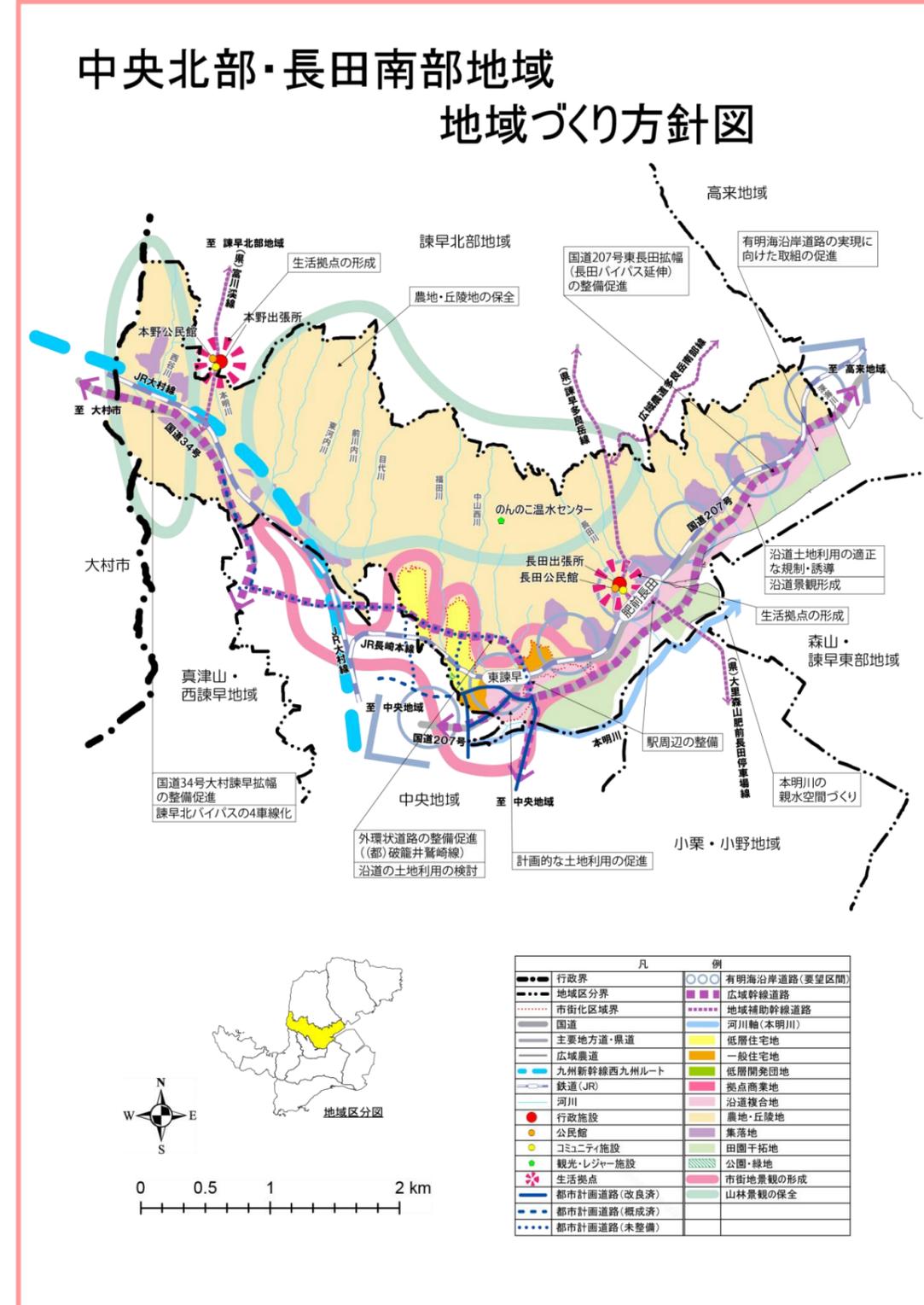


図 6-10 : 修正点
・西九州新幹線

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p>I－3. 小栗・小野地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「小栗・小野地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 426 507 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="507 426 1249 493">中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1249 590"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 590 507 657">②土地利用</td> <td data-bbox="507 590 1249 657">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 657 1249 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、諫早平山産業団地の整備が進行中です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1178 507 1245">③道路・交通</td> <td data-bbox="507 1178 1249 1245">高規格道路「島原道路」（インターチェンジ1箇所）の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1245 1249 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線、有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、高規格道路「島原道路」は長野IC、栗面ICが整備され、引き続き（仮称）尾崎ICを立地する計画です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1472 507 1539">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="507 1472 1249 1539">出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1539 1249 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が完了しています。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、諫早平山産業団地の整備が進行中です。 		③道路・交通	高規格道路「島原道路」（インターチェンジ1箇所）の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線、有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、高規格道路「島原道路」は長野IC、栗面ICが整備され、引き続き（仮称）尾崎ICを立地する計画です。 		④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が完了しています。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 		<p>I－3. 小栗・小野地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「小栗・小野地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1314 426 1620 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1620 426 2362 493">中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 493 2362 590"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 590 1620 657">②土地利用</td> <td data-bbox="1620 590 2362 657">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 657 2362 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、南諫早産業団地の整備が進行中です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1178 1620 1245">③道路・交通</td> <td data-bbox="1620 1178 2362 1245">地域高規格道路「島原道路」（インターチェンジ3箇所）の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1245 2362 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線と有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、地域高規格道路「島原道路」の整備が進行中であり、本地域にはインターチェンジが3箇所（栗面、長野、尾崎（仮称））立地する計画です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1472 1620 1539">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="1620 1472 2362 1539">出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1539 2362 1829"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が進行中です。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、南諫早産業団地の整備が進行中です。 		③道路・交通	地域高規格道路「島原道路」（インターチェンジ3箇所）の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線と有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、地域高規格道路「島原道路」の整備が進行中であり、本地域にはインターチェンジが3箇所（栗面、長野、尾崎（仮称））立地する計画です。 		④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が進行中です。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 		<p></p> <p>文言修正</p> <p>時点修正・文言修正</p> <p>現行ページ：134ページ</p>
①位置・地勢	中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 																																		
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、諫早平山産業団地の整備が進行中です。 																																		
③道路・交通	高規格道路「島原道路」（インターチェンジ1箇所）の整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線、有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、高規格道路「島原道路」は長野IC、栗面ICが整備され、引き続き（仮称）尾崎ICを立地する計画です。 																																		
④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が完了しています。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 																																		
①位置・地勢	中心市街地の外周に接し、本明川河口部の干拓地や丘陵地形を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の東部から南部の外周に接する地域です。 東部は本明川の河口の干拓地で、南部には小ヶ倉ダム、土師野尾ダムがあり標高100mから400mの丘陵地形となっています。 																																		
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 国道57号沿道は、沿道型の商業・業務施設が集積しています。 国道57号沿道の地域のうち東側は、古くからの沿道集落、小規模な工場やその他幹線道路沿道型施設が立地しています。 国道57号沿道の地域のうち西側は、公営の住宅団地のほか、民間による大規模な住宅団地（戸建住宅）や小規模の宅地開発が進み、住宅地を形成しています。 本地域小河川沿いの比較的平坦な地域は農地と農村集落があり、丘陵部は樹林地となっています。 本明川下流部の平坦地は、古くからの諫早平野の干拓により、穀倉地帯が広がっています。 小野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 本地域東部の金比羅岳周辺は良好な風致を醸し出しているため、風致地区として保全されています。 本地域中央の丘陵部には、諫早南墓園が設置されています。 小栗地区では、南諫早産業団地の整備が進行中です。 																																		
③道路・交通	地域高規格道路「島原道路」（インターチェンジ3箇所）の整備が進行中																																	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部と平地の境に国道57号があります。 これに並行して本市中心部と島原をつなぐ島原鉄道が通過しており、本市と島原半島の一体性や連携を強めています。 当該地域と中心市街地、橘湾沿いの国道251号とを連絡する地域連携交通軸である主要地方道諫早飯盛線と有喜本諫早停車場線が南北に延びています。 現在、地域高規格道路「島原道路」の整備が進行中であり、本地域にはインターチェンジが3箇所（栗面、長野、尾崎（仮称））立地する計画です。 																																		
④都市基盤・都市施設等	出張所や駅周辺に公共公益施設、国道57号沿いに大規模小売店舗が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地を取り囲む外環状線道路の一部であり、島原半島との連携を強める地区内の幹線道路として期待される都市計画道路諫早南バイパス線（島原道路）の整備が進行中です。 小ヶ倉ダムや土師野尾ダムは、本市の貴重な水源となっています。 小野出張所及び島原鉄道干拓の里駅、小野駅周辺には、小野体育館や小・中学校、公民館、郵便局、JAながさき小野支店、病院、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道57号沿いの市街化区域内には、島原鉄道小野駅周辺を中心に大規模小売店舗が多数立地しています。 																																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>⑤自然環境・景観特性 山林景観や田園景観、ダム周辺の水と緑に囲まれた憩いの場を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や金比羅岳周辺などの山林景観、本明川下流部の平坦地には田園景観が広がっています。 本地域北側の本明川及び半造川や西側の東大川、丘陵地を流れる小河川など豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 小ヶ倉ダム及び土師野尾ダム周辺は、水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 <p>⑥災害危険性 本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害や土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、本明川及び半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 	<p>⑤自然環境・景観特性 山林景観や田園景観、ダム周辺の水と緑に囲まれた憩いの場を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や金比羅岳周辺などの山林景観、本明川下流部の平坦地には田園景観が広がっています。 本地域北側の本明川及び半造川や西側の東大川、丘陵地を流れる小河川など豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 小ヶ倉ダム及び土師野尾ダム周辺は、水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 <p>⑥災害危険性 本明川・半造川の堤防決壊による浸水被害や土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨により、本明川及び半造川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 	<p>現行ページ：134 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：135 ページ</p> <p>文言修正</p> <p>写真の更新（上）</p>
<p>高規格道路「島原道路」（長野インターチェンジ付近）</p>  <p>ゆうゆうランド干拓の里</p>  <p>小ヶ倉ダム</p>  <p>土師野尾ダム</p> 	<p>地域高規格道路「島原道路」（長野インターチェンジ付近）</p>  <p>ゆうゆうランド干拓の里</p>  <p>小ヶ倉ダム</p>  <p>土師野尾ダム</p> 	

【新：改訂素案】

また、「小栗・小野地域」の面積・人口は、次のとおりです。

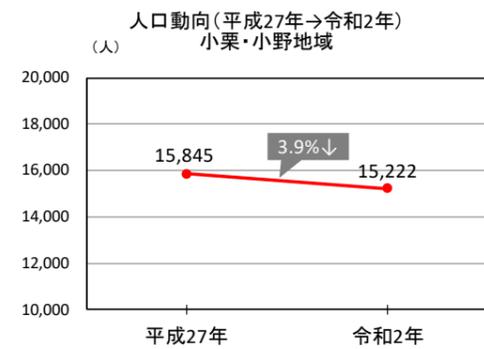
- ・小栗・小野地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で3.9%減少していますが、本市の人口が減少している地域の中では2番目に人口減少率が低い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、出張所や駅周辺、住宅団地を有する地区などで比較的高くなっています。

■図 6-11 面積・人口（小栗・小野地域）

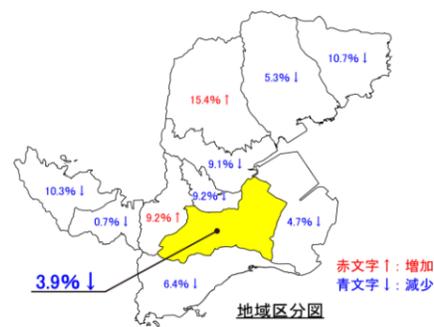
<面積・人口>

面積	3,345ha
人口	令和2年人口：15,222人（全市の11.4%）
人口密度	4.6人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「小栗・小野地域」の面積・人口は、次のとおりです。

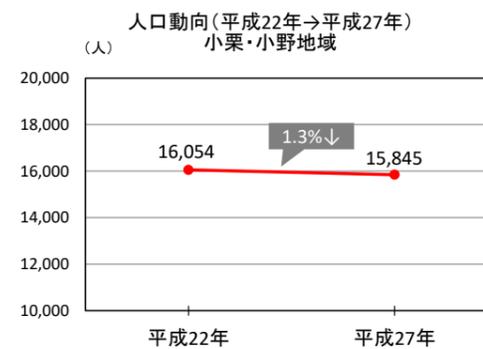
- ・小栗・小野地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で1.3%減少していますが、本市の人口が減少している地域の中では最も人口減少率が低い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、出張所や駅周辺、住宅団地を有する地区などで比較的高くなっています。

■図 6-11 面積・人口（小栗・小野地域）

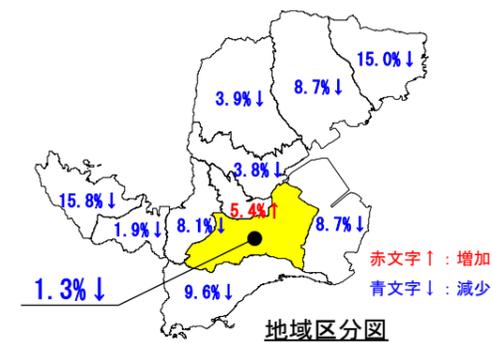
<面積・人口>

面積	3,345ha
人口	平成27年人口：15,845人（全市の11.5%）
人口密度	4.7人/ha

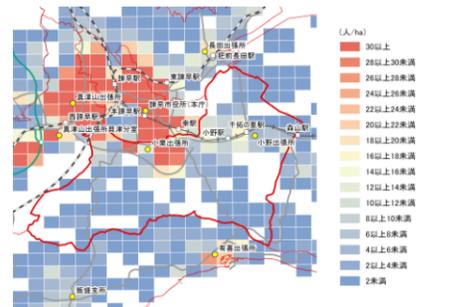
<人口動向グラフ>



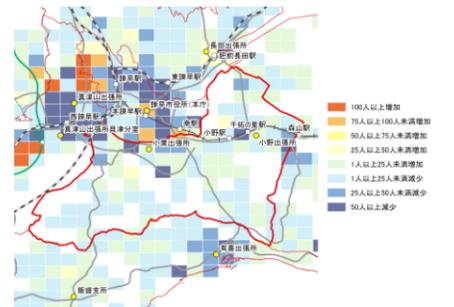
<人口増減率（%）の地域間比較>



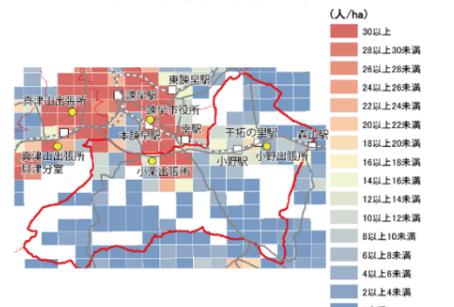
<人口密度：令和2年>



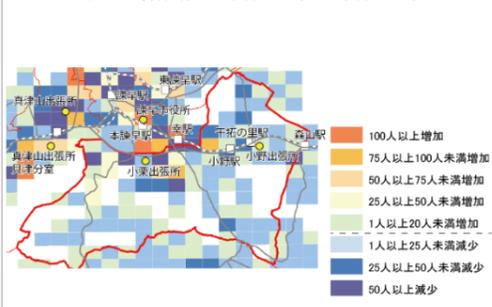
<人口増減数：平成27年→令和2年>



<人口密度：平成27年>



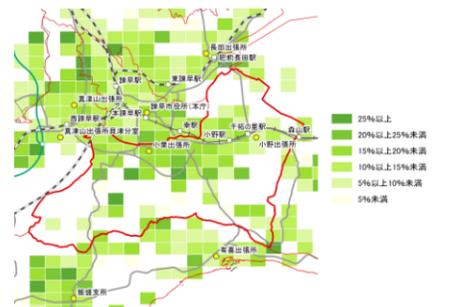
<人口増減数：平成22年→平成27年>



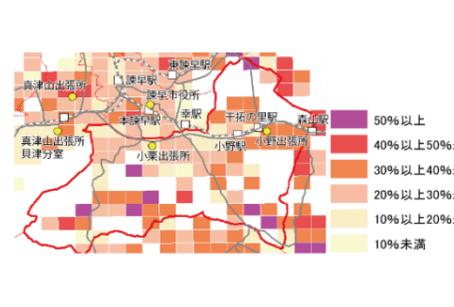
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



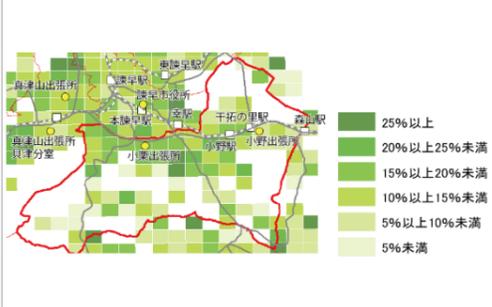
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

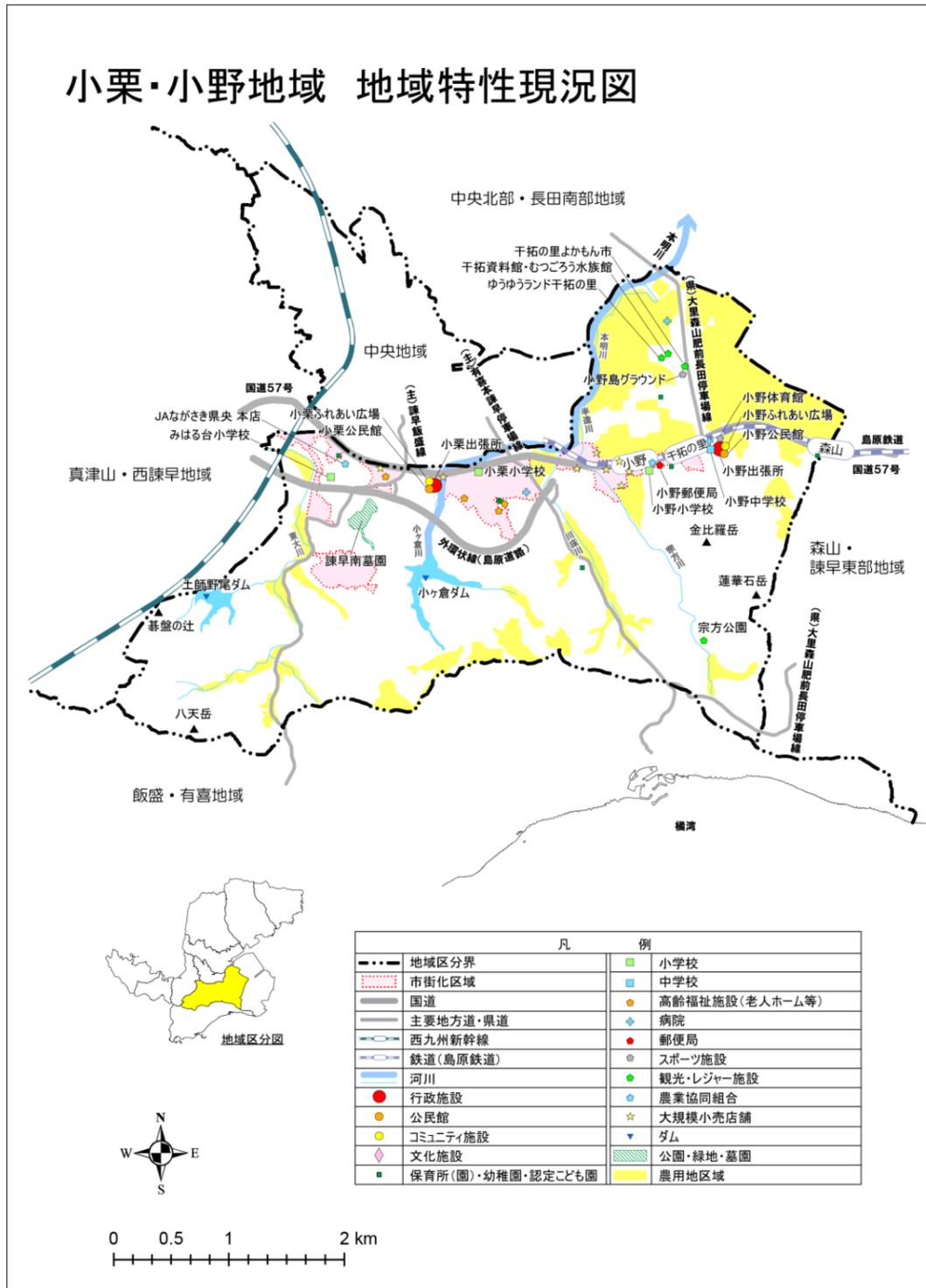
数値等の時点修正

図 6-11：H27～R2に更新

【新：改訂素案】

地域の概況等から「小栗・小野地域」の地域特性を図に表すと図 6-12 のとおりです。

■図 6-12



【旧：現行(令和2年3月策定)】

地域の概況等から「小栗・小野地域」の地域特性を図に表すと図 6-12 のとおりです。

■図 6-12

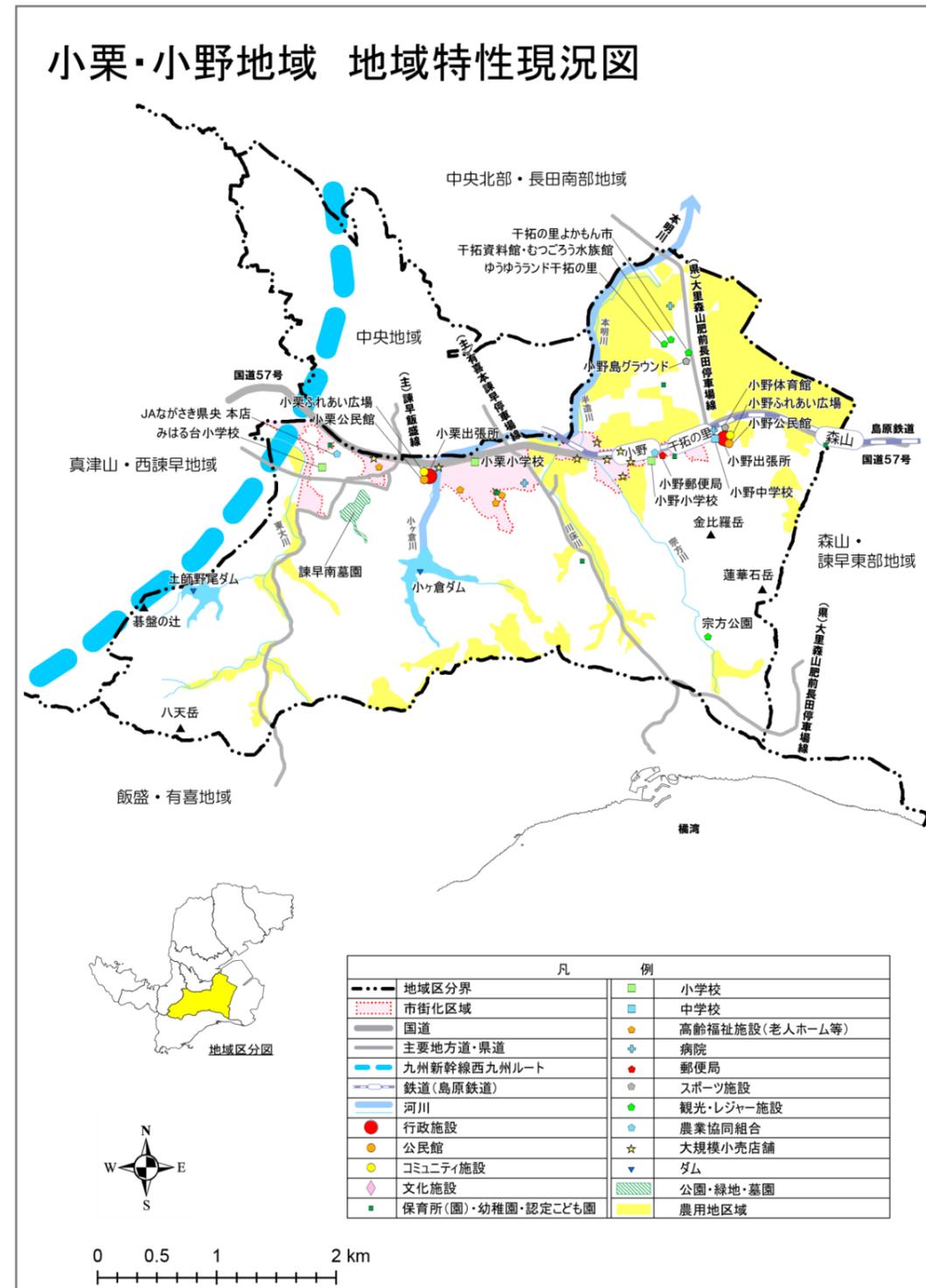


図 6-12 : 修正点

- ・市街化区域
- ・島原道路
- ・西九州新幹線
- ・農用地区域追加

図一部修正

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

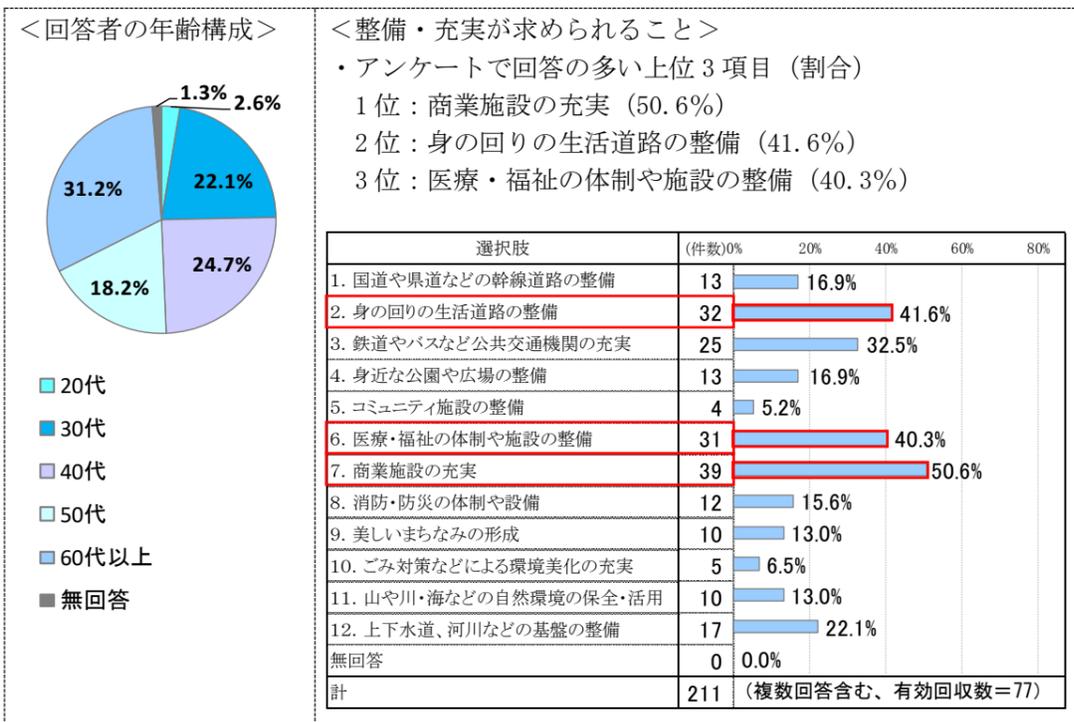
地域特性等から「小栗・小野地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○幹線道路の立地特性を活かした計画的な市街地の形成 ○農業経営の継続 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○市街地及び農村集落における集落の維持及び生活環境水準の向上 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	[丘陵及び干拓地の緑と 幹線道路沿道の市街地が共存した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観の誘導 ○生活に身近な生活道路や公園等の都市基盤の整備、維持管理の推進 ○自然環境・自然景観の保全と無秩序な市街地拡大の抑制 ○自然の緑・水の観光レクリエーション活用 ○公共交通ネットワークの形成

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-13 市民アンケート結果（小栗・小野地域）

※「小栗・小野地域」に住んでいる方の回答



(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

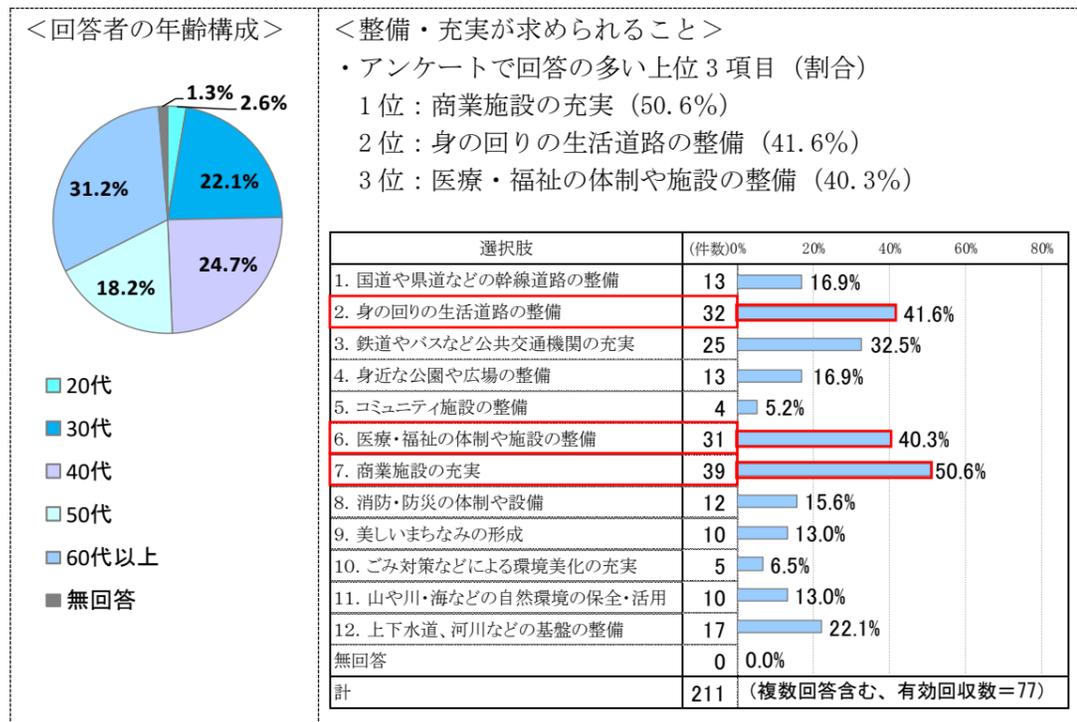
地域特性等から「小栗・小野地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○幹線道路の立地特性を活かした計画的な市街地の形成 ○農業経営の継続 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○市街地及び農村集落における集落の維持及び生活環境水準の向上 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	[丘陵及び干拓地の緑と 幹線道路沿道の市街地が共存した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観の誘導 ○生活に身近な生活道路や公園等の都市基盤の整備、維持管理の推進 ○自然環境・自然景観の保全と無秩序な市街地拡大の抑制 ○自然の緑・水の観光レクリエーション活用 ○公共交通ネットワークの形成

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-13 市民アンケート結果（小栗・小野地域）

※「小栗・小野地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「小栗・小野地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域における低利用地、空地等の有効利用促進のための開発等への支援 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 ○新たな産業立地の可能性を検討します。 <p>インターチェンジ周辺の利便性を活かした計画的な土地利用と適切な開発を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存市街地・集落地の環境に配慮した計画的な土地利用の誘導 ○高規格道路「島原道路」のインターチェンジ（長野、栗面）周辺の幹線道路沿道地域において、自動車利用者や近隣住民の利便性向上を図る沿道型の複合地（沿道型活力創出拠点）の形成 ○市街化区域と一体の日常生活圏を構成していると認められる既存集落内やその周辺の区域における、既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導 ○国道57号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○農業生産基盤の整備（圃場、農道、農業用水路の整備など） <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○生活拠点としての位置づけのある小野出張所及び小栗出張所周辺への生活利便施設、公共公益施設の立地の促進や、既存市街地・集落地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>新たな産業団地の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画に基づく諫早平山産業団地の事業進捗及び企業誘致の推進 ○諫早平山産業団地の整備に併せた上・下水道の計画的な整備推進 ○諫早平山産業団地の整備を契機とした周辺地域の定住人口増加を図る住宅地の整備促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「小栗・小野地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域における低利用地、空地等の有効利用促進のための開発等への支援 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>インターチェンジ周辺の利便性を活かした計画的な土地利用と適切な開発を誘導します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存市街地・集落地の環境に配慮した計画的な土地利用の誘導 ○<u>地域</u>高規格道路「島原道路」のインターチェンジ（長野、栗面）周辺の幹線道路沿道地域において、自動車利用者や近隣住民の利便性向上を図る沿道型の複合地（沿道型活力創出拠点）の形成 ○市街化区域と一体の日常生活圏を構成していると認められる既存集落内やその周辺の区域における、既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導 ○国道57号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○農業生産基盤の整備（圃場、農道、農業用水路の整備など） <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○生活拠点としての位置づけのある小野出張所及び小栗出張所周辺への生活利便施設、公共公益施設の立地の促進や、既存市街地・集落地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>新たな産業団地の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画に基づく南諫早産業団地の事業進捗及び企業誘致の推進 ○南諫早産業団地の整備に併せた上・下水道の計画的な整備推進 ○南諫早産業団地の整備を契機とした周辺地域の定住人口増加を図る住宅地の整備促進 	<p></p> <p>文言追加</p> <p>文言修正</p> <p>南諫早産業団地の造成完了 諫早平山産業団地の整備を追記</p> <p>現行ページ：139 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>丘陵樹林地・農地等の自然緑地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○丘陵樹林地の保全 ○農地の環境を阻害しない開発等の誘導 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 <p>既存の観光・レクリエーション施設のより一層の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○干拓の里など、既存の観光・レクリエーション施設へのアクセス向上（道路の拡幅整備、公共交通機関の充実など）や、より一層の施設の充実による各施設への周遊観光の促進 	<p>丘陵樹林地・農地等の自然緑地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○丘陵樹林地の保全 ○農地の環境を阻害しない開発等の誘導 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 <p>既存の観光・レクリエーション施設のより一層の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○干拓の里など、既存の観光・レクリエーション施設へのアクセス向上（道路の拡幅整備、公共交通機関の充実など）や、より一層の施設の充実による各施設への周遊観光の促進 	<p>現行ページ：139 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：140 ページ</p>
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高規格道路「島原道路」の整備促進 ○市中心部と南部をつなぐ地域幹線道路の主要地方道諫早飯盛線、有喜本諫早停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業中・計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○広域幹線道路及び地域幹線道路、地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、都市拠点、生活拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る。 ○地区内の生活道路の整備推進 ○島原鉄道小野駅、同干拓の里駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○周辺集落地から生活拠点の生活利便施設や公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携 <p>新たな拠点形成を踏まえた交通ネットワークの形成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿道型活力創出拠点（長野インターチェンジ及び栗面インターチェンジ周辺）における交通弱者を含む地域住民の利便性向上に向けた公共交通ネットワークの維持・形成 ○南諫早産業団地（産業拠点）への輸送道路やアクセス道路となる市道栗面小ヶ倉線等の整備推進 <p>生活に直接関わる都市施設を充実します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで整備された身近な公園の適切な維持管理 ○下水道の未整備地域の解消 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域</u>高規格道路「島原道路」の整備促進 ○市中心部と南部をつなぐ地域幹線道路の主要地方道諫早飯盛線、<u>同</u>有喜本諫早停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業中・計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○広域幹線道路及び地域幹線道路、地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、都市拠点、生活拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る。 ○地区内の生活道路の整備推進 ○島原鉄道小野駅、同干拓の里駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○周辺集落地から生活拠点の生活利便施設や公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携 <p>新たな拠点形成を踏まえた交通ネットワークの形成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿道型活力創出拠点（長野インターチェンジ及び栗面インターチェンジ周辺）における交通弱者を含む地域住民の利便性向上に向けた公共交通ネットワークの維持・形成 ○南諫早産業団地（産業拠点）への輸送道路やアクセス道路となる市道栗面小ヶ倉線等の整備推進 <p>生活に直接関わる都市施設を充実します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで整備された身近な公園の適切な維持管理 ○下水道の未整備地域の解消 	<p>文言修正</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>河川の防災対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○半造川、小ヶ倉川、その他小河川の整備 ○小ヶ倉ダム、土師野尾ダムほか、ため池の治水機能の充実 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>河川の防災対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○半造川、小ヶ倉川、その他小河川の整備 ○小ヶ倉ダム、土師野尾ダムほか、ため池の治水機能の充実 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>現行ページ：140 ページ</p> <hr/>
<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	<p>現行ページ：141 ページ</p>
<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>自然とのふれあいの場づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小ヶ倉ダム・土師野尾ダム周辺の自然と共生したレクリエーション利用の促進 ○東大川の保全と身近にふれあうことができる散策路や並木などの水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の整備 ○ゆうゆうランド干拓の里などの自然に囲まれた既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設のより一層の充実を図る ○本明川下流部の観光・レクリエーション利用の促進 	<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>自然とのふれあいの場づくりを進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小ヶ倉ダム・土師野尾ダム周辺の自然と共生したレクリエーション利用の促進 ○東大川の保全と身近にふれあうことができる散策路や並木などの水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の整備 ○ゆうゆうランド干拓の里などの自然に囲まれた既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設のより一層の充実を図る ○本明川下流部の観光・レクリエーション利用の促進 	
<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道57号沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○特に優れた風致を表している金比羅岳周辺の自然環境・地形・山林景観の保全 ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 ○本明川下流部の平坦地に広がる田園景観の保全 ○半造川、小ヶ倉川、その他小河川の保全・整備による河川景観の形成 	<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道57号沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○特に優れた風致を表している金比羅岳周辺の自然環境・地形・山林景観の保全 ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 ○本明川下流部の平坦地に広がる田園景観の保全 ○半造川、小ヶ倉川、その他小河川の保全・整備による河川景観の形成 	

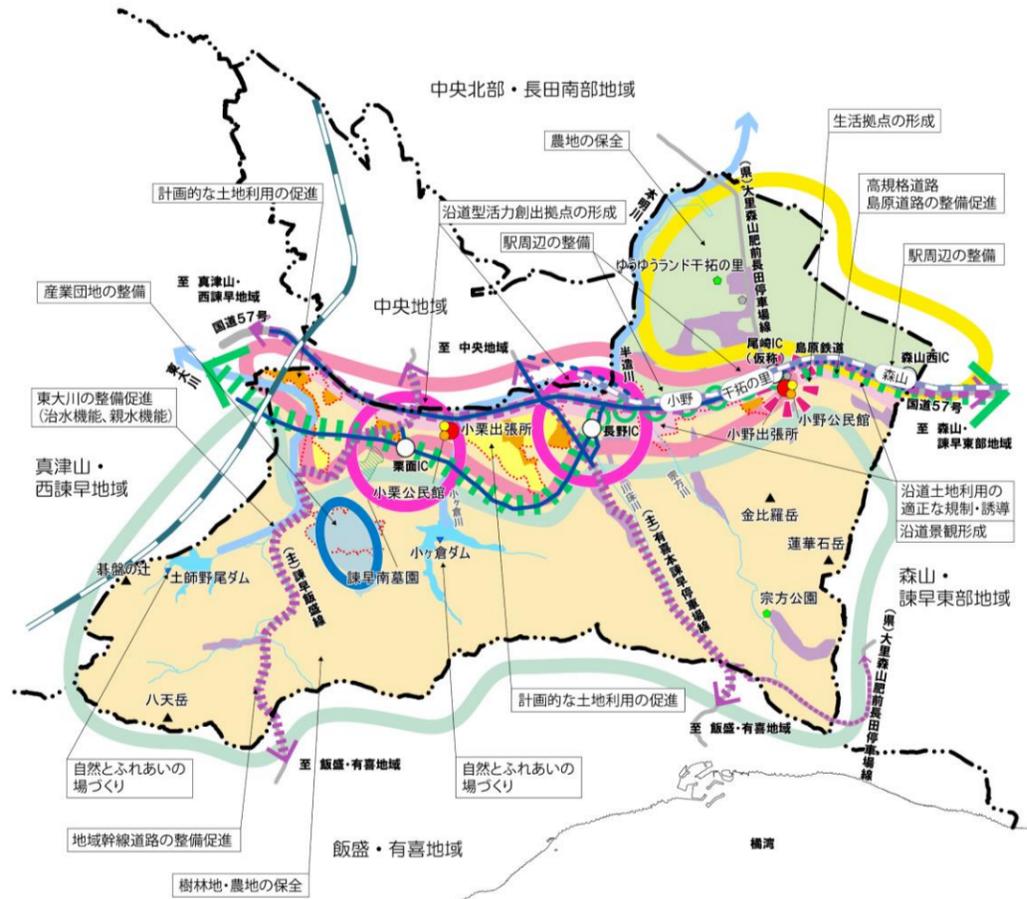
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○半造川、小ヶ倉川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>市街地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○半造川、小ヶ倉川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：142 ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-14 のとおりです。

■図 6-14

小栗・小野地域 地域づくり方針図



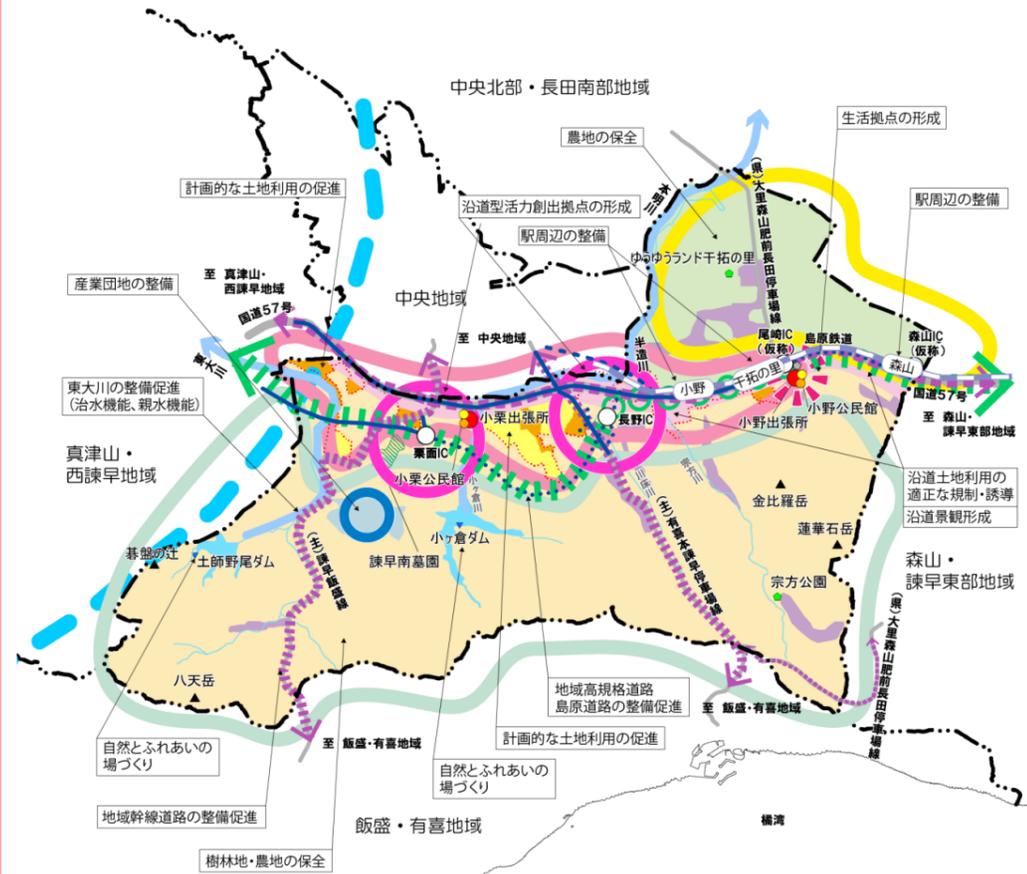
凡	例
--- 地域区分界	高規格道路(島原道路) (○○○:事業化されていない区間)
..... 市街化区域界	広域幹線道路
— 国道	地域幹線道路
— 主要地方道・県道	地域補助幹線道路
— 西九州新幹線	河川軸
— 鉄道(島原鉄道)	低層住宅地
— 河川	一般住宅地
● 行政施設	工業地
○ 公民館	沿道複合地
● コミュニティ施設	農地・丘陵地
● スポーツ施設	田園干拓地
● 観光・レジャー施設	集落地
▽ ダム	公園・緑地・墓園
— 都市計画道路(改良済)	市街地景観の形成
— 都市計画道路(概成済)	田園景観の保全
— 都市計画道路(未整備)	山林景観の保全
● 生活拠点	
○ 産業拠点	
○ 沿道型活力創出拠点	

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-14 のとおりです。

■図 6-14

小栗・小野地域 地域づくり方針図



凡	例
--- 地域区分界	地域高規格道路(島原道路) (○○○:事業化されていない区間)
..... 市街化区域界	広域幹線道路
— 国道	地域幹線道路
— 主要地方道・県道	地域補助幹線道路
— 九州新幹線西九州ルート	河川軸
— 鉄道(島原鉄道)	低層住宅地
— 河川	一般住宅地
● 行政施設	工業地
○ 公民館	沿道複合地
● コミュニティ施設	農地・丘陵地
● スポーツ施設	田園干拓地
● 観光・レジャー施設	集落地
▽ ダム	公園・緑地・墓園
— 都市計画道路(改良済)	市街地景観の形成
— 都市計画道路(概成済)	田園景観の保全
— 都市計画道路(未整備)	山林景観の保全
● 生活拠点	
○ 産業拠点	
○ 沿道型活力創出拠点	

図 6-14 : 修正点

- ・市街化区域
- ・島原道路(都市計画道路改良済)
- ・西九州新幹線
- ・諫早平山産業団地
- ・森山 I.C(仮称) → 森山西 I.C
- ・島原道路の整備促進の旗揚げ追加、文言修正
- ・産業拠点マーク拡大

庁内照会結果の反映

- ・小野島グラウンド

図一部修正

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																								
<p>I-4. 真津山・西諫早地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「真津山・西諫早地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 426 1249 1472"> <tr> <td data-bbox="201 426 507 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="507 426 1249 493">中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1249 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 507 688">②土地利用</td> <td data-bbox="507 625 1249 688">大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 688 1249 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では、諫早西部団地開発事業が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1115 507 1146">③道路・交通</td> <td data-bbox="507 1115 1249 1146">一般県道久山港線を整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1146 1249 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 2~4 本が運行しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 		②土地利用	大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では、諫早西部団地開発事業が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 		③道路・交通	一般県道久山港線を整備	<ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 2~4 本が運行しています。 		<p>I-4. 真津山・西諫早地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「真津山・西諫早地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1314 426 2362 1503"> <tr> <td data-bbox="1314 426 1620 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1620 426 2362 493">中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 493 2362 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 625 1620 688">②土地利用</td> <td data-bbox="1620 625 2362 688">大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 688 2362 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では新住宅市街地開発事業により、いさはや西部台の開発が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1115 1620 1146">③道路・交通</td> <td data-bbox="1620 1115 2362 1146">一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）を整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1146 2362 1503"> <ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 地域高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 3~4 本が運行しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 		②土地利用	大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では新住宅市街地開発事業により、いさはや西部台の開発が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 		③道路・交通	一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）を整備	<ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 地域高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 3~4 本が運行しています。 		<p>文言修正</p> <p>諫早インター工区の整備完了 久山港線を追加</p> <p>文言修正</p> <p>諫早駅前-西諫早駅間 JR 43 本 ※1 時間あたり 2 本以下の時間帯もあるため 2~4 本にしています。</p> <p>現行ページ：144 ページ</p>
①位置・地勢	中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 																										
②土地利用	大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中																									
<ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では、諫早西部団地開発事業が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 																										
③道路・交通	一般県道久山港線を整備																									
<ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 2~4 本が運行しています。 																										
①位置・地勢	中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形で西側は大村湾に面する																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心市街地の西側に位置し、なだらかな丘陵地形です。 地域の西端は大村湾に面しています。 東大川を挟んで右岸側は標高 50m前後、左岸側は標高 100m以下の区域においては概ね市街化が進み、それらの標高を超える地域では自然地形、自然樹林が残っています。 																										
②土地利用	大規模な住宅団地や産業団地を有し、いさはや西部台の開発が進行中																									
<ul style="list-style-type: none"> 東大川右岸の北部丘陵地の西諫早ニュータウンや、久山台など、公共及び民間により開発された住宅団地が広がっています。 西諫早ニュータウンの北側に隣接する丘陵地では新住宅市街地開発事業により、いさはや西部台の開発が段階的に進められており、一部の区域では分譲が開始されています。 東大川左岸の南部の丘陵地は、諫早インターチェンジの広域交通の利便性を活かした諫早中核工業団地（電子機器、半導体、航空宇宙関連など）、諫早貝津工場団地（船舶、発電、化学プラント関連機器等の製造業）、山の手工業団地（運輸業、製造業、卸売業など）が整備・開発され、本市の製造業の中心地域となっています。 本市の中心部から西方約 4km の臨海部では、平成 21 年 3 月から分譲を開始した久山港東部の諫早流通産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）が平成 27 年 12 月に分譲を完了し、さらに平成 26 年 4 月から分譲を開始した西諫早産業団地（卸売業、製造業、運輸業など）も平成 30 年 5 月に分譲を完了しました。 																										
③道路・交通	一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）を整備																									
<ul style="list-style-type: none"> 長崎方面・大村方面へつながる国道 34 号が走り、長崎自動車道諫早インターチェンジがあり、広域道路ネットワークを形成しています。 国道 34 号から分岐し当該地域と飯盛・有喜地域とを連絡する地域連携交通軸である一般県道田結久山線が配置されています。 地域高規格道路「島原道路」の一部を構成する一般県道諫早外環状線（諫早インター工区）が整備されています。 国道 34 号から西諫早産業団地へのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備が進められています。 国道 34 号と東大川が交差する付近に JR 長崎本線西諫早駅があり、平日は諫早方面へ約 40 本が運行し、朝夕の通勤通学時間帯では 1 時間あたり約 3~4 本が運行しています。 																										

④都市基盤・都市施設等	久山港でのスポーツ・レクリエーション施設を整備 <ul style="list-style-type: none"> 西諫早ニュータウンや諫早中核工業団地など計画的に開発された地域では、都市計画道路や公共下水道なども一体的に整備されました。 静穏な大村湾に臨む久山港は、岸壁や臨港道路等が整備され臨港地区に指定されており、埋立地ではスポーツ・レクリエーション施設であるスポーツパークいさはや（第1・第2野球場、スケートボード場、サッカー広場）が整備され、市民のスポーツや憩いの場の拠点となることが期待されています。 西諫早ニュータウンに位置する真津山出張所周辺には、西諫早図書館や小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの公共公益施設、大規模小売店舗が立地しています。 真津山出張所貝津分室及び西諫早駅周辺には、西諫早病院や郵便局、JA 県央ながさき県央真津山支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道 34号と一般県道田結久山線の交差する久山交差点周辺には、大規模小売店舗が立地しています。
⑤自然環境・景観特性	東大川などの水辺環境・河川景観や久山港の海岸景観などを有する <ul style="list-style-type: none"> 中央部を流れる東大川や久山川、西大川、北部の丘陵地沿いを流れる真崎川などの小河川では豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 市街地外周部の南部には、樹林地や井桶ノ尾岳などの山林景観が広がっています。 久山港の海岸景観や、南側の丘陵部の城山には樹林地が広がっています。 閉鎖性海域である大村湾の湾奥部に位置する久山港周辺は、特に閉鎖性が高いために河川などから流れ込む水と外洋の水の入れ替えが起こりにくく、水質が悪化しやすい地形です。
⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される <ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が存在し、土砂災害の発生が懸念されます。



④都市基盤・都市施設等	久山港でのスポーツ・レクリエーション施設を整備 <ul style="list-style-type: none"> 西諫早ニュータウンや諫早中核工業団地など計画的に開発された地域では、都市計画道路や公共下水道なども一体的に整備されました。 静穏な大村湾に臨む久山港は、岸壁や臨港道路等が整備され臨港地区に指定されており、埋立地ではスポーツ・レクリエーション施設（第1・第2野球場、スケートボード場、サッカー広場）が整備され、市民のスポーツや憩いの場の拠点となることが期待されています。 西諫早ニュータウンに位置する真津山出張所周辺には、西諫早図書館や小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの公共公益施設、大規模小売店舗が立地しています。 真津山出張所貝津分室及び西諫早駅周辺には、西諫早病院や郵便局、JA 県央ながさき県央真津山支店、福祉施設などの公共公益施設が立地しています。 国道 34号と一般県道田結久山線の交差する久山交差点周辺には、大規模小売店舗が立地しています。
⑤自然環境・景観特性	東大川などの水辺環境・河川景観や久山港の海岸景観などを有する <ul style="list-style-type: none"> 中央部を流れる東大川や久山川、西大川、北部の丘陵地沿いを流れる真崎川などの小河川では豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 市街地外周部の南部には、樹林地や井桶ノ尾岳などの山林景観が広がっています。 久山港の海岸景観や、南側の丘陵部の城山には樹林地が広がっています。 閉鎖性海域である大村湾の湾奥部に位置する久山港周辺は、特に閉鎖性が高いために河川などから流れ込む水と外洋の水の入れ替えが起こりにくく、水質が悪化しやすい地形です。
⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される <ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が存在し、土砂災害の発生が懸念されます。



庁内照会結果の反映

現行ページ：144 ページ

現行ページ：145 ページ

名称変更（真ん中下）
写真の更新（右下）
文言修正

【新：改訂素案】

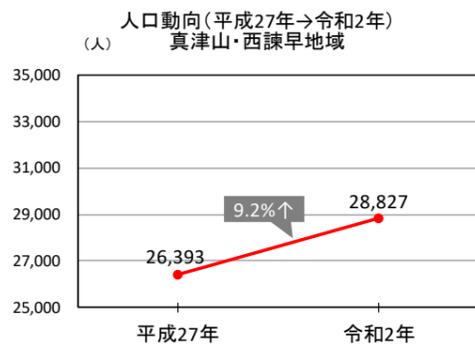
また、「真津山・西諫早地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・真津山・西諫早地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で9.2%増加しており、本市の都市的地域（都市計画区域）の中では最も人口増加率が高い地域です。
- ・西諫早ニュータウンなどで高齢化率30%以上の地区が見られ、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、いさはや西部台など新しい住宅団地の周辺で比較的高くなっています。

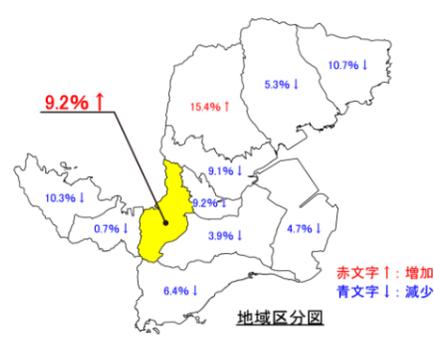
■図 6-15 面積・人口（真津山・西諫早地域）

面積	1,756ha
人口	令和2年人口：28,827人（全市の21.5%）
人口密度	16.4人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

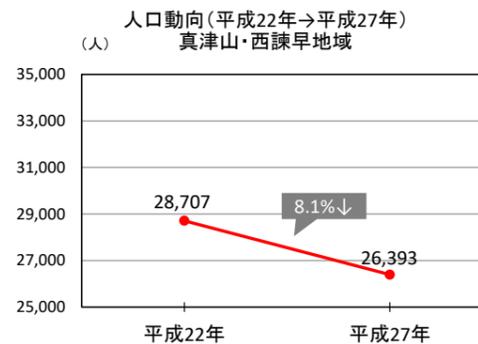
また、「真津山・西諫早地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・真津山・西諫早地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で8.1%減少しており、本市の都市的地域（都市計画区域）の中では最も人口減少率が高い地域です。
- ・西諫早ニュータウンなどで高齢化率30%以上の地区が見られ、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、いさはや西部台など新しい住宅団地の周辺で比較的高くなっています。

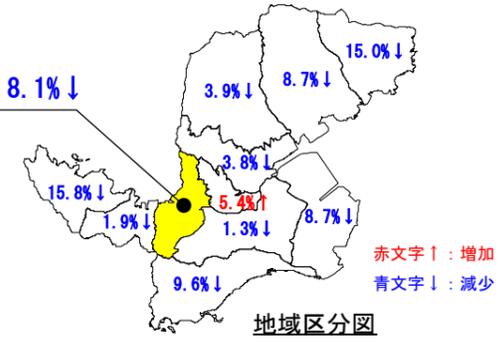
■図 6-15 面積・人口（真津山・西諫早地域）

面積	1,756ha
人口	平成27年人口：26,393人（全市の19.1%）
人口密度	15.0人/ha

<人口動向グラフ>

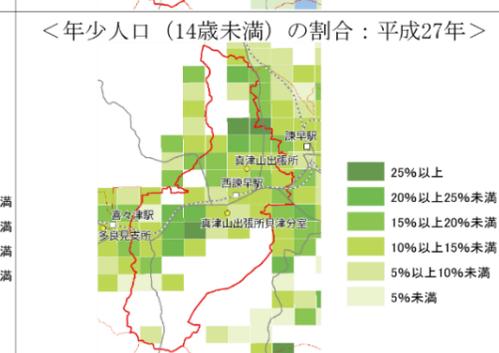
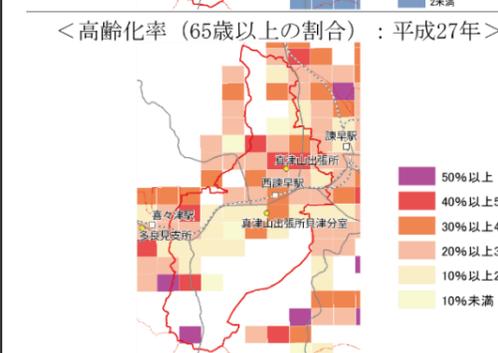
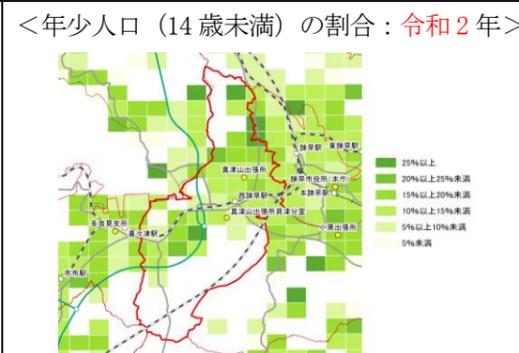
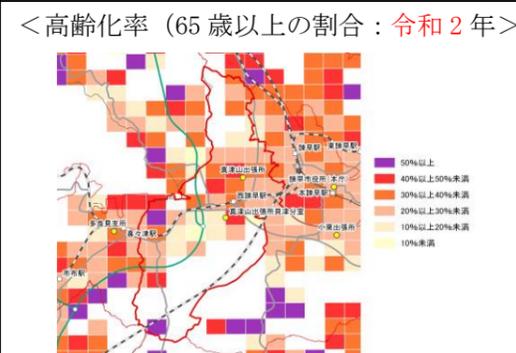
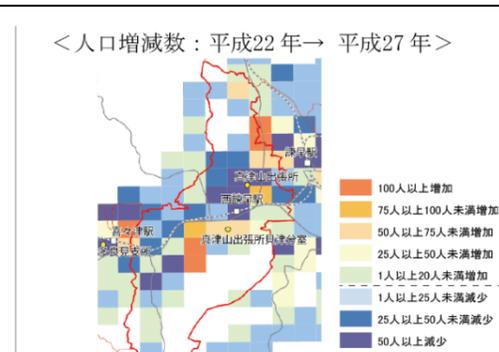
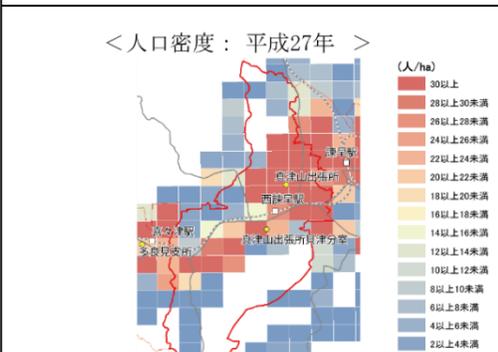
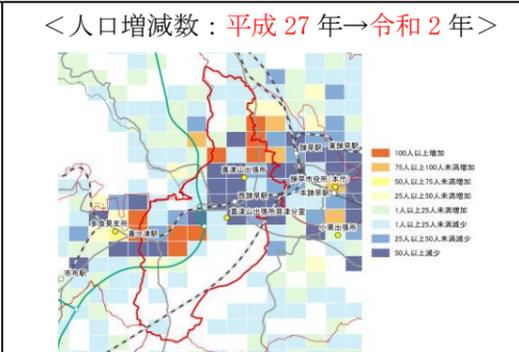
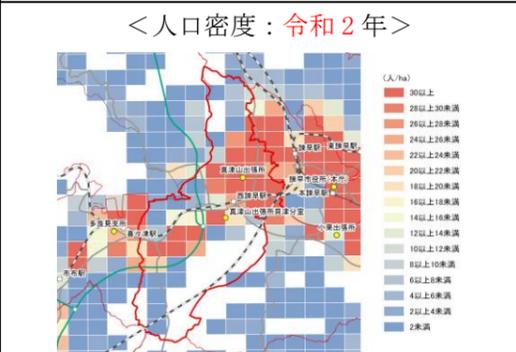


<人口増減率（%）の地域間比較>



数値等の時点修正

図 6-15：H27～R2に更新



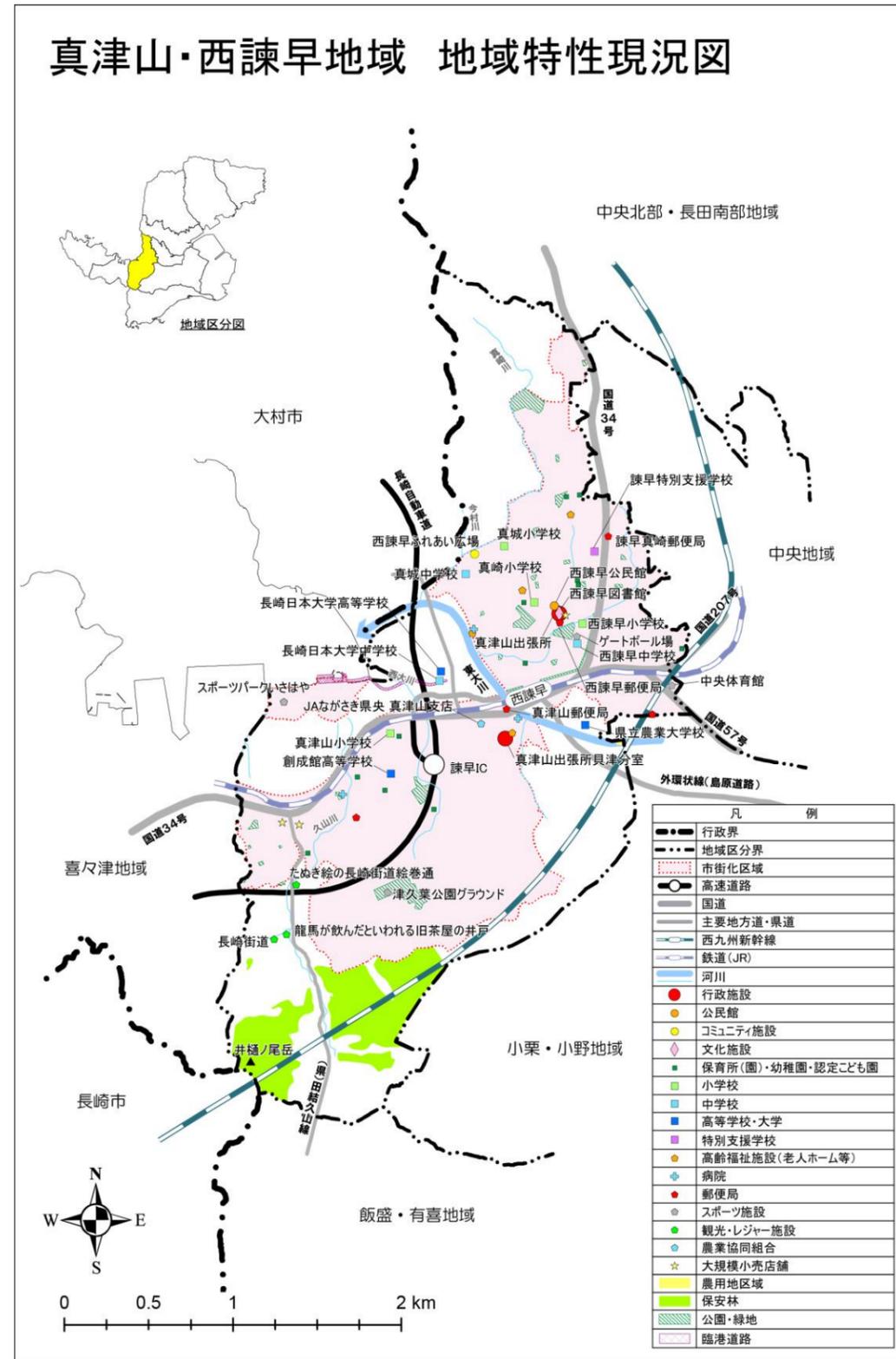
資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

【新：改訂素案】

地域の概況等から「真津山・西諫早地域」の地域特性を図に表すと図 6-16 のとおりです。

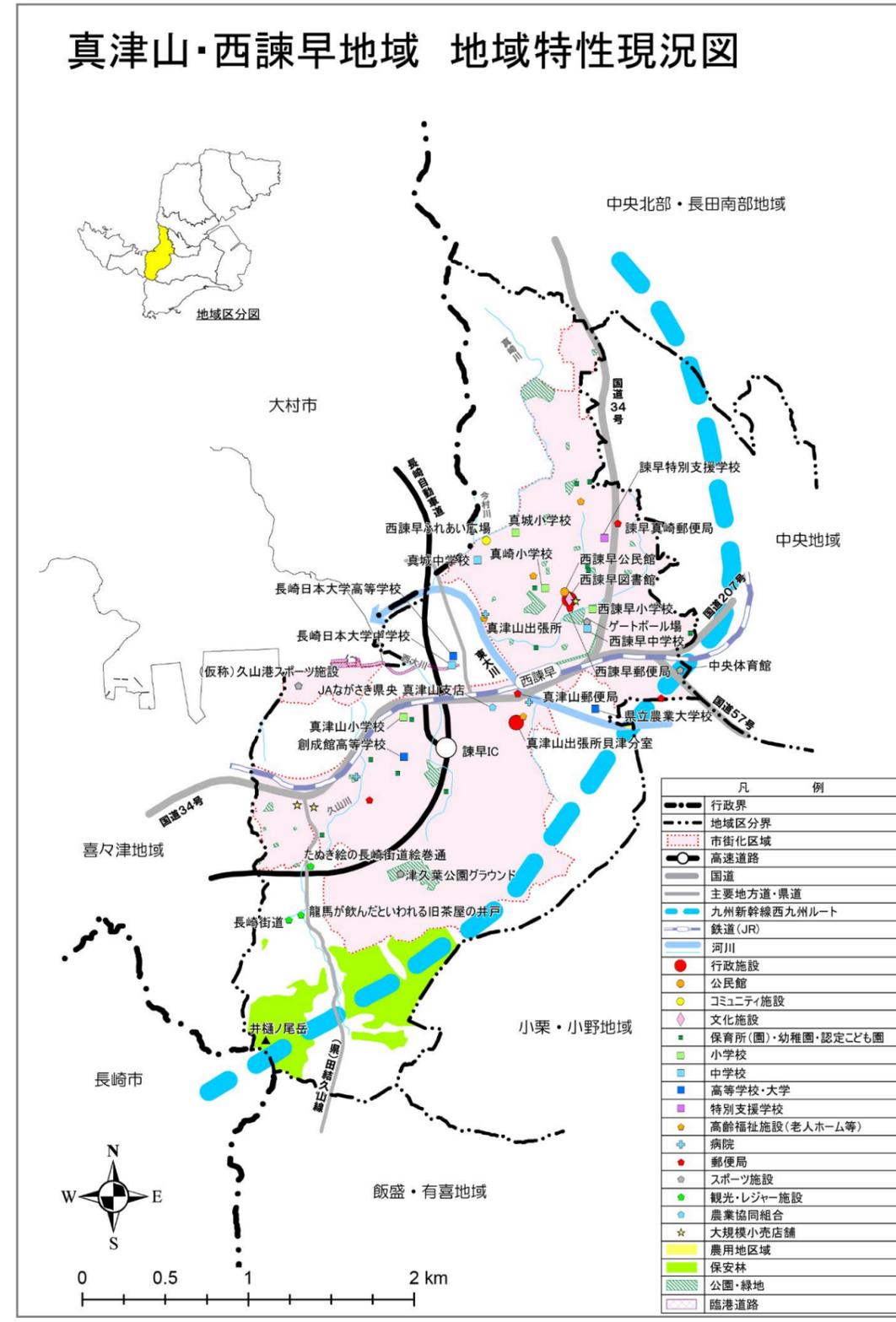
■図 6-16



【旧：現行(令和2年3月策定)】

地域の概況等から「真津山・西諫早地域」の地域特性を図に表すと図 6-16 のとおりです。

■図 6-16



備考

図 6-16：修正点

- ・島原道路
- ・西九州新幹線
- ・(仮称)久山港スポーツ施設→スポーツパークいさはや

図一部修正

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「真津山・西諫早地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○既存の住宅団地の良好な環境の維持と人口高齢化・空洞化への対応 ○西諫早の工業集積など豊富な産業構造を活かした産業振興 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	【計画的な住宅開発地と広域幹線道路に近い立地を活かした工業地やスポーツ・レクリエーション環境が調和した地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○住宅団地の良好な住環境の保護・育成 ○工業団地の操業環境の維持と新たな工業地の創出・誘導 ○公営住宅の適正なストック活用 ○既設公園の利用増進を図る適切な維持管理 ○新たなスポーツ・レクリエーション拠点 施設 の 充実 ○公共交通ネットワークの形成

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「真津山・西諫早地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○既存の住宅団地の良好な環境の維持と人口高齢化・空洞化への対応 ○西諫早の工業集積など豊富な産業構造を活かした産業振興 ○交通弱者等の移動等円滑化
地域づくりの目標	【計画的な住宅開発地と広域幹線道路に近い立地を活かした工業地やスポーツ・レクリエーション環境が調和した地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○住宅団地の良好な住環境の保護・育成 ○工業団地の操業環境の維持と新たな工業地の創出・誘導 ○公営住宅の適正なストック活用 ○既設公園の利用増進を図る適切な維持管理 ○新たなスポーツ・レクリエーション拠点の 形成 ○公共交通ネットワークの形成

庁内照会結果の反映

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

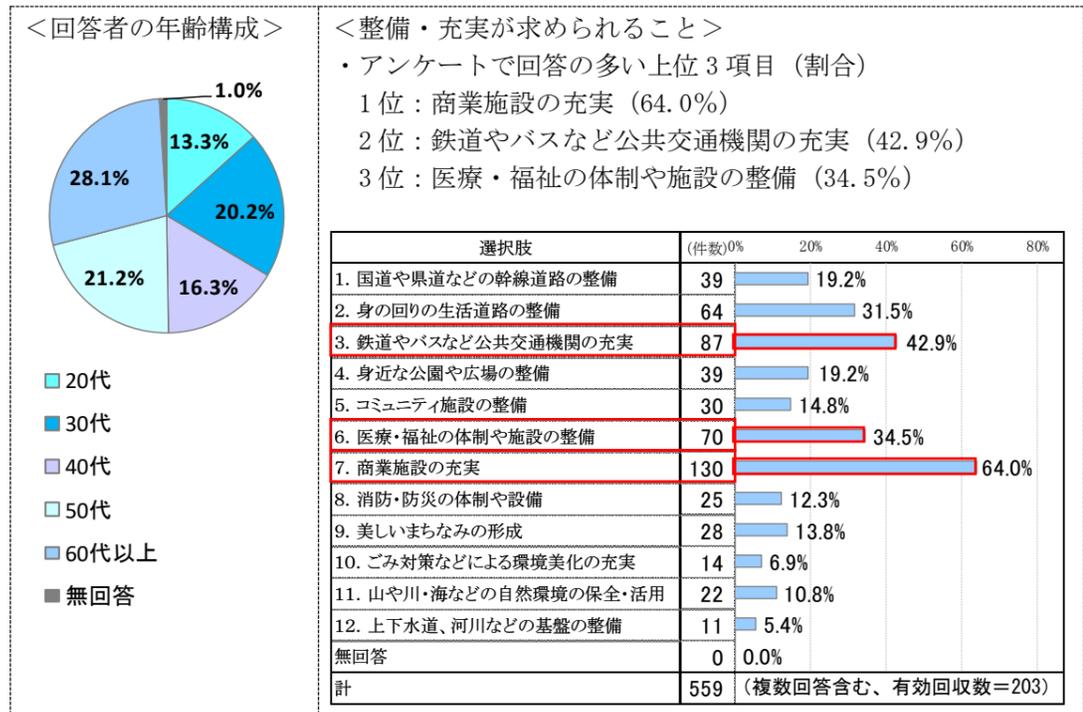
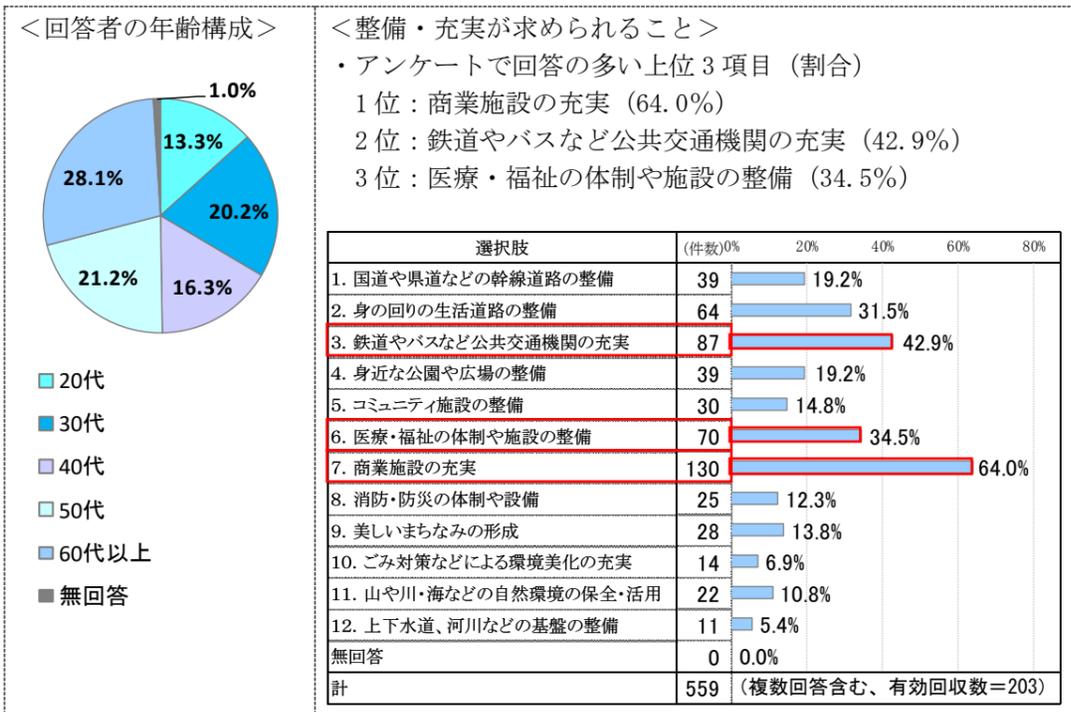
なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-17 市民アンケート結果（真津山・西諫早地域）

※「真津山・西諫早地域」に住んでいる方の回答

■図 6-17 市民アンケート結果（真津山・西諫早地域）

※「真津山・西諫早地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「真津山・西諫早地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>土地利用の専用性を維持します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な住環境、生産環境を保全・育成するための土地利用の継続的な規制・誘導 ○地域に身近な商業施設や生活利便施設の誘導など、現在開発を進めている住宅団地や既存住宅団地内の近隣商業機能の集積化（拠点商業地の形成） ○国道34号沿道及び国道57号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 ○諫早中核工業団地や西諫早産業団地などの既存産業団地における生産環境の充実（産業拠点の形成） ○地域特性や周辺環境に配慮した計画的な土地利用転換、新規開発等の誘導 ○新たな産業立地の可能性を検討します。 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○低層開発団地内などにおける老朽化した公共施設等の改修（バリアフリー化等） ○住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○諫早西部団地開発事業の推進 ○都市再生整備計画を活用した、諫早西部団地内の道路、公園等のインフラ整備の促進 ○西諫早団地建替事業の推進と土地利用の見直しによる、西諫早地区のリニューアル再整備の推進 <p>インターチェンジ周辺における沿道型活力創出拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高規格道路「島原道路」のインターチェンジ（小船越）周辺の幹線道路沿道地域において、自動車利用者や近隣住民の利便性向上を図る沿道型の複合地（沿道型活力創出拠点）の形成 <p>市街地外周部の丘陵樹林地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化を抑制する区域での無秩序な開発、建築等の規制 ○市街地南側を取り囲む樹林地、及び久山港南にある城山の樹林地の保全 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「真津山・西諫早地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>土地利用の専用性を維持します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な住環境、生産環境を保全・育成するための土地利用の継続的な規制・誘導 ○地域に身近な商業施設や生活利便施設の誘導など、現在開発を進めている住宅団地や既存住宅団地内の近隣商業機能の集積化（拠点商業地の形成） ○国道34号沿道及び国道57号沿道の沿道複合地における土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 ○諫早中核工業団地や西諫早産業団地などの既存産業団地における生産環境の充実（産業拠点の形成） ○地域特性や周辺環境に配慮した計画的な土地利用転換、新規開発等の誘導 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○低層開発団地内などにおける老朽化した公共施設等の改修（バリアフリー化等） ○住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 <p>インターチェンジ周辺における沿道型活力創出拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域高規格道路「島原道路」のインターチェンジ（小船越）周辺の幹線道路沿道地域において、自動車利用者や近隣住民の利便性向上を図る沿道型の複合地（沿道型活力創出拠点）の形成 <p>市街地外周部の丘陵樹林地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化を抑制する区域での無秩序な開発、建築等の規制 ○市街地南側を取り囲む樹林地、及び久山港南にある城山の樹林地の保全 	<p></p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>文言修正</p> <p>現行ページ：149ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 34 号諫早北バイパスの 4 車線化の整備促進 ○久山港周辺整備に伴う道路交通量の増大に対応した道路整備の促進（国道 34 号からのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備促進など） <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 34 号から現在開発中の諫早西部団地並びに拠点商業地へのアクセス道路となる都市計画道路堀の内西栄田線の整備推進 ○その他、事業中・計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○広域幹線道路及び地域幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、都市拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○地区内の生活道路の整備推進 ○西諫早駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○新たに開発する住宅地や既存住宅地から拠点商業地の生活利便施設や公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>スポーツ・レクリエーション拠点の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツパークいさはや、や隣接する喜々津地域のなごみの里運動公園による新たなスポーツ・レクリエーション拠点の充実（交流人口の拡大） ○サイクルツーリズム*（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>新たな拠点形成を踏まえた交通ネットワークの形成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿道型活力創出拠点（小船越インターチェンジ周辺）における交通弱者を含む地域住民の利便性向上に向けた公共交通ネットワークの維持・形成 <p>自然と調和した住環境の整備を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生け垣や街路樹の整備、公園等の適切な維持管理による生活に身近な場所での緑とのふれあいの創造 ○東大川の保全（治水機能、親水機能） ○下水道未整備地域の解消 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 34 号諫早北バイパスの 4 車線化の整備促進 ○久山港周辺整備に伴う道路交通量の増大に対応した道路整備の促進（国道 34 号からのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備促進など） <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 34 号から現在開発中の住宅団地（いさはや西部台）並びに拠点商業地へのアクセス道路となる都市計画道路堀の内西栄田線の整備推進 ○その他、事業中・計画中の都市計画道路の計画的な整備の推進 ○広域幹線道路及び地域幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点、都市拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○地区内の生活道路の整備推進 ○西諫早駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○新たに開発する住宅地や既存住宅地から拠点商業地の生活利便施設や公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>スポーツ・レクリエーション拠点を形成します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）久山港スポーツ施設や隣接する喜々津地域のなごみの里運動公園による新たなスポーツ・レクリエーション拠点の形成（交流人口の拡大） ○サイクルツーリズム*（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>新たな拠点形成を踏まえた交通ネットワークの形成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿道型活力創出拠点（小船越インターチェンジ周辺）における交通弱者を含む地域住民の利便性向上に向けた公共交通ネットワークの維持・形成 <p>自然と調和した住環境の整備を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生け垣や街路樹の整備、公園等の適切な維持管理による生活に身近な場所での緑とのふれあいの創造 ○東大川の保全（治水機能、親水機能） ○下水道未整備地域の解消 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p></p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>名称変更</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p></p> <p>現行ページ：150 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>新たな住宅地開発の整備を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然環境と調和した諫早西部団地開発事業の促進 ○小規模住宅団地開発等への指導・助言 ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 <p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民自らのルールによる良好な住環境保護の継続化 ○新規の住宅団地、工業団地における環境保護のためのルールづくりの誘導 <p>親水空間づくりなど自然と親しめる場所や機会の創出を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東大川の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の改修整備 ○自然に親しむウォーキングコース等の整備 <p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○市街地外周部丘陵部、城山の樹林地景観の保全 ○東大川や小河川の保全・整備による河川景観の形成 	<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>新たな住宅地開発の整備を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然環境と調和した諫早西部新住宅市街地開発事業の促進 ○小規模住宅団地開発等への指導・助言 ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 <p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民自らのルールによる良好な住環境保護の継続化 ○新規の住宅団地、工業団地における環境保護のためのルールづくりの誘導 <p>親水空間づくりなど自然と親しめる場所や機会の創出を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東大川の保全と、身近にふれあうことができる水辺環境・親水施設の整備 ○生態系に配慮した小河川の改修整備 ○自然に親しむウォーキングコース等の整備 <p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○市街地外周部丘陵部、城山の樹林地景観の保全 ○東大川や小河川の保全・整備による河川景観の形成 	<p>諫早西部新住宅市街地開発事業の廃止</p> <p>現行ページ：151 ページ</p>

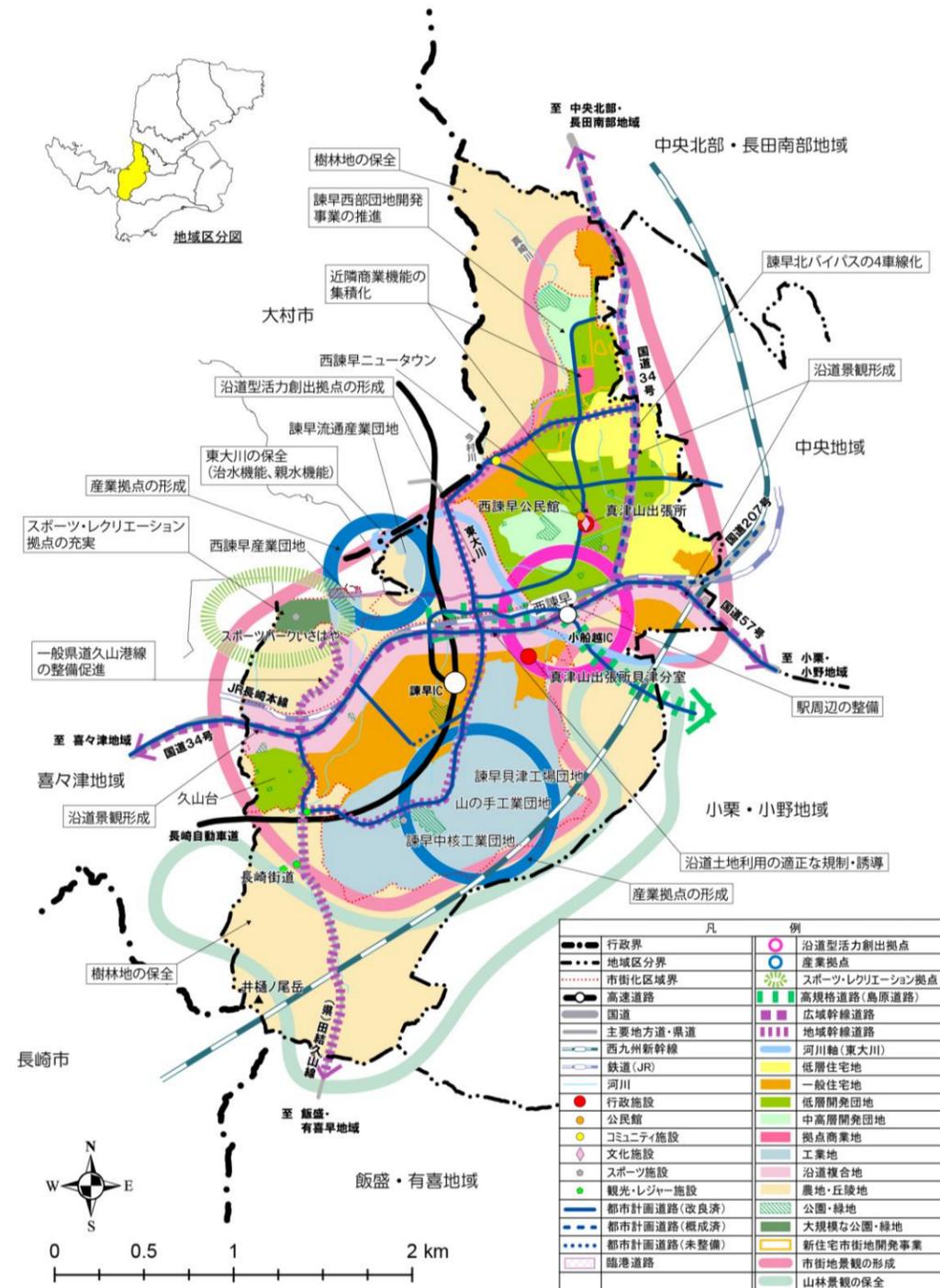
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○「ゾーン30指定区域」及びその他通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○防火地域・準防火地域の指定による面的な建築物の不燃化の促進 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○「ゾーン30指定区域」及びその他通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：152ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図6-18のとおりです。

■図 6-18

真津山・西諫早地域 地域づくり方針図



(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図6-18のとおりです。

■図 6-18

真津山・西諫早地域 地域づくり方針図

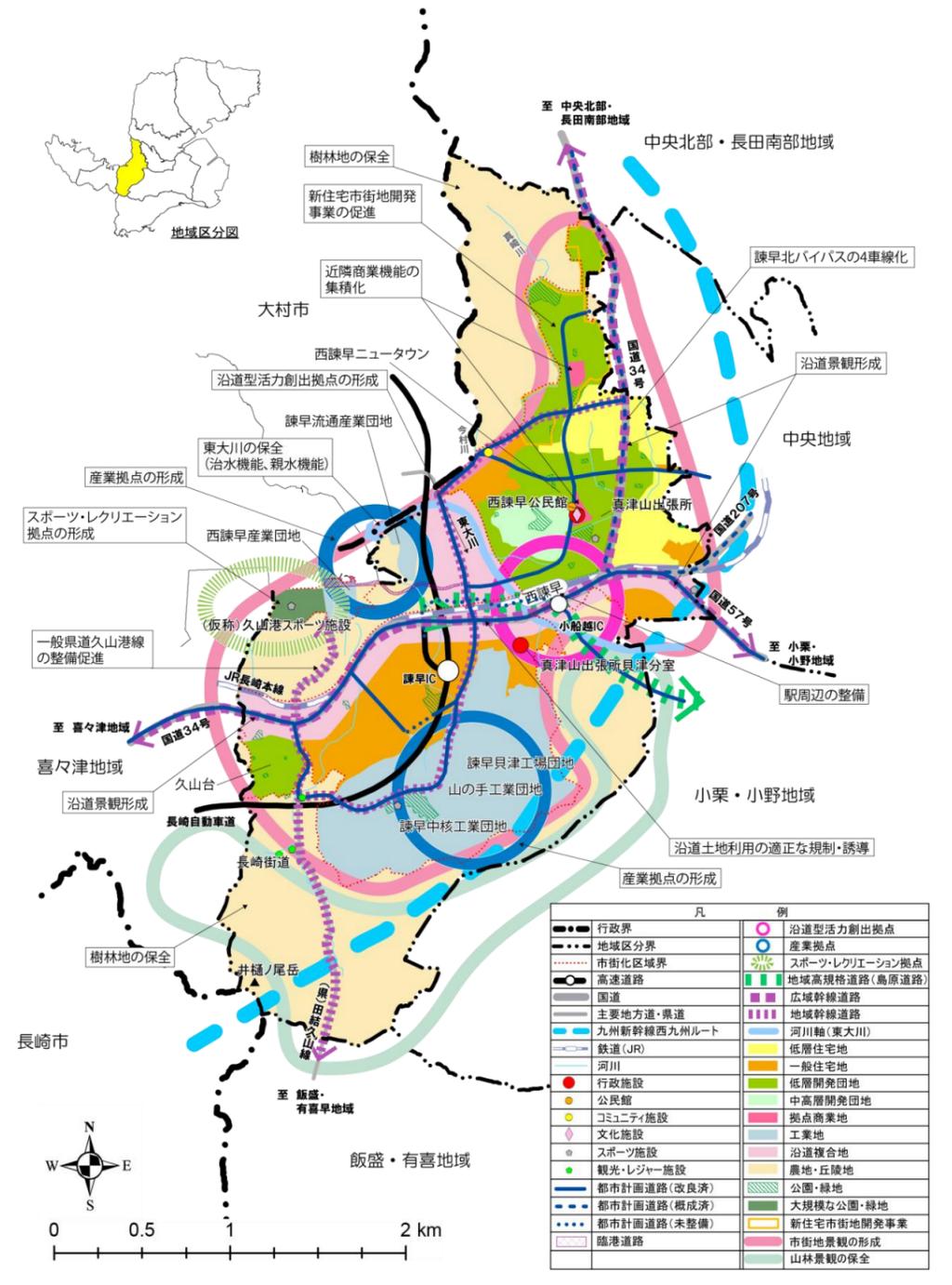


図 6-18：修正点

- ・西九州新幹線
- ・久山港線付近の土地利用（農地・丘陵地→沿道複合地）
- ・（仮称）久山港スポーツ施設→スポーツパークいさはや
- ・新住宅市街地開発事業修正
- ・用途地域修正
- ・高規格道路

庁内照会結果の反映

図一部修正

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																																
<p>I-5. 喜々津地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「喜々津地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 426 507 457">①位置・地勢</td> <td data-bbox="507 426 1249 457">大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 457 1249 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 507 657">②土地利用</td> <td data-bbox="507 625 1249 657">喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 657 1249 951"> <ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 多良見地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 951 507 982">③道路・交通</td> <td data-bbox="507 951 1249 982">本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 982 1249 1308"> <ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1308 507 1339">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="507 1308 1249 1339">多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1339 1249 1602"> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進され、整備が完了しています。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1602 507 1633">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="507 1602 1249 1633">大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1633 1249 1833"> <ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1833 507 1864">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="507 1833 1249 1864">丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1864 1249 1938"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 		②土地利用	喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成	<ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 多良見地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 		③道路・交通	本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている	<ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 		④都市基盤・都市施設等	多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進され、整備が完了しています。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 		⑤自然環境・景観特性	大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 		⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 		<p>I-5. 喜々津地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「喜々津地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1314 426 1620 457">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1620 426 2362 457">大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 457 2362 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 625 1620 657">②土地利用</td> <td data-bbox="1620 625 2362 657">喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 657 2362 951"> <ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 951 1620 982">③道路・交通</td> <td data-bbox="1620 951 2362 982">本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 982 2362 1308"> <ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1308 1620 1339">④都市基盤・都市施設等</td> <td data-bbox="1620 1308 2362 1339">多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1339 2362 1602"> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進されていますが、まだ未整備の地域があります。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1602 1620 1633">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1620 1602 2362 1633">大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1633 2362 1833"> <ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1314 1833 1620 1864">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="1620 1833 2362 1864">丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1314 1864 2362 1938"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 		②土地利用	喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成	<ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 		③道路・交通	本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている	<ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 		④都市基盤・都市施設等	多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進されていますが、まだ未整備の地域があります。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 		⑤自然環境・景観特性	大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 		⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 		<p></p> <p>他地区に合わせて追加</p> <p>喜々津-長崎間 JR 50本</p> <p>西川内-諫早駅前 バス 4本</p> <p>諫早駅前-西川内 バス 4本</p> <p>文言修正</p> <p>現行ページ：154ページ</p>
①位置・地勢	大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 																																																		
②土地利用	喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 多良見地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 																																																		
③道路・交通	本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 																																																		
④都市基盤・都市施設等	多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進され、整備が完了しています。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 																																																		
⑤自然環境・景観特性	大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 																																																		
⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 																																																		
①位置・地勢	大村湾に面し、海岸の埋め立てが行われてきた地域																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の西部に位置し、北は大村湾に面し、南は長崎市に接する位置にあります。 本地域の中央部には大村湾に注ぐ喜々津川が流れており、平坦部が少ないことから、もともと緩やかな丘陵地であった場所での住宅団地の整備（多良見団地、喜々津団地）や、海岸の埋め立てが行われてきました（喜々津シーサイドタウン、なごみの里運動公園周辺）。 																																																		
②土地利用	喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道で日常生活の拠点を形成																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 喜々津駅周辺地域は、駅のもつ集客機能が活かされた商店街が形成されていますが、北側に隣接する工場跡地も含めた土地利用が大きく変化しつつあります。また、喜々津駅を起点とした地区内の幹線道路沿道では商業施設や公益施設、行政サービスなどの施設が集積立地し、日常生活の拠点を形成しています。 幹線道路の国道34号沿道は、小売販売、飲食店、流通施設等が連坦し集積しています。 																																																		
③道路・交通	本市中心部と長崎市をつなぐ国道34号が広域交通軸となっている																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市中心部と長崎市をつなぐ広域交通軸である国道34号が東西に伸びています。 喜々津地区東側の国道34号から分岐した国道207号は、大村湾沿いに走り、長与町を経て終点の時津町に至ります。 国道34号に並走してJR長崎本線が通過しており、喜々津駅では、市布駅へ向かう市布経由と長与経由長崎行きの路線が分岐しています。喜々津駅から市布経由で長崎駅まで約30分、諫早駅まで約10分弱、それぞれ平日50本運行しており、主要駅までのアクセス性が良好です。 諫早駅前～長崎間にバスが多数運行され、諫早～西川内間に平日4往復のバスが運行されています。 																																																		
④都市基盤・都市施設等	多良見支所周辺に公共公益施設、市布駅周辺には沿道サービス業等が立地																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、都市計画公園は、土地区画整理事業が行われた地域で概ね整備されていますが、それ以外の地域では未整備の地域があります。 公共下水道は計画的に整備が推進されていますが、まだ未整備の地域があります。 多良見支所周辺には公民館や体育施設、喜々津駅周辺には郵便局、病院などの公共公益施設が立地しています。 市布駅周辺には、国道34号沿いに沿道サービス業、自動車販売業や小売業等が立地しています。 																																																		
⑤自然環境・景観特性	大村湾や山林、喜々津川など自然を身近に感じられる地域																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 市街地は穏やかな大村湾や緑豊かな山林に囲まれ、中央部を喜々津川が流れているため、海や山、川を身近に感じられる地域となっています。 市街地中心部では、駅周辺や幹線道路を中心とした賑わいのある市街地景観を形成しています。 市街地郊外の大草・伊木力地域や飯盛地域との境界部では、緑豊かな山林や穏やかな大村湾による潤いのある自然景観を形成しています。 																																																		
⑥災害危険性	丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 																																																		

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考



現行ページ：155 ページ

【新：改訂素案】

また、「喜々津地域」の面積・人口は、次のとおりです。

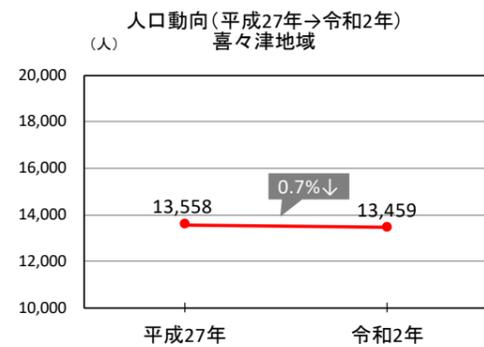
- ・喜々津地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で0.7%減少していますが、本市の人口が減少している地域の中では最も人口減少率が低い地域です。
- ・喜々津シーサイドタウンや都市計画区域外などで高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、駅周辺や国道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-19 面積・人口（喜々津地域）

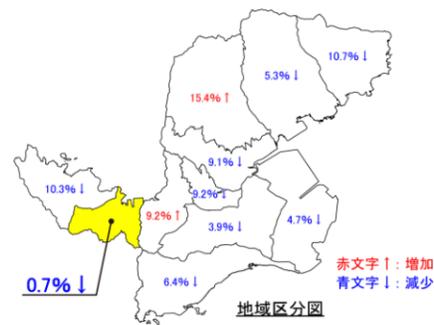
<面積・人口>

面積	1,452ha
人口	令和2年人口：13,459人（全市の10.1%）
人口密度	9.3人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「喜々津地域」の面積・人口は、次のとおりです。

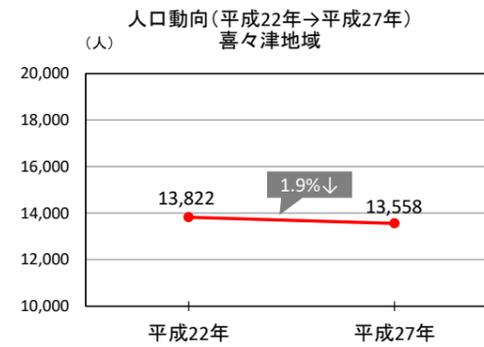
- ・喜々津地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で1.9%減少していますが、本市の人口が減少している地域の中では2番目に人口減少率が低い地域です。
- ・喜々津シーサイドタウンや都市計画区域外などで高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、駅周辺や国道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-19 面積・人口（喜々津地域）

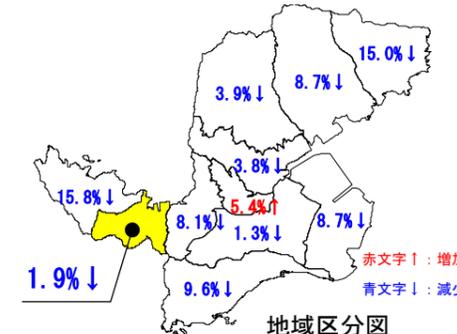
<面積・人口>

面積	1,452ha
人口	平成27年人口：13,558人（全市の9.8%）
人口密度	9.3人/ha

<人口動向グラフ>



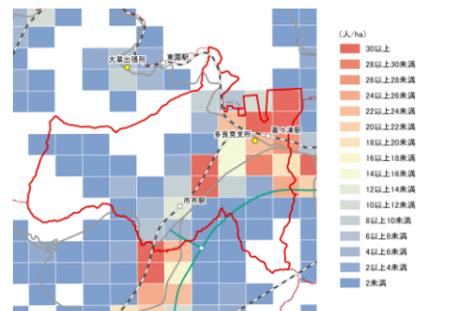
<人口増減率（%）の地域間比較>



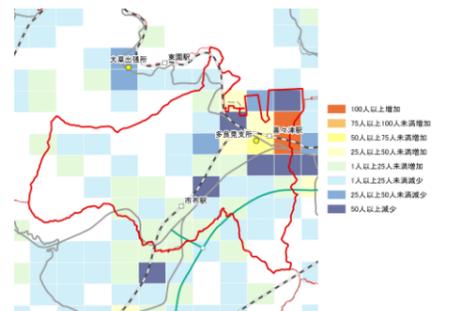
数値等の時点修正

図 6-19：H27～R2に更新

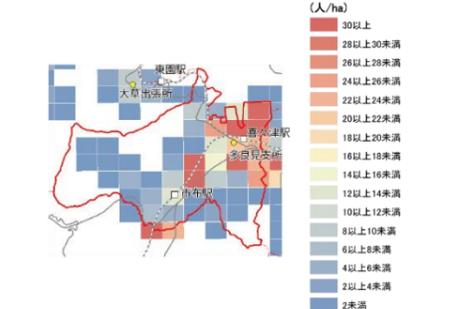
<人口密度：令和2年>



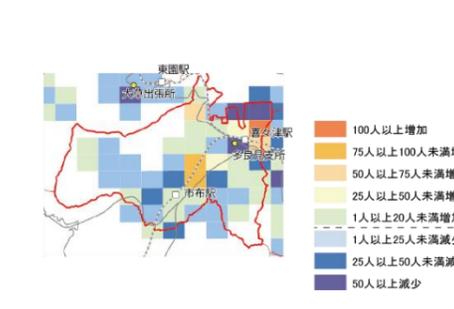
<人口増減数：平成27年→令和2年>



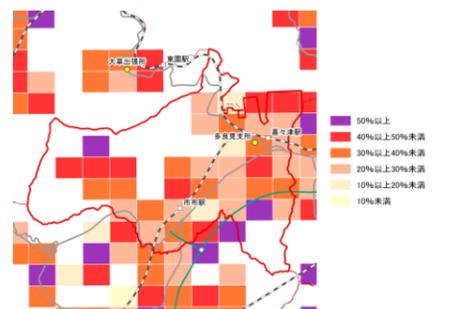
<人口密度：平成27年>



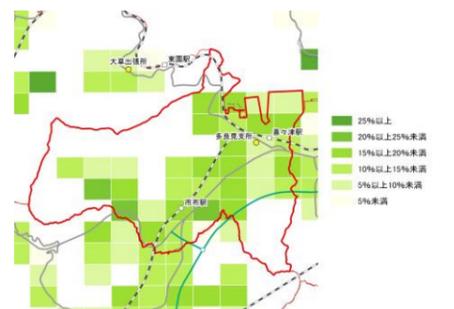
<人口増減数：平成22年→平成27年>



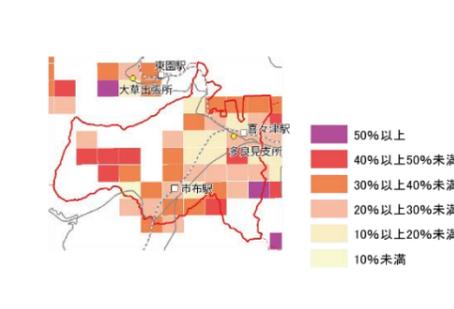
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



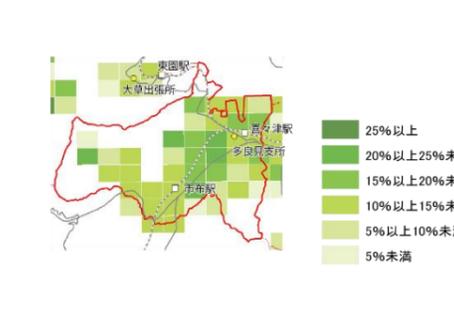
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口 ※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

— 地域区分界 ● 支所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口 ※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

【新：改訂素案】

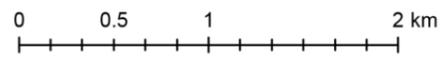
地域の概況等から「喜々津地域」の地域特性を図に表すと図 6-20 のとおりです。

■図 6-20

喜々津地域 地域特性現況図



凡	例
行政界	小学校
地域区分界	中学校
市街化区域	高等学校・大学
高速道路	特別支援学校
国道	病院
鉄道(JR)	郵便局
河川	スポーツ施設
行政施設	観光・レジャー施設
公民館	農業協同組合
コミュニティ施設	大規模小売店舗
文化施設	公園・緑地
保育所(園)・幼稚園・認定こども園	農用地区域



【旧：現行（令和2年3月策定）】

地域の概況等から「喜々津地域」の地域特性を図に表すと図 6-20 のとおりです。

■図 6-20

喜々津地域 地域特性現況図



凡	例
行政界	小学校
地域区分界	中学校
市街化区域	高等学校・大学
高速道路	特別支援学校
国道	病院
鉄道(JR)	郵便局
河川	スポーツ施設
行政施設	観光・レジャー施設
公民館	農業協同組合
コミュニティ施設	大規模小売店舗
文化施設	公園・緑地
保育所(園)・幼稚園・認定こども園	農用地区域

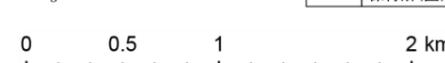


図 6-20：修正点

図一部修正

備考

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
----------	------------------	----

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「喜々津地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な交通環境である喜々津駅及び多良見支所周辺に立地する、その他の公共公益施設、国道 34 号沿道に立地する商業施設等を活用した拠点づくり ○喜々津駅北側の工場跡地を含む喜々津駅周辺の再編 ○既存の住宅団地の良好な環境の維持と人口高齢化・空洞化への対応 ○幹線道路の立地特性を活かした計画的な市街地の形成 ○農林水産業の振興 ○良好な自然景観、自然地形の保全
地域づくりの目標	<p>[市街地西部の都市拠点として 長崎市への広域交通軸を活かした地域づくり]</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な交通環境など、ポテンシャルを活かした積極的な土地利用の推進と都市機能集積 ○喜々津駅、市布駅周辺での新たな賑わい形成の取組 ○幹線道路の整備促進 ○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観形成の誘導 ○安全・安心などに配慮した住環境の質の向上 ○自然環境の保全、市街地周辺部における土地利用の適正な運用基準の見直しと無秩序な市街化の抑制

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

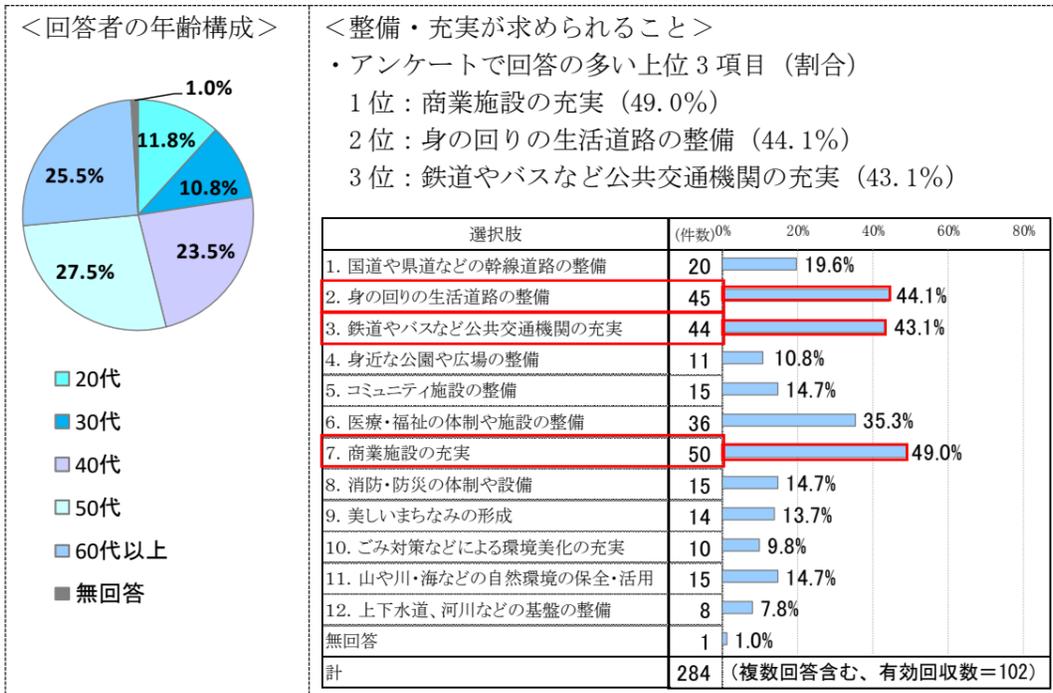
地域特性等から「喜々津地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な交通環境である喜々津駅及び多良見支所周辺に立地する、その他の公共公益施設、国道 34 号沿道に立地する商業施設等を活用した拠点づくり ○喜々津駅北側の工場跡地を含む喜々津駅周辺の再編 ○既存の住宅団地の良好な環境の維持と人口高齢化・空洞化への対応 ○幹線道路の立地特性を活かした計画的な市街地の形成 ○農林水産業の振興 ○良好な自然景観、自然地形の保全
地域づくりの目標	<p>[市街地西部の都市拠点として 長崎市への広域交通軸を活かした地域づくり]</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な交通環境など、ポテンシャルを活かした積極的な土地利用の推進と都市機能集積 ○喜々津駅、市布駅周辺での新たな賑わい形成の取組 ○幹線道路の整備促進 ○幹線道路沿道地域の適正な土地利用・景観形成の誘導 ○安全・安心などに配慮した住環境の質の向上 ○自然環境の保全、市街地周辺部における土地利用の適正な運用基準の見直しと無秩序な市街化の抑制

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-21 市民アンケート結果（喜々津地域）

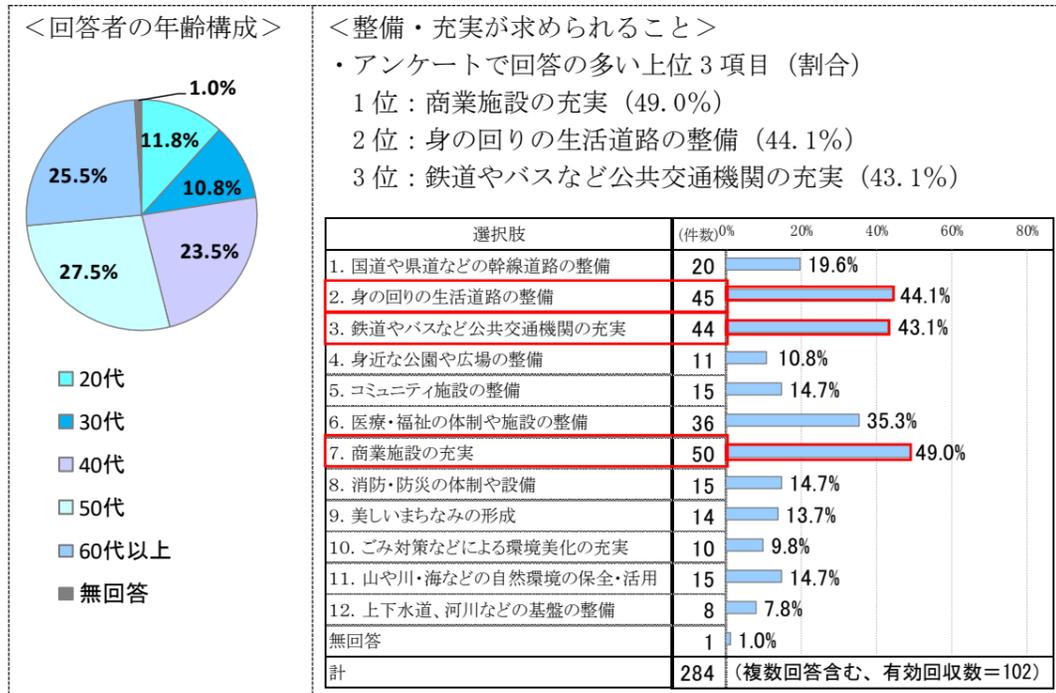
※「喜々津地域」に住んでいる方の回答



なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-21 市民アンケート結果（喜々津地域）

※「喜々津地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「喜々津地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喜々津駅周辺での土地利用再編に伴う新たな賑わい形成の検討 ○喜々津駅を起点とした都市計画道路喜々津縦貫線沿道での商業施設や公益施設、行政サービス施設等の集積立地促進 ○良好な住環境を保全・育成するための土地利用の継続的な規制・誘導 ○国道34号、207号沿道における土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>市街化調整区域における市街化の抑制と適切な開発との調和を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化を抑制する区域での無秩序な開発、建築等の規制 ○既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導 ○国道207号沿道の適正な土地利用の誘導 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○低層開発団地内などにおける老朽化した公共施設等の改修（バリアフリー化等） ○住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 <p>農地・丘陵地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○丘陵部果樹園地や河川沿いの比較的平坦な地域の農地の生産環境を阻害しない土地利用の適正な運用基準の見直しと開発等の誘導 <p>市布駅周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多良見地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○生活拠点としての位置づけのある市布駅などの周辺への生活利便施設、公共公益施設の立地の促進や、既存市街地・集落地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「喜々津地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>計画的な土地利用を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喜々津駅周辺での土地利用再編に伴う新たな賑わい形成の検討 ○喜々津駅を起点とした都市計画道路喜々津縦貫線沿道での商業施設や公益施設、行政サービス施設等の集積立地促進 ○良好な住環境を保全・育成するための土地利用の継続的な規制・誘導 ○国道34号、207号沿道における土地利用の適正な規制・誘導 ○長崎県の「大規模集客施設等立地ガイドライン」に基づく大規模集客施設の適正な立地誘導 <p>市街化調整区域における市街化の抑制と適切な開発との調和を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化を抑制する区域での無秩序な開発、建築等の規制 ○既存の地域コミュニティを維持するための人口定着を促す適切な開発の誘導 ○国道207号沿道の適正な土地利用の誘導 <p>住環境の育成・保全を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○低層開発団地内などにおける老朽化した公共施設等の改修（バリアフリー化等） ○住宅地の利便性を高める商業施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進 <p>農地・丘陵地を保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○丘陵部果樹園地や河川沿いの比較的平坦な地域の農地の生産環境を阻害しない土地利用の適正な運用基準の見直しと開発等の誘導 	<p>他地区同様に追加 文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>現行ページ：159ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路を補完する都市計画道路喜々津縦貫線の整備 ○地区内の生活道路の整備推進 ○喜々津商店街、喜々津駅を中心とする都市拠点における歩行空間のバリアフリー化 ○喜々津駅、市布駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○既存住宅地から拠点商業地の生活利便施設や公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>生活に直接関わる都市施設の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道への接続の促進 <p>スポーツ・レクリエーション拠点の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なごみの里運動公園や隣接する真津山・西諫早地域のスポーツパークいさはやによる新たなスポーツ・レクリエーション拠点の充実（交流人口の拡大） ○サイクルツーリズム（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の生活交通利便性を向上します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路を補完する都市計画道路喜々津縦貫線の整備 ○地区内の生活道路の整備推進 ○喜々津商店街、喜々津駅を中心とする都市拠点における歩行空間のバリアフリー化 ○喜々津駅、市布駅の各駅前での駐車場、駐輪場の整備（パークアンドライドの促進） ○既存住宅地から拠点商業地の生活利便施設や公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>生活に直接関わる都市施設の充実を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の未整備地域の解消 <p>スポーツ・レクリエーション拠点を形成します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なごみの里運動公園や隣接する真津山・西諫早地域の（仮称）久山港スポーツ施設による新たなスポーツ・レクリエーション拠点の形成（交流人口の拡大） ○サイクルツーリズム（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p></p> <p>文言修正 庁内照会結果の反映・文言修正</p> <p>名称変更 現行ページ：159 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：160 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	<p>3) 市街地整備に関する方針</p> <p>計画的な市街地の形成を促進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模で柔軟な区画整理による土地区画の整序、道路等の都市基盤整備の促進 ○住宅団地開発等への指導・助言 	
<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画等による良好な住環境保全の継続 ○生態系に配慮した小河川の改修整備 	<p>4) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画等による良好な住環境保全の継続 ○生態系に配慮した小河川の改修整備 	
<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 ○喜々津駅前の交通結節点の交通利便性の向上、「まちの顔」としての景観形成 	<p>5) 景観形成に関する方針</p> <p>都市景観形成・景観保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○丘陵部の樹林地景観、農地景観の保全 ○喜々津駅前の交通結節点の交通利便性の向上、「まちの顔」としての景観形成 	
<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 	<p>6) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>市街地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画の活用等による災害に強い市街地整備 ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 	
<p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 	<p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 	
<p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	
		<p>現行ページ：160 ページ</p>

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図6-22のとおりです。

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図6-22のとおりです。

■図 6-22

■図 6-22

喜々津地域 地域づくり方針図

喜々津地域 地域づくり方針図

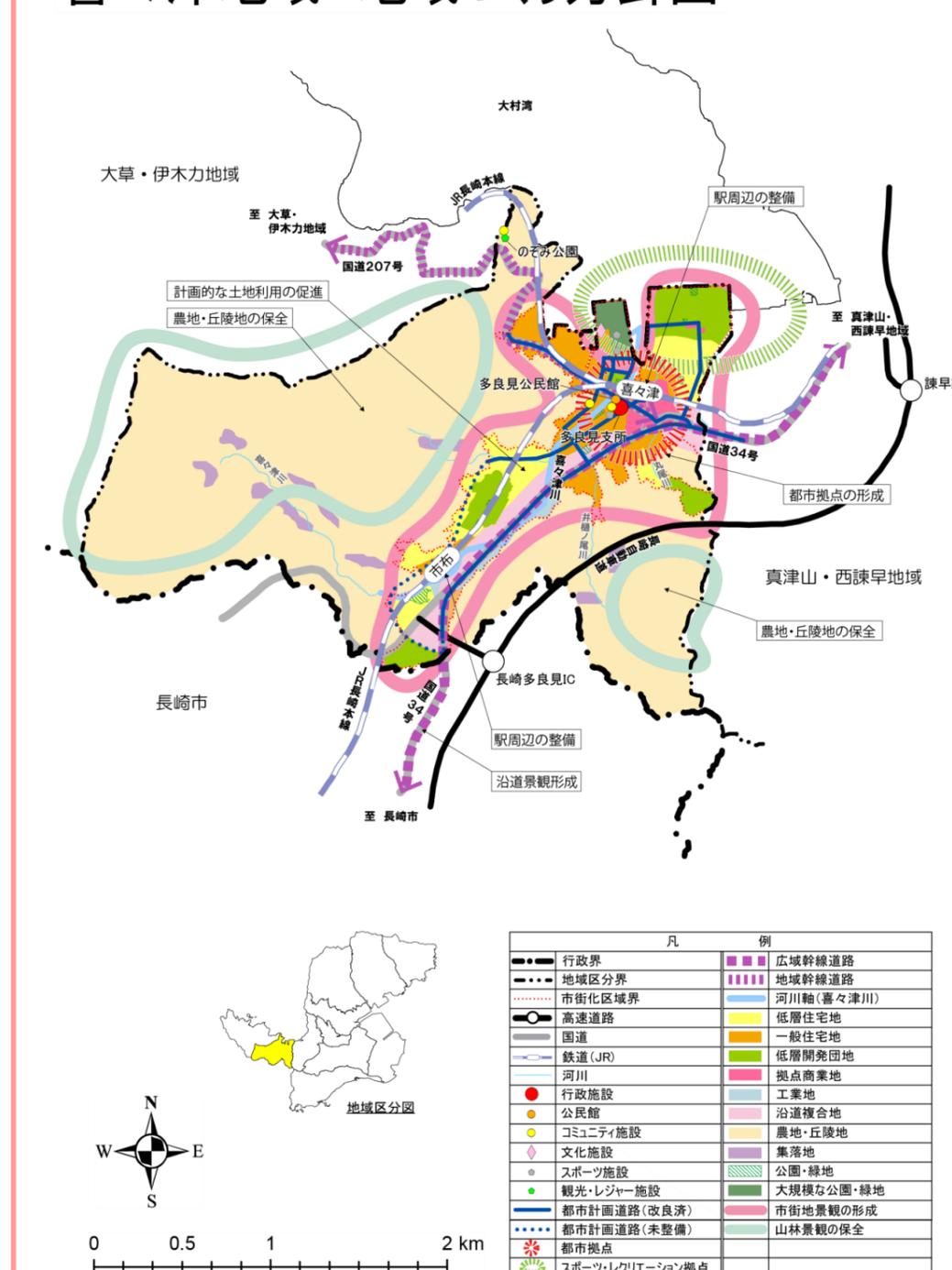
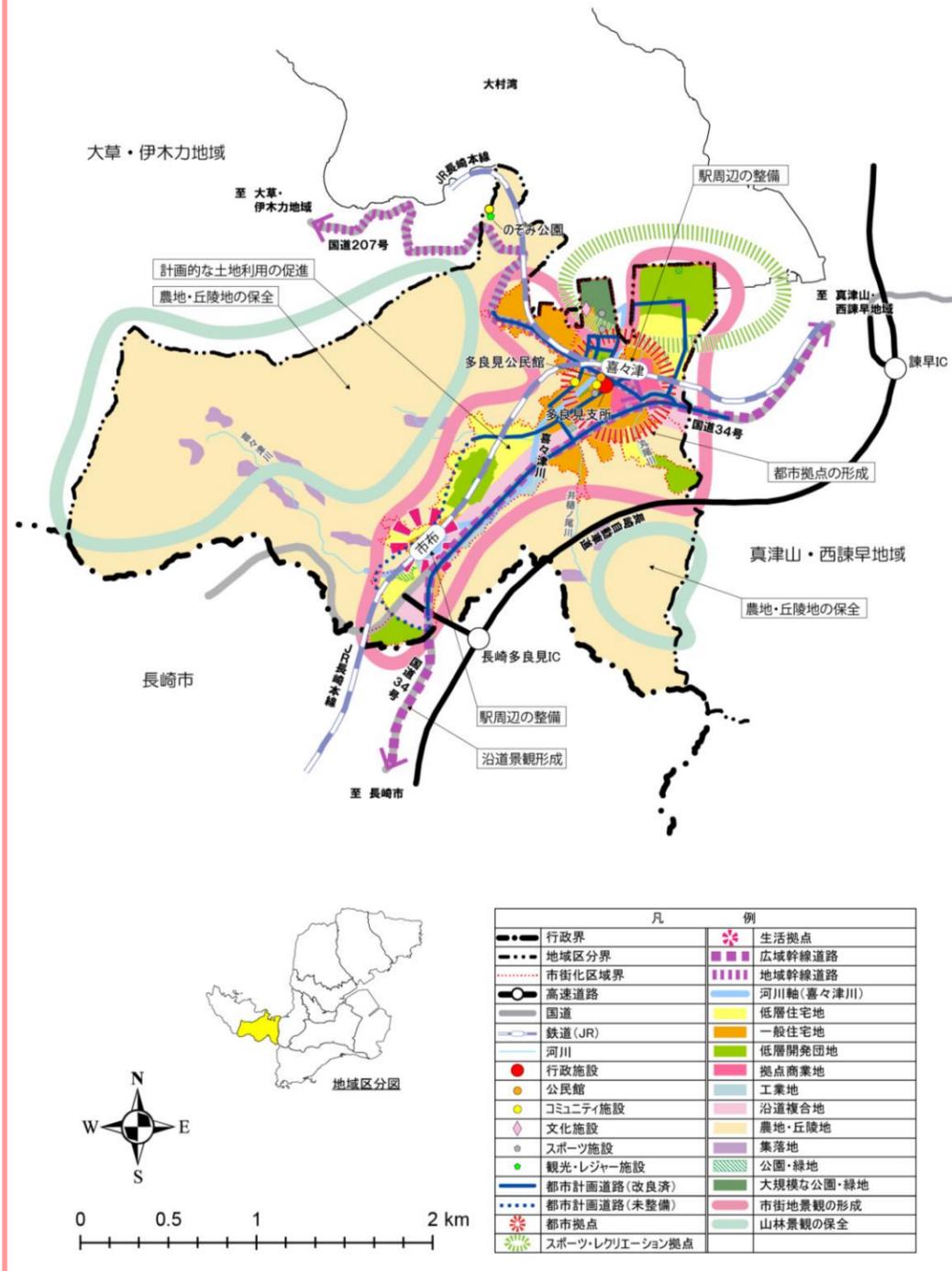


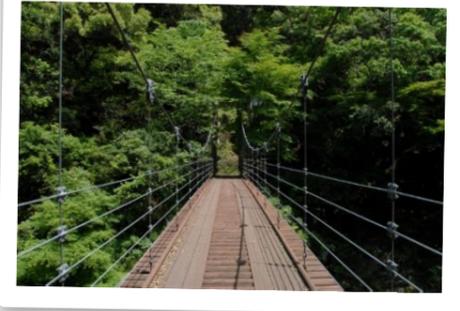
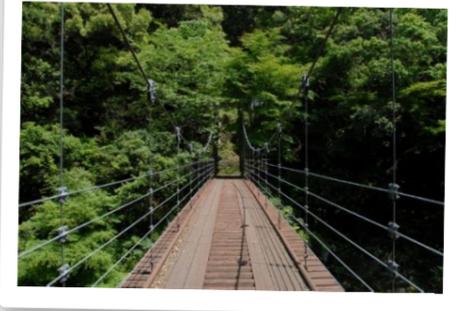
図 6-22 : 修正点

- ・島原道路
- ・生活拠点追加(市布駅)
- ・凡例追加

図一部修正

現行ページ：161 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																																				
<p>Ⅱ 自然的地域（都市計画区域外）</p> <p>自然的地域（都市計画区域外）の地域別の地域づくり方針は、次のとおりです。</p> <p>Ⅱ－１．諫早北部地域</p> <p>（１）地域の概況</p> <p>「諫早北部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 562 1255 1801"> <tr> <td data-bbox="201 562 498 625">①位置・地勢</td> <td data-bbox="498 562 1255 625">本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 625 1255 730"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 730 498 793">②土地利用</td> <td data-bbox="498 730 1255 793">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 793 1255 1056"> <ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1056 498 1087">③道路・交通</td> <td data-bbox="498 1056 1255 1087">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1087 1255 1350"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1350 498 1381">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="498 1350 1255 1381">本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1381 1255 1675"> <ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1675 498 1707">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="498 1675 1255 1707">五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1707 1255 1801"> <ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 		④公共公益的施設	本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 		⑤自然環境・景観特性	五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 		<p>Ⅱ 自然的地域（都市計画区域外）</p> <p>自然的地域（都市計画区域外）の地域別の地域づくり方針は、次のとおりです。</p> <p>Ⅱ－１．諫早北部地域</p> <p>（１）地域の概況</p> <p>「諫早北部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1317 562 2371 1801"> <tr> <td data-bbox="1317 562 1614 625">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1614 562 2371 625">本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 625 2371 730"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 730 1614 793">②土地利用</td> <td data-bbox="1614 730 2371 793">「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 793 2371 1056"> <ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1056 1614 1087">③道路・交通</td> <td data-bbox="1614 1056 2371 1087">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1087 2371 1350"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1350 1614 1381">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1614 1350 2371 1381">本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1381 2371 1675"> <ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1675 1614 1707">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1614 1675 2371 1707">五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1707 2371 1801"> <ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 		②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている	<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 		④公共公益的施設	本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 		⑤自然環境・景観特性	五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 		<p>2025/12/8 確認済：変更なし</p> <table border="1" data-bbox="2383 1150 2733 1318"> <tr> <td>富川-諫早駅前</td> <td>バス</td> <td>11本</td> </tr> <tr> <td>諫早駅前-富川</td> <td>バス</td> <td>11本</td> </tr> <tr> <td>片木-諫早駅前</td> <td>バス</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>諫早駅前-片木</td> <td>バス</td> <td>2本</td> </tr> </table> <p>文言追加、修正</p> <p>現行ページ：162 ページ</p>	富川-諫早駅前	バス	11本	諫早駅前-富川	バス	11本	片木-諫早駅前	バス	2本	諫早駅前-片木	バス	2本
①位置・地勢	本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 																																																						
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 																																																						
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 																																																						
④公共公益的施設	本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 																																																						
⑤自然環境・景観特性	五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 																																																						
①位置・地勢	本明川の源流がある、多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の山頂部から山腹部にかけての地域です。 急傾斜の扇状地形で、数多くの小河川が市中心部に向かって流れています。 市の中央部を流れる本明川の源流があります。 																																																						
②土地利用	「諫早版小さな拠点」への位置づけの効果が徐々に現れてきている																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林が主で、山頂部は保安林に指定されています。 山頂部から少し降りてきた五家原岳中腹の比較的緩やかな勾配の谷筋の地域は、畑地・果樹園地に利用されています。 富川溪谷や白木峰高原など憩いの場として親しまれている資源や、御手水観音などの地域の歴史を伝える資源があります。 本野地区は、「諫早版小さな拠点」に位置づけられており、市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しによる住宅開発の誘導など、徐々に効果が現れてきています。 																																																						
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系方面へ上る道路は一般県道富川溪線、同諫早多良岳線など数本あり、そのうち一般県道諫早多良岳線は、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 東西方向の道路は、谷と尾根の距離が短く、農道などに限られています。 一般県道富川溪線では平日 11 往復のバスが、一般県道諫早多良岳線では平日 2 往復のバスが運行されています。 本野地区及び上大渡野地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 																																																						
④公共公益的施設	本明川ダム建設事業やダム周辺の整備が計画・進行中																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 本野出張所周辺には、小学校や公民館、郵便局、農業協同組合（JA ながさき県央諫早北支店）、福祉施設、スーパーマーケットなどの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 国立諫早青少年自然の家、コスモス花宇宙館、こどもの城などの自然を活かした学習・レクリエーションができる施設が立地しています。 下水道の未整備地域があります。 洪水調整と流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムの建設事業が進行中です。また、本明川ダムの建設事業と併せて、ダム周辺地域における河川公園の整備や付替道路の整備、生活道路の改善等が計画されています。 																																																						
⑤自然環境・景観特性	五家原岳、富川溪谷、本明川などの自然環境や景観資源が豊富																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 五家原岳から続く山林景観や、丘陵部の田園景観、谷筋を流れる多数の小河川や一級河川本明川、さらに上流の富川溪谷では、豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されています。 																																																						
富川-諫早駅前	バス	11本																																																				
諫早駅前-富川	バス	11本																																																				
片木-諫早駅前	バス	2本																																																				
諫早駅前-片木	バス	2本																																																				

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<div data-bbox="201 289 1252 359" data-label="Section-Header"> <p>⑥災害危険性 豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される</p> </div> <div data-bbox="201 359 1252 489" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・本明川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </div> <div data-bbox="290 531 795 919" data-label="Image"> <p>● 五家原岳</p>  </div> <div data-bbox="632 930 1136 1287" data-label="Image"> <p>● 白木峰高原</p>  </div> <div data-bbox="216 1287 676 1644" data-label="Image"> <p>● 富川溪谷（森の吊橋）</p>  </div> <div data-bbox="691 1570 1166 1917" data-label="Image"> <p>● 本明川ダム（完成イメージ）</p>  </div>	<div data-bbox="1320 289 2371 359" data-label="Section-Header"> <p>⑥災害危険性 豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される</p> </div> <div data-bbox="1320 359 2371 489" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・本明川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </div> <div data-bbox="1394 531 1899 919" data-label="Image"> <p>● 五家原岳</p>  </div> <div data-bbox="1745 930 2249 1287" data-label="Image"> <p>● 白木峰高原</p>  </div> <div data-bbox="1329 1287 1789 1644" data-label="Image"> <p>● 富川溪谷（森の吊橋）</p>  </div> <div data-bbox="1804 1570 2279 1917" data-label="Image"> <p>● 本明川ダム（完成イメージ）</p>  </div>	<p>現行ページ：162 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：163 ページ</p> <p>写真の更新（中） ※フォトギャラリーより</p>

【新：改訂素案】

また、「諫早北部地域」の面積・人口は、次のとおりです。

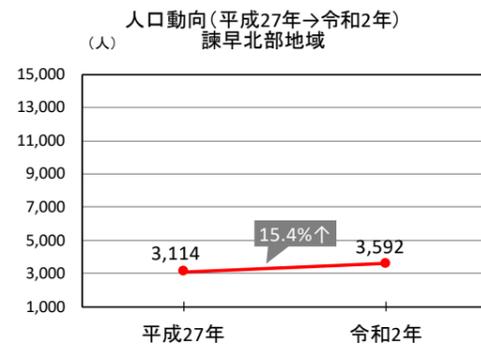
- ・諫早北部地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で15.4%増加しており、本市の中では最も人口増加率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、出張所周辺や県道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-23 面積・人口（諫早北部地域）

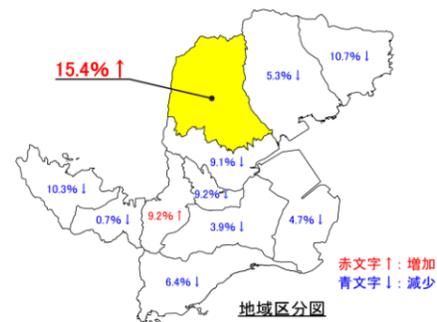
<面積・人口>

面積	約 4,920ha
人口	令和2年人口：3,592人（全市の2.7%）
人口密度	0.7人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「諫早北部地域」の面積・人口は、次のとおりです。

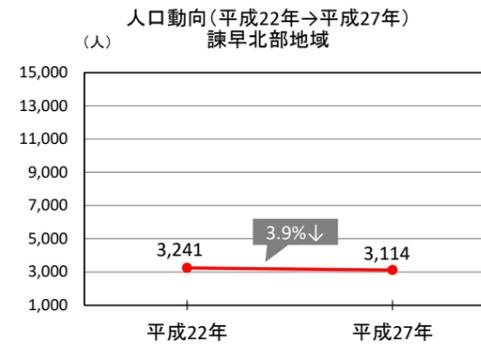
- ・諫早北部地域の人口は、平成27年から平成27年の5年間で3.9%減少していますが、本市の自然的地域（都市計画区域外）の中では最も人口減少率が低い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、出張所周辺や県道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-23 面積・人口（諫早北部地域）

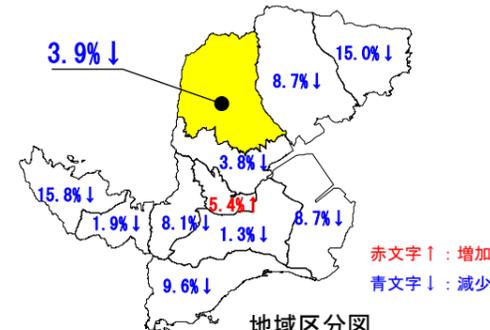
<面積・人口>

面積	約 4,920ha
人口	平成27年人口：3,114人（全市の2.3%）
人口密度	0.6人/ha

<人口動向グラフ>



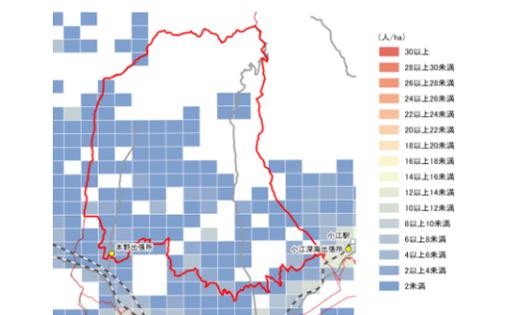
<人口増減率（%）の地域間比較>



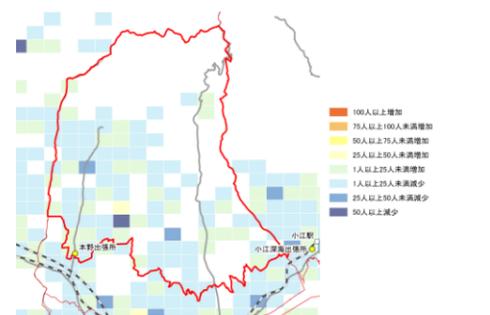
数値等の時点修正

図 6-23：H27～R2に更新

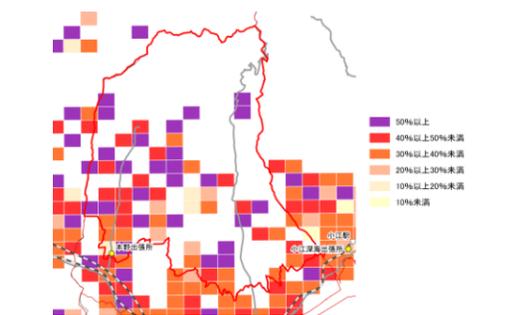
<人口密度：令和2年>



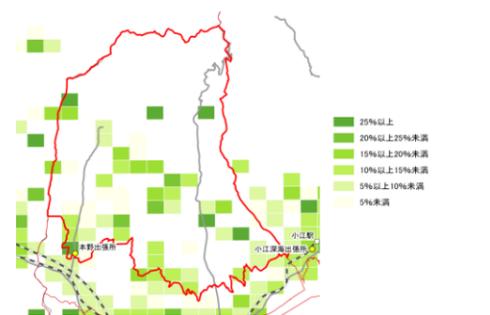
<人口増減数：平成27年→令和2年>



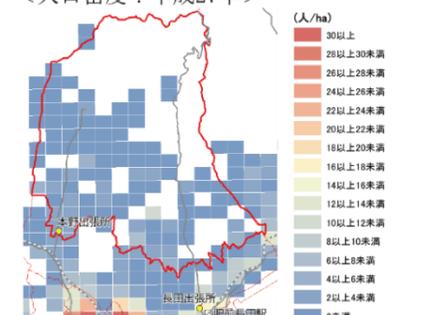
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



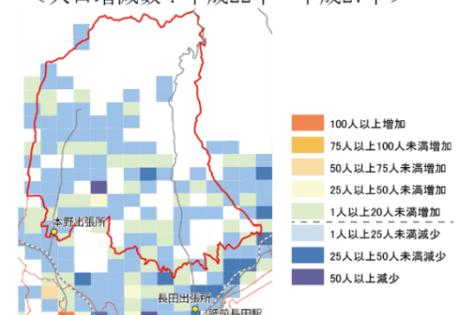
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



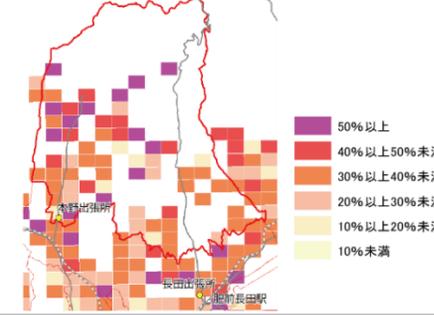
<人口密度：平成27年>



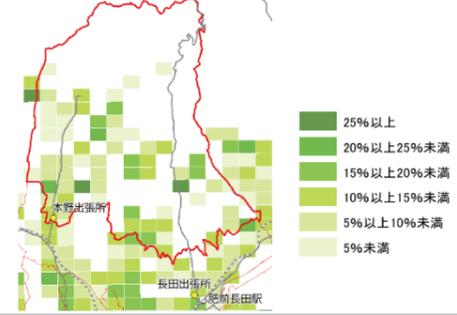
<人口増減数：平成22年→平成27年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

— 地域区分界 ● 出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

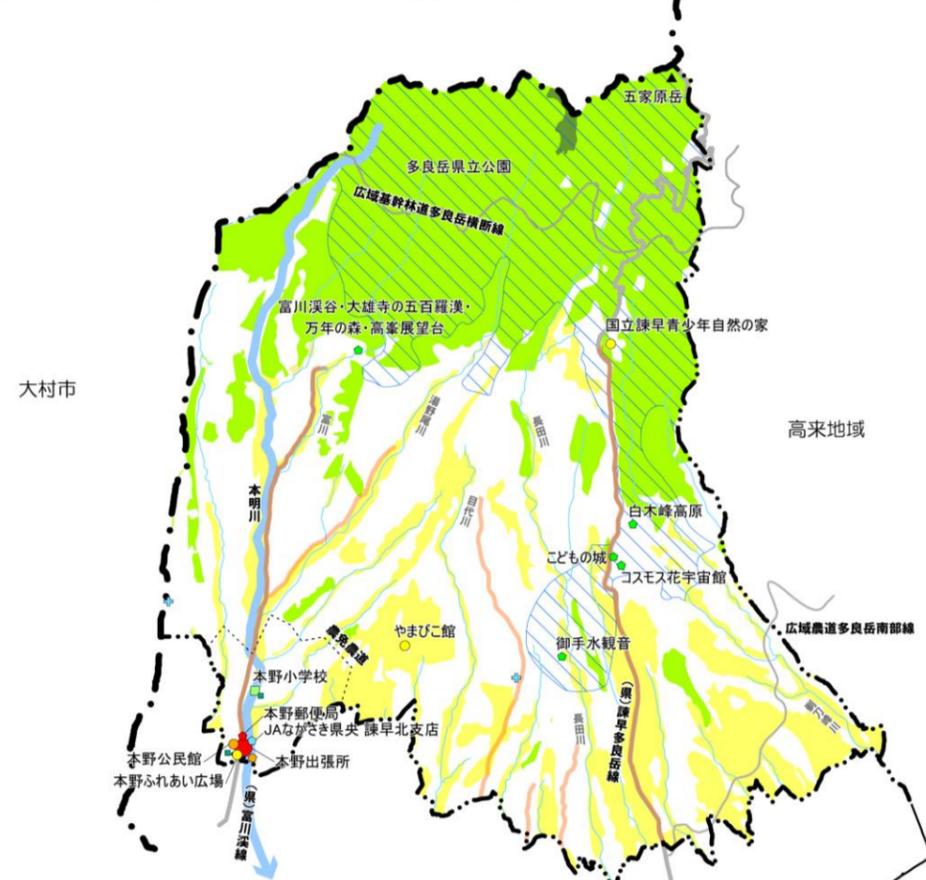
現行ページ：164ページ

【新：改訂素案】

地域の概況等から「諫早北部地域」の地域特性を図に表すと図 6-24 のとおりです。

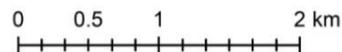
■図 6-24

諫早北部地域 地域特性現況図



凡	例
—●—●—	行政界
—●—●—	地域区分界
—	主要地方道・県道
—	広域農道・広域基幹林道
—	農免農道
—	バス路線
—	河川
●	行政施設
●	公民館
●	コミュニティ施設
■	保育所(園)・幼稚園・認定こども園
■	小学校
●	高齢福祉施設(老人ホーム等)
●	病院
●	郵便局
●	スポーツ施設
●	観光・レジャー施設
●	農業協同組合
■	農用地区域
■	国有林
■	保安林
■	自然公園地域

中央北部・長田南部地域



【旧：現行(令和2年3月策定)】

地域の概況等から「諫早北部地域」の地域特性を図に表すと図 6-24 のとおりです。

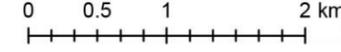
■図 6-24

諫早北部地域 地域特性現況図



凡	例
—●—●—	行政界
—●—●—	地域区分界
—	主要地方道・県道
—	広域農道・広域基幹林道
—	農免農道
—	バス路線
—	河川
●	行政施設
●	公民館
●	コミュニティ施設
■	保育所(園)・幼稚園・認定こども園
■	小学校
●	高齢福祉施設(老人ホーム等)
●	病院
●	郵便局
●	スポーツ施設
●	観光・レジャー施設
●	農業協同組合
■	農用地区域
■	国有林
■	保安林
■	自然公園地域

中央北部・長田南部地域



備考

庁内照会結果の反映
コスモス花宇宙館の位置づけ変更
(観光・レジャー施設へ変更)

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「諫早北部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○農林業の振興 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	[山麓の緑や水の保全と、 自然的資源・歴史的資源を活用した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然と調和した自然的・文化歴史的レクリエーション機能の充実 ○災害時を考慮した道路網の整備推進 ○公共交通機関の利便性の向上促進

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「諫早北部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○農林業の振興 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	[山麓の緑や水の保全と、 自然的資源・歴史的資源を活用した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然と調和した自然的・文化歴史的レクリエーション機能の充実 ○災害時を考慮した道路網の整備推進 ○公共交通機関の利便性の向上促進

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

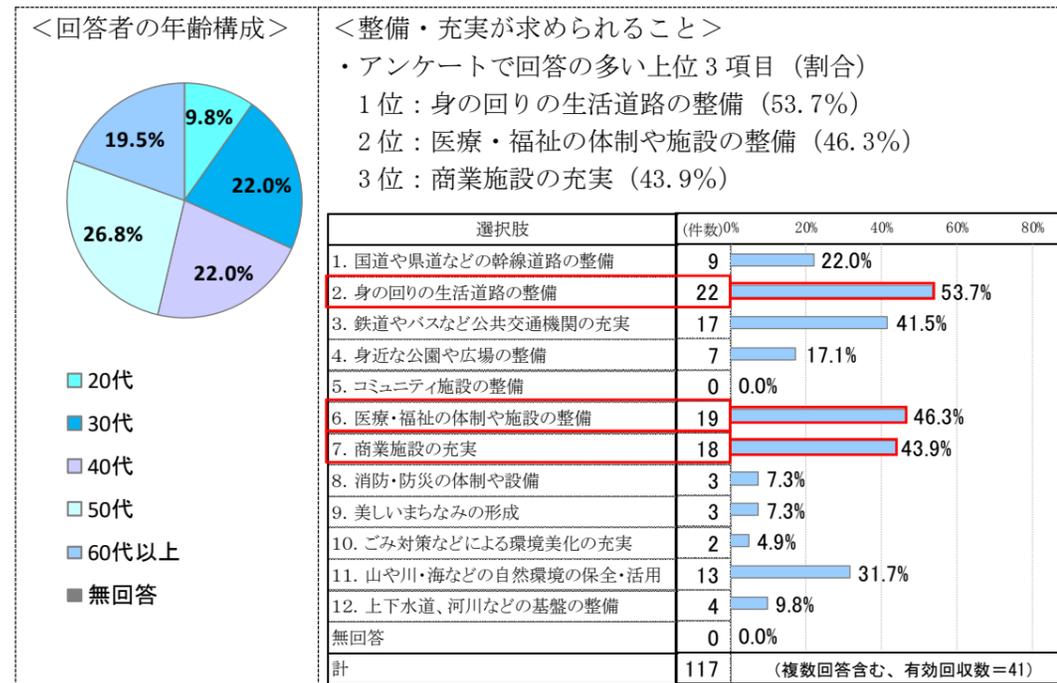
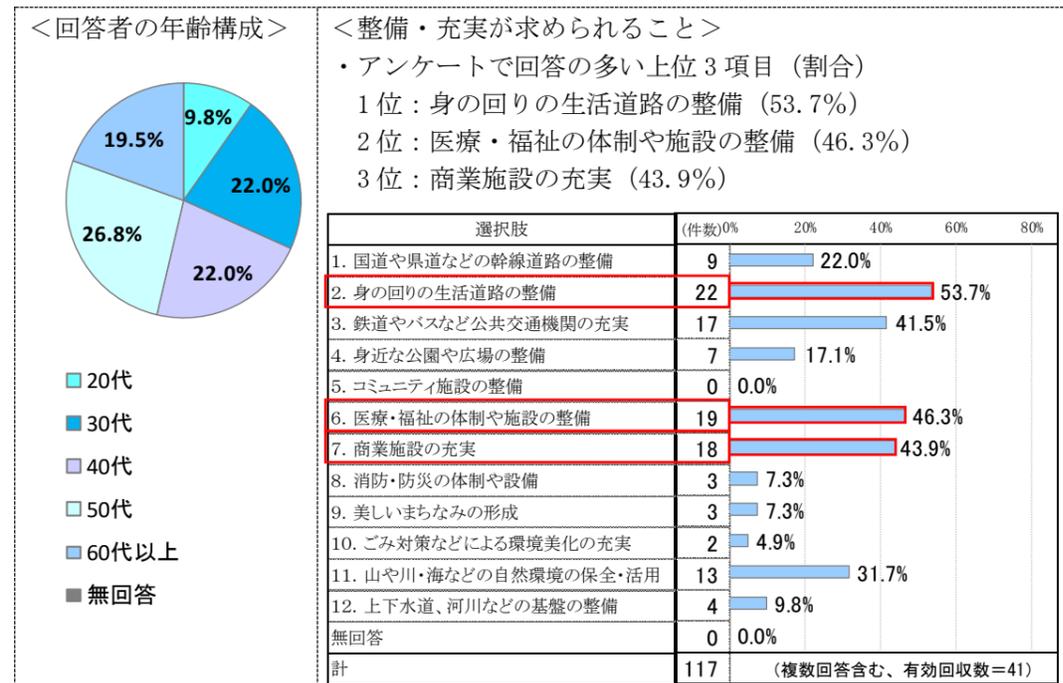
なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-25 市民アンケート結果（諫早北部地域）

■図 6-25 市民アンケート結果（諫早北部地域）

※「諫早北部地域」に住んでいる方の回答

※「諫早北部地域」に住んでいる方の回答



現行ページ：166 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「諫早北部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○生活拠点としての位置づけのある本野出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「諫早北部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本野地区における「諫早版小さな拠点」の形成 ○生活拠点としての位置づけのある本野出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>現行ページ：167 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域補助幹線道路（一般県道富川溪線、同諫早多良岳線、広域農道多良岳南部線）の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進、本明川ダム周辺における付替道路の整備促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○富川溪谷や白木峰高原などへの周遊観光を念頭に置いた公共交通の路線再編等の促進 <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての本野ふれあい広場等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○本明川ダム周辺地域における河川公園等の整備の促進 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域補助幹線道路（一般県道富川溪線、同諫早多良岳線、広域農道多良岳南部線）の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進、本明川ダム周辺における付替道路の整備促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○富川溪谷や白木峰高原などへの周遊観光を念頭に置いた公共交通の路線再編等の促進 <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての本野ふれあい広場等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○本明川ダム周辺地域における河川公園等の整備の促進 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>現行ページ：168 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した本明川などの河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富川溪谷の高峰展望台や、白木峰高原のこどもの城、コスモス花宇宙館など既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○本明川ダム周辺地域における河川公園等の整備の促進 ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、河川景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した本明川などの河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富川溪谷の高峯展望台や、白木峰高原のこどもの城、コスモス花宇宙館など既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○本明川ダム周辺地域における河川公園等の整備の促進（再掲） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、河川景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p></p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>文言削除</p> <p>現行ページ：169 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の河川改修事業、本明川ダム建設事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本明川の河川改修事業、本明川ダム建設事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：170 ページ</p>

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-26 のとおりです。

■図 6-26

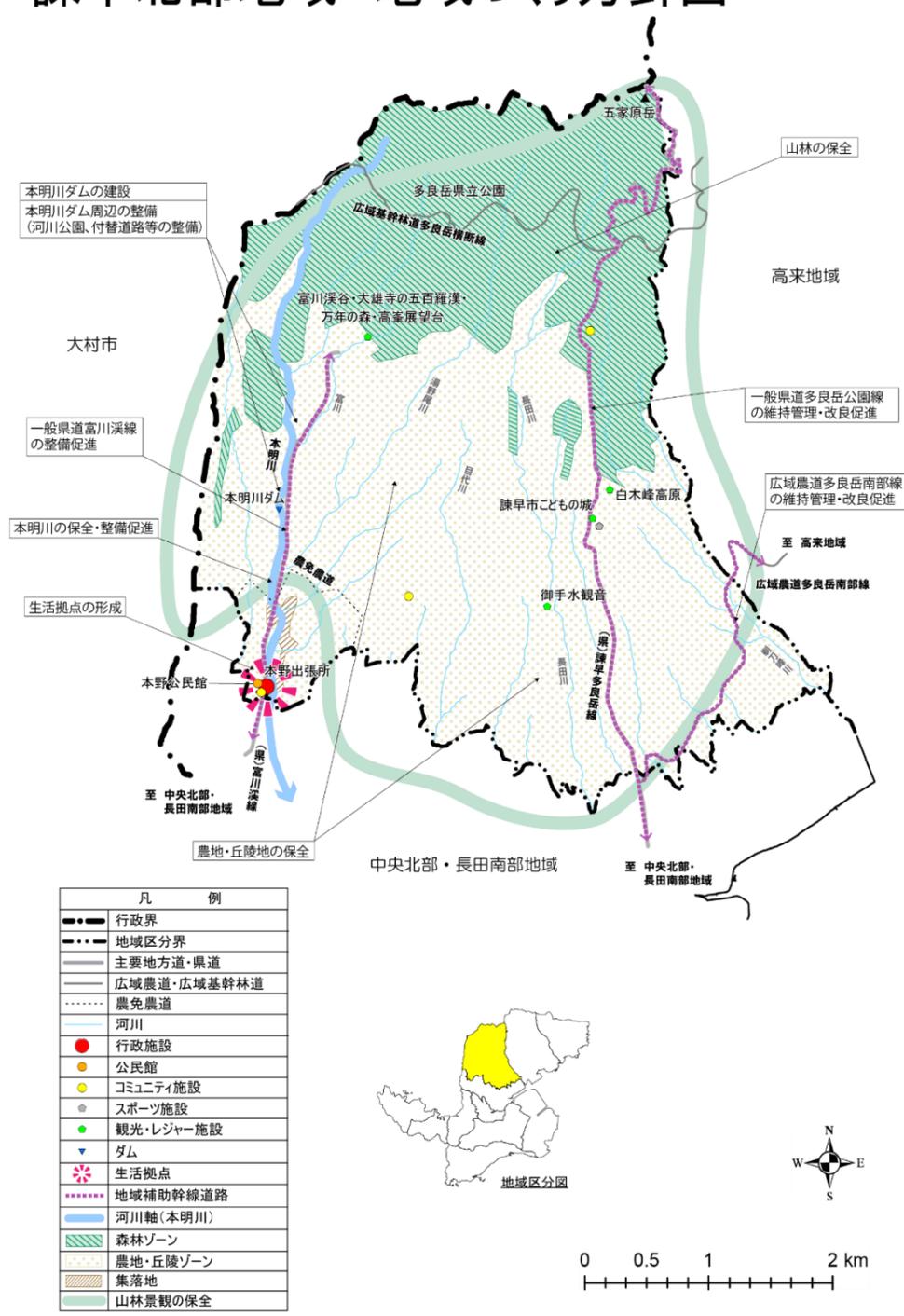
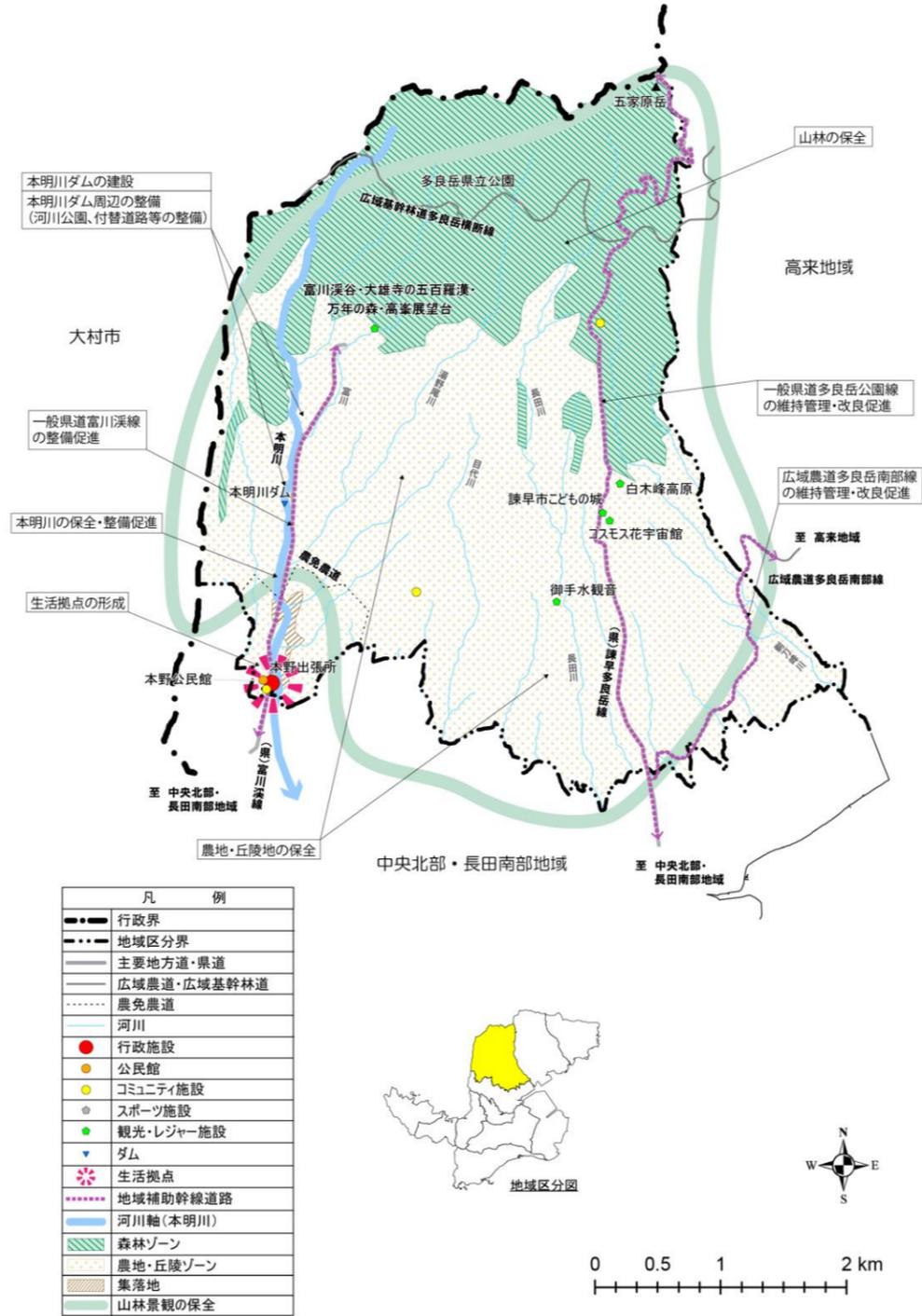
(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-26 のとおりです。

■図 6-26

諫早北部地域 地域づくり方針図

諫早北部地域 地域づくり方針図



庁内照会結果の反映
コスモス花宇宙館の位置づけ変更
(観光・レジャー施設へ変更)
→名称追加

図一部修正

現行ページ：171 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p>Ⅱ－２．高来地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「高来地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 426 1249 1822"> <tr> <td data-bbox="201 426 477 491">①位置・地勢</td> <td data-bbox="477 426 1249 491">多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 491 1249 657"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 657 477 688">②土地利用</td> <td data-bbox="477 657 1249 688">高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 688 1249 951"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 951 477 982">③道路・交通</td> <td data-bbox="477 951 1249 982">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 982 1249 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 31 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーを運行し、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1472 477 1503">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="477 1472 1249 1503">高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1503 1249 1822"> <ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区、宇良地区では特定環境保全公共下水道の整備が完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 		②土地利用	高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 31 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーを運行し、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 		④公共公益的施設	高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区、宇良地区では特定環境保全公共下水道の整備が完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 		<p>Ⅱ－２．高来地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「高来地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1317 426 2365 1822"> <tr> <td data-bbox="1317 426 1593 491">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1593 426 2365 491">多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 491 2365 657"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 657 1593 688">②土地利用</td> <td data-bbox="1593 657 2365 688">高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 688 2365 951"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 951 1593 982">③道路・交通</td> <td data-bbox="1593 951 2365 982">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 982 2365 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 22～23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 33 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1472 1593 1503">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1593 1472 2365 1503">高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1503 2365 1822"> <ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区では特定環境保全公共下水道の整備がほぼ完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 		②土地利用	高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 22～23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 33 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 		④公共公益的施設	高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区では特定環境保全公共下水道の整備がほぼ完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 		<p>庁内照会結果の反映</p> <p>湯江-諫早間 JR 12 本 諫早-湯江間 JR 11 本</p> <p>湯江駅-諫早駅 バス 16 本 諫早駅-湯江駅 バス 15 本</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：172 ページ</p>
①位置・地勢	多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 																																		
②土地利用	高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行																																	
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 31 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーを運行し、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 																																		
④公共公益的施設	高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区、宇良地区では特定環境保全公共下水道の整備が完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 																																		
①位置・地勢	多良山系から広がる扇状の傾斜地や有明海沿岸の干拓地・干陸地を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系から有明海に向かって南向きに広がる扇状の傾斜地と、河川による緩やかな地形から形成される地域です。 優れた自然環境に恵まれ、轟溪流は四季様々な景観を呈するとともに、その清水は「日本名水百選」に認定されています。 有明海沿岸では干拓地がつくられ、広大な干陸地*も出現しています。 																																		
②土地利用	高来支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部から続く山林は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道 207 号沿道は商業地、住宅地、農地等が混在し、広い干拓地は農地として利用されています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成されてきました。 地域の日常的生活拠点となっている高来支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始																																	
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道 207 号と、JR 長崎本線（湯江駅、小江駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計 22～23 本が運行しています。 国道 207 号以外に東西方向をつなぐ道路は旧多良海道（旧国道）の市道、広域農道多良岳南部線などがあります。 南北の多良山系方面へ上る道路は一般県道多良岳公園線など数本あり、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線に連絡しています。 有明海の潮受堤防上の道路（諫早湾干拓堤防道路：雲仙多良シーライン）は、本市市街地を通らずに雲仙市と直接つながっており、島原半島との交流や流通等のための経路地としての重要な役割を担っています。 国道 207 号には、諫早駅～湯江駅間にバスが上下線合わせて一日計 33 本が運行されています。 小江・深海地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りの駅・バス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 																																		
④公共公益的施設	高来支所や出張所、駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 高来支所、小江深海出張所、高来ふれあい会館、高来西ゆめ会館及び児童館が立地しています。 高来支所及び湯江駅の周辺には、小学校や公民館、郵便局、診療所、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 小江深海出張所及び小江駅の周辺には、図書室や小学校、公民館、郵便局、スーパーマーケットなどの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 国道 207 号沿いには大規模小売店舗が立地しています。 下水道は、湯江地区では特定環境保全公共下水道の整備がほぼ完成し、深海地区、小江地区では現在整備を進めています。 																																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																
<table border="1" data-bbox="201 289 1249 716"> <tr> <td data-bbox="201 289 468 323">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="468 289 1249 323">五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 323 1249 716"> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 ・本明川河川敷地を活用したローイング競技の大会や合宿誘致によるスポーツツーリズムに取り組んでいます。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="201 716 1249 978"> <tr> <td data-bbox="201 716 468 779">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="468 716 1249 779">豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 779 1249 978"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 ・本明川河川敷地を活用したローイング競技の大会や合宿誘致によるスポーツツーリズムに取り組んでいます。 		⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 		<table border="1" data-bbox="1317 289 2365 716"> <tr> <td data-bbox="1317 289 1584 323">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1584 289 2365 323">五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 323 2365 716"> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」、「高来名水こんにやく」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1317 716 2365 978"> <tr> <td data-bbox="1317 716 1584 779">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="1584 716 2365 779">豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 779 2365 978"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」、「高来名水こんにやく」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 		⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 		<p data-bbox="2380 478 2635 512">庁内照会結果の反映</p> <p data-bbox="2380 613 2635 646">庁内照会結果の反映</p> <p data-bbox="2380 655 2677 688">現行ページ：172 ページ</p> <hr/> <p data-bbox="2380 747 2677 781">現行ページ：173 ページ</p>
⑤自然環境・景観特性	五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 ・本明川河川敷地を活用したローイング競技の大会や合宿誘致によるスポーツツーリズムに取り組んでいます。 																		
⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 																		
⑤自然環境・景観特性	五家原岳、轟溪流、自然干陸地などの自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の北部の広い範囲が自然公園地域に指定されており、五家原岳から続く山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・轟溪流を代表する水量豊かな溪流や、丘陵部の谷筋を流れる多数の小河川と本明川河口部などの豊かな水辺環境・河川景観を有しています。 ・轟溪流の名水を利用した和紙「湯江紙」や「幻の高来そば」、「高来名水こんにやく」の栽培など、豊かな自然を活かした地域資源を有しています。 ・自然干陸地や小江干拓地の周辺は、コスモスなどが咲き誇るフラワーゾーンや、水辺の野鳥観察の場としても親しまれています。 ・自然干陸地内にはクロスカントリーコースが整備されるなど、活用が図られています。 																		
⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や、土砂災害の発生が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p data-bbox="231 275 359 323">● 轟溪流</p>  <p data-bbox="667 598 1222 640">● 諫早湾干拓堤防道路（雲仙多良シーライン）</p>  <p data-bbox="201 955 596 1003">● 自然干陸地（フラワーゾーン）</p>  <p data-bbox="736 1165 1240 1207">● 自然干陸地（クロスカントリーコース）</p>  <p data-bbox="231 1480 655 1528">● ローイング競技（本明川河川敷）</p> 	<p data-bbox="1329 275 1457 323">● 轟溪流</p>  <p data-bbox="1635 766 2178 808">● 諫早湾干拓堤防道路（雲仙多良シーライン）</p>  <p data-bbox="1329 1270 1724 1312">● 自然干陸地（フラワーゾーン）</p>  <p data-bbox="1893 1354 2318 1396">● 自然干陸地（クロスカントリーコース）</p> 	<p data-bbox="2398 346 2644 422">赤内照会結果の反映 写真の差し替え（上）</p> <p data-bbox="2398 884 2674 959">写真の更新（中、左下） ※フォトギャラリーより</p> <p data-bbox="2398 1598 2724 1633">写真追加（ローイング競技）</p> <p data-bbox="2398 1738 2674 1766">現行ページ：173 ページ</p>

【新：改訂素案】

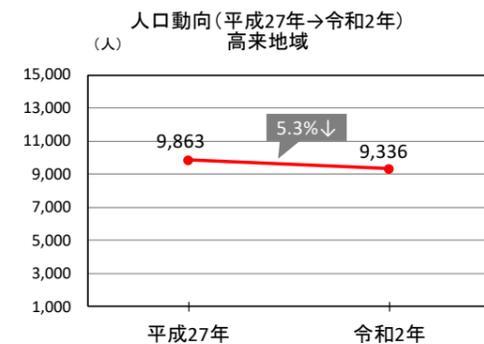
また、「高来地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・高来地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で5.3%減少しており、本市の中では4番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や出張所周辺の地区などで比較的高くなっています。

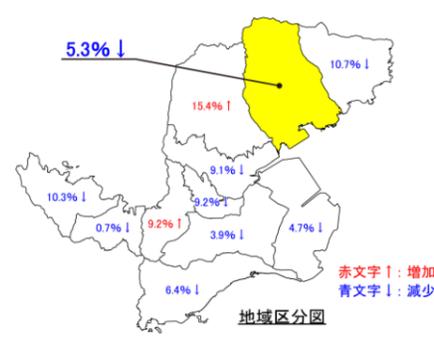
■図 6-27 面積・人口（高来地域）

＜面積・人口＞	
面積	約 5,110ha
人口	令和2年人口：9,336人（全市の7.0%）
人口密度	1.8人/ha

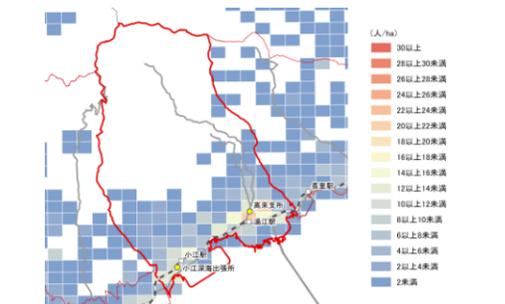
＜人口動向グラフ＞



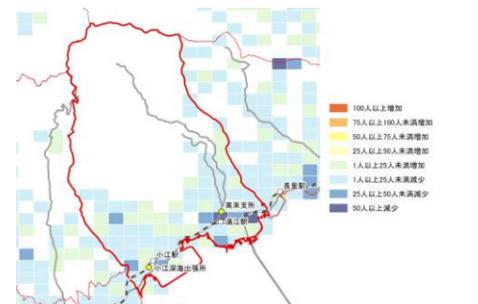
＜人口増減率（%）の地域間比較＞



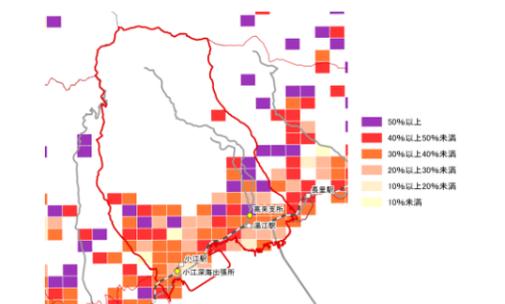
＜人口密度：令和2年＞



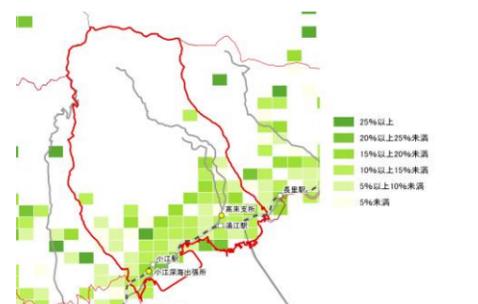
＜人口増減数：平成27年→令和2年＞



＜高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年＞



＜年少人口（14歳未満）の割合：令和2年＞



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

【旧：現行（令和2年3月策定）】

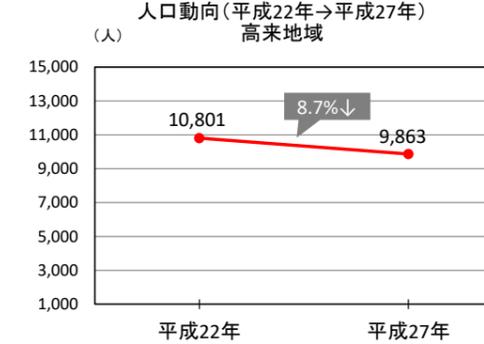
また、「高来地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・高来地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で8.7%減少しており、本市の中では5番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や出張所周辺の地区などで比較的高くなっています。

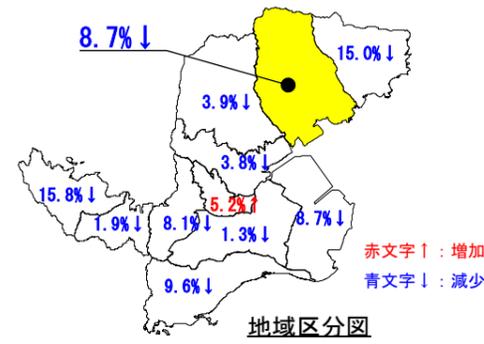
■図 6-27 面積・人口（高来地域）

＜面積・人口＞	
面積	約 5,110ha
人口	平成27年人口：9,863人（全市の7.1%）
人口密度	1.9人/ha

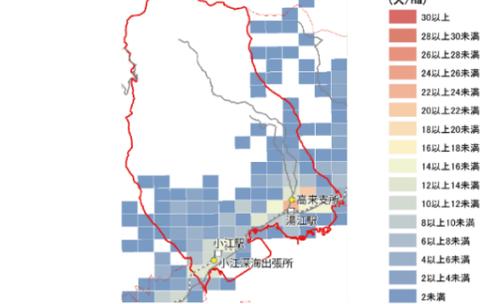
＜人口動向グラフ＞



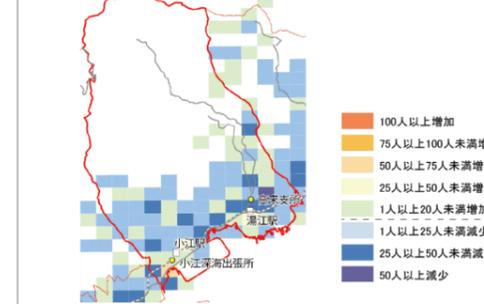
＜人口増減率（%）の地域間比較＞



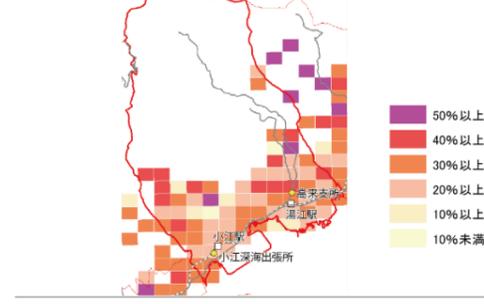
＜人口密度：平成27年＞



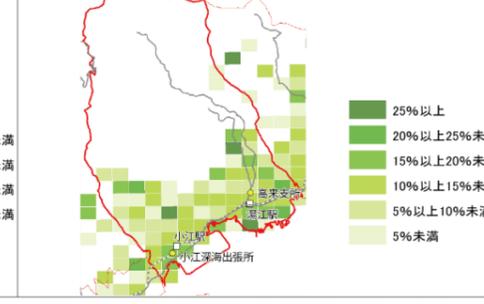
＜人口増減数：平成22年→平成27年＞



＜高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年＞



＜年少人口（14歳未満）の割合：平成27年＞



— 地域区分界 ● 支所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

数値等の時点修正

図 6-27：H27～R2に更新

【新：改訂素案】

地域の概況等から「高来地域」の地域特性を図に表すと図 6-28 のとおりです。

■図 6-28



【旧：現行(令和2年3月策定)】

地域の概況等から「高来地域」の地域特性を図に表すと図 6-28 のとおりです。

■図 6-28



庁内照会結果の反映

・ 廃業施設を削除

備考

現行ページ：175 ページ

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

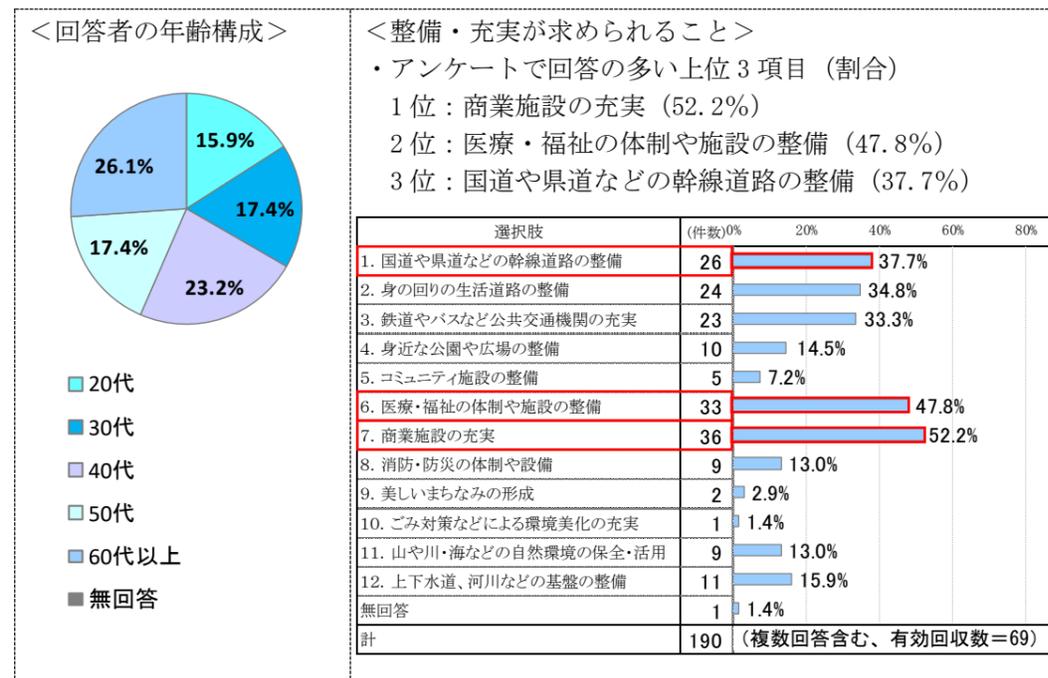
地域特性等から「高来地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業の振興と干陸地の総合的な利活用と適正な維持管理 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○高来支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	<p>[山から海までの自然と 集落環境が共生する地域づくり]</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○干拓地を含めた農業基盤の充実 ○生活拠点の機能強化 ○公共交通機関の利便性の向上促進 ○農村集落の生活環境の改善と災害時を考慮した道路網の整備推進 ○多自然型河川護岸の整備の促進 ○本明川河川敷地や自然干陸地の利活用（自然干陸地フラワーズーンなど）

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-29 市民アンケート結果（高来地域）

※「高来地域」に住んでいる方の回答



(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

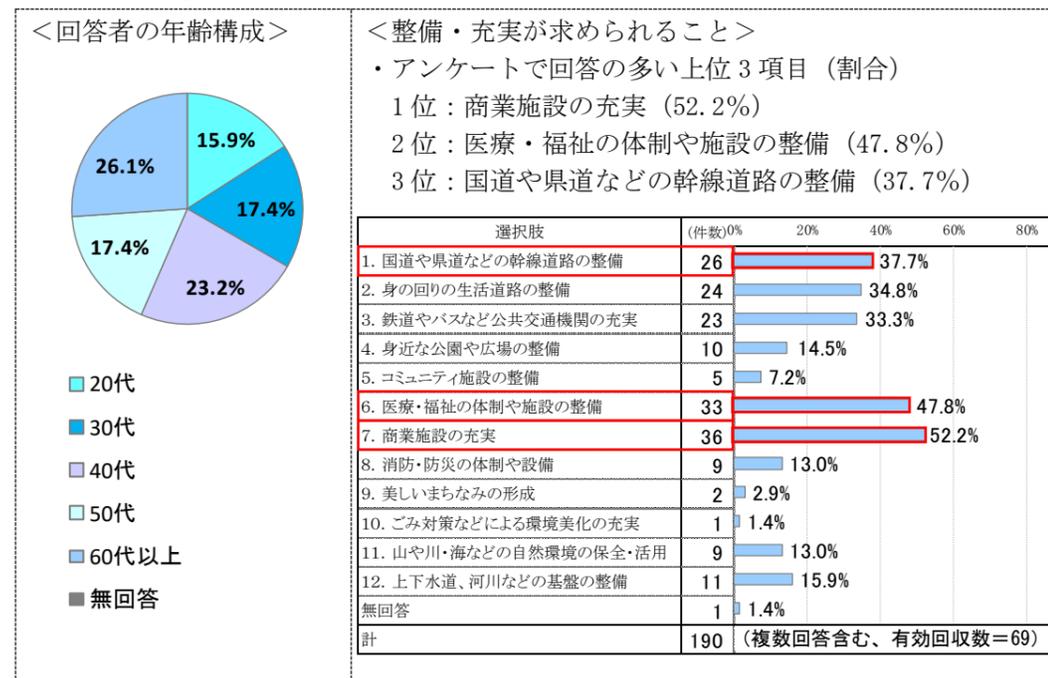
地域特性等から「高来地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業の振興と干陸地の総合的な利活用と適正な維持管理 ○良好な自然景観、自然地形の保護と観光レクリエーション利用の調整 ○高来支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	<p>[山から海までの自然と 集落環境が共生する地域づくり]</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○干拓地を含めた農業基盤の充実 ○生活拠点の機能強化 ○公共交通機関の利便性の向上促進 ○農村集落の生活環境の改善と災害時を考慮した道路網の整備推進 ○多自然型河川護岸の整備の促進 ○本明川河川敷地や自然干陸地の利活用（自然干陸地フラワーズーンなど）

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-29 市民アンケート結果（高来地域）

※「高来地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「高来地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある高来支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「高来地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある高来支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>現行ページ：177 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための本明川などの河川や自然海岸の保全、整備の促進 ○特定環境保全公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活環境の改善と諫早湾干拓調整池の水質改善 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いこいの森たかきなど既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○轟峡の銀鈴溪における遊歩道整備 ○山の緑や丘陵農地、干拓農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） ○市の花であり自生地が国の天然記念物の指定を受けている「ツクシヤクナゲ」の植生地周辺等の森林レクリエーションの場の提供 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための本明川などの河川や自然海岸の保全、整備の促進 ○特定環境保全公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活環境の改善と諫早湾干拓調整池の水質改善 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いこいの森たかきなど既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○轟峡の銀鈴溪における遊歩道整備 ○山の緑や丘陵農地、干拓農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） ○市の花であり自生地が国の天然記念物の指定を受けている「ツクシヤクナゲ」の植生地周辺での林道整備 	<p>庁内照会結果の反映</p>
<p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p>現行ページ：179 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：180 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p>Ⅱ－３．小長井地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「小長井地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 426 468 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="468 426 1249 493">佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1249 688"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 688 468 722">②土地利用</td> <td data-bbox="468 688 1249 722">小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 722 1249 982"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 982 468 1016">③道路・交通</td> <td data-bbox="468 982 1249 1016">有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1016 1249 1373"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計20本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日15往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日1往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日3往復のバスが運行しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1373 468 1407">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="468 1373 1249 1407">小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1407 1249 1698"> <ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 		②土地利用	小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計20本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日15往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日1往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日3往復のバスが運行しています。 		④公共公益的施設	小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 		<p>Ⅱ－３．小長井地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「小長井地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1317 426 1584 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1584 426 2365 493">佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 493 2365 688"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 688 1584 722">②土地利用</td> <td data-bbox="1584 688 2365 722">小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 722 2365 982"> <ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 982 1584 1016">③道路・交通</td> <td data-bbox="1584 982 2365 1016">有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1016 2365 1373"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計18本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日21往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日12往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日6往復のバスが運行しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1373 1584 1407">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1584 1373 2365 1407">小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1407 2365 1698"> <ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、<u>小学校や簡易郵便局</u>、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 		②土地利用	小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計18本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日21往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日12往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日6往復のバスが運行しています。 		④公共公益的施設	小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、<u>小学校や簡易郵便局</u>、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 		<p>小長井-諫早間 JR 11本(特急含) 諫早-小長井間 JR 9本</p> <p>小長井支所前-諫早駅前 バス15本 諫早駅前-小長井支所前 バス16本 ※往復：15本</p> <p>県界-諫早駅前 バス 1本 諫早駅前-県界 バス 1本</p> <p>みさかえの園-諫早駅前 3本 諫早駅前-みさかえの園 3本 庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：182ページ</p>
①位置・地勢	佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 																																		
②土地利用	小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過																																	
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計20本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日15往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日1往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日3往復のバスが運行しています。 																																		
④公共公益的施設	小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 																																		
①位置・地勢	佐賀県と接し、有明海に向かって広がる扇状の傾斜地や丘陵地形を有する																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の北東部にあり、佐賀県と接しています。 多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の傾斜地からなる地域です。 海岸沿いは丘陵地形がそのまま海に迫っているところもあり、優れた自然海岸の景観をみせています。 豊かな山の自然を活かした山茶花高原ピクニックパークなどがあり、多くのレクリエーション客が訪れる、自然と親しめる場となっています。 																																		
②土地利用	小長井支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多良山系の頂部山林の一部は保安林に指定され、保全されています。 その南側も主に樹林地ですが、川沿いの比較的勾配が緩やかな地域では、畑地・果樹園地に利用されています。 国道207号沿道は商業地、工場地、住宅地、農地等が混在しています。 旧多良海道（旧国道）には古くから集落が形成され、また、県内屈指の牡蠣の生産地でもある小長井地域には、小長井港を中心とした漁村集落があります。 地域の日常的生活拠点となっている小長井支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	有明海沿いに広域の都市を相互につなぐ国道と鉄道が通過																																	
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いには、広域の都市を相互につないでいる国道207号と、JR長崎本線（長里駅、小長井駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計18本が運行しています。 海岸部から多良山系頂部に向かって一般県道小長井線が走っており、多良岳連峰の中腹を横断し大村市、佐賀県太良町へと続く広域基幹林道多良岳横断線につながっています。 丘陵地の集落、農地を横断的につなぎ佐賀県鹿島市まで続く広域農道多良岳南部線が走っています。 国道207号には、諫早駅～小長井支所前には平日21往復、諫早駅～小長井駅前～県界には平日12往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間には平日6往復のバスが運行しています。 																																		
④公共公益的施設	小長井支所や駅周辺に公共公益施設や生活利便施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 小長井支所、山茶花高原ピクニックパークが立地しています。 文化コミュニティ施設として、小長井おがたま会館、小長井文化ホールが立地しています。 小長井支所及び小長井駅の周辺には、文化ホールや図書館、小・中学校、公民館、郵便局、福祉施設などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 長里駅の周辺には、<u>小学校や簡易郵便局</u>、農業協同組合（JAながさき県央小長井支店）などの生活利便施設や公共公益施設が立地しています。 下水道の整備は完了しています。 地域内全域で、ケーブルテレビ網の整備が完了しています。 																																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																
<table border="1" data-bbox="201 289 1255 783"> <tr> <td data-bbox="201 289 477 359">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="477 289 1255 359">自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 359 1255 583"> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 583 477 653">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="477 583 1255 653">豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 653 1255 783"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 		⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 		<table border="1" data-bbox="1317 289 2371 783"> <tr> <td data-bbox="1317 289 1593 359">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1593 289 2371 359">自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 359 2371 583"> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 583 1593 653">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="1593 583 2371 653">豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 653 2371 783"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 		⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 		<p data-bbox="2383 789 2680 821">現行ページ：182ページ</p>
⑤自然環境・景観特性	自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 																		
⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 																		
⑤自然環境・景観特性	自然公園や有明海に面する自然海岸など、自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の北部の一部は自然公園地域に指定されており、山林景観を有しています。 ・丘陵部及び干拓地には田園景観が広がっています。 ・有明海に流れる長里川、小深井川などの豊かな水辺環境・河川景観や、有明海に面する自然海岸などの海岸景観を有しています。 ・有明海沿いの国道207号及び一般県道小長井線沿道には、山や海に囲まれた立地を活かし、「フルーツバス停」と呼ばれるフルーツをかたどったバス停が16箇所設置されており、地域住民や観光客に親しまれています。 																		
⑥災害危険性	豪雨時の谷底低地での洪水の発生や土砂災害の発生が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流部は急峻な地形であるため、豪雨時には谷底低地での洪水の発生が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 																		

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

● 山茶花高原ピクニックパーク
(整備イメージ図)



● 山茶花高原ピクニックパーク



写真の更新（上、右下）

● 小長井漁港



● 牡蠣の養殖



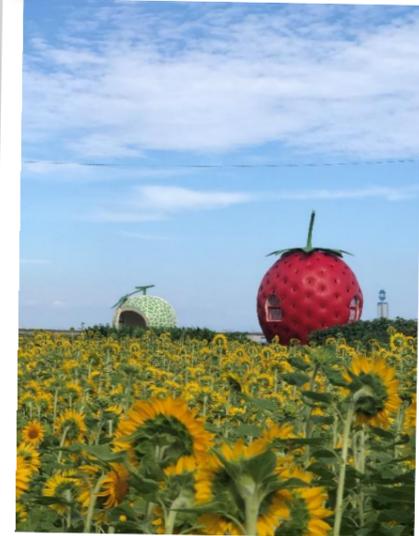
● 小長井漁港



● 牡蠣の養殖



● フルーツバス停



● 小長井町コミュニティバス さざんか号



● フルーツバス停



● フルーツバス停（国道207号から）



現行ページ：183 ページ

【新：改訂素案】

また、「小長井地域」の面積・人口は、次のとおりです。

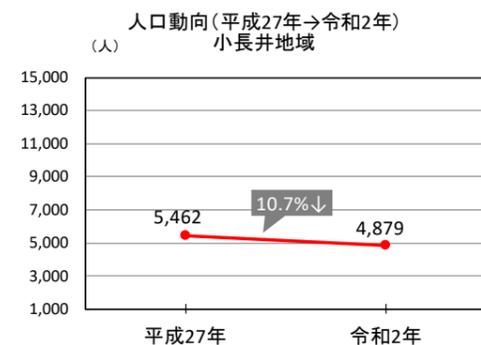
- ・小長井地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で10.7%減少しており、本市の中では最も人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や駅周辺、国道・県道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-31 面積・人口（小長井地域）

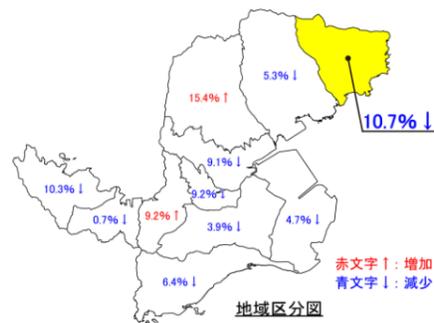
<面積・人口>

面積	約 3,095ha
人口	令和2年人口：4,879人（全市の3.6%）
人口密度	1.6人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「小長井地域」の面積・人口は、次のとおりです。

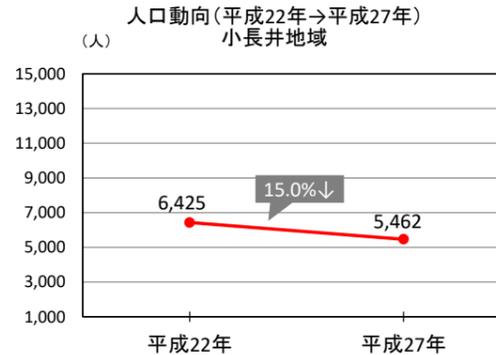
- ・小長井地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で15.0%減少しており、本市の中では2番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や駅周辺、国道・県道沿いの地区などで比較的高くなっています。

■図 6-31 面積・人口（小長井地域）

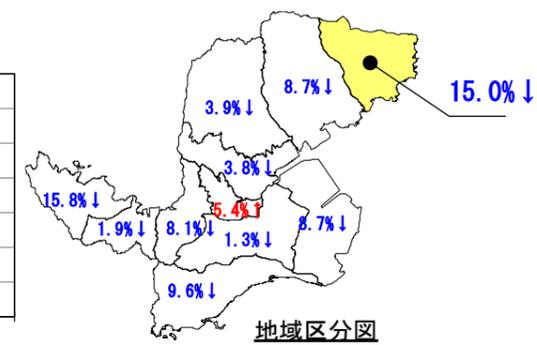
<面積・人口>

面積	約 3,095ha
人口	平成27年人口：5,462人（全市の4.0%）
人口密度	1.8人/ha

<人口動向グラフ>



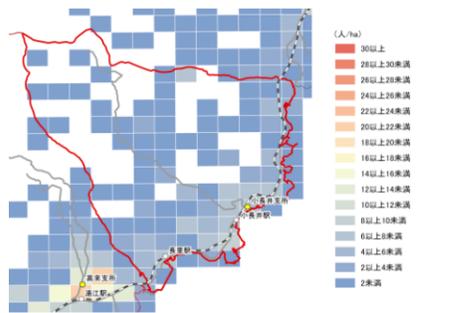
<人口増減率（%）の地域間比較>



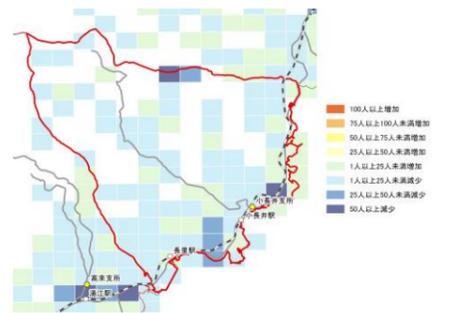
数値等の時点修正

図 6-31：H27～R2に更新

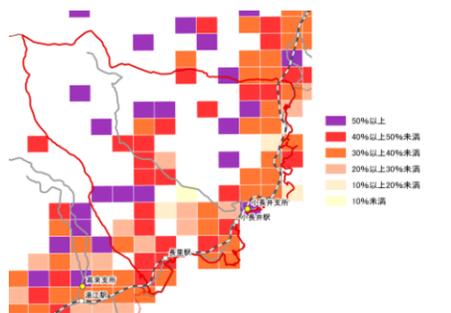
<人口密度：令和2年>



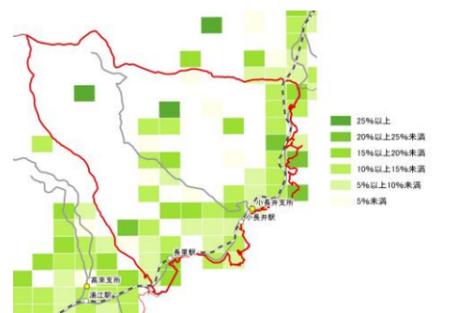
<人口増減数：平成27年→令和2年>



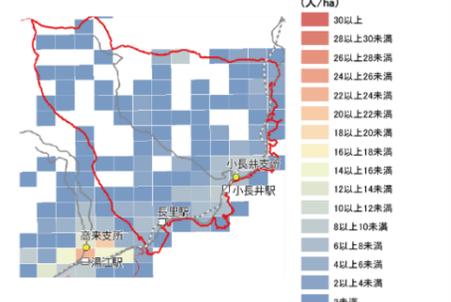
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



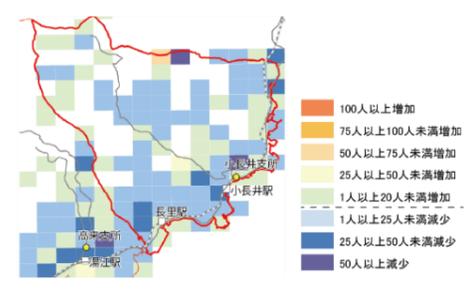
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



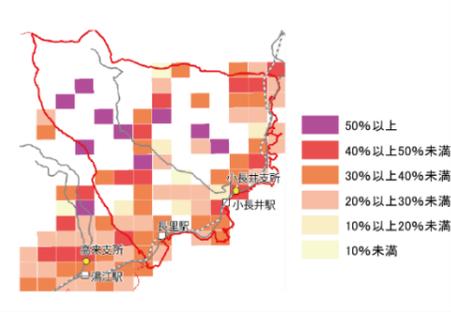
<人口密度：平成27年>



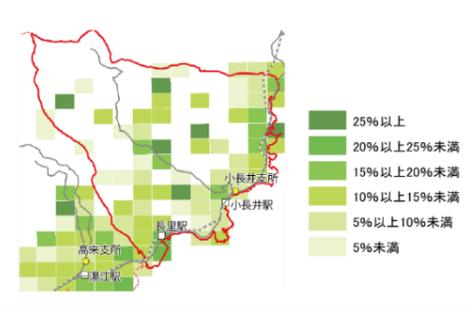
<人口増減数：平成22年→平成27年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

【新：改訂素案】

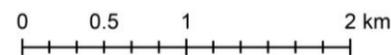
地域の概況等から「小長井地域」の地域特性を図に表すと図 6-32 のとおりです。

■図 6-32

小長井地域 地域特性現況図



凡	例
行政界	小学校
地域区分界	中学校
国道	特別支援学校
主要地方道・県道	高齢福祉施設(老人ホーム等)
広域農道・広域基幹林道	病院
農免農道	診療所
鉄道(JR)	歯科診療所
旧多良海道(旧国道)	郵便局
バス路線	スポーツ施設
河川	農業協同組合
行政施設	観光・レジャー施設
公民館	農用地区域
コミュニティ施設	保安林
文化施設	自然公園地域
保育所(園)・幼稚園・認定こども園	



【旧：現行(令和2年3月策定)】

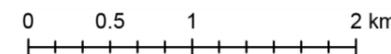
地域の概況等から「小長井地域」の地域特性を図に表すと図 6-32 のとおりです。

■図 6-32

小長井地域 地域特性現況図



凡	例
行政界	小学校
地域区分界	中学校
国道	特別支援学校
主要地方道・県道	高齢福祉施設(老人ホーム等)
広域農道・広域基幹林道	病院
農免農道	診療所
鉄道(JR)	歯科診療所
旧多良海道(旧国道)	郵便局
バス路線	スポーツ施設
河川	農業協同組合
行政施設	観光・レジャー施設
公民館	農用地区域
コミュニティ施設	保安林
文化施設	自然公園地域
保育所(園)・幼稚園・認定こども園	



庁内照会結果の反映
・廃校した学校に旧を追加

現行ページ：185 ページ

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「小長井地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の振興 ○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保護 ○小長井支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落、漁村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	<p>【農林水産業の振興を主軸としながら 山と海を自然環境を活かした地域づくり】</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した観光レクリエーション機能の充実 ○生活拠点の機能強化 ○農村集落・漁村集落の生活道路の改善 ○公園等の適切な維持管理 ○山間部における災害時を考慮した道路網の整備推進 ○公共交通機関の利便性の向上促進

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

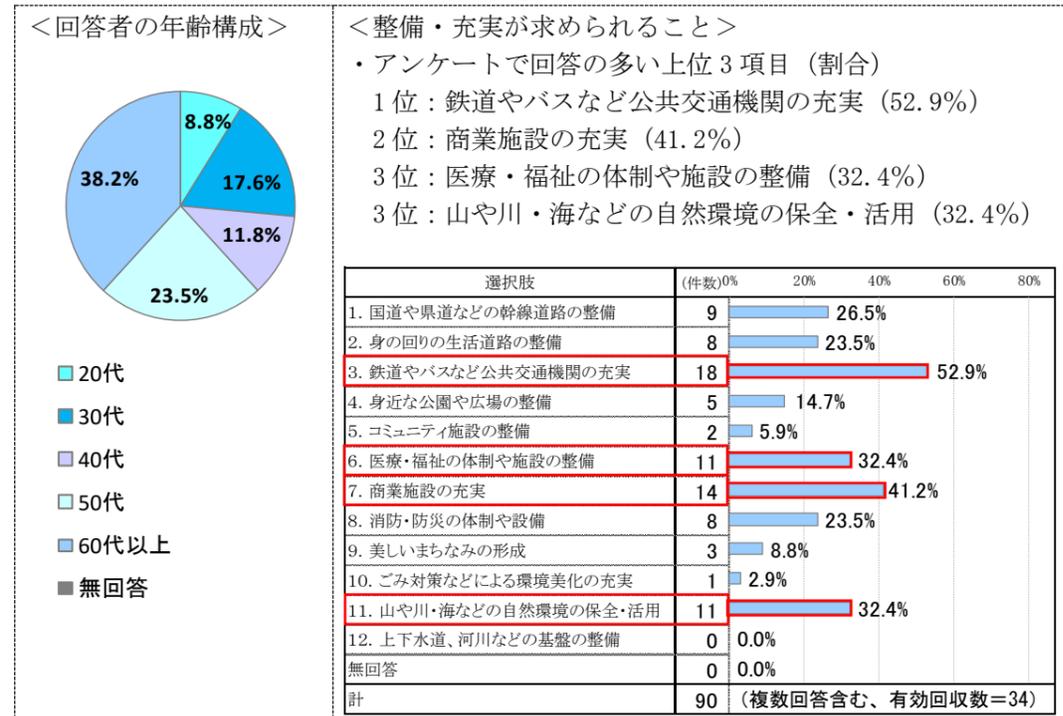
地域特性等から「小長井地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の振興 ○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保護 ○小長井支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落、漁村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	<p>【農林水産業の振興を主軸としながら 山と海を自然環境を活かした地域づくり】</p>
地域づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した観光レクリエーション機能の充実 ○生活拠点の機能強化 ○農村集落・漁村集落の生活道路の改善 ○公園等の適切な維持管理 ○山間部における災害時を考慮した道路網の整備推進 ○公共交通機関の利便性の向上促進

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-33 市民アンケート結果（小長井地域）

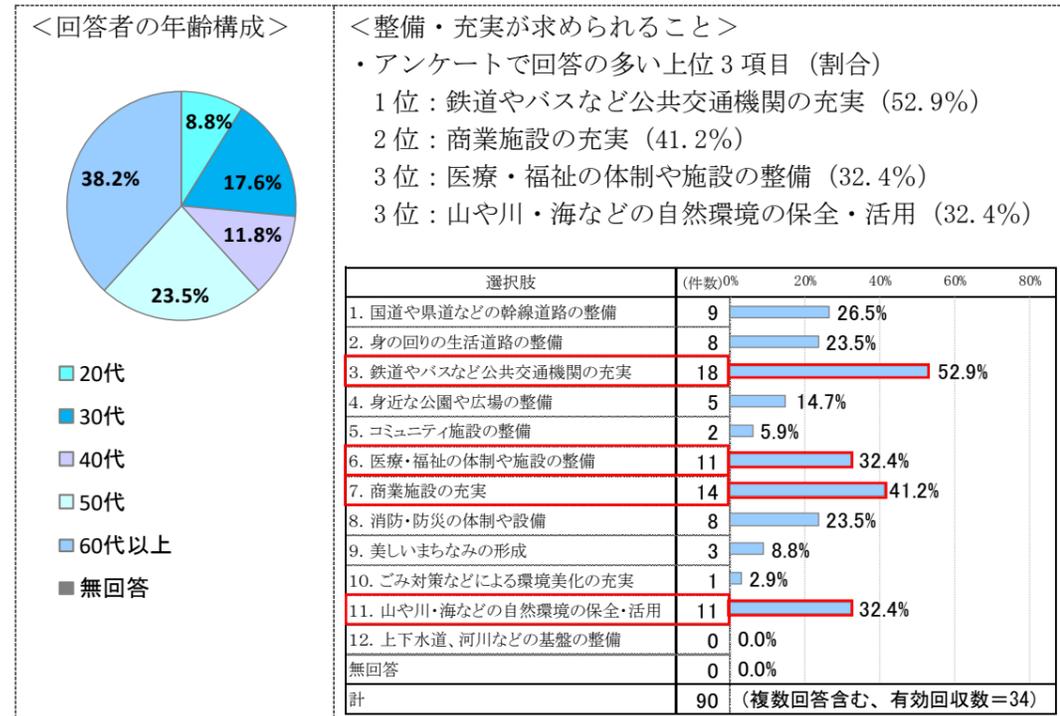
※「小長井地域」に住んでいる方の回答



なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-33 市民アンケート結果（小長井地域）

※「小長井地域」に住んでいる方の回答



現行ページ：186 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「小長井地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある小長井支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「小長井地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある小長井支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>現行ページ：187 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有明海沿岸地域の環状高速ネットワークを形成する有明海沿岸道路（鹿島～諫早）の実現に向けた取組の促進 ○地域補助幹線道路となる一般県道小長井線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、広域農道多良岳南部線など集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○山茶花高原ピクニックパークなどへの周遊観光を念頭に置いた公共交通の路線再編等の促進 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携（普通列車の運行水準の維持を図る） <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としてのグラウンドやゲートボール場など既存施設の活用 ○地域活動の拠点としての地域振興施設（多目的施設）の整備推進 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○山茶花高原ピクニックパークのリニューアル事業による交流人口の拡大を図る。 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有明海沿岸地域の環状高速ネットワークを形成する有明海沿岸道路（鹿島～諫早）の実現に向けた取組の促進 ○地域補助幹線道路となる一般県道小長井線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、広域農道多良岳南部線など集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○山茶花高原ピクニックパークなどへの周遊観光を念頭に置いた公共交通の路線再編等の促進 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携（普通列車の運行水準の維持を図る） <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としてのグラウンドやゲートボール場など既存施設の活用 ○地域活動の拠点としての地域振興施設（多目的施設）の整備推進 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p></p> <p>文言追加</p> <p>現行ページ：188 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保護を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための有明海沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山茶花高原ピクニックパークなど既存の観光・レクリエーション施設の適切な維持管理や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山や海など自然に囲まれた立地を活かし、地域住民や観光客が愛着を持てる幹線道路沿道の景観形成（「フルーツバス停」周辺など） 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保護を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園地域など山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための有明海沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山茶花高原ピクニックパークなど既存の観光・レクリエーション施設の適切な維持管理や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山や海など自然に囲まれた立地を活かし、地域住民や観光客が愛着を持てる幹線道路沿道の景観形成（「フルーツバス停」周辺など） 	<p>現行ページ：189 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：190 ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-34 のとおりです。

((4) 地域づくり方針図

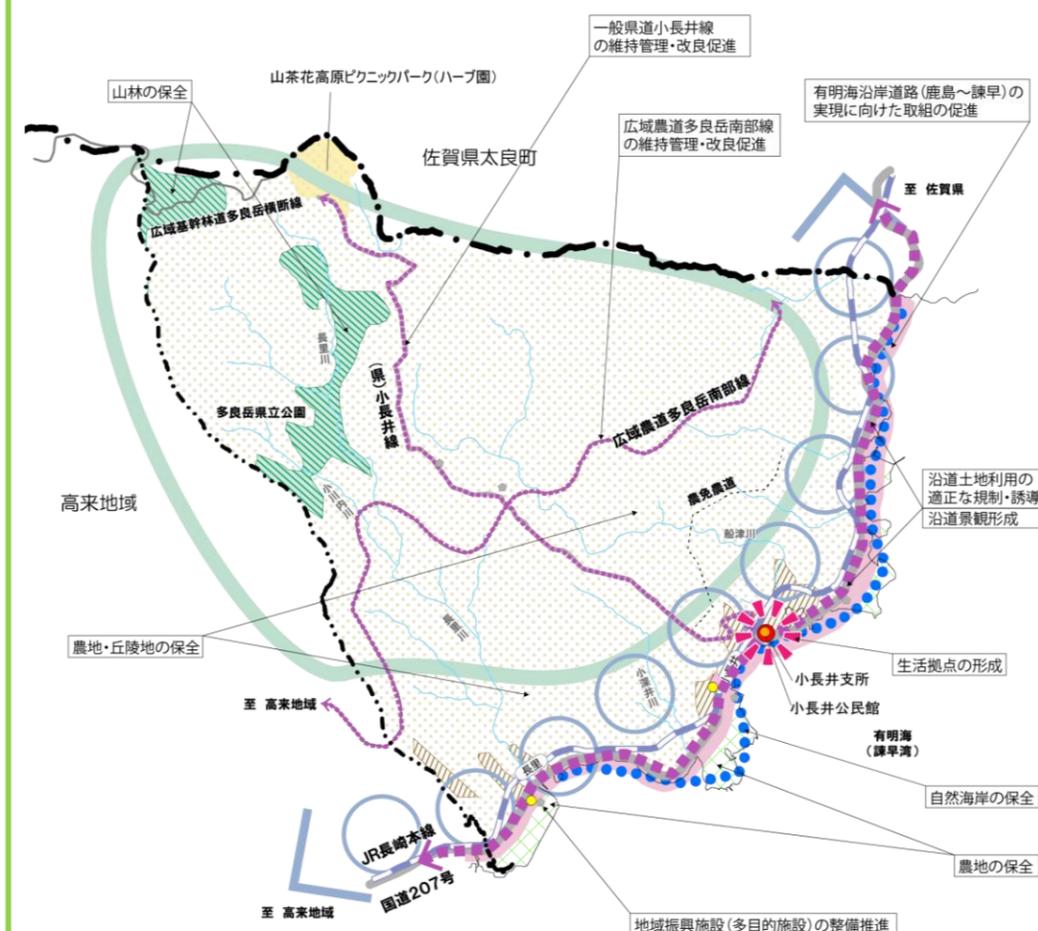
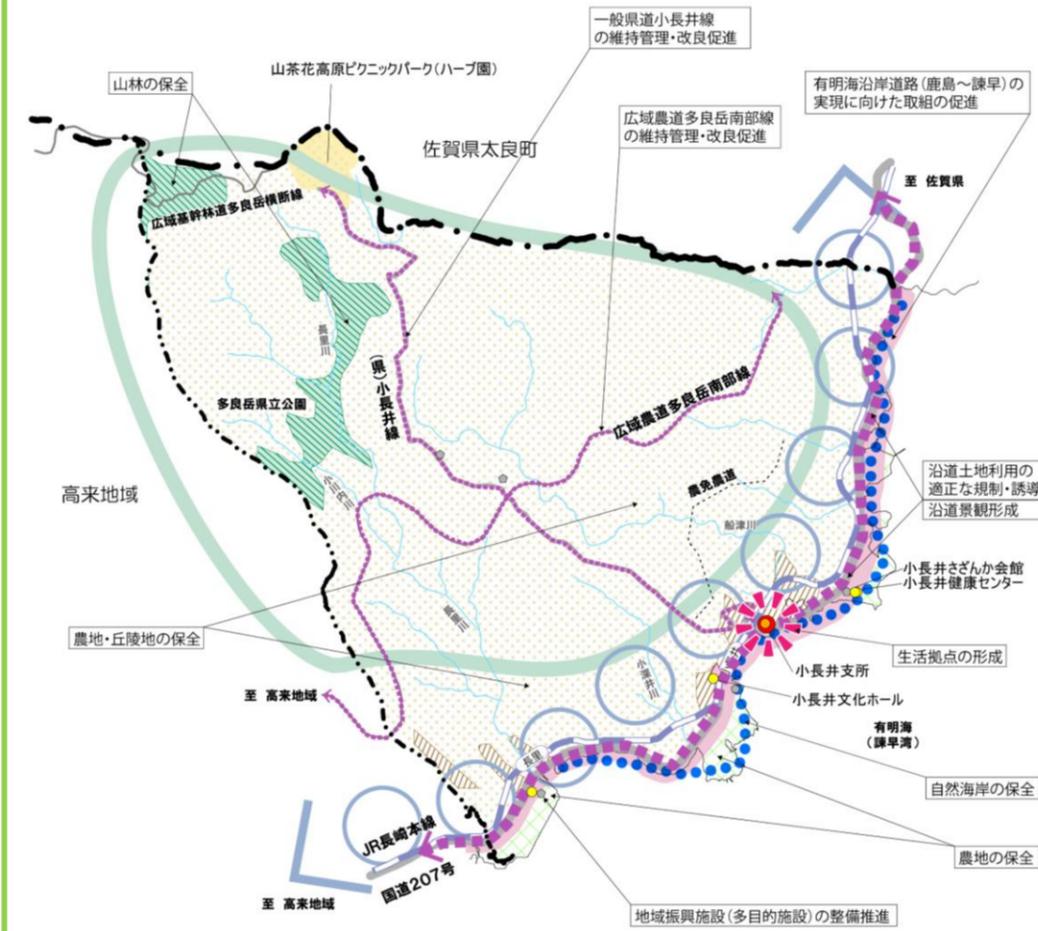
地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-34 のとおりです。

■図 6-34

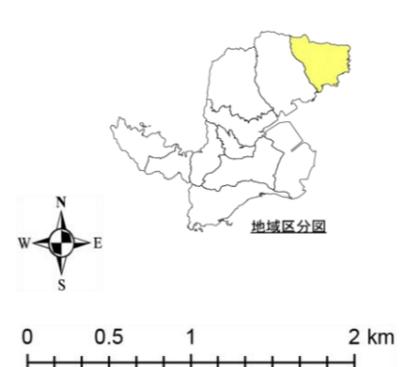
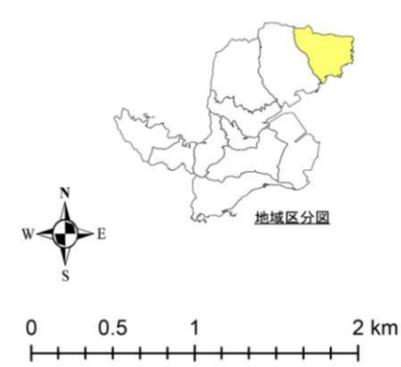
■図 6-34

小長井地域 地域づくり方針図

小長井地域 地域づくり方針図



庁内照会結果の反映
 ・小長井文化ホール追加
 ・小長井公民館削除



凡 例	
—●—	行政界
—○—	地域区分界
—	国道
—	主要地方道・県道
—	広域農道・広域基幹林道
—	農免農道
—	河川
●	行政施設
○	公民館
◇	コミュニティ施設
◇	文化施設
●	スポーツ施設
●	観光・レクリエーション施設
●	生活拠点
○	有明海沿岸道路(要望区間)
—	広域幹線道路
—	地域補助幹線道路
—	沿道複合地
—	森林ゾーン
—	田園ゾーン
—	農地・丘陵ゾーン
—	集落地
—	山林景観の保全
—	海岸景観の保全

凡 例	
—●—	行政界
—○—	地域区分界
—	国道
—	主要地方道・県道
—	広域農道・広域基幹林道
—	農免農道
—	河川
●	行政施設
○	公民館
◇	コミュニティ施設
◇	文化施設
●	スポーツ施設
●	観光・レクリエーション施設
●	生活拠点
○	有明海沿岸道路(要望区間)
—	広域幹線道路
—	地域補助幹線道路
—	沿道複合地
—	森林ゾーン
—	田園ゾーン
—	農地・丘陵ゾーン
—	集落地
—	山林景観の保全
—	海岸景観の保全

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																								
<p>Ⅱ－４．森山・諫早東部地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「森山・諫早東部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 426 468 457">①位置・地勢</td> <td data-bbox="483 426 1258 457">諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 464 1258 653"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 659 468 690">②土地利用</td> <td data-bbox="483 659 1258 690">森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 697 1258 919"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 926 468 957">③道路・交通</td> <td data-bbox="483 926 1258 957">国道57号森山拡幅の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 963 1258 1270"> <ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計38本が運行しています。 高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1276 468 1308">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="483 1276 1258 1308">森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1314 1258 1570"> <ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1577 468 1608">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="483 1577 1258 1608">田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1614 1258 1837"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 		②土地利用	森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 		③道路・交通	国道57号森山拡幅の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計38本が運行しています。 高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 		④公共公益的施設	森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積	<ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 		⑤自然環境・景観特性	田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 		<p>Ⅱ－４．森山・諫早東部地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「森山・諫早東部地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1317 426 1584 457">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1599 426 2374 457">諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 464 2374 653"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 659 1584 690">②土地利用</td> <td data-bbox="1599 659 2374 690">森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 697 2374 919"> <ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 926 1584 957">③道路・交通</td> <td data-bbox="1599 926 2374 957">国道57号森山拡幅の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 963 2374 1270"> <ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計46本が運行しています。 地域高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1276 1584 1308">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1599 1276 2374 1308">森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1314 2374 1570"> <ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1577 1584 1608">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1599 1577 2374 1608">田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1614 2374 1837"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域	<ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 		②土地利用	森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている	<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 		③道路・交通	国道57号森山拡幅の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計46本が運行しています。 地域高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 		④公共公益的施設	森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積	<ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 		⑤自然環境・景観特性	田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 		<p>島原鉄道 上り19本、下り19本</p> <p>文言修正</p> <p>諫早駅前-川口 バス 6本</p> <p>川口-諫早駅前 バス 6本</p> <p>諫早駅前-唐比 バス 9本</p> <p>唐比-諫早駅前 バス 9本</p> <p>現行ページ：192ページ</p>
①位置・地勢	諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 																																										
②土地利用	森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																									
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 																																										
③道路・交通	国道57号森山拡幅の整備が進行中																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計38本が運行しています。 高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 																																										
④公共公益的施設	森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積																																									
<ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 																																										
⑤自然環境・景観特性	田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富																																									
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 																																										
①位置・地勢	諫早湾や橘湾に面し、山麓から干拓地や平地が広がる地域																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の東部にあり、雲仙市と接し、北は諫早湾干拓によりつくられた広大な農地が広がり、南は橘湾に面しています。 獅子喰岳（237m）をはじめとする山が地域の中央部にあり、その山麓から干拓地や平地が広がっています。 泥炭層の湿地である唐比湿地公園があり、市民にとって貴重な自然環境となっています。 																																										
②土地利用	森山支所を中心とした地域が日常的生活拠点となっている																																									
<ul style="list-style-type: none"> 有明海沿いは古くから干拓が進められ広大な農地として利用され、橘湾沿いや仁反田川沿いの平坦地も農地となっています。 丘陵地は樹林地で、その山麓部の平坦な農地との境目に集落が帯状に形成されているのが特徴的です。 地域の日常的生活拠点となっている森山支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 国道57号沿道には沿道型の商業・娯楽施設等が立地しています。 																																										
③道路・交通	国道57号森山拡幅の整備が進行中																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本地域の北部には国道57号、南部には国道251号が共に東西に走っています。 この2本の国道を南北につなぐ一般県道大里森山肥前長田停車場線が西側にあります。 国道57号に並行して、本市の中心市街地と島原市の中心市街地とをつなぐ島原鉄道（森山駅、釜ノ鼻駅、諫早東高校駅）が通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計46本が運行しています。 地域高規格道路（島原道路）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進行中です。 一般県道大里森山肥前長田停車場線には平日6往復（諫早駅前～川口間）、諫早駅前～唐比間には平日9往復のバスが運行されています。 																																										
④公共公益的施設	森山支所周辺には公共公益施設が立地し、図書館や体育館、公園等が集積																																									
<ul style="list-style-type: none"> 森山支所が立地しています。 森山支所の周辺には、公民館や郵便局、農業協同組合（JAながさき県央森山支店）などの公共公益施設が立地しています。 森山図書館、森山スポーツ交流館（体育館）、森山ふれあい公園が集積し、地域の人が集まるゾーンを形成しています。 唐比展望公園、唐比湿地公園があります。 下水道は概ね整備されています。 																																										
⑤自然環境・景観特性	田園景観や調整池、橘湾に面する唐比海岸など自然環境や景観資源が豊富																																									
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部の樹林地や獅子喰岳周辺などの山林景観、本明川河口部の平坦地には田園景観が広がっています。 本明川河口部や仁反田川、中央干拓地に面する調整池などの豊かな水辺環境・河川景観、橘湾に面する唐比海岸などの海岸景観を有しています。 橘湾に面する本地域の南部は、唐比湿地公園・唐比ハス園などの水や緑の自然に囲まれた市民の憩いの場として整備されています。 																																										

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>⑥災害危険性 本明川の堤防決壊による浸水被害や土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨により本明川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 	<p>⑥災害危険性 本明川の堤防決壊による浸水被害や土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨により本明川の堤防が決壊した場合には、河川沿いの低地一帯で床下浸水及び床上浸水以上の被害が想定されています。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・諫早湾干拓事業により潮受堤防が設置されたことによって、高潮被害の防止が図られています。 	<p>現行ページ：192 ページ</p>

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

中央干拓地



中央干拓地



ふれあい牧場



国道57号森山拡幅（釜ノ鼻2号橋周辺）



唐比湿地公園・唐比ハス園



唐比湿地公園・唐比ハス園



写真の更新（中、下）
※フォトギャラリーより

現行ページ：193 ページ

【新：改訂素案】

また、「森山・諫早東地域」の面積・人口は、次のとおりです。

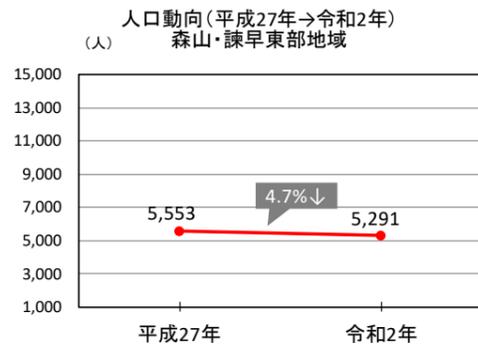
- ・森山・諫早東部地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で4.7%減少しており、本市の中では3番目に人口減少率が低い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や駅周辺などの地区で比較的高くなっています。

■図 6-35 面積・人口（森山・諫早東地域）

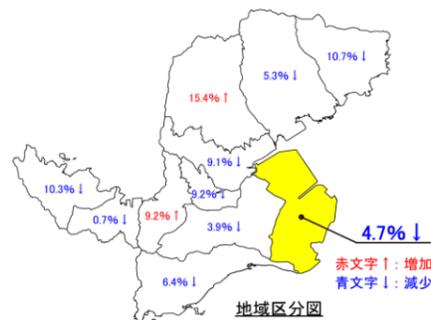
<面積・人口>

面積	約 3,480ha ※調整池（約 2,057ha）は含まない
人口	令和2年人口：5,291人（全市の4.0%）
人口密度	1.5人/ha

<人口動向グラフ>



<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「森山・諫早東地域」の面積・人口は、次のとおりです。

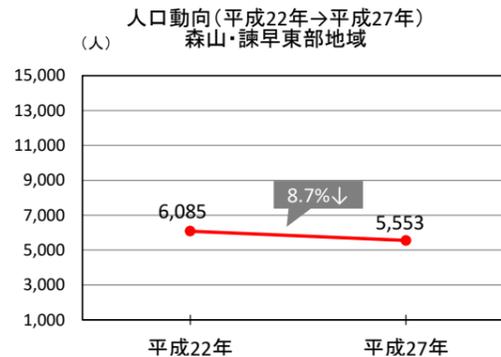
- ・森山・諫早東部地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で8.7%減少しており、本市の中では4番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や駅周辺などの地区で比較的高くなっています。

■図 6-35 面積・人口（森山・諫早東地域）

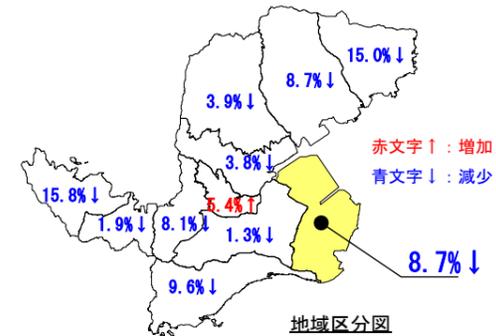
<面積・人口>

面積	約 3,480ha ※調整池（約 2,057ha）は含まない
人口	平成27年人口：5,553人（全市の4.0%）
人口密度	1.6人/ha

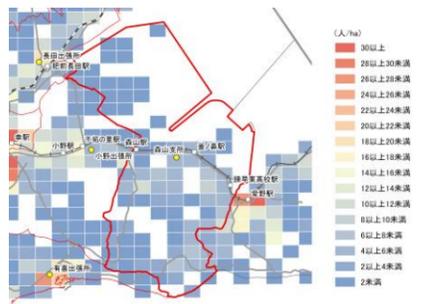
<人口動向グラフ>



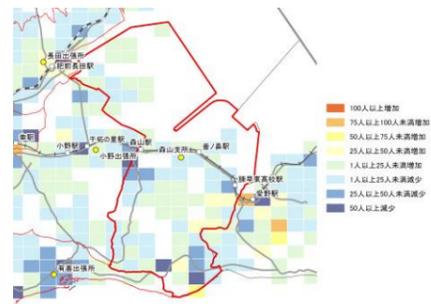
<人口増減率（%）の地域間比較>



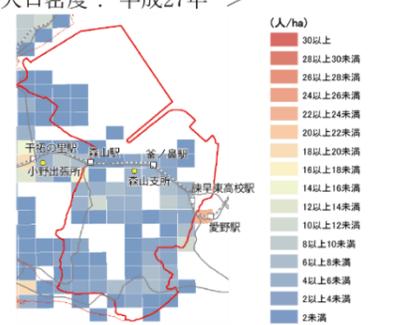
<人口密度：令和2年>



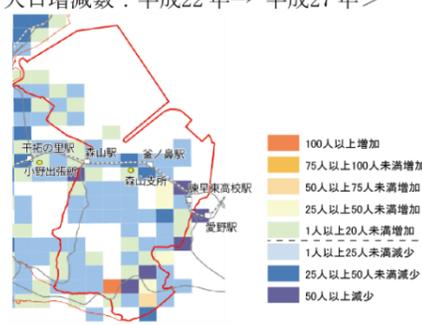
<人口増減数：平成27年→令和2年>



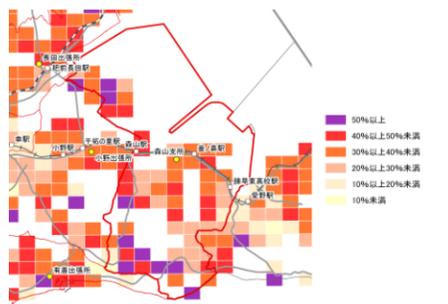
<人口密度：平成27年>



<人口増減数：平成22年→平成27年>



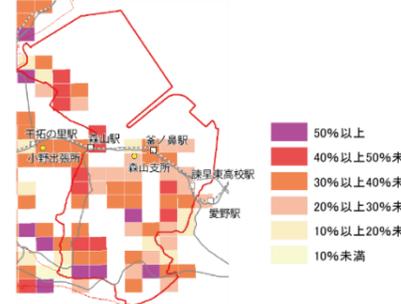
<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



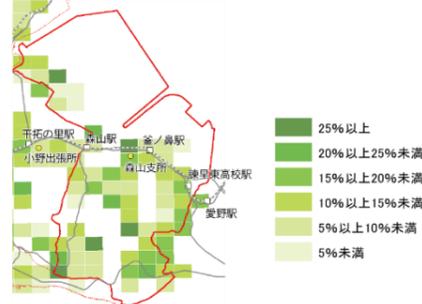
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



— 地域区分界 ● 市役所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

— 地域区分界 ● 支所・出張所 — 鉄道 □ 駅 — 道路（国道・県道） 資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口
※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

文言修正

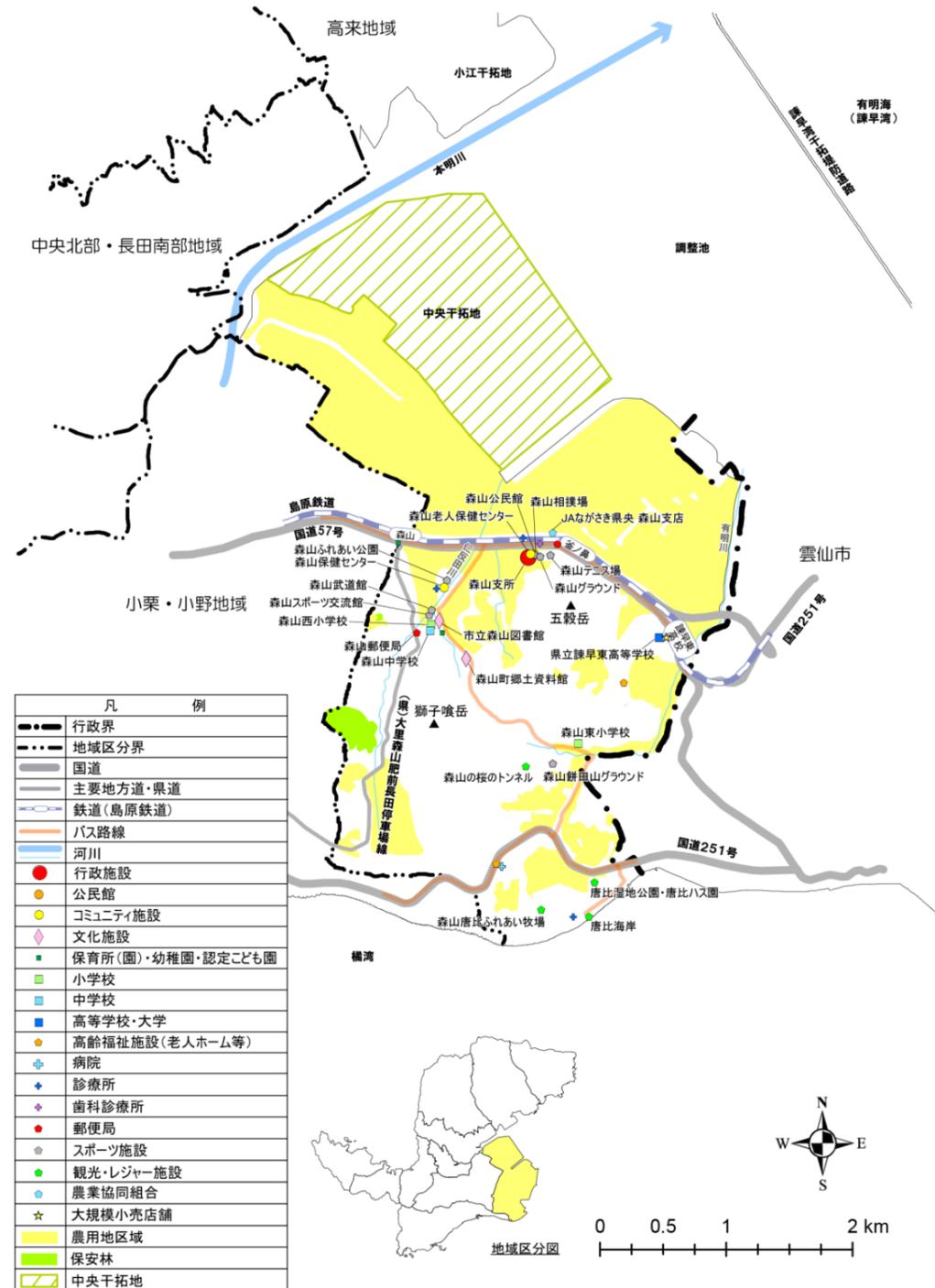
図 6-35：H27～R2に更新

現行ページ：194ページ

地域の概況等から「森山・諫早東部地域」の地域特性を図に表すと図 6-36 のとおりです。

■図 6-36

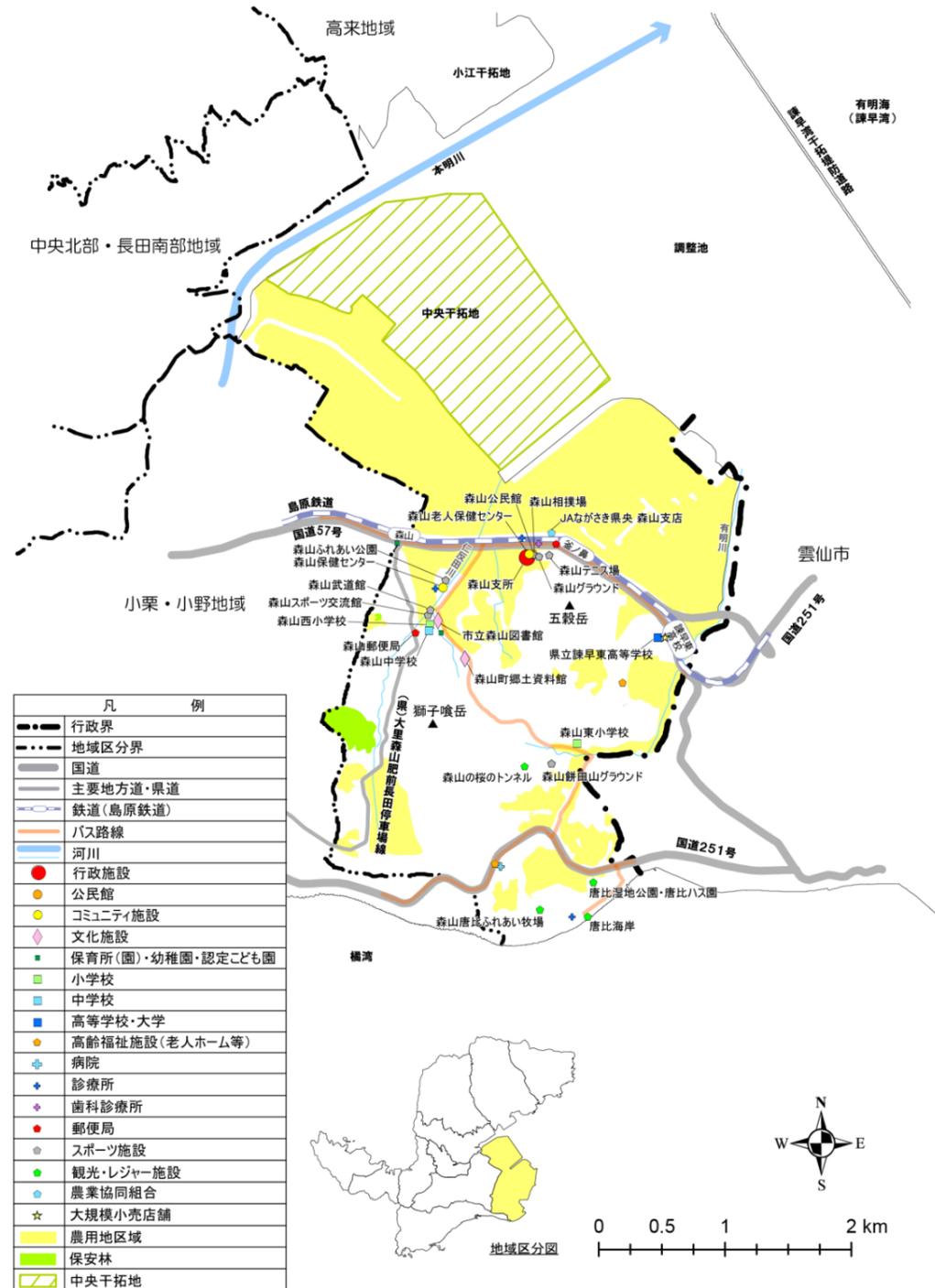
森山・諫早東部地域 地域特性現況図



地域の概況等から「森山・諫早東部地域」の地域特性を図に表すと図 6-36 のとおりです。

■図 6-36

森山・諫早東部地域 地域特性現況図



【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「森山・諫早東部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○干拓地の新たな資源活用と農業経営の継続 ○既存の公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	【干拓地や山の緑に囲まれた 静かな環境の地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○生活拠点の機能強化 ○高規格道路の整備促進 ○生活拠点や公園等とのネットワークの形成 ○公共交通機関の利便性の向上促進 ○農村集落の生活環境の改善

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「森山・諫早東部地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

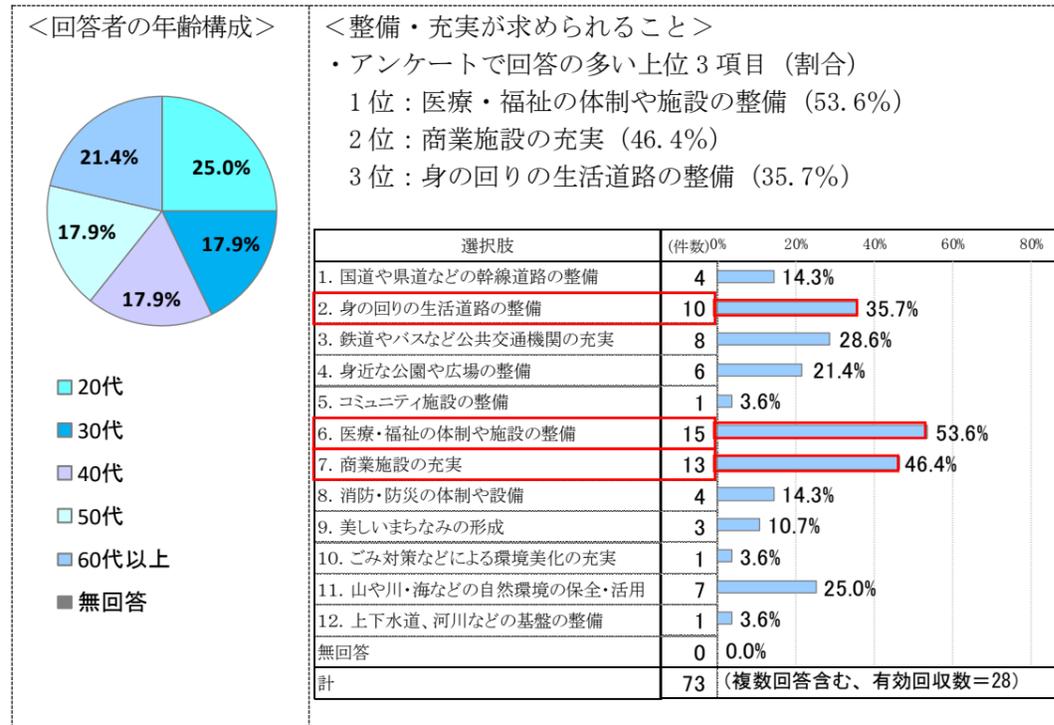
地域づくりの課題	○干拓地の新たな資源活用と農業経営の継続 ○既存の公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	【干拓地や山の緑に囲まれた 静かな環境の地域づくり】
地域づくりの基本的な考え方	○生活拠点の機能強化 ○地域高規格道路の整備促進 ○生活拠点や公園等とのネットワークの形成 ○公共交通機関の利便性の向上促進 ○農村集落の生活環境の改善

文言修正

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-37 市民アンケート結果（森山・諫早東部地域）

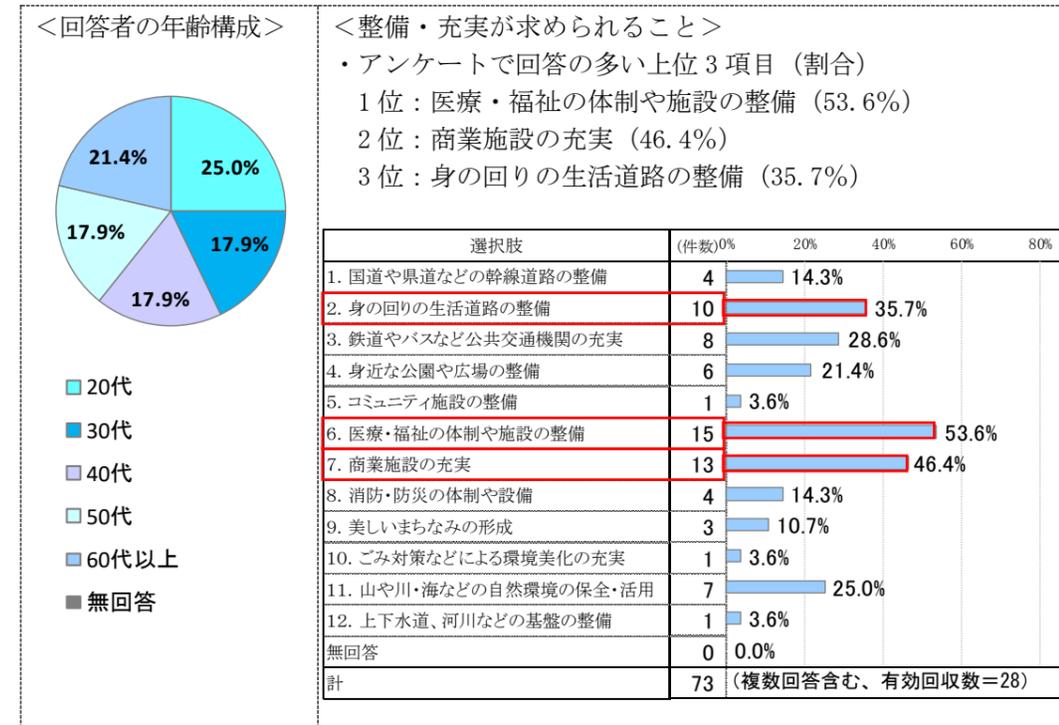
※「森山・諫早東部地域」に住んでいる方の回答



なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-37 市民アンケート結果（森山・諫早東部地域）

※「森山・諫早東部地域」に住んでいる方の回答



現行ページ：196 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「森山・諫早東部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある森山支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「森山・諫早東部地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある森山支所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 ○排水機場の適切な管理・制御による本明川下流部に広がる耕作地の保全 	<p>現行ページ：197 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高規格道路「島原道路」の一部を構成する国道57号森山拡幅の早期整備の促進 <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域補助幹線道路となる一般県道大里森山肥前長田停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、市道長走線など集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路、地域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携 <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての森山ふれあい公園等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○本明川河口部における河川敷地や自然干陸地、調整池の活用（環境学習の場、スポーツ・レクリエーションの場など） <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>広域の交通機能を拡充します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域高規格道路「島原道路」の一部を構成する国道57号森山拡幅の早期整備の促進 <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域補助幹線道路となる一般県道大里森山肥前長田停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、市道長走線など集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路、地域幹線道路及び地域補助幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 ○新幹線開業後における鉄道の利便性の維持確保に向けた関係機関との連携 <p>交流・憩いの場となる公園等の整備や活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての森山ふれあい公園等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○本明川河口部における河川敷地や自然干陸地、調整池の活用（環境学習の場、スポーツ・レクリエーションの場など） <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>文言修正</p>
		<p>現行ページ：198 ページ</p>

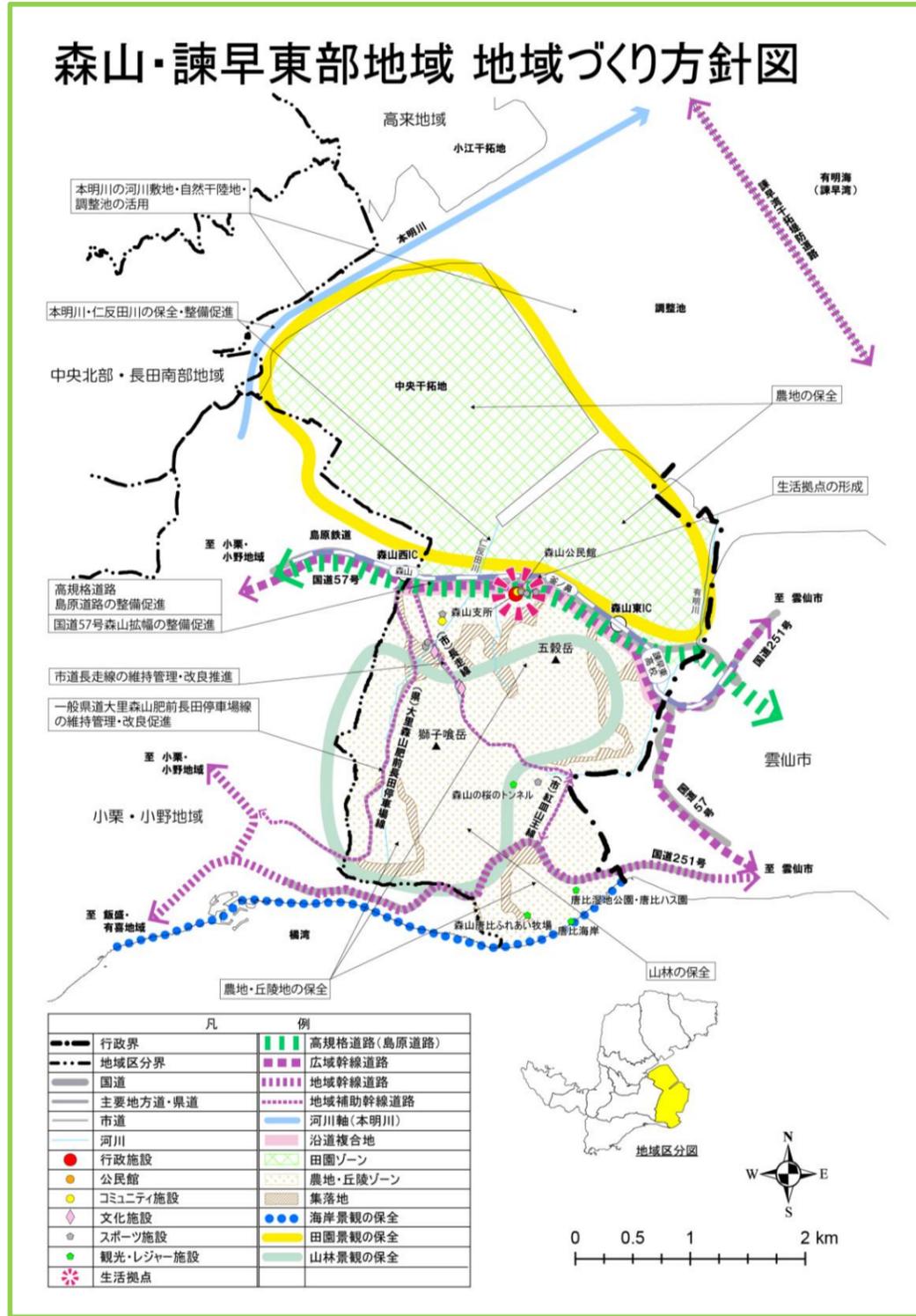
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○獅子喰岳などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための本明川、仁反田川などの河川の保全、整備の促進 ○下水道の普及等による干拓調整池の水質改善 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○唐比湿地公園・唐比ハス園、森山唐比ふれあい牧場など既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や干拓農地、丘陵農地、河川などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○獅子喰岳などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための本明川、仁反田川などの河川の保全、整備の促進 ○下水道の普及等による干拓調整池の水質改善 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○唐比湿地公園・唐比ハス園、森山唐比ふれあい牧場など既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や干拓農地、丘陵農地、河川などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） 	<p>現行ページ：199 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仁反田川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仁反田川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>備考</p> <p>現行ページ：200ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-38 のとおりです。

■図 6-38



(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-38 のとおりです。

■図 6-38

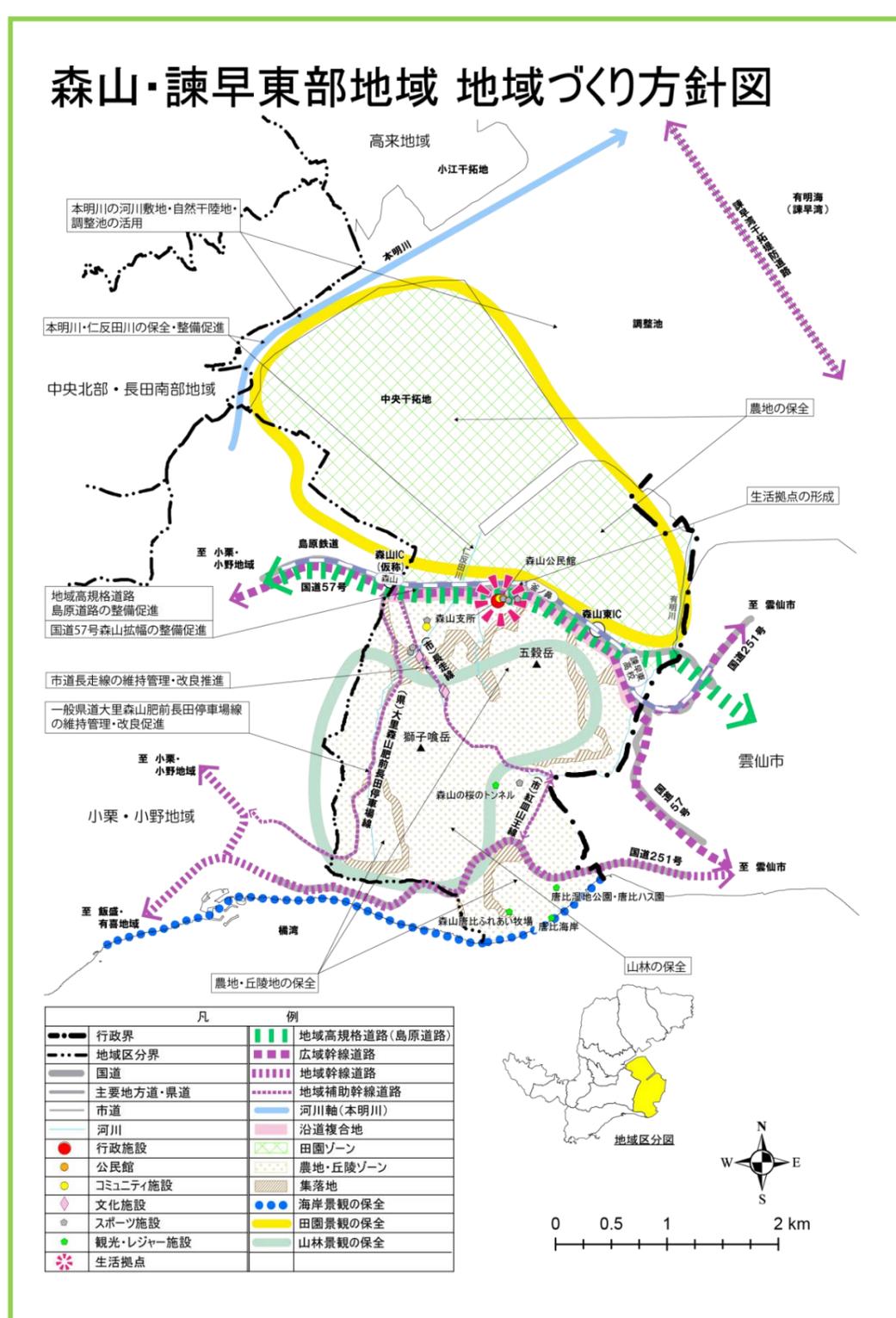


図 6-38 : 変更点

- ・ 森山 I.C (仮称) → 森山西 I.C
- ・ 高規格道路

図一部修正

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																
<p>Ⅱ－５．飯盛・有喜地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「飯盛・有喜地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 426 492 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="492 426 1255 493">本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1255 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 625 492 688">②土地利用</td> <td data-bbox="492 625 1255 688">圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 688 1255 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が完了しています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1178 492 1209">③道路・交通</td> <td data-bbox="492 1178 1255 1209">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1209 1255 1472"> <ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 早見地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1472 492 1535">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="492 1472 1255 1535">結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1535 1255 1892"> <ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 道の駅251 いいもりじゃがーロード、いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備が完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 		②土地利用	圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成	<ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が完了しています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行	<ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 早見地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 		④公共公益的施設	結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 道の駅251 いいもりじゃがーロード、いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備が完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 		<p>Ⅱ－５．飯盛・有喜地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「飯盛・有喜地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1317 426 1608 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1608 426 2377 493">本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 493 2377 625"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 625 1608 688">②土地利用</td> <td data-bbox="1608 625 2377 688">圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 688 2377 1178"> <ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が進められています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1178 1608 1209">③道路・交通</td> <td data-bbox="1608 1178 2377 1209">交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1209 2377 1503"> <ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 <p>・早見地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1503 1608 1566">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1608 1503 2377 1566">結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1566 2377 1923"> <ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備がほぼ完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 		②土地利用	圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成	<ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が進められています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 		③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始	<ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 <p>・早見地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。</p>		④公共公益的施設	結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地	<ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備がほぼ完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 		<p>庁内照会結果の反映</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：202ページ</p>
①位置・地勢	本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 																																		
②土地利用	圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成																																	
<ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が完了しています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーを運行																																	
<ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 早見地区において、乗合タクシーを運行しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。 																																		
④公共公益的施設	結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 道の駅251 いいもりじゃがーロード、いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備が完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 																																		
①位置・地勢	本市の中央南部に位置する丘陵地で、橘湾沿いの自然海岸が続く																																	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の中央南部に位置する丘陵地で、西は長崎市と接しています。 南は橘湾に面し、良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところがほとんどで、小規模な河川に沿った地域を除いて平地が少なくなっています。 																																		
②土地利用	圃場整備による近代的な農業経営が展開され、海沿いには漁村集落が形成																																	
<ul style="list-style-type: none"> 江ノ浦川、田結川、有喜川など河川沿いの平坦部及び緩やかな斜面地は農地と農村集落で、その他の丘陵部は山林となっています。 飯盛地区では、県営畑地帯総合整備事業が完了し、圃場整備による近代的な農業経営が展開されており、馬鈴薯、人参、カーネーションなどは県内でも有数の生産量を誇っています。 有喜南部地区では、耕作道路や区画も狭小であるため耕作放棄地も多く、荒廃農地が点在していますが、飯盛地区に引き続き県営畑地帯総合整備事業が実施中であり、優良な生産基盤の整備が進められています。 海沿いには大小の漁村集落があり、その中でも有喜は約2千人の漁村集落を形成しています。 既存集落のほか、住宅開発地が散在しています。 橘湾に面した結の浜マリパーク、有喜UKIビーチは、地域住民のレクリエーションの場や広域からの観光客が訪れる観光地になっています。 地域の日常的生活拠点となっている飯盛支所を中心とした地域では、公共公益施設の集積立地がみられます。 																																		
③道路・交通	交通弱者の交通支援対策として乗合タクシーの本格運行を開始																																	
<ul style="list-style-type: none"> 国道251号が本地域の中央部を東西に走り、長崎市及び雲仙市につながっています。 本市の中心市街地へは3本の県道があり、いずれも本地域北部の山を越えて、国道57号につながっています。 有喜漁港と早見町を結ぶ市道早見有喜漁港線（漁港関連道）が整備され、水産関連物資の輸送円滑化や近隣の生活道路の安全性向上に寄与しています。 国道251号及び県道を中心にバスが運行されています。 <p>・早見地区において、乗合タクシーの本格運行を開始しており、最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通弱者の交通支援対策を図っています。</p>																																		
④公共公益的施設	結の浜マリパークを中心とした観光・レクリエーション施設が立地																																	
<ul style="list-style-type: none"> 飯盛支所、田結出張所、有喜出張所が立地しています。 いいもり月の丘温泉、いいもりコミュニティ会館、月の丘公園（体育館、グラウンド、遊戯施設等）、結の浜マリパーク、有喜UKIビーチが立地しています。 飯盛支所周辺には、公民館や農業協同組合（JAながさき県央飯盛有喜支店）など公共公益施設が立地しています。 田結出張所周辺には、公民館や郵便局など公共公益施設が立地しています。 有喜出張所周辺には、公民館や郵便局、スーパーマーケット、医療・福祉施設などの公共公益施設や生活利便施設が立地しています。 有喜地区では漁業集落排水施設の整備がほぼ完了し、飯盛地区は現在、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。 																																		

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																
<table border="1" data-bbox="201 289 1255 743"> <tr> <td data-bbox="201 289 492 352">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="492 289 1255 352">山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 352 1255 489"> <ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「横津の千畳敷」、「有喜貝塚」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 489 492 552">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="492 489 1255 552">低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 552 1255 743"> <ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「横津の千畳敷」、「有喜貝塚」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 		⑥災害危険性	低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 		<table border="1" data-bbox="1317 289 2371 743"> <tr> <td data-bbox="1317 289 1608 352">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1608 289 2371 352">山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 352 2371 489"> <ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「井樋堤塘跡」、「横津の千畳敷」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 489 1608 552">⑥災害危険性</td> <td data-bbox="1608 489 2371 552">低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 552 2371 743"> <ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 </td> </tr> </table>	⑤自然環境・景観特性	山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富	<ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「井樋堤塘跡」、「横津の千畳敷」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 		⑥災害危険性	低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 		<p data-bbox="2383 342 2635 373">庁内照会結果の反映</p> <p data-bbox="2383 384 2680 415">現行ページ：202 ページ</p> <hr data-bbox="2383 447 2798 457"/> <p data-bbox="2383 478 2680 510">現行ページ：203 ページ</p>
⑤自然環境・景観特性	山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「横津の千畳敷」、「有喜貝塚」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 																		
⑥災害危険性	低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 																		
⑤自然環境・景観特性	山林・田園景観や橘湾に面する自然海岸など自然環境や景観資源が豊富																	
<ul style="list-style-type: none"> ・北部の山林景観や斜面地に広がる広大な田園景観、橘湾に面する自然海岸など、豊かな自然環境や景観資源に恵まれています。 ・「飯盛鬼塚古墳」や「井樋堤塘跡」、「横津の千畳敷」など歴史的な遺構、景観資源が残っています。 																		
⑥災害危険性	低平地・住宅密集地の浸水、土砂災害の発生、津波被害が懸念される																	
<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛地区を流れる江ノ浦川は、低平地の冠水を繰り返しているほか、有喜地区の有喜川沿いには住宅密集地があり、今後も洪水による被害が懸念されます。 ・丘陵地の斜面地やその周辺の集落地は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 ・橘湾沿岸の有喜漁港、江ノ浦漁港周辺では、最大浸水深 1～2m 程度の津波被害が想定されています。 																		

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

道の駅 251 いいもりじゃがーロード



県営畑地帯総合整備事業



写真の更新（上）

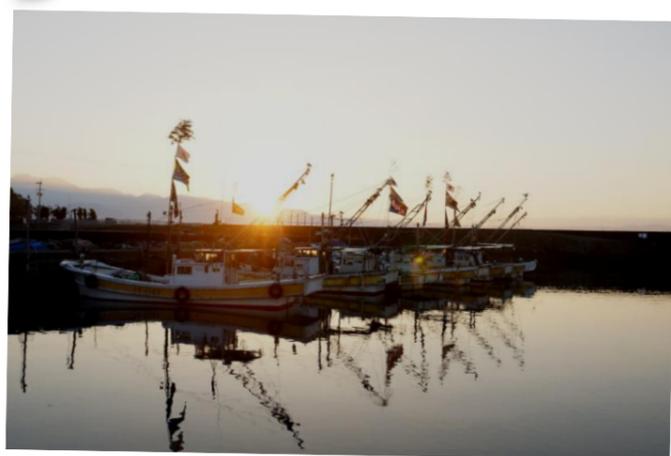
結の浜マリナーパーク



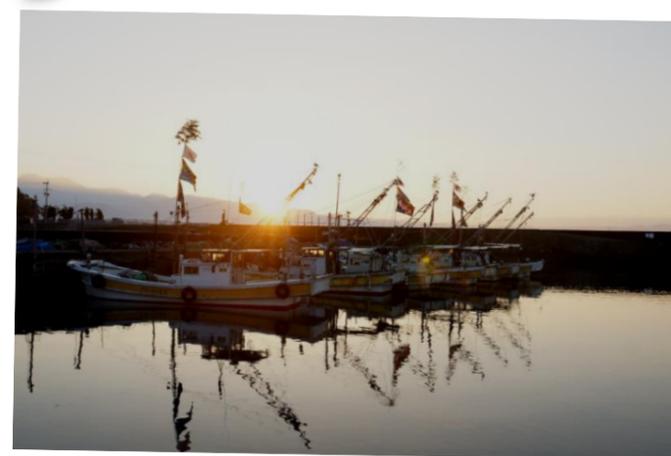
結の浜マリナーパーク



有喜漁港



有喜漁港



現行ページ：203 ページ

【新：改訂素案】

また、「飯盛・有喜地域」の面積・人口は、次のとおりです。

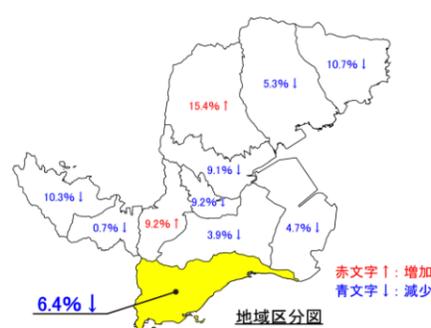
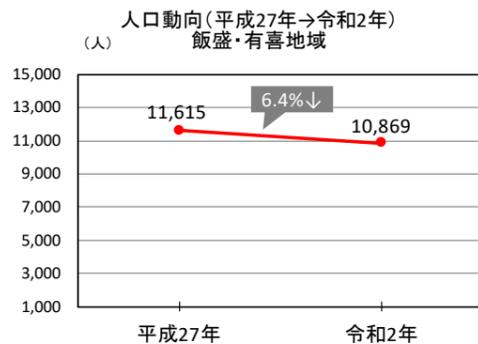
- ・飯盛・有喜地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で6.4%減少しており、本市の中では5番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や出張所周辺の地区などで比較的高くなっています。

■図 6-39 面積・人口（飯盛・有喜地域）

面積	約 3,511ha
人口	令和2年人口：10,869人（全市の8.1%）
人口密度	3.1人/ha

<面積・人口>

<人口増減率（%）の地域間比較>



【旧：現行（令和2年3月策定）】

また、「飯盛・有喜地域」の面積・人口は、次のとおりです。

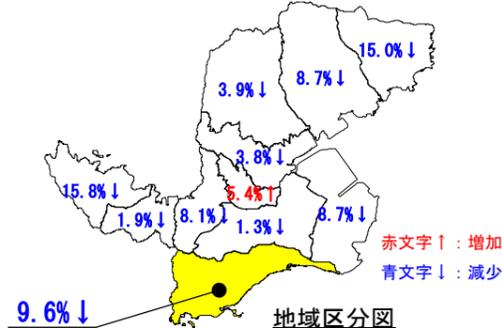
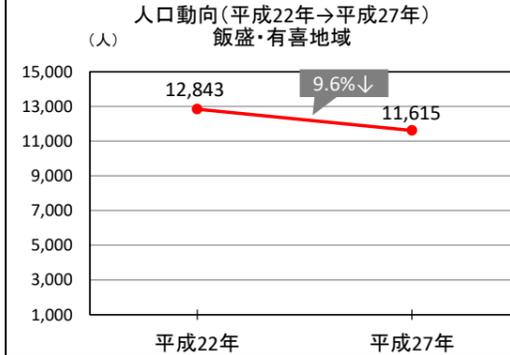
- ・飯盛・有喜地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で9.6%減少しており、本市の中では3番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、支所や出張所周辺の地区などで比較的高くなっています。

■図 6-39 面積・人口（飯盛・有喜地域）

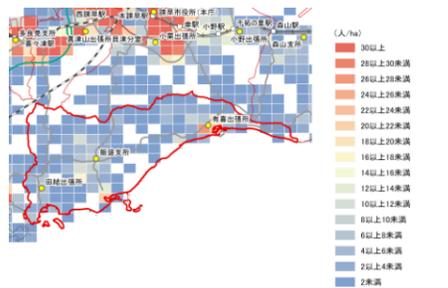
面積	約 3,511ha
人口	平成27年人口：11,615人（全市の8.4%）
人口密度	3.3人/ha

<面積・人口>

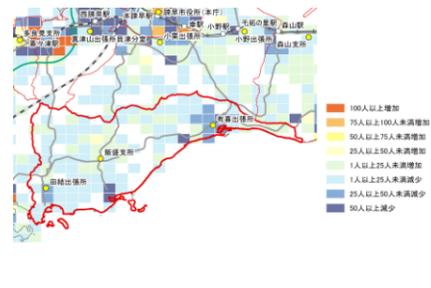
<人口増減率（%）の地域間比較>



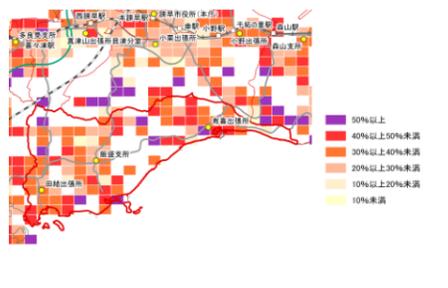
<人口密度：令和2年>



<人口増減数：平成27年→令和2年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年>



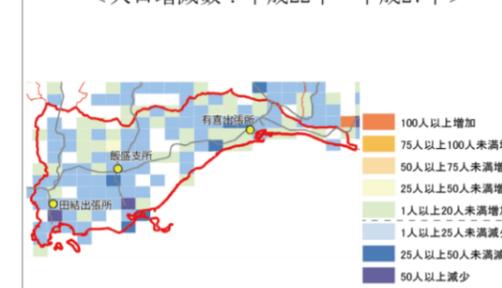
<年少人口（14歳未満）の割合：令和2年>



<人口密度：平成27年>



<人口増減数：平成22年→平成27年>



<高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年>



<年少人口（14歳未満）の割合：平成27年>



資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口

※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口

※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

数値等の時点修正

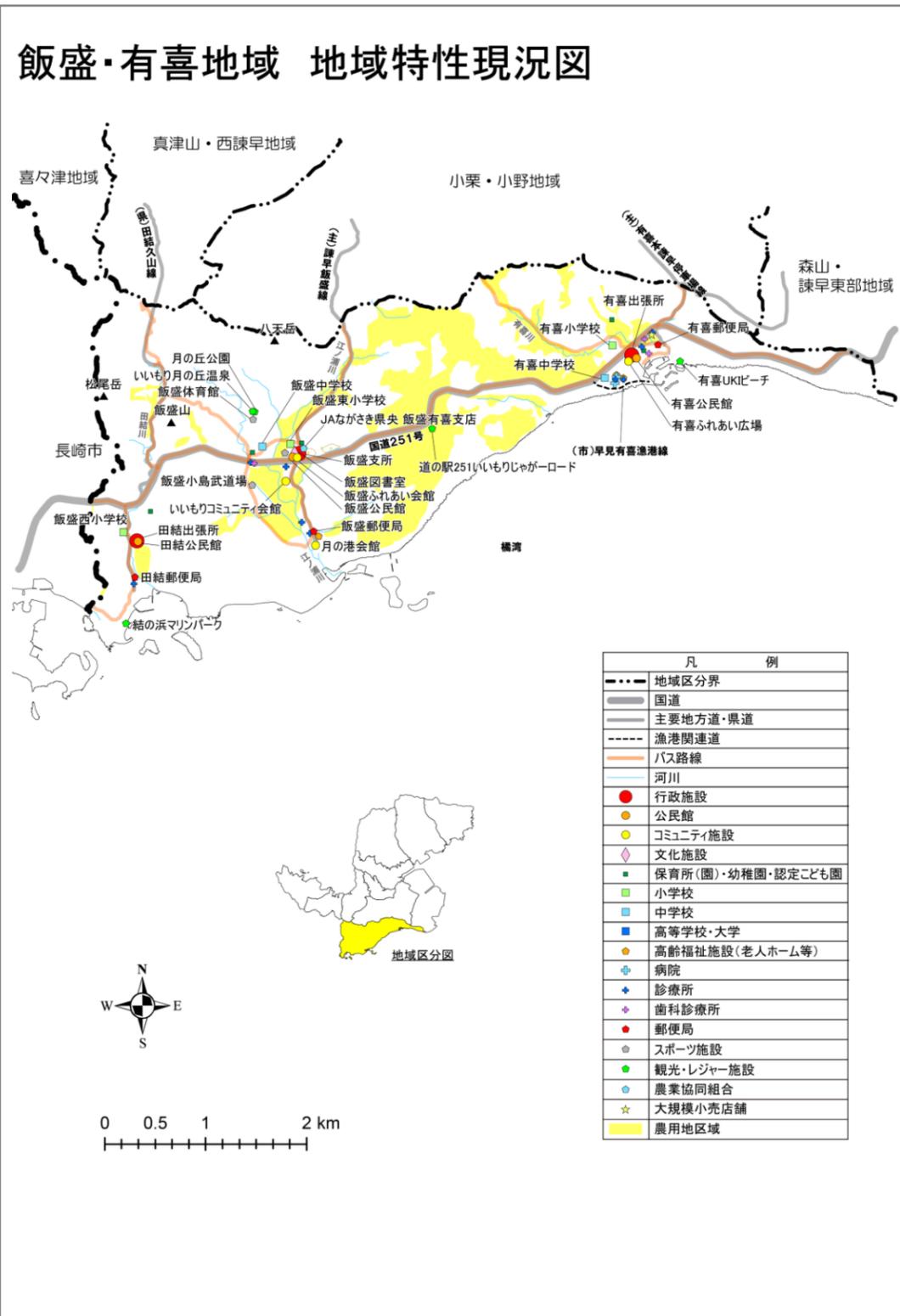
図 6-39：H27～R2に更新

現行ページ：204ページ

【新：改訂素案】

地域の概況等から「飯盛・有喜地域」の地域特性を図に表すと図 6-40 のとおりです。

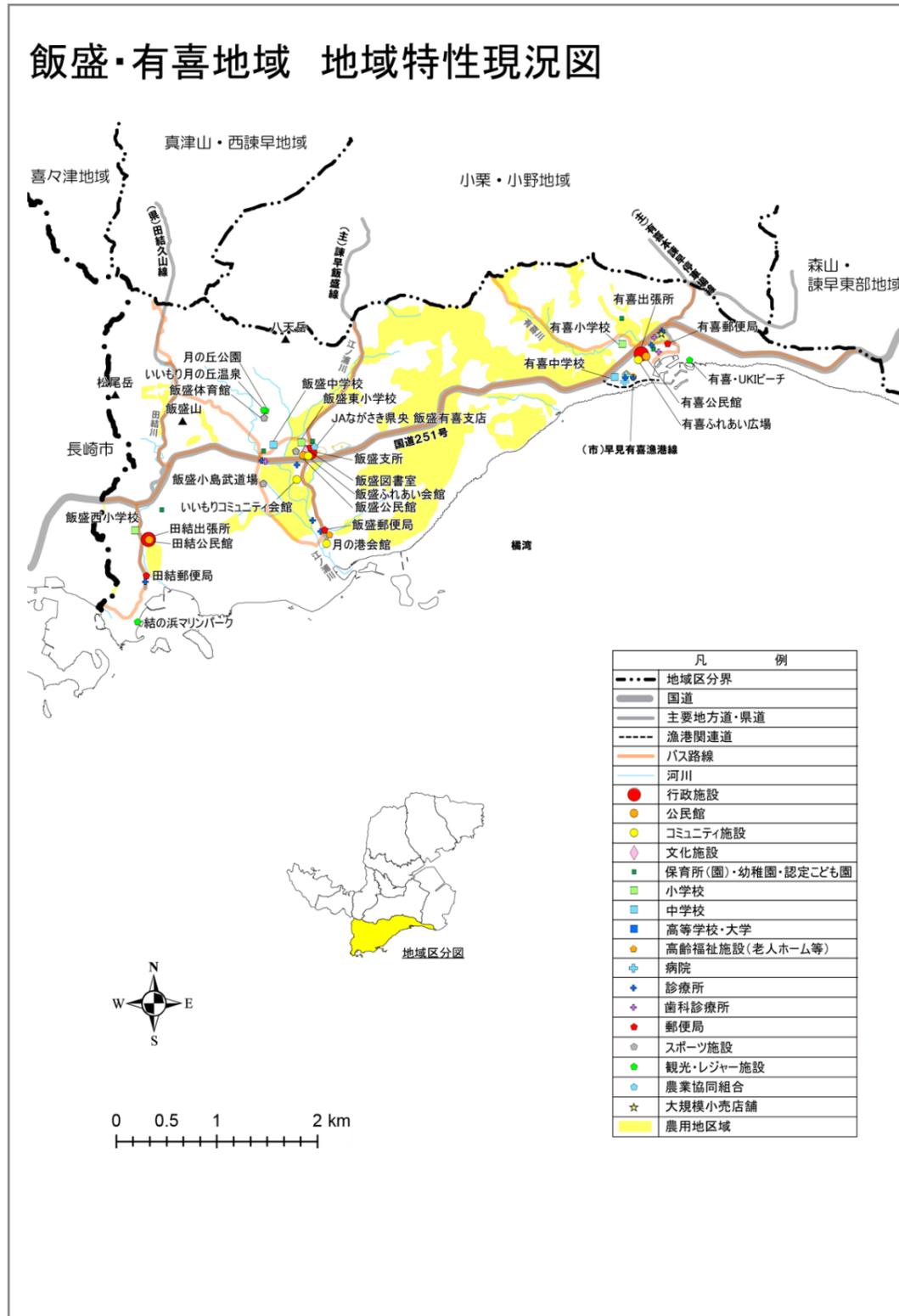
■図 6-40



【旧：現行(令和2年3月策定)】

地域の概況等から「飯盛・有喜地域」の地域特性を図に表すと図 6-40 のとおりです。

■図 6-40



庁内照会結果の反映
 ・道の駅 251 いいもりじゃがーロードを追加

現行ページ：205 ページ

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

地域特性等から「飯盛・有喜地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保護 ○農林水産業の振興 ○自然的観光レクリエーションの振興 ○飯盛支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落、漁村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	[農林水産業や自然的レクリエーション資源を活かした地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然海岸線、自然景観の保全 ○自然環境に配慮した観光レクリエーション機能の充実 ○生活拠点の機能強化 ○農村集落、漁村集落の生活環境改善 ○公共交通機関の利便性の向上促進

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

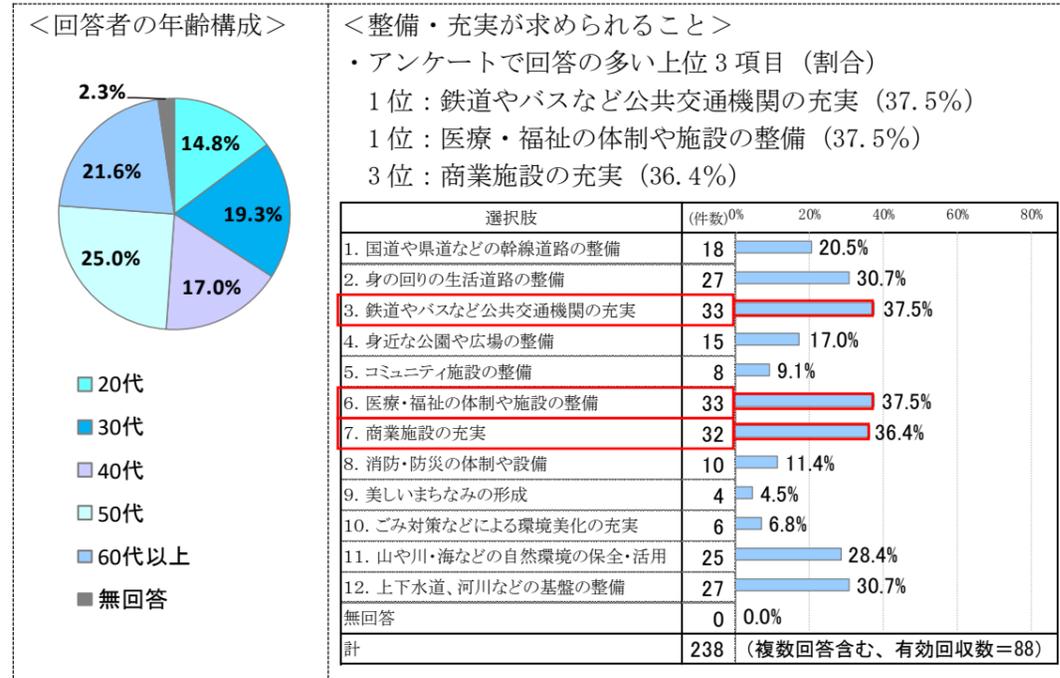
地域特性等から「飯盛・有喜地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保護 ○農林水産業の振興 ○自然的観光レクリエーションの振興 ○飯盛支所周辺に集積立地する公共公益施設を活用した拠点づくり ○農村集落、漁村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上
地域づくりの目標	[農林水産業や自然的レクリエーション資源を活かした地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然海岸線、自然景観の保全 ○自然環境に配慮した観光レクリエーション機能の充実 ○生活拠点の機能強化 ○農村集落、漁村集落の生活環境改善 ○公共交通機関の利便性の向上促進

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-41 市民アンケート結果（飯盛・有喜地域）

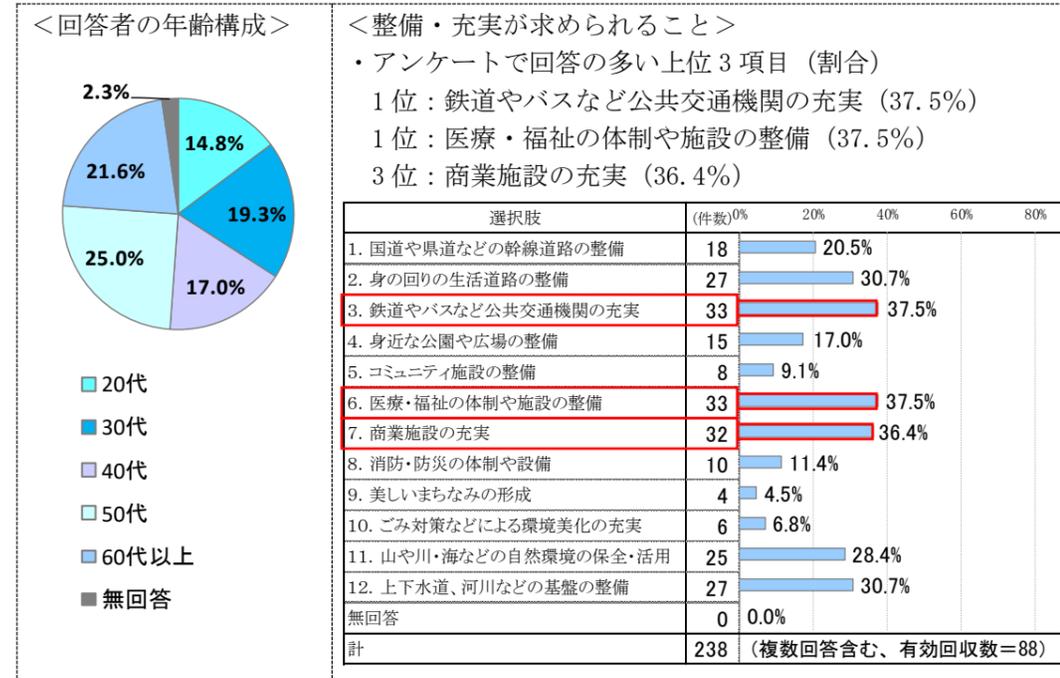
※「飯盛・有喜地域」に住んでいる方の回答



なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-41 市民アンケート結果（飯盛・有喜地域）

※「飯盛・有喜地域」に住んでいる方の回答



現行ページ：206 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「飯盛・有喜地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所・出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある飯盛支所、田結出張所、有喜出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○飯盛地区及び有喜南部地区などにおける耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「飯盛・有喜地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>支所・出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある飯盛支所、田結出張所、有喜出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○飯盛地区及び有喜南部地区などにおける耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>現行ページ：207 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>人にやさしい道路づくりに努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域連携交通軸となる国道251号、一般県道田結久山線、主要地方道諫早飯盛線、有喜本諫早停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 ○道の駅251いいもりじゃがーロードを活用した、地域間交流拡大による交流人口の増加と地域活性化 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点や都市拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る。 ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>市民公園等の活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての月の丘公園などの既存の市民公園等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>人にやさしい道路づくりに努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域連携交通軸となる国道251号、一般県道田結久山線、主要地方道諫早飯盛線、<u>同</u>有喜本諫早停車場線の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域幹線道路上の公共交通ネットワークの維持・形成による中心拠点や都市拠点との機能連携を推進し、地域内で不足するサービス等の機能分担を図る。 ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○周辺集落地と生活拠点の公共施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成に向けた民間事業者の移動サービスとの連携 <p>市民公園等の活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての月の丘公園などの既存の市民公園等の活用 ○地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p> <p>現行ページ：208ページ</p>

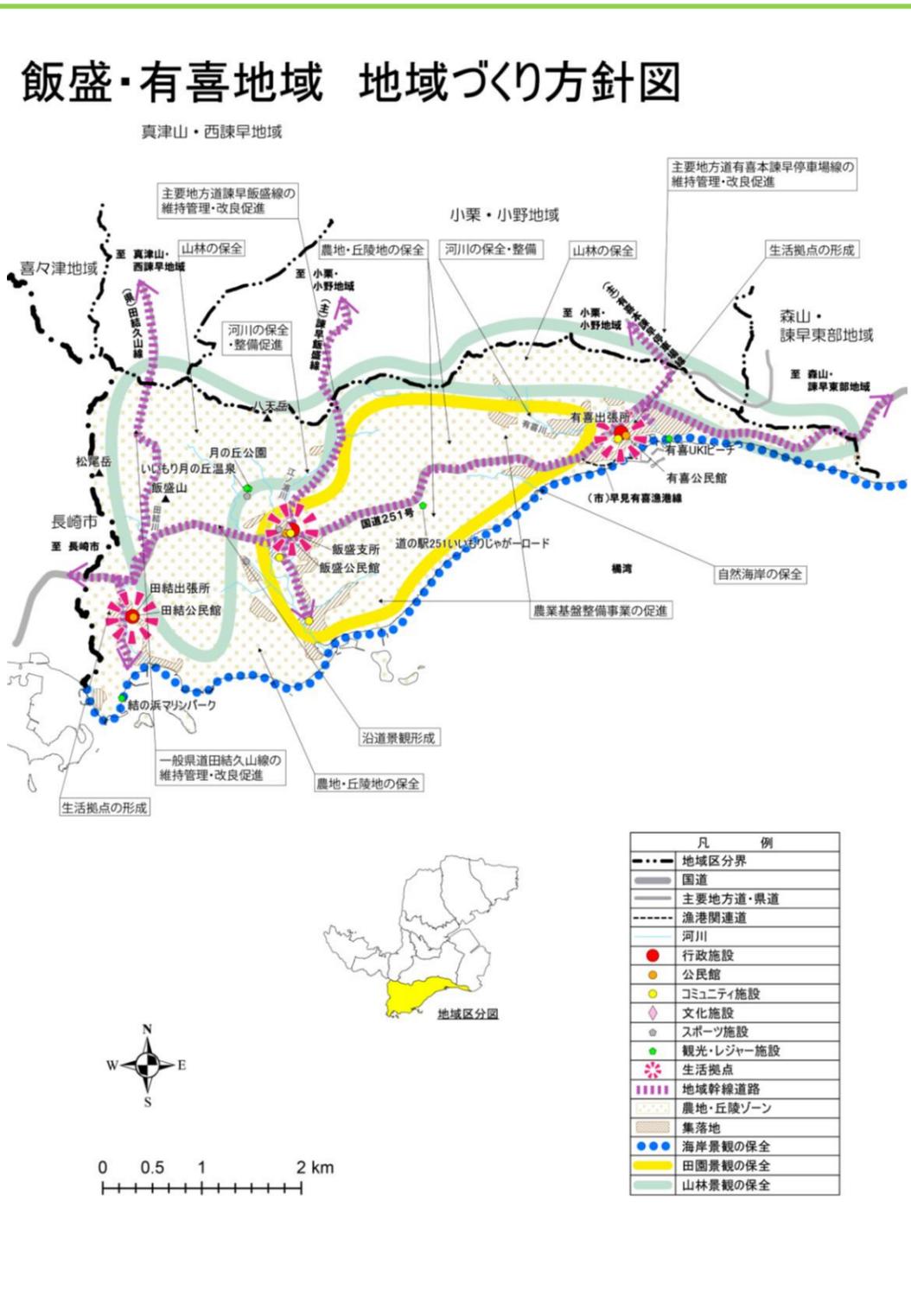
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松尾岳や八天岳、飯盛山などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための橘湾沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○結の浜マリパーク、有喜 UKI ビーチなど既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） ○漁村集落の維持・活性化に向けた自然資源の有効活用に向けた検討 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松尾岳や八天岳、飯盛山などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための橘湾沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○結の浜マリパーク、有喜 UKI ビーチなど既存の観光・レクリエーション施設のリフレッシュ整備や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） ○漁村集落の維持・活性化に向けた自然資源の有効活用に向けた検討 	<p>庁内照会結果の反映</p>
<p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 251 号沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、自然海岸など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○農地や山地、海岸などの維持に関わる農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応（土地の有効活用など） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橘湾に面した自然海岸や漁村集落が持つ地域固有の景観資源の活用に向けた検討（PR の推進などにより既存資源の活用を図る） 	<p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観を適正に保全します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道 251 号沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や田園景観、自然海岸など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○農地や山地、海岸などの維持に関わる農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応（土地の有効活用など） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橘湾に面した自然海岸や漁村集落が持つ地域固有の景観資源の活用に向けた検討（PR の推進などにより既存資源の活用を図る） 	<p>現行ページ：209 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江ノ浦川、有喜川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域や津波浸水想定等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江ノ浦川、有喜川の河川改修事業による洪水対策の促進 ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） ○急傾斜地崩壊対策事業の推進 <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域や津波浸水想定等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：210ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-42 のとおりです。

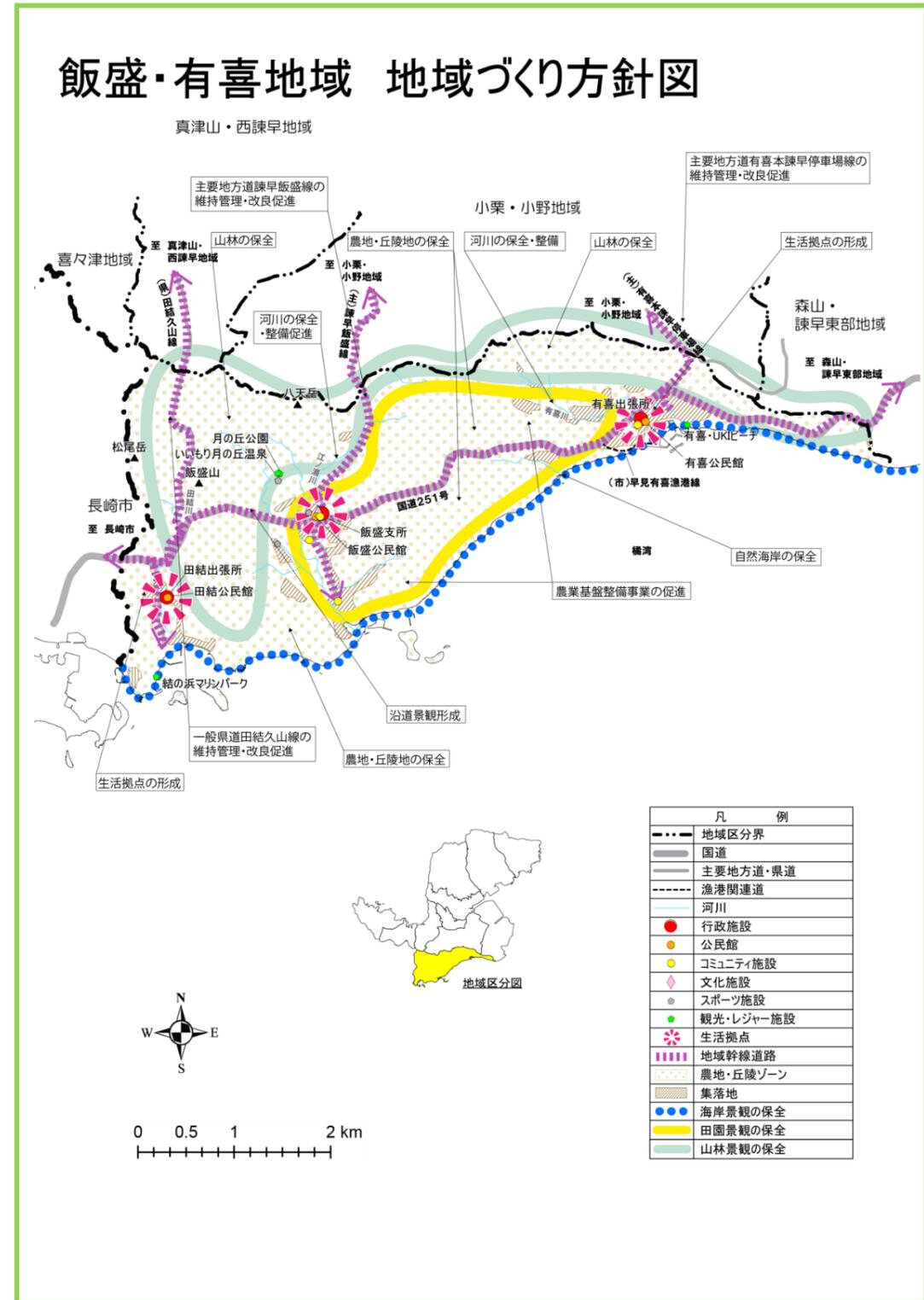
■図 6-4 2



(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-42 のとおりです。

■図 6-4 2



庁内照会結果の反映
・道の駅251 いいもりじゃがーロードを追加

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																								
<p>Ⅱ－6. 大草・伊木力地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「大草・伊木力地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="201 426 1258 1833"> <tr> <td data-bbox="201 426 492 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="492 426 1258 493">長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 493 1258 657"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 657 492 724">②土地利用</td> <td data-bbox="492 657 1258 724">斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 724 1258 825"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 825 492 892">③道路・交通</td> <td data-bbox="492 825 1258 892">長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 892 1258 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計33本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日3往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1115 492 1182">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="492 1115 1258 1182">伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が完了</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1182 1258 1505"> <ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 伊木力浄水場整備事業は完了し、伊木力ダムからの河川水である表流水を現在活用しています。 大草地区、伊木力地区では農業集落排水施設が整備・供用されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1505 492 1572">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="492 1505 1258 1572">穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="201 1572 1258 1833"> <ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 		②土地利用	斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 		③道路・交通	長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計33本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日3往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 		④公共公益的施設	伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が完了	<ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 伊木力浄水場整備事業は完了し、伊木力ダムからの河川水である表流水を現在活用しています。 大草地区、伊木力地区では農業集落排水施設が整備・供用されています。 		⑤自然環境・景観特性	穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 		<p>Ⅱ－6. 大草・伊木力地域</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>「大草・伊木力地域」の概況は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1317 426 2377 1833"> <tr> <td data-bbox="1317 426 1608 493">①位置・地勢</td> <td data-bbox="1608 426 2377 493">長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 493 2377 657"> <ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 657 1608 724">②土地利用</td> <td data-bbox="1608 657 2377 724">斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 724 2377 825"> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 825 1608 892">③道路・交通</td> <td data-bbox="1608 825 2377 892">長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 892 2377 1115"> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計34本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日5往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1115 1608 1182">④公共公益的施設</td> <td data-bbox="1608 1115 2377 1182">（仮称）伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が進行中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1182 2377 1505"> <ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 水道水の安定供給に向けて、伊木力ダムからの河川水である表流水を新たな水源として活用する（仮称）伊木力浄水場整備事業が進行中です。 伊木力地区では農業集落排水施設の整備が完了したほか、大草地区においても現在整備が進行中です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1505 1608 1572">⑤自然環境・景観特性</td> <td data-bbox="1608 1505 2377 1572">穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1317 1572 2377 1833"> <ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 </td> </tr> </table>	①位置・地勢	長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する	<ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 		②土地利用	斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 		③道路・交通	長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計34本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日5往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 		④公共公益的施設	（仮称）伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が進行中	<ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 水道水の安定供給に向けて、伊木力ダムからの河川水である表流水を新たな水源として活用する（仮称）伊木力浄水場整備事業が進行中です。 伊木力地区では農業集落排水施設の整備が完了したほか、大草地区においても現在整備が進行中です。 		⑤自然環境・景観特性	穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 		<p>大草駅-諫早駅 JR 16本</p> <p>諫早駅-大草駅 JR 17本</p> <p>大浦-大草間 バス 3本</p> <p>大草-大浦間 バス 5本</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：212ページ</p>
①位置・地勢	長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 																																										
②土地利用	斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている																																									
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 																																										
③道路・交通	長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中																																									
<ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計33本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日3往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 																																										
④公共公益的施設	伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が完了																																									
<ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 伊木力浄水場整備事業は完了し、伊木力ダムからの河川水である表流水を現在活用しています。 大草地区、伊木力地区では農業集落排水施設が整備・供用されています。 																																										
⑤自然環境・景観特性	穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する																																									
<ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 																																										
①位置・地勢	長崎市や長与町と接し、大村湾に面した変化に富んだ地形を有する																																									
<ul style="list-style-type: none"> 本市の西端部に位置し、大草地区は喜々津地域と、伊木力地区は長崎市及び長与町と接しています。 北は大村湾に面し、変化に富んだ地形で良好な景観の自然海岸が続いています。 丘陵地がそのまま海に接しているところが多く、わずかに河口部や小さな入江付近で平地をみることができます。 																																										
②土地利用	斜面地に果樹園が広がり、平坦部に農地や農村集落が形成されている																																									
<ul style="list-style-type: none"> 丘陵部は山林です。 少し緩やかな傾斜地に果樹園が広がっており、古くからみかんの栽培が盛んです。 河口部などの平坦部では、農地や農村集落が形成されています。 																																										
③道路・交通	長与町につながる国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中																																									
<ul style="list-style-type: none"> 隣接する長与町につながる国道207号が海岸沿いを走っています。 国道207号の拡幅改良（佐瀬地区）の整備が進行中です。 また、喜々津駅で分岐して東園駅、大草駅を経て長崎に至る、JR長崎本線長与経由のルートが通過しており、平日はそれぞれ上下線合わせて一日計34本が運行しています。 国道207号の大浦～大草間には平日5往復（そのうち1往復は重尾経由の諫早駅前行き）のバスが運行されています。 																																										
④公共公益的施設	（仮称）伊木力浄水場整備事業や農業集落排水施設の整備が進行中																																									
<ul style="list-style-type: none"> 伊木力出張所、大草出張所が立地しています。 伊木力出張所の周辺には小・中学校や公民館、郵便局などの公共公益施設が立地しています。 大草出張所の周辺には、小学校や集落センターなどが立地しています。 隣接する長与町との境には自然が豊かで市民の憩いの場として親しまれている琴ノ尾公園があります。 水道水の安定供給に向けて、伊木力ダムからの河川水である表流水を新たな水源として活用する（仮称）伊木力浄水場整備事業が進行中です。 伊木力地区では農業集落排水施設の整備が完了したほか、大草地区においても現在整備が進行中です。 																																										
⑤自然環境・景観特性	穏やかな大村湾や果樹園の段々畑など個性豊かな景観資源を有する																																									
<ul style="list-style-type: none"> 海岸部は、海岸線の直前まで迫る木々と穏やかな大村湾の海辺とで、風光明媚な景観が形成されています。 また、弓形に続く海岸線や国道・鉄道沿いには古川の桜並木があり、地域住民や観光客等に親しまれています。 地域のほとんどが丘陵地であり緑豊かな自然景観が多く、なかでも伊木力みかんに代表される果樹園の段々畑の風景は地域住民の営みの中から創出された文化的景観となっています。国道207号はその段々畑にオレンジ色のみかんが一面いっぱいに実る風景を望むことができることから、多良見オレンジロードとも呼ばれています。 																																										

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>⑥災害危険性 丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節機能等を持つ伊木力ダムが整備され、伊木力川流域の減災対策が図られています。 一方、斜面地が多い地形特性を有するため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 <p>● 段々畑（伊木力みかん）</p>  <p>● 古川の桜並木（国道207号）</p>   <p>● 国道207号拡幅の整備状況</p> 	<p>⑥災害危険性 丘陵地の斜面地での土砂災害の発生が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節機能等を持つ伊木力ダムが整備され、伊木力川流域の減災対策が図られています。 一方、斜面地が多い地形特性を有するため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多く存在し、土砂災害の発生が懸念されます。 <p>● 段々畑（伊木力みかん）</p>  <p>● 古川の桜並木（国道207号）</p>   <p>● 国道207号拡幅の整備状況</p> 	<p>現行ページ：212 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：213 ページ</p> <p>写真の更新（中） ※フォトギャラリーより</p> <p>写真の更新（下）</p>

【新：改訂素案】

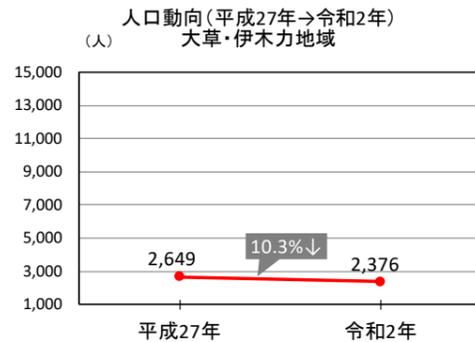
また、「大草・伊木力地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・大草・伊木力地域の人口は、平成27年から令和2年の5年間で10.3%減少しており、本市の中では2番目に人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、伊木力地区で比較的高くなっています。

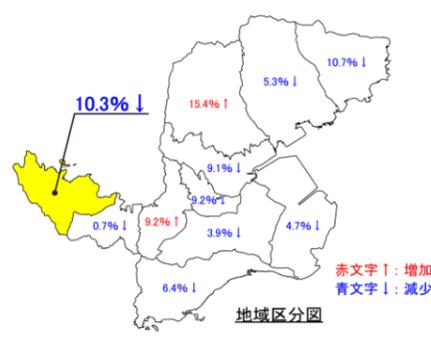
■図 6-4-3 面積・人口（大草・伊木力地域）

＜面積・人口＞	
面積	約 2,317ha
人口	令和2年人口：2,376人（全市の1.8%）
人口密度	1.0人/ha

＜人口動向グラフ＞



＜人口増減率（%）の地域間比較＞



【旧：現行（令和2年3月策定）】

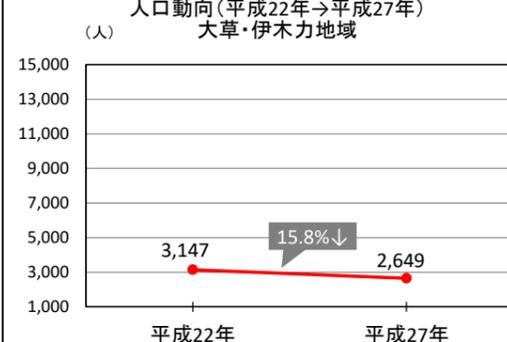
また、「大草・伊木力地域」の面積・人口は、次のとおりです。

- ・大草・伊木力地域の人口は、平成22年から平成27年の5年間で15.8%減少しており、本市の中では最も人口減少率が高い地域です。
- ・高齢化率30%以上の地区が広く分布しており、高齢化が進行している状況です。
- ・年少人口の割合は、伊木力地区で比較的高くなっています。

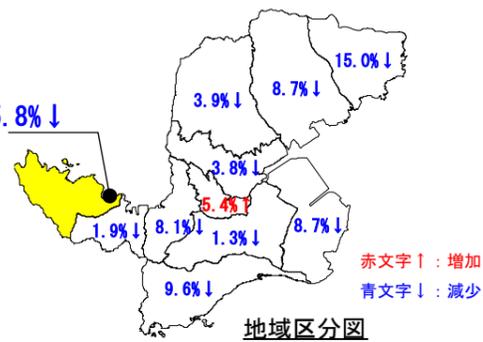
■図 6-4-3 面積・人口（大草・伊木力地域）

＜面積・人口＞	
面積	約 2,317ha
人口	平成27年人口：2,649人（全市の1.9%）
人口密度	1.1人/ha

＜人口動向グラフ＞



＜人口増減率（%）の地域間比較＞

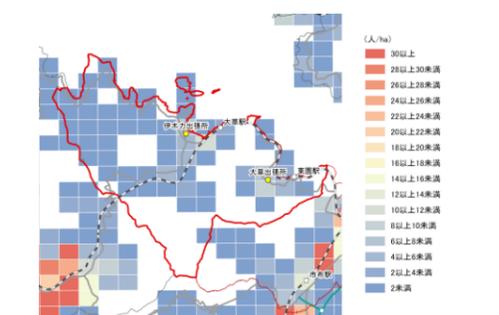


数値等の時点修正

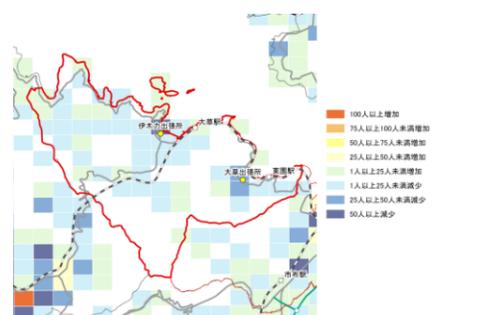
図 6-4-3 : H27~R2 に更新

人口数修正

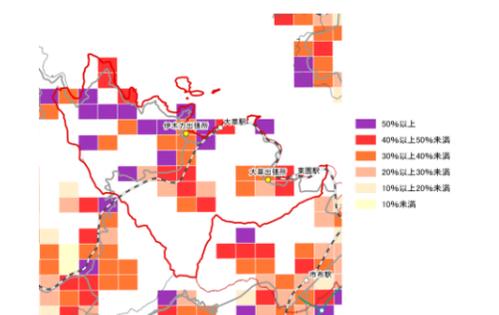
＜人口密度：令和2年＞



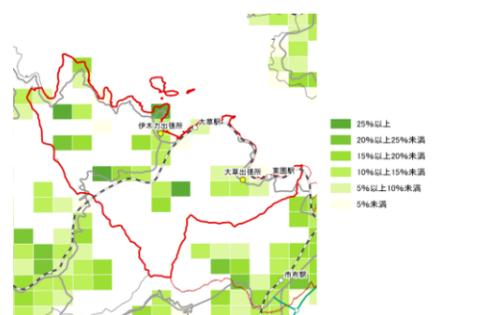
＜人口増減数：平成27年→令和2年＞



＜高齢化率（65歳以上の割合）：令和2年＞



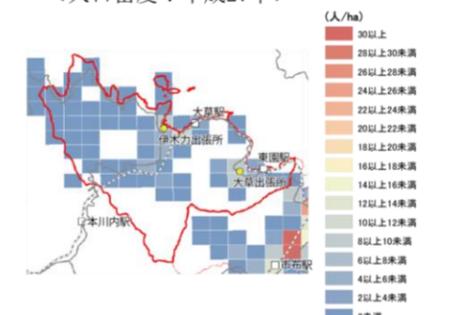
＜年少人口（14歳未満）の割合：令和2年＞



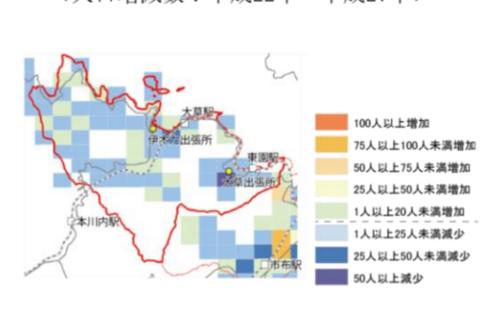
資料：国勢調査（平成27年、令和2年）、500mメッシュ人口

※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

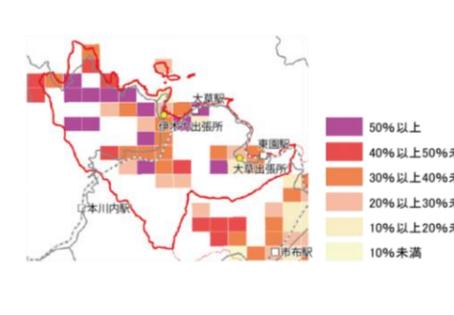
＜人口密度：平成27年＞



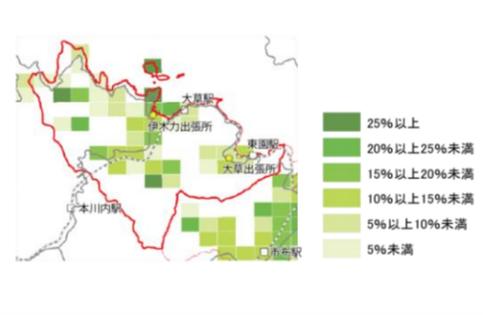
＜人口増減数：平成22年→平成27年＞



＜高齢化率（65歳以上の割合）：平成27年＞



＜年少人口（14歳未満）の割合：平成27年＞



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）、500mメッシュ人口

※空白（白色）のメッシュ：秘匿又は居住者なし（データを示すことで個人が特定されるおそれのあるものは「秘匿」としている。）

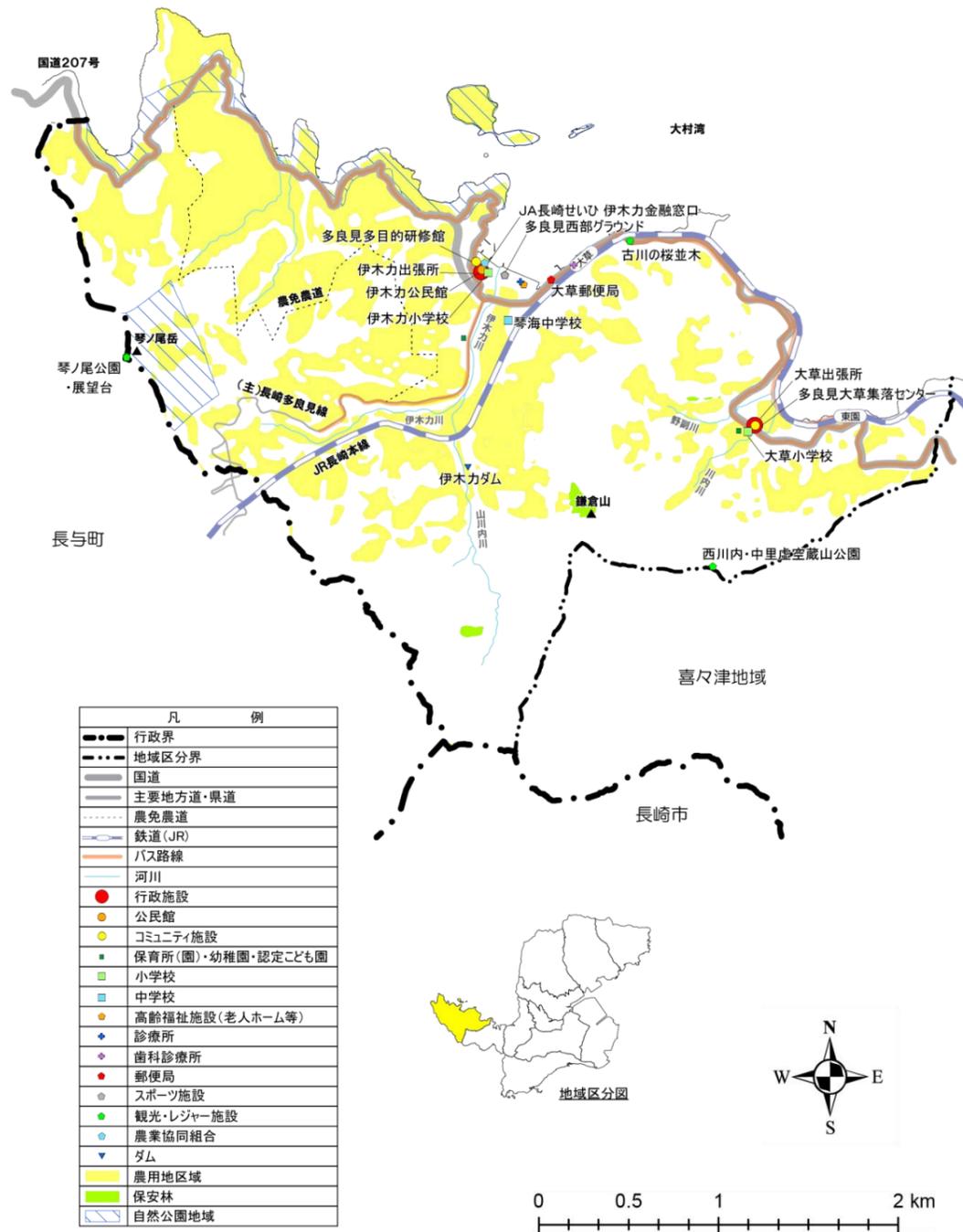
現行ページ：214ページ

【新：改訂素案】

地域の概況等から「大草・伊木力地域」の地域特性を図に表すと図 6-44 のとおりです。

■図 6-44

大草・伊木力地域 地域特性現況図

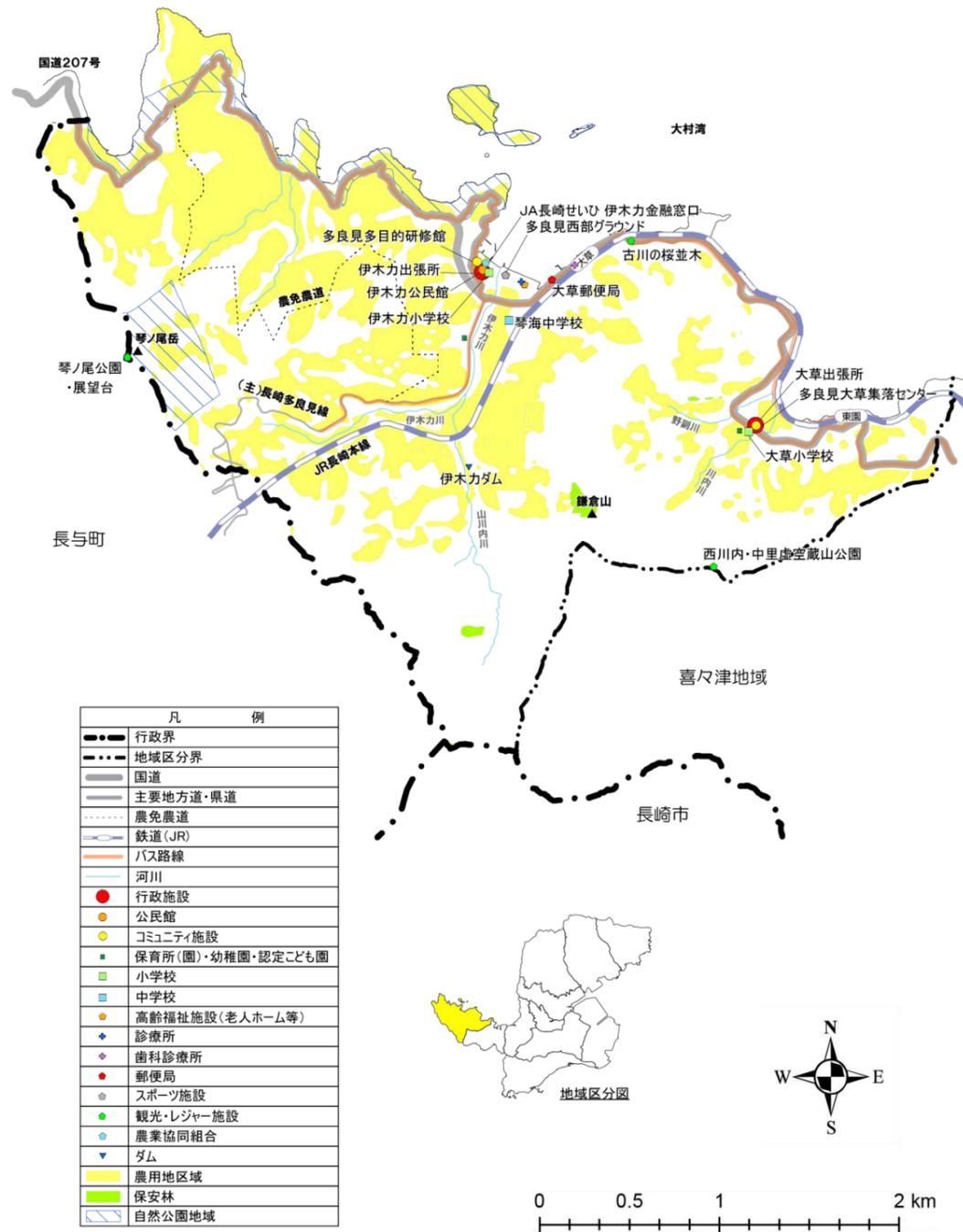


【旧：現行（令和2年3月策定）】

地域の概況等から「大草・伊木力地域」の地域特性を図に表すと図 6-44 のとおりです。

■図 6-44

大草・伊木力地域 地域特性現況図



備考

(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

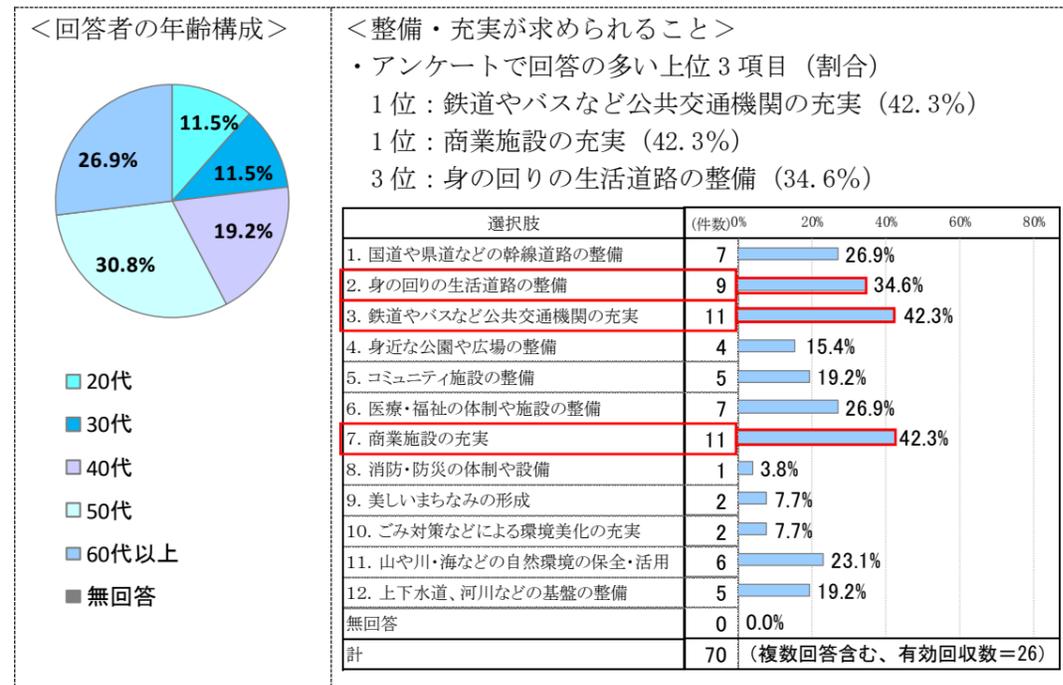
地域特性等から「大草・伊木力地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保全 ○農林水産業の振興 ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上による定住促進 ○道路、鉄道の利用環境の改善
地域づくりの目標	[自然海岸や果樹園など段々畑の風景、集落環境の保全とコミュニティの維持のための定住促進を目指した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然海岸線、自然景観の保全 ○大村湾の水質保全を図る河川の水質改善 ○農産物のブランド化・六次産業化の推進 ○農村集落の安全性、生活環境の改善、コミュニティの維持による定住促進 ○地域連携交通軸となる国道207号の整備促進・公共交通機関の利便性の向上（喜々津地域等の都市機能の共有）

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-45 市民アンケート結果（大草・伊木力地域）

※「大草・伊木力地域」に住んでいる方の回答



(2) 地域づくりの課題・目標・基本的な考え方

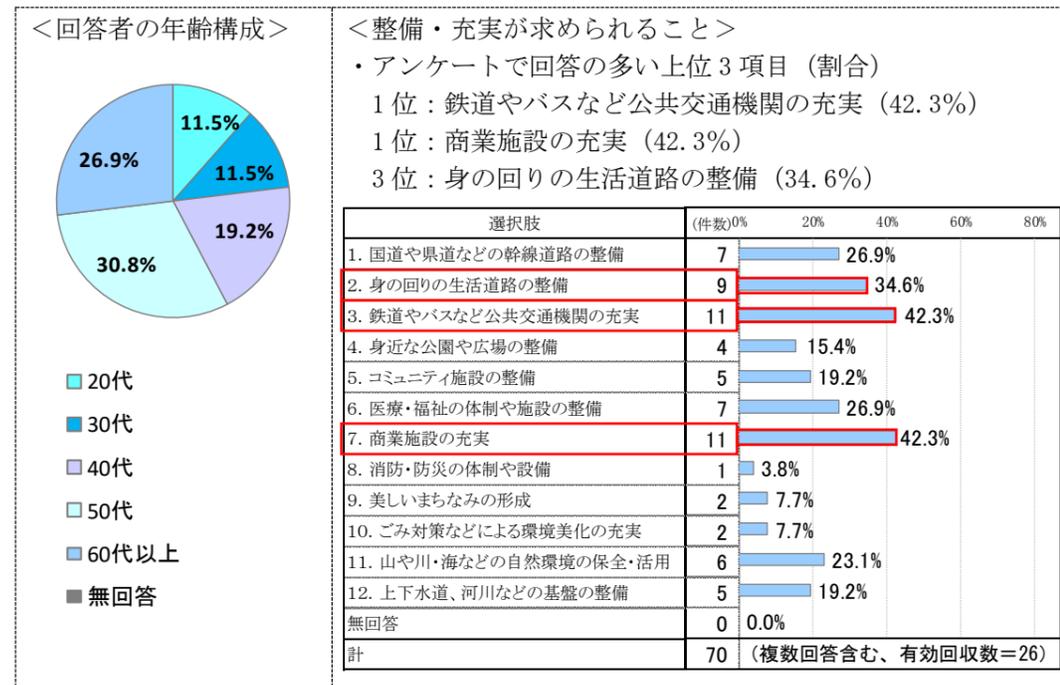
地域特性等から「大草・伊木力地域」における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方を、次のとおりとします。

地域づくりの課題	○良好な自然景観、自然地形をもつ海岸線の保全 ○農林水産業の振興 ○農村集落における安全性や生活環境水準・生活利便性の向上による定住促進 ○道路、鉄道の利用環境の改善
地域づくりの目標	[自然海岸や果樹園など段々畑の風景、集落環境の保全とコミュニティの維持のための定住促進を目指した地域づくり]
地域づくりの基本的な考え方	○自然海岸線、自然景観の保全 ○大村湾の水質保全を図る河川の水質改善 ○農産物のブランド化・六次産業化の推進 ○農村集落の安全性、生活環境の改善、コミュニティの維持による定住促進 ○地域連携交通軸となる国道207号の整備促進・公共交通機関の利便性の向上（喜々津地域等の都市機能の共有）

なお、市民アンケートでは、整備・充実が求められることとして、以下のような結果となりました。

■図 6-45 市民アンケート結果（大草・伊木力地域）

※「大草・伊木力地域」に住んでいる方の回答



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「大草・伊木力地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある伊木力出張所及び大草出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○農産物のブランド化・六次産業化を図る <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>(3) 地域づくり方針 地域づくりの課題や地域づくりの目標、地域づくりの基本的な考え方を踏まえ、「大草・伊木力地域」における地域づくりの方針（分野別）を、次のとおりとします。</p> <p>1) 土地利用に関する整備方針</p> <p>出張所周辺での生活拠点の形成を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活拠点としての位置づけのある伊木力出張所及び大草出張所周辺への生活利便施設や公共公益施設の立地の促進 ○既存集落地のコミュニティの維持や営農環境の向上を促すため、生活拠点と周辺集落地との連携強化を図る土地利用の誘導（既存集落地の利便性向上に寄与する生活拠点への生活利便施設や医療・福祉施設等の立地の誘導促進など） ○農用地区域の見直しを含む地域活性化に寄与する土地利用の促進 <p>既存集落地や営農環境の保全・育成を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村生活環境、漁村生活環境の改善 ○空き家の適切な管理や流通・利活用の促進による住環境の維持向上 ○農産物のブランド化・六次産業化を図る <p>既存の農地、樹林地等の自然緑地の保全に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「諫早市環境保全条例」等に基づく適正な土地利用規制 ○農用地区域などの優良農地の保全 ○耕作放棄地の拡大防止や解消、農業経営の安定につながる農業基盤整備事業の促進 	<p>現行ページ：217 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域連携交通軸となる国道 207 号の拡幅改良（佐瀬地区～長与町境間）や伊木力基幹農道の整備促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域連携交通軸となる国道 207 号上の公共交通ネットワークの維持・形成による都市拠点との機能連携の推進 ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○喜々津地域の公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成や、民間事業者の移動サービスとの連携促進 <p>近隣の市民公園等の活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての近隣の市民公園や喜々津地域の「のぞみ公園」、「なごみの里運動公園」などの既存公園等の活用 ○国道 207 号沿いの古川の桜並木や伊木力みかんの段々畑など地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○サイクルツーリズム（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>2) 都市施設・交通ネットワークに関する整備方針</p> <p>地域の利便性向上に資する道路整備に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の利便性向上のため、地域連携交通軸となる国道 207 号の拡幅改良（佐瀬地区～長与町境間）や伊木力基幹農道の整備促進 ○生活環境の改善のため、集落地における生活道路の適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良の推進 <p>公共交通機関の利便性の向上を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域連携交通軸となる国道 207 号上の公共交通ネットワークの維持・形成による都市拠点との機能連携の推進 ○公共交通機関の空白地域の解消を図る乗合タクシー運行事業などの推進 ○喜々津地域の公共公益施設などを結ぶ公共交通ネットワークの維持・形成や、民間事業者の移動サービスとの連携促進 <p>近隣の市民公園等の活用を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の交流の場としての近隣の市民公園や喜々津地域の「のぞみ公園」、「なごみの里運動公園」などの既存公園等の活用 ○国道 207 号沿いの古川の桜並木や伊木力みかんの段々畑など地域の自然環境を活かした新たな観光・レクリエーションの場としての活用の検討 ○サイクルツーリズム（大村湾沿岸ルート）の推進に向けた関係機関との連携 <p>既存の公共施設の有効活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の空きスペースの活用など既存建物の有効活用の検討 	<p>現行ページ：218 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴ノ尾岳などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための大村湾沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴ノ尾公園など既存の観光・レクリエーション施設の適切な維持管理や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観の保全促進を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大村湾に面した自然海岸が持つ地域固有の景観資源の活用に向けた検討（PRの推進などにより既存資源の活用を図る） 	<p>3) 自然環境保全に関する方針</p> <p>良好な環境の保全を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴ノ尾岳などの山の緑の保全 ○自然環境に配慮した国土保全のための大村湾沿いの自然海岸や河川の保全、整備の促進 <p>自然と親しめる場所や機会の創出を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴ノ尾公園など既存の観光・レクリエーション施設の適切な維持管理や施設の充実 ○山の緑や丘陵農地、自然海岸などの自然環境や、地域の農林水産物などを活かした市民や観光客等が自然と親しめる新たな場所や機会の創出（子どもの自然体験の場の創出、交流人口の拡大促進等） ○観光・レクリエーション施設の利用促進や周遊観光の促進を図るソフト施策の検討（広域交通軸としての機能を補完する誘導サインの設置、誘導の仕組みづくりなど） <p>4) 景観形成に関する方針</p> <p>良好な自然景観の保全促進を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路沿道の建築物や看板等の景観整序による幹線道路沿道の景観形成（長崎県屋外広告物条例にしたがった規制誘導等） ○山林景観や海岸景観など地域固有の自然景観を守るための開発の抑制 ○景観資源となる農地や山地、海岸などの維持（農林水産業従事者の高齢化や後継者不足への対応による土地の有効活用など） <p>地域固有の景観資源の活用を図ります</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大村湾に面した自然海岸が持つ地域固有の景観資源の活用に向けた検討（PRの推進などにより既存資源の活用を図る） 	<p>現行ページ：219ページ</p>

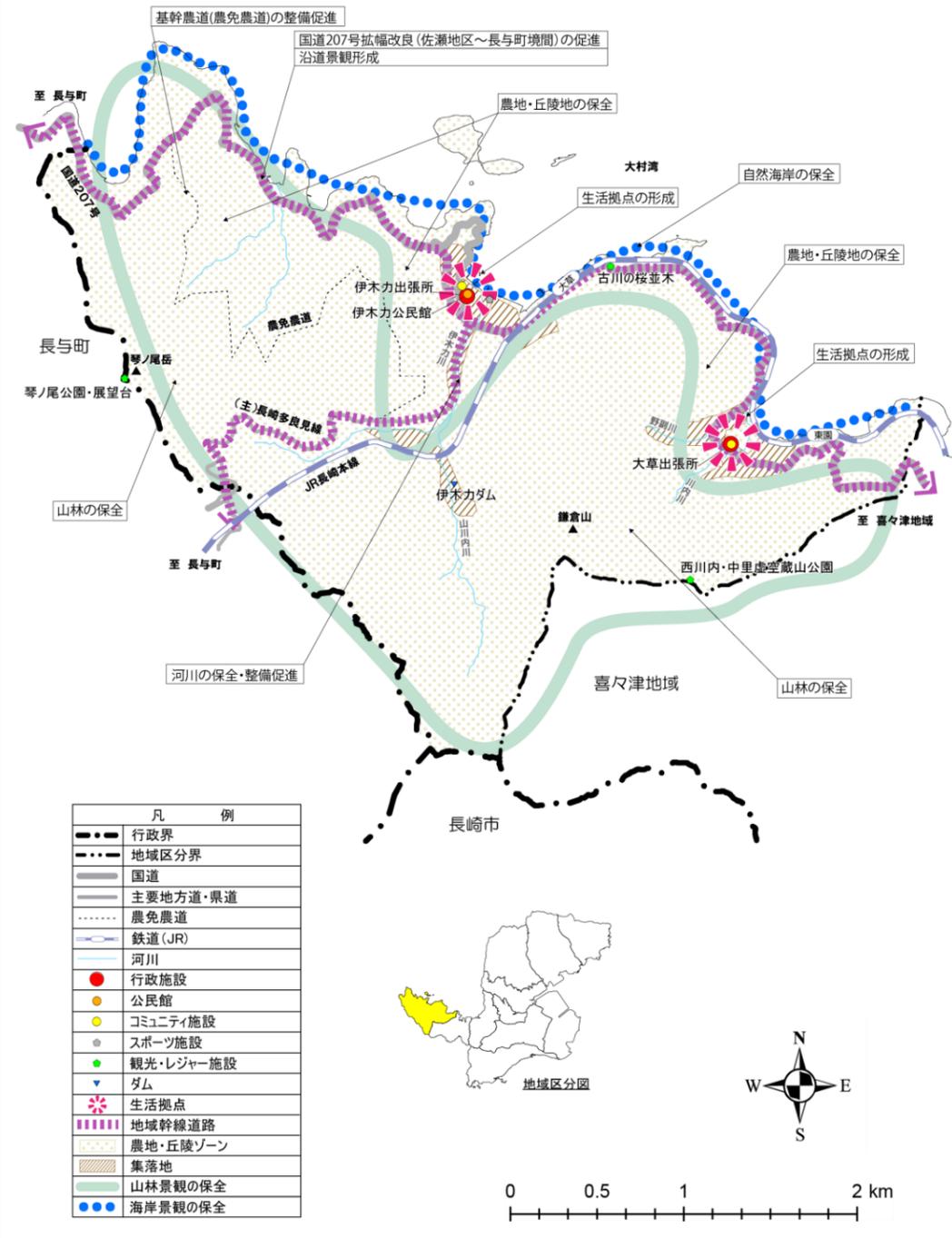
【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>5) 安全・安心まちづくりに関する方針</p> <p>生活拠点や既存集落地の防災構造化を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難路・緊急輸送道路周辺の建築物等の不燃化・耐震化の促進 ○広域避難場所となる公共及び公益的施設の耐震化の促進 <p>集落地の洪水対策や土砂災害対策を進めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の適切な維持管理（浚渫及び暖竹等の伐根による通水断面の確保など） <p>ハード・ソフト両面から避難対策を推進します</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の安全性や機能性の維持・確保 ○ハザードマップの活用による住民への土砂災害警戒区域等の周知など避難対策の推進 ○避難経路の情報共有や災害発生時の避難の円滑化等を図るため、町内会・自治会を単位とした住民の自主的な防災組織の育成 <p>安全で快適な歩行空間の確保に努めます</p> <p>【実現化へ向けての取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民に身近な生活道路における安全で快適な歩行空間の整備・改善 ○通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進 	<p>現行ページ：220 ページ</p>

(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-46 のとおりです。

■図 6-46

大草・伊木力地域 地域づくり方針図

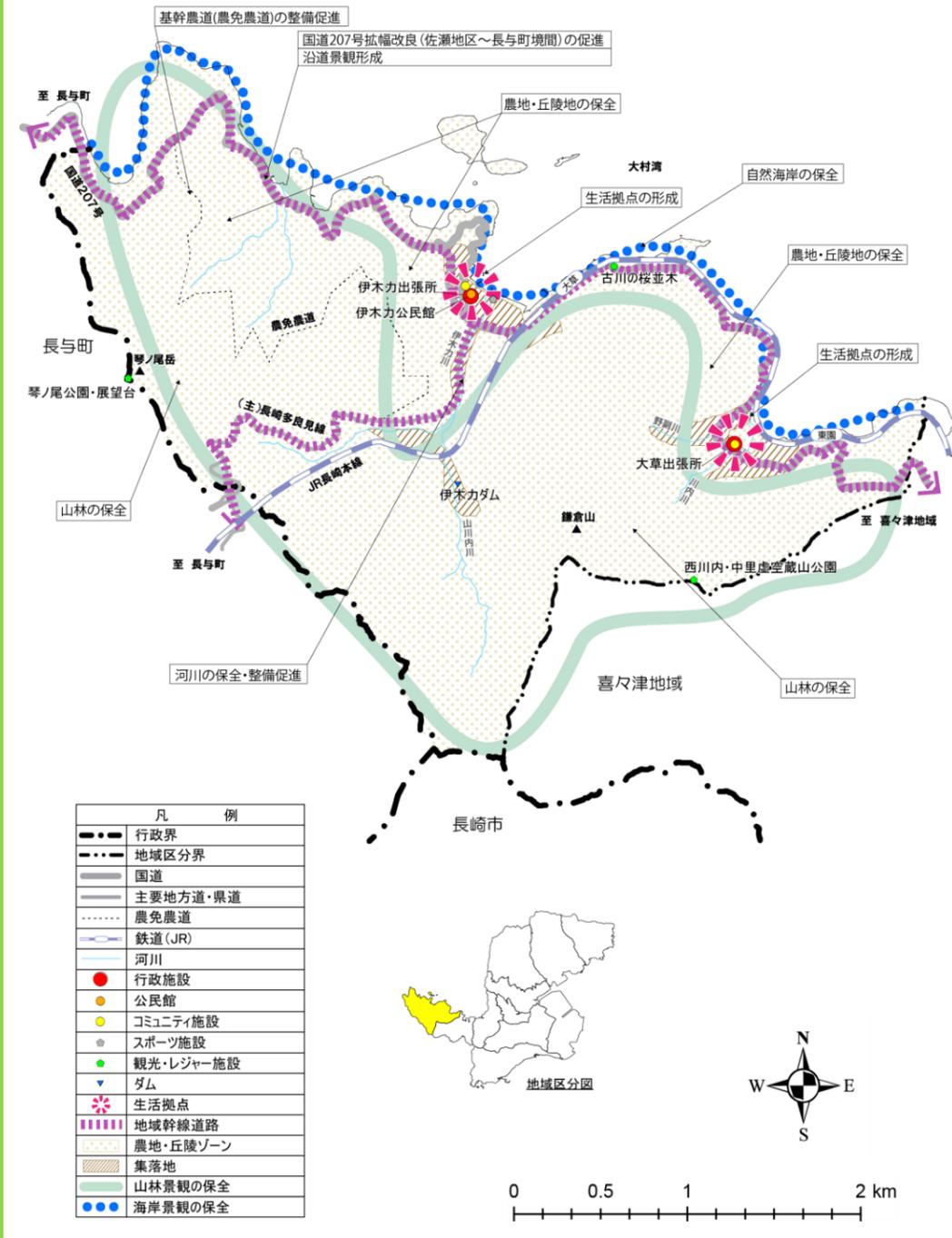


(4) 地域づくり方針図

地域づくりの目標を達成するための地域づくり方針図は図 6-46 のとおりです。

■図 6-46

大草・伊木力地域 地域づくり方針図



第7章 現実化方策

第7章 現実化方策

7. 1. 協働のまちづくりの考え方

7. 1. 協働のまちづくりの考え方

全体構想や地域別構想に掲げた各方針は、行政主体で推進するものや、事業者と連携しながら推進するもの、住民参加のもと推進するものなどがあります。

全体構想や地域別構想に掲げた各方針は、行政主体で推進するものや、事業者と連携しながら推進するもの、住民参加のもと推進するものなどがあります。

したがって、都市計画マスタープランに基づくまちづくりを実現していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、自ら主体的に取り組むことが重要となります。

したがって、都市計画マスタープランに基づくまちづくりを実現していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、自ら主体的に取り組むことが重要となります。

また、都市計画マスタープランでは、基本理念の一つを「多様な主体が輝くまちづくり」とし、行政のみならず市民一人ひとりが主体となって取り組めるまちづくりを目指すこととしています。

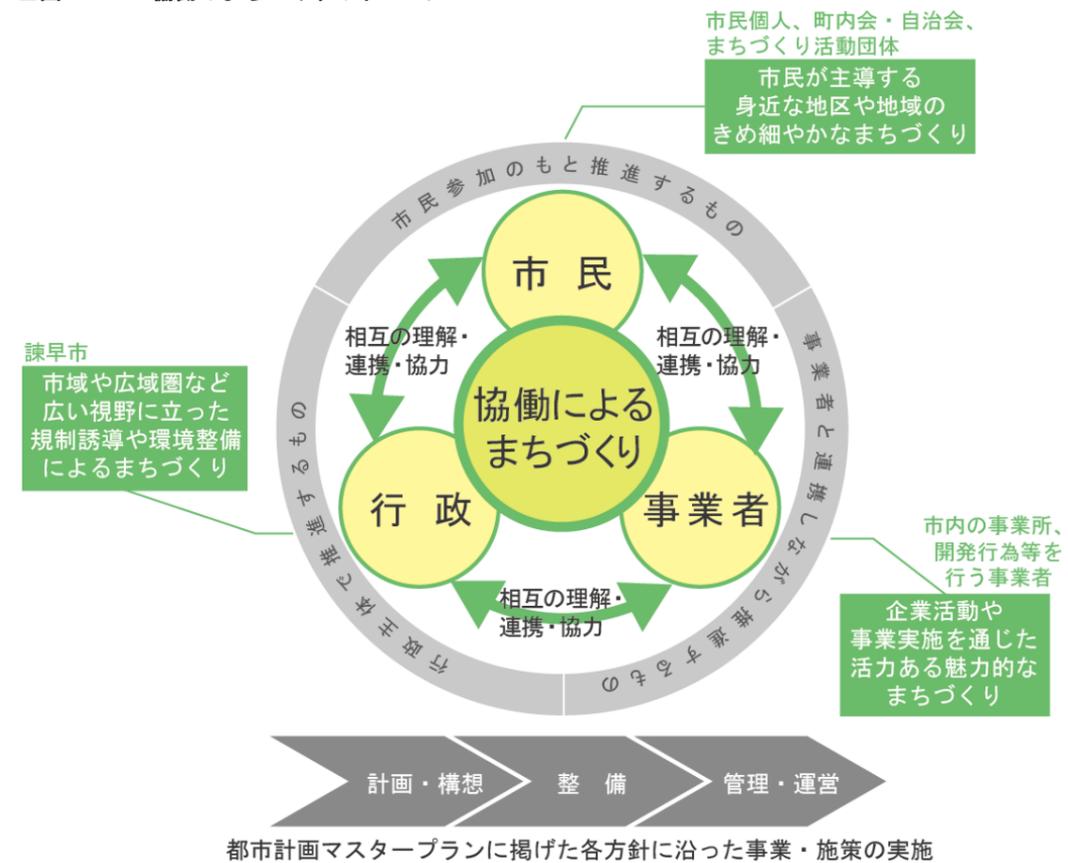
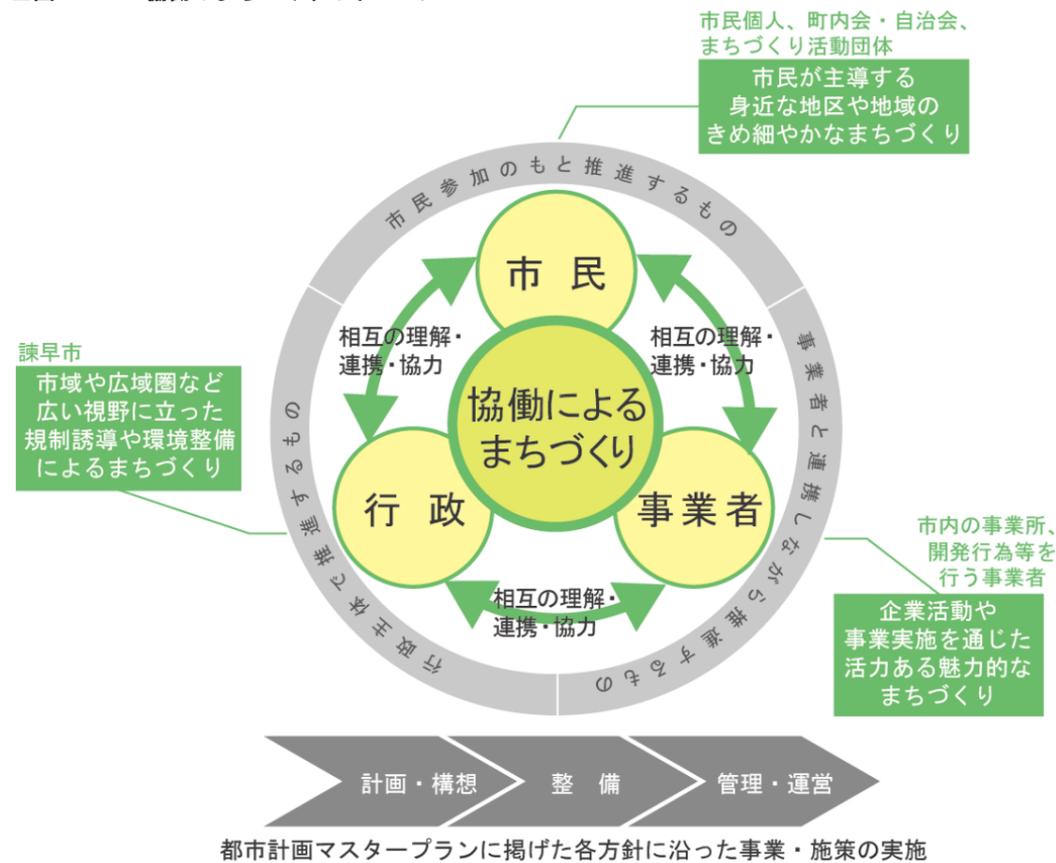
また、都市計画マスタープランでは、基本理念の一つを「多様な主体が輝くまちづくり」とし、行政のみならず市民一人ひとりが主体となって取り組めるまちづくりを目指すこととしています。

これらを踏まえ、本市では、市民、事業者、行政が適切な役割を担い、協働によるまちづくりを推進していきます。

これらを踏まえ、本市では、市民、事業者、行政が適切な役割を担い、協働によるまちづくりを推進していきます。

■図 7-1 協働のまちづくりのイメージ

■図 7-1 協働のまちづくりのイメージ



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p data-bbox="181 310 736 359">7. 2. まちづくりの主体と役割</p> <p data-bbox="181 390 1252 464">本市のまちづくりの担い手となる市民、事業者、行政のそれぞれの役割は以下のとおりです。</p> <p data-bbox="181 520 388 552">（１）市民の役割</p> <p data-bbox="181 569 1252 642">「市民」とは、個人としての市民のほか、地域コミュニティの基盤としての町内会・自治会、様々な分野でのまちづくり活動団体のことをいいます。</p> <p data-bbox="181 659 1252 821">まちづくりの主役は市民です。なかでも、身近な地区や地域のまちづくりについては、市民が日常的に生活し、利用し、管理等を行っていくことになることから、市民が自ら考え、参加・実践することが求められます。また、市民は、本市全体のまちづくりの視点でも主体的に考え、積極的にまちづくりに参加（発意・提言・実践）していくことが期待されます。</p> <p data-bbox="181 877 1252 1039">市民個人は、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、まちづくりへの理解を深め、積極的にまちづくりに参加・実践していくことが求められます。具体的には、日頃からまちづくりに関する情報を積極的に得ようとする心掛けを持つことや、伝統行事や祭事など地域での様々な活動に積極的に参加することが重要です。</p> <p data-bbox="181 1056 1252 1178">また、町内会・自治会やまちづくり活動団体などの活動へ参加することで、地域における人と人との繋がりを大切にしながら、身近なまちづくりの体験を積み重ねていくことも重要です。</p> <p data-bbox="181 1234 1252 1446">町内会・自治会は、市民が互いに支え合い、明るく住みやすい安心して暮らせるまちをつくるために大切な役割を担っており、地域におけるコミュニティづくりの基盤となるものです。町内会・自治会は、地域生活の中で生じる様々な課題の解決に向けて、会員相互の協力体制を確立し、地域と行政とのパイプ役となって早期解決に導いていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="181 1463 1252 1585">具体的には、生活環境の改善や災害時の助け合い、住民のふれあい活動、子どもの見守り活動、高齢者の支え合い活動、郷土芸能の保存活動など、地域の住民同士が協力し合いながら、住み良いまちをつくるための重要な役割を果たしていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="181 1642 1252 1806">まちづくり活動団体は、様々な分野でのNPO法人やボランティア団体、まちづくり推進協議会、地域づくり協議会（各支所単位）など、多様化する市民ニーズに応じた自発的なまちづくり活動に取り組む団体のことをいい、地域コミュニティの範囲を超えた取組を行う場合もあります。</p> <p data-bbox="181 1822 1252 1896">各団体が、自主的・自立的な活動を継続して行うことで、市民の健康・福祉・教育・コミュニティの形成など、住み良い地域社会の創造と市民生活の向上が期待されます。</p>	<p data-bbox="1294 310 1849 359">7. 2. まちづくりの主体と役割</p> <p data-bbox="1294 390 2365 464">本市のまちづくりの担い手となる市民、事業者、行政のそれぞれの役割は以下のとおりです。</p> <p data-bbox="1294 520 1501 552">（１）市民の役割</p> <p data-bbox="1294 569 2365 642">「市民」とは、個人としての市民のほか、地域コミュニティの基盤としての町内会・自治会、様々な分野でのまちづくり活動団体のことをいいます。</p> <p data-bbox="1294 659 2365 821">まちづくりの主役は市民です。なかでも、身近な地区や地域のまちづくりについては、市民が日常的に生活し、利用し、管理等を行っていくことになることから、市民が自ら考え、参加・実践することが求められます。また、市民は、本市全体のまちづくりの視点でも主体的に考え、積極的にまちづくりに参加（発意・提言・実践）していくことが期待されます。</p> <p data-bbox="1294 877 2365 1039">市民個人は、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、まちづくりへの理解を深め、積極的にまちづくりに参加・実践していくことが求められます。具体的には、日頃からまちづくりに関する情報を積極的に得ようとする心掛けを持つことや、伝統行事や祭事など地域での様々な活動に積極的に参加することが重要です。</p> <p data-bbox="1294 1056 2365 1178">また、町内会・自治会やまちづくり活動団体などの活動へ参加することで、地域における人と人との繋がりを大切にしながら、身近なまちづくりの体験を積み重ねていくことも重要です。</p> <p data-bbox="1294 1234 2365 1446">町内会・自治会は、市民が互いに支え合い、明るく住みやすい安心して暮らせるまちをつくるために大切な役割を担っており、地域におけるコミュニティづくりの基盤となるものです。町内会・自治会は、地域生活の中で生じる様々な課題の解決に向けて、会員相互の協力体制を確立し、地域と行政とのパイプ役となって早期解決に導いていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="1294 1463 2365 1585">具体的には、生活環境の改善や災害時の助け合い、住民のふれあい活動、子どもの見守り活動、高齢者の支え合い活動、郷土芸能の保存活動など、地域の住民同士が協力し合いながら、住み良いまちをつくるための重要な役割を果たしていくことが期待されます。</p> <p data-bbox="1294 1642 2365 1806">まちづくり活動団体は、様々な分野でのNPO法人やボランティア団体、まちづくり推進協議会、地域づくり協議会（各支所単位）など、多様化する市民ニーズに応じた自発的なまちづくり活動に取り組む団体のことをいい、地域コミュニティの範囲を超えた取組を行う場合もあります。</p> <p data-bbox="1294 1822 2365 1896">各団体が、自主的・自立的な活動を継続して行うことで、市民の健康・福祉・教育・コミュニティの形成など、住み良い地域社会の創造と市民生活の向上が期待されます。</p>	<p data-bbox="2377 1906 2674 1938">現行ページ：225 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>（２）事業者の役割</p> <p>「事業者」とは、諫早市内で企業活動を行う事業所（商店街、商工団体、企業）や、まちづくりに資する開発行為・建築行為などを行う事業主体のことをいいます。</p> <p>事業者は、自らの企業活動や事業実施において、まちづくりへの大きな影響力を与えると いう自覚・責任と、活力ある魅力的なまちづくりに貢献しようとする積極的な考え方を 持つ必要があります。</p> <p>特に、大型商業施設等の立地を企画しようとする事業者は、本市のみならず周辺市町への 影響についても配慮し、本市が定める都市計画の方針や長崎県の「大規模集客施設等立地ガ イドライン」などへの十分な理解が求められます。</p> <p>また、本市では市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しなどの施策を 展開しているところであり、こうした本市独自のまちづくりの考え方に対する理解も求めら れます。</p> <p>さらに、事業者は、都市計画マスタープランや地区計画などのまちづくりに関する方針・ ルールに従いながら、地域産業の課題や解決策について創造力と豊かなアイデア・ノウハウ を活用し、提案していくことが期待されます。</p> <p>取組の推進にあたっては、市民や行政との信頼に基づいた協力関係を築き上げていくこと や、事業者間での連携を図っていくことが重要です。</p> <p>（３）行政の役割</p> <p>本市のまちづくりにおける「行政」とは、基本的には市のことをいいますが、施設の管理 主体や決定権者によっては、国や県などの関係機関も含まれます。</p> <p>行政は市域や広域圏など広い視野に立って、都市計画マスタープランに基づく都市の基 盤・骨格をつくり、土地利用の規制・誘導や環境整備を計画的に進めていきます。</p> <p>計画の実現化には市民等の理解・協力が必要なため、計画内容の周知や計画づくり段階か らのまちづくりへの参加促進のために、様々な手段で情報提供していくことに努めます。</p> <p>また、市民参加の機会や場の提供などにより、市民等の自発的なまちづくりを促進します。</p> <p>さらに、市民等が考えるまちづくりに対して尊重し理解を示すとともに、その実現化に向 けて、各種制度の活用や必要な財政措置などによる技術的支援や活動支援等、取組の性格や 種類に応じて適切かつ総合的な支援を行います。</p> <p>これらの支援により、まちづくりの主役である市民等とともに、地域内外の多様な人材を 積極的に活用しながら、まちづくりを担う「人づくり」を図ります。</p>	<p>（２）事業者の役割</p> <p>「事業者」とは、諫早市内で企業活動を行う事業所（商店街、商工団体、企業）や、まちづくりに資する開発行為・建築行為などを行う事業主体のことをいいます。</p> <p>事業者は、自らの企業活動や事業実施において、まちづくりへの大きな影響力を与えると いう自覚・責任と、活力ある魅力的なまちづくりに貢献しようとする積極的な考え方を 持つ必要があります。</p> <p>特に、大型商業施設等の立地を企画しようとする事業者は、本市のみならず周辺市町への 影響についても配慮し、本市が定める都市計画の方針や長崎県の「大規模集客施設等立地ガ イドライン」などへの十分な理解が求められます。</p> <p>また、本市では市街化調整区域における土地利用の適正な運用基準の見直しなどの施策を 展開しているところであり、こうした本市独自のまちづくりの考え方に対する理解も求めら れます。</p> <p>さらに、事業者は、都市計画マスタープランや地区計画などのまちづくりに関する方針・ ルールに従いながら、地域産業の課題や解決策について創造力と豊かなアイデア・ノウハウ を活用し、提案していくことが期待されます。</p> <p>取組の推進にあたっては、市民や行政との信頼に基づいた協力関係を築き上げていくこと や、事業者間での連携を図っていくことが重要です。</p> <p>（３）行政の役割</p> <p>本市のまちづくりにおける「行政」とは、基本的には市のことをいいますが、施設の管理 主体や決定権者によっては、国や県などの関係機関も含まれます。</p> <p>行政は市域や広域圏など広い視野に立って、都市計画マスタープランに基づく都市の基 盤・骨格をつくり、土地利用の規制・誘導や環境整備を計画的に進めていきます。</p> <p>計画の実現化には市民等の理解・協力が必要なため、計画内容の周知や計画づくり段階か らのまちづくりへの参加促進のために、様々な手段で情報提供していくことに努めます。</p> <p>また、市民参加の機会や場の提供などにより、市民等の自発的なまちづくりを促進します。</p> <p>さらに、市民等が考えるまちづくりに対して尊重し理解を示すとともに、その実現化に向 けて、各種制度の活用や必要な財政措置などによる技術的支援や活動支援等、取組の性格や 種類に応じて適切かつ総合的な支援を行います。</p> <p>これらの支援により、まちづくりの主役である市民等とともに、地域内外の多様な人材を 積極的に活用しながら、まちづくりを担う「人づくり」を図ります。</p>	<p>現行ページ：226 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p data-bbox="181 310 863 359">7. 3. まちづくりの手法・制度等の活用</p> <p data-bbox="181 386 1249 464">本市の将来都市像の実現に向けては、以下のようなまちづくりの手法・制度等を活用します。</p> <p data-bbox="181 520 552 552">（１）都市計画提案制度の活用</p> <p data-bbox="181 569 1249 646">「都市計画提案制度」は、土地所有者やまちづくり NPO*等が、地域の合意等一定の要件を満たす場合、市に対し都市計画の決定又は変更を提案できる制度です。</p> <p data-bbox="181 657 1249 825">市では、協働によるまちづくりを推進するために、市民が自らの居住する地域について定められている用途地域等の都市計画の内容について知ってもらい、日常生活環境を支える重要な制度インフラとして、都市計画提案制度の積極的かつ適切な活用を図ることができるよう、市民へ周知するとともに制度の活用を図ります。</p> <p data-bbox="181 882 744 913">（２）きめ細やかなまちづくりのルールを活用</p> <p data-bbox="181 930 1249 1050">地域に身近な地区レベルのまちづくりとして、良好な環境を整備、保全するため、建築物の建築形態や公共施設等の配置など地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める「地区計画」を活用します。</p> <p data-bbox="181 1060 1249 1228">なお、本市では、平成 27 年 4 月 1 日より「諫早市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」(令和 2 年 4 月 1 日改正)を施行しており、市街化調整区域における地域の特性に応じた適正な土地利用を誘導し、人口減少対策や地域による規制格差の是正を進めることとしています。</p> <p data-bbox="181 1239 1249 1316">また、地区計画のほかにも、地区の特性に応じた住み良い環境づくり、魅力ある個性豊かなまちづくりを実現するため、「建築協定」、「緑地協定*」などの制度の活用を図ります。</p> <p data-bbox="181 1373 649 1404">（３）「諫早版小さな拠点」形成の推進</p> <p data-bbox="181 1421 1249 1541">本市では、市街化調整区域の厳しい土地利用規制の中で将来にわたって集落生活圏の維持を図るために、地域の特性に応じた土地利用や生活利便施設の誘導など生活サービスの維持・確保に努める「諫早版小さな拠点」を定め、コンパクトなまちづくりを目指しています。</p> <p data-bbox="181 1551 1249 1671">今後さらに人口減少・少子高齢化が進む中、都市計画区域外においてもコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるため、国の「小さな拠点」に係る各種制度などを活用していきます。</p>	<p data-bbox="1294 310 1976 359">7. 3. まちづくりの手法・制度等の活用</p> <p data-bbox="1294 386 2362 464">本市の将来都市像の実現に向けては、以下のようなまちづくりの手法・制度等を活用します。</p> <p data-bbox="1294 520 1665 552">（１）都市計画提案制度の活用</p> <p data-bbox="1294 569 2362 646">「都市計画提案制度」は、土地所有者やまちづくり NPO*等が、地域の合意等一定の要件を満たす場合、市に対し都市計画の決定又は変更を提案できる制度です。</p> <p data-bbox="1294 657 2362 825">市では、協働によるまちづくりを推進するために、市民が自らの居住する地域について定められている用途地域等の都市計画の内容について知ってもらい、日常生活環境を支える重要な制度インフラとして、都市計画提案制度の積極的かつ適切な活用を図ることができるよう、市民へ周知するとともに制度の活用を図ります。</p> <p data-bbox="1294 882 1857 913">（２）きめ細やかなまちづくりのルールを活用</p> <p data-bbox="1294 930 2362 1050">地域に身近な地区レベルのまちづくりとして、良好な環境を整備、保全するため、建築物の建築形態や公共施設等の配置など地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める「地区計画」を活用します。</p> <p data-bbox="1294 1060 2362 1180">なお、本市では、平成 27 年 4 月 1 日より「諫早市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を施行しており、市街化調整区域における地域の特性に応じた適正な土地利用を誘導し、人口減少対策や地域による規制格差の是正を進めることとしています。</p> <p data-bbox="1294 1239 2362 1316">また、地区計画のほかにも、地区の特性に応じた住み良い環境づくり、魅力ある個性豊かなまちづくりを実現するため、「建築協定」、「緑地協定*」などの制度の活用を図ります。</p> <p data-bbox="1294 1373 1762 1404">（３）「諫早版小さな拠点」形成の推進</p> <p data-bbox="1294 1421 2362 1541">本市では、市街化調整区域の厳しい土地利用規制の中で将来にわたって集落生活圏の維持を図るために、地域の特性に応じた土地利用や生活利便施設の誘導など生活サービスの維持・確保に努める「諫早版小さな拠点」を定め、コンパクトなまちづくりを目指しています。</p> <p data-bbox="1294 1551 2362 1671">今後さらに人口減少・少子高齢化が進む中、都市計画区域外においてもコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるため、国の「小さな拠点」に係る各種制度などを活用していきます。</p>	<p data-bbox="2392 1108 2496 1140">文言追加</p> <p data-bbox="2392 1646 2674 1677">現行ページ：227 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>（４）市民参加による公共空間の維持管理</p> <p>市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、市民等が自ら河川や道路、公園、港湾、海岸等の公共施設（公共空間）の維持管理に参加していくことが重要です。維持管理への市民参加は、自らが利用する公共空間の維持管理に関わることによって、まちの状況への理解が深まり、問題意識を共有することができる点で大きな意味を持ちます。</p> <p>近年は、長崎県の「愛護団体・アダプト団体への支援制度*」や国の「河川協力団体制度*」など、市民参加による河川、道路、公園等の維持管理や清掃・美化活動等を支援する制度が充実してきています。実際に、これら制度の活用や自主的な市民等のボランティアなどにより、河川的环境保全活動や道路の清掃、海岸での漂着ゴミの回収など、市内各地で様々な活動が展開されています。</p> <p>また、このような日常的な活動が定着していくと、公共空間の維持管理にとどまらず、市民等が主体となったイベント実施など憩い楽しめる場としての公共空間の利活用事業への展開も期待されます。</p> <p>市は、国や県の取組とも連携しながら、これら市民等の活動に対して積極的に支援していきます。</p>	<p>（４）市民参加による公共空間の維持管理</p> <p>市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、市民等が自ら河川や道路、公園、港湾、海岸等の公共施設（公共空間）の維持管理に参加していくことが重要です。維持管理への市民参加は、自らが利用する公共空間の維持管理に関わることによって、まちの状況への理解が深まり、問題意識を共有することができる点で大きな意味を持ちます。</p> <p>近年は、長崎県の「愛護団体・アダプト団体への支援制度*」や国の「河川協力団体制度*」など、市民参加による河川、道路、公園等の維持管理や清掃・美化活動等を支援する制度が充実してきています。実際に、これら制度の活用や自主的な市民等のボランティアなどにより、河川的环境保全活動や道路の清掃、海岸での漂着ゴミの回収など、市内各地で様々な活動が展開されています。</p> <p>また、このような日常的な活動が定着していくと、公共空間の維持管理にとどまらず、市民等が主体となったイベント実施など憩い楽しめる場としての公共空間の利活用事業への展開も期待されます。</p> <p>市は、国や県の取組とも連携しながら、これら市民等の活動に対して積極的に支援していきます。</p>	<p>現行ページ：227 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p data-bbox="181 302 774 365">7. 4. まちづくりの推進について</p> <p data-bbox="181 386 1252 554">行政とともに市民や事業者（以下、「市民等」という。）が目指すべき将来都市像を実現化していくためには、それぞれの主体が積極的にまちづくりに取り組む必要があります。そこで、まちづくりを計画的・効果的に進めるための仕組みや、行政が市民等を支援する仕組みについて、次のように方針を整理します。</p> <p data-bbox="181 611 555 642">（1）行政の体制づくりの推進</p> <p data-bbox="181 653 1252 779">まちづくりを計画的・効率的に進め、より効果的な施策を展開していくために、次のように関連計画や関係部局との調整・連携及び各種制度の活用等を図るための行政の体制づくりを推進します。</p> <ul data-bbox="181 835 1252 1272" style="list-style-type: none"> ○ 計画的なまちづくりの観点や広域的なまちづくりの観点から、国、県、近隣市町との調整・連携を図ります。 ○ 都市計画マスタープランに基づく事業実施計画、事業スケジュールの検討を行うとともに、道路や河川、公園など都市計画分野のほか福祉、環境、農林水産、商工観光、教育など関連計画、関係部局との調整を図った事業等の実施展開を図るための体制を整えます。また、市民主体のまちづくり活動に対する支援を行うために、関係部局との連携を図ります。 ○ 限りある市の財源を合理的・効果的かつ計画的に投資するとともに、自主財源のほか国や県などの補助・支援制度の活用、民間活力の活用*を図ります。民間活力の活用にあたっては、本市のまちづくりの目標や方針に沿った事業への誘導を図ります。 	<p data-bbox="1294 302 1887 365">7. 4. まちづくりの推進について</p> <p data-bbox="1294 386 2365 554">行政とともに市民や事業者（以下、「市民等」という。）が目指すべき将来都市像を実現化していくためには、それぞれの主体が積極的にまちづくりに取り組む必要があります。そこで、まちづくりを計画的・効果的に進めるための仕組みや、行政が市民等を支援する仕組みについて、次のように方針を整理します。</p> <p data-bbox="1294 611 1668 642">（1）行政の体制づくりの推進</p> <p data-bbox="1294 653 2365 779">まちづくりを計画的・効率的に進め、より効果的な施策を展開していくために、次のように関連計画や関係部局との調整・連携及び各種制度の活用等を図るための行政の体制づくりを推進します。</p> <ul data-bbox="1294 835 2365 1272" style="list-style-type: none"> ○ 計画的なまちづくりの観点や広域的なまちづくりの観点から、国、県、近隣市町との調整・連携を図ります。 ○ 都市計画マスタープランに基づく事業実施計画、事業スケジュールの検討を行うとともに、道路や河川、公園など都市計画分野のほか福祉、環境、農林水産、商工観光、教育など関連計画、関係部局との調整を図った事業等の実施展開を図るための体制を整えます。また、市民主体のまちづくり活動に対する支援を行うために、関係部局との連携を図ります。 ○ 限りある市の財源を合理的・効果的かつ計画的に投資するとともに、自主財源のほか国や県などの補助・支援制度の活用、民間活力の活用*を図ります。民間活力の活用にあたっては、本市のまちづくりの目標や方針に沿った事業への誘導を図ります。 	<p data-bbox="2377 1283 2674 1314">現行ページ：228 ページ</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>（２）市民参加の推進</p> <p>まちづくりの主役である市民等に対して、次のようにまちづくりへの自主的・主体的な参加を促す取組を推進し、協働関係を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等と行政が情報を共有し、まちの現状や問題点を共通理解する市民参加の機会の提供や場づくり（公聴会、説明会・懇談会、勉強会、まち歩き・ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメントなど）を行います。その際、幅広い世代や様々な価値観を有する市民等が参加できるよう、開催案内等の周知方法の工夫に努めます。 ○ まちづくりへの関心・興味を高めるための効果的な情報発信と知識の普及に努めます。 ○ 都市の将来像・基本方針や具体的施策の計画内容、事業内容等の周知を図るとともに、市民等の計画策定・管理等への参加を促進します。 ○ まちづくり活動を行う団体（商店街、NPO、ボランティア団体、まちづくり協議会*等）の組織づくりの支援や活動場所の提供、人材育成の支援を行うとともに、組織相互の連携を促進します。 ○ 市民等からの積極的なまちづくりの提案に対して、取組の段階や目的に応じて各種助成制度（まちづくりサポート事業、地域づくり協働事業、市民まちづくり推進事業など）を活用し、市民主体のまちづくりにつながるよう支援します。 ○ 市民等のまちづくり提案制度を活用・検討します（提案に対する評価と実現可能性の検証）。 	<p>（２）市民参加の推進</p> <p>まちづくりの主役である市民等に対して、次のようにまちづくりへの自主的・主体的な参加を促す取組を推進し、協働関係を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等と行政が情報を共有し、まちの現状や問題点を共通理解する市民参加の機会の提供や場づくり（公聴会、説明会・懇談会、勉強会、まち歩き・ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメントなど）を行います。その際、幅広い世代や様々な価値観を有する市民等が参加できるよう、開催案内等の周知方法の工夫に努めます。 ○ まちづくりへの関心・興味を高めるための効果的な情報発信と知識の普及に努めます。 ○ 都市の将来像・基本方針や具体的施策の計画内容、事業内容等の周知を図るとともに、市民等の計画策定・管理等への参加を促進します。 ○ まちづくり活動を行う団体（商店街、NPO、ボランティア団体、まちづくり協議会*等）の組織づくりの支援や活動場所の提供、人材育成の支援を行うとともに、組織相互の連携を促進します。 ○ 市民等からの積極的なまちづくりの提案に対して、取組の段階や目的に応じて各種助成制度（ビタミンプロジェクト実施事業、地域づくり協働事業、市民まちづくり推進事業など）を活用し、市民主体のまちづくりにつながるよう支援します。 ○ 市民等のまちづくり提案制度を活用・検討します（提案に対する評価と実現可能性の検証）。 	<p style="text-align: center;">庁内照会結果の反映</p> <p>現行ページ：228 ページ</p>

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

● まちづくりワークショップ風景



● まちづくりワークショップ風景



● たらみ桜街道再生事業



● たらみ桜街道再生事業



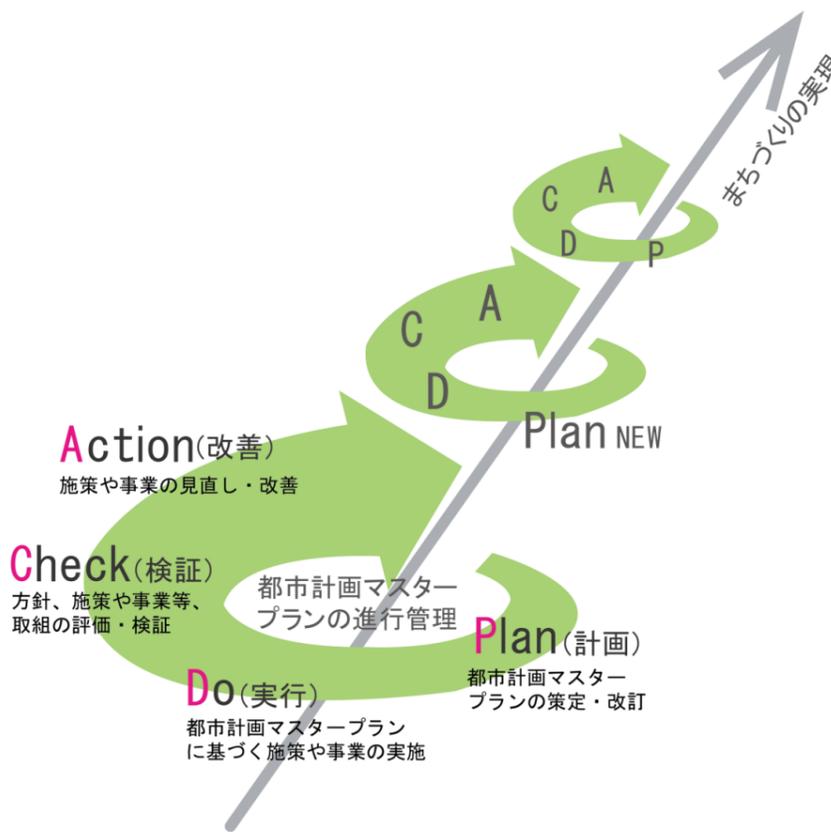
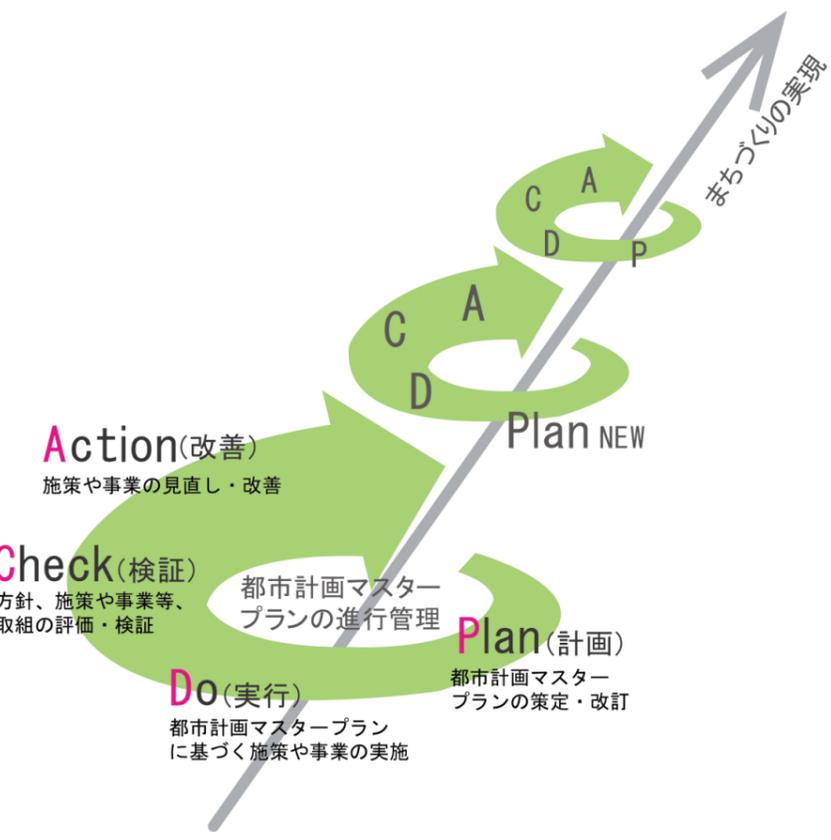
● 長崎街道歩こう会



● 長崎街道歩こう会



現行ページ：229 ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p>(3) 都市計画マスタープランの見直し</p> <p>都市計画マスタープランは令和17年（2035年）を目標年次としていますが、社会・経済情勢の変化や市総合計画の見直し等により、本マスタープランの内容を見直す必要が生じた場合は遅滞なく検討します。そのため、次のようなことについて定期的又は必要に応じて取り組み、柔軟な都市計画マスタープランの見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画基礎調査をはじめとする各種の調査・情報収集により、都市の現状や将来予測を把握します。 ○ 都市計画マスタープランに基づく事業計画の実施状況等の進行管理を行います。 ○ 西九州新幹線の開業や新たな産業団地の整備に伴い、その整備効果を最大限発揮するための企業誘致や広域交流・観光など、本市に大きな影響を及ぼすことが予想されます。こうした社会基盤の再構築に併せて、新たに計画されている大規模プロジェクト等が都市計画マスタープランに即しているのか、適宜検証を行います。 <p>都市計画マスタープランの進行管理は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のPDCAサイクルを確立し、推進していきます。</p> <p>■図 7-2 PDCAサイクルによる都市計画マスタープランの進行管理</p> 	<p>(3) 都市計画マスタープランの見直し</p> <p>都市計画マスタープランは令和17年（2035年）を目標年次としていますが、社会・経済情勢の変化や市総合計画の見直し等により、本マスタープランの内容を見直す必要が生じた場合は遅滞なく検討します。そのため、次のようなことについて定期的又は必要に応じて取り組み、柔軟な都市計画マスタープランの見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画基礎調査をはじめとする各種の調査・情報収集により、都市の現状や将来予測を把握します。 ○ 都市計画マスタープランに基づく事業計画の実施状況等の進行管理を行います。 ○ <u>今後、九州新幹線西九州ルートの開業に伴い</u>、その整備効果を最大限発揮するための企業誘致や広域交流・観光など、本市に大きな影響を及ぼすことが予想されます。こうした社会基盤の再構築に併せて、新たに計画されている大規模プロジェクト等が都市計画マスタープランに即しているのか、適宜検証を行います。 <p>都市計画マスタープランの進行管理は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のPDCAサイクルを確立し、推進していきます。</p> <p>■図 7-2 PDCAサイクルによる都市計画マスタープランの進行管理</p> 	<p>文言修正、追加</p> <p>現行ページ：230 ページ</p>

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
資料編		資料編		文言追加、修正
資料編-1 諫早市都市計画マスタープラン改訂までの主な経過（前回）		資料編-1 諫早市都市計画マスタープラン策定までの主な経過		
平成29年度	都市計画現況調査・解析	平成29年度	都市計画現況調査・解析	
平成29年	12月8日～ 12月20日	平成29年	12月8日～ 12月20日	
	市民アンケートの実施（無作為抽出による郵送方式） 配布数：3,000 有効回収数：1,026 有効回収率：34.2%		市民アンケートの実施（無作為抽出による郵送方式） 配布数：3,000 有効回収数：1,026 有効回収率：34.2%	
平成30年	6月5日	平成30年	6月5日	
	諫早市都市計画基本方針検討委員会設置要綱制定 （平成30年6月5日施行）		諫早市都市計画基本方針検討委員会設置要綱制定 （平成30年6月5日施行）	
	8月29日		8月29日	
	第1回基本方針検討委員会 委員（15名）委嘱、委員長選任（佐藤快信） 策定の概要、スケジュール、将来都市像について説明・意見交換 まちづくりの基本的課題、まちづくりの基本理念		第1回基本方針検討委員会 委員（15名）委嘱、委員長選任（佐藤快信） 策定の概要、スケジュール、将来都市像について説明・意見交換 まちづくりの基本的課題、まちづくりの基本理念	
	11月19日		11月19日	
	第2回基本方針検討委員会 将来都市像、全体構想について説明・意見交換		第2回基本方針検討委員会 将来都市像、全体構想について説明・意見交換	
平成31年	2月26日	平成31年	2月26日	
	第3回基本方針検討委員会 地域別構想について説明・意見交換		第3回基本方針検討委員会 地域別構想について説明・意見交換	
	3月11日～ 3月17日		3月11日～ 3月17日	
	市民懇談会：本庁及び各支所地域計6回開催 ※次ページ参照 まちづくりの課題、将来都市像、全体構想、地域別構想について 説明・意見交換		市民懇談会：本庁及び各支所地域計6回開催 ※次ページ参照 まちづくりの課題、将来都市像、全体構想、地域別構想について 説明・意見交換	
令和元年	6月4日	令和元年	6月4日	
	第4回基本方針検討委員会 実現化方策について説明・意見交換		第4回基本方針検討委員会 実現化方策について説明・意見交換	
	8月27日		8月27日	
	第5回基本方針検討委員会 都市計画マスタープラン（素案）の全体最終確認・意見交換		第5回基本方針検討委員会 都市計画マスタープラン（素案）の全体最終確認・意見交換	
	9月12日		9月12日	
	県及び隣接市町への意見照会		県及び隣接市町への意見照会	
	9月24日～ 10月15日		9月24日～ 10月15日	
	パブリックコメントの実施		パブリックコメントの実施	
	11月1日		11月1日	
	都市計画マスタープラン（素案）を市長へ報告		都市計画マスタープラン（素案）を市長へ報告	
	11月1日		11月1日	
	関係部局への意見照会		関係部局への意見照会	
	11月11日		11月11日	
	諫早市都市計画マスタープラン（案）の確定		諫早市都市計画マスタープラン（案）の確定	
	11月25日		11月25日	
	諫早市都市計画審議会へ諮問 / 答申「原案どおり承認」		諫早市都市計画審議会へ諮問 / 答申「原案どおり承認」	
令和2年	3月	令和2年	3月	現行ページ：232ページ
	「諫早市都市計画マスタープラン」の策定		「諫早市都市計画マスタープラン」の策定	

【新：改訂素案】

【旧：現行（令和2年3月策定）】

備考

(市民懇談会の開催状況)

市民懇談会は、平成31年3月11日～3月17日に旧市町の単位で計6回開催し、延べ約180名の方にご参加いただきました。

回	開催日時	会場
第1回 (小長井地域)	平成31年3月11日(月) 19:30～21:00	小長井文化ホール
第2回 (高来地域)	平成31年3月12日(火) 19:30～21:00	高来会館
第3回 (飯盛地域)	平成31年3月13日(水) 19:30～21:00	飯盛ふれあい会館
第4回 (森山地域)	平成31年3月14日(木) 19:30～21:00	森山公民館
第5回 (多良見地域)	平成31年3月15日(金) 19:30～21:00	たらみ会館
第6回 (諫早地域)	平成31年3月17日(日) 10:00～12:00	中央公民館

(市民懇談会の開催状況)

市民懇談会は、平成31年3月11日～3月17日に旧市町の単位で計6回開催し、延べ約180名の方にご参加いただきました。

回	開催日時	会場
第1回 (小長井地域)	平成31年3月11日(月) 19:30～21:00	小長井文化ホール
第2回 (高来地域)	平成31年3月12日(火) 19:30～21:00	高来会館
第3回 (飯盛地域)	平成31年3月13日(水) 19:30～21:00	飯盛ふれあい会館
第4回 (森山地域)	平成31年3月14日(木) 19:30～21:00	森山公民館
第5回 (多良見地域)	平成31年3月15日(金) 19:30～21:00	たらみ会館
第6回 (諫早地域)	平成31年3月17日(日) 10:00～12:00	中央公民館

市民懇親会の開催風



市民懇親会の開催風



【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p style="text-align: center;">資料編-2 諫早市都市計画マスタープラン改訂までの主な経過（前回）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2の規定に基づく、本市の新たな都市計画に関する基本的な方針である諫早市都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に必要な事項を検討するため、諫早市都市計画基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 検討委員会は、市長からの求めに応じ基本方針の策定に必要な事項や基本方針の案について検討を行う。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 検討委員会の委員は、市長が委嘱する。</p> <p>2 検討委員会の委員は、別表のとおりとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第5条 検討委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 検討委員会は、委員長が招集する。</p> <p>（事務局）</p> <p>第7条 検討委員会の庶務を行うため、建設部都市政策課に事務局を置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年6月5日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">資料編-2 諫早市都市計画マスタープラン策定までの主な経過</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2の規定に基づく、本市の新たな都市計画に関する基本的な方針である諫早市都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に必要な事項を検討するため、諫早市都市計画基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 検討委員会は、市長からの求めに応じ基本方針の策定に必要な事項や基本方針の案について検討を行う。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 検討委員会の委員は、市長が委嘱する。</p> <p>2 検討委員会の委員は、別表のとおりとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第5条 検討委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 検討委員会は、委員長が招集する。</p> <p>（事務局）</p> <p>第7条 検討委員会の庶務を行うため、建設部都市政策課に事務局を置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年6月5日から施行する。</p>	<p>文言追加、修正</p> <p>現行ページ：234 ページ</p>

【新：改訂素案】				【旧：現行（令和2年3月策定）】				備考
別表：諫早市都市計画基本方針検討委員会委員 (五十音順)				別表：諫早市都市計画基本方針検討委員会委員 (五十音順)				
番号	役職	氏名	備考	番号	役職	氏名	備考	
1	委員長	さとう よしのぶ 佐藤 快信	長崎ウエスレヤン大学学長	1	委員長	さとう よしのぶ 佐藤 快信	長崎ウエスレヤン大学学長	
2	職務代理	つるた たかあき 鶴田 貴明	公益財団法人ながさき地域政策研究所	2	職務代理	つるた たかあき 鶴田 貴明	公益財団法人ながさき地域政策研究所	
3	委員	あらかき まさと 荒木 正人	諫早市自治会連合会高来湯江支部長	3	委員	あらかき まさと 荒木 正人	諫早市自治会連合会高来湯江支部長	
4	委員	いけだつ やこ 池田つや子	建築士	4	委員	いけだつ やこ 池田つや子	建築士	
5	委員	いわもと よりこ 岩本 頼子	いさはや国際交流センター事務局長	5	委員	いわもと よりこ 岩本 頼子	いさはや国際交流センター事務局長	
6	委員	おばた なおこ 小幡 直子	母子保健推進員、食生活改善推進員	6	委員	おばた なおこ 小幡 直子	母子保健推進員、食生活改善推進員	
7	委員	ごとう せいこ 五島 聖子	長崎大学教授	7	委員	ごとう せいこ 五島 聖子	長崎大学教授	
8	委員	さかい しんいち 酒井 進一	長崎県県央振興局建設部道路第二課長	8	委員	さかい しんいち 酒井 進一	長崎県県央振興局建設部道路第二課長	
9	委員	たかい らとしひこ 高以来利彦	長崎県央農業協同組合代表理事常務	9	委員	たかい らとしひこ 高以来利彦	長崎県央農業協同組合代表理事常務	
10	委員	たしま ひかる 田島 光	諫早市自治会連合会小長井支部長	10	委員	たしま ひかる 田島 光	諫早市自治会連合会小長井支部長	
11	委員	つかもと てつや 塚元 哲也	諫早商工会議所副会頭	11	委員	つかもと てつや 塚元 哲也	諫早商工会議所副会頭	
12	委員	はらだち かこ 原田千桂子	有限会社原田楽器	12	委員	はらだち かこ 原田千桂子	有限会社原田楽器	
13	委員	ひでしま はるみ 秀島はるみ	諫早市教育委員会委員	13	委員	ひでしま はるみ 秀島はるみ	諫早市教育委員会委員	
14	委員	ふじやま まさあき 藤山 正昭	諫早市社会福祉協議会会長	14	委員	ふじやま まさあき 藤山 正昭	諫早市社会福祉協議会会長	
15	委員	よしむら せつこ 吉村 節子	認定農業者	15	委員	よしむら せつこ 吉村 節子	認定農業者	
※備考欄の役職名は、平成30年8月委嘱・選任時点				※備考欄の役職名は、平成30年8月委嘱・選任時点				
								現行ページ：235ページ

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考
<p data-bbox="192 310 1255 352">資料編-3 諫早市都市計画マスタープラン一部改訂までの主な経過</p> <p data-bbox="192 394 460 424">令和8年度 1月●日</p> <p data-bbox="557 394 863 424">第46回諫早市都市計画審議会</p> <p data-bbox="557 436 1101 466">諫早市都市計画マスタープラン一部改訂について報告</p> <p data-bbox="350 499 460 529">1月●日～</p> <p data-bbox="557 499 899 529">長崎県及び隣接市町への意見照会</p> <p data-bbox="350 541 460 571">2月●日</p> <p data-bbox="350 604 460 634">1月●日～</p> <p data-bbox="557 604 789 634">関係部局への意見照会</p> <p data-bbox="350 646 460 676">2月●日</p> <p data-bbox="350 709 460 739">2月●日～</p> <p data-bbox="557 709 834 739">パブリックコメントの実施</p> <p data-bbox="350 751 460 781">2月●日</p> <p data-bbox="350 814 460 844">3月●日</p> <p data-bbox="557 814 863 844">第47回諫早市都市計画審議会</p> <p data-bbox="557 856 1101 886">諫早市都市計画マスタープラン一部改訂について諮問</p> <p data-bbox="350 919 394 949">3月</p> <p data-bbox="557 919 1077 949">諫早市都市計画マスタープラン（一部改訂）の策定</p>		<p data-bbox="2427 256 2798 327">一部改訂の主な経過について追記</p>

【新：改訂素案】	【旧：現行（令和2年3月策定）】	備考																																												
<p style="text-align: center;">資料編-4 用語解説</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 380 412 422">あ行</th> <th data-bbox="412 380 1276 422"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 422 412 617">愛護団体・アダプト団体への支援制度</td> <td data-bbox="412 422 1276 617"> <p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 617 412 674">アクセス</td> <td data-bbox="412 617 1276 674">ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 674 412 730">アメニティ空間</td> <td data-bbox="412 674 1276 730">アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 730 412 926">有明海沿岸道路</td> <td data-bbox="412 730 1276 926"> <p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 926 412 1056">安全・安心社会</td> <td data-bbox="412 926 1276 1056">行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1056 412 1287">諫早市環境保全条例</td> <td data-bbox="412 1056 1276 1287">本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1287 412 1446">諫早市長期人口ビジョン</td> <td data-bbox="412 1287 1276 1446">市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに令和8年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1446 412 1642">諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> <td data-bbox="412 1446 1276 1642">少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに令和8年3月に諫早市が策定した計画。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1642 412 1837">沿道業務区域</td> <td data-bbox="412 1642 1276 1837">市街化調整区域における、諫早市独自の規制緩和区域。交通利便性に優れた規則で指定する主要幹線道路沿いの境界からおおむね100mの範囲の区域。沿道業務区域では、幹線道路から直接車両等の乗り入れを行うことを原則として、床面積500㎡までの店舗、飲食店及び事務所などの建築を5,000㎡未満の開発規模で行うことができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1837 412 1948">沿道地区</td> <td data-bbox="412 1837 1276 1948">上記「沿道業務区域」の前身の区域。令和6年10月1日以降は、「沿道業務区域」に拡充し、店舗や事務所等の建築を可能とする範囲を拡大した。</td> </tr> </tbody> </table>	あ行		愛護団体・アダプト団体への支援制度	<p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p>	アクセス	ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。	アメニティ空間	アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。	有明海沿岸道路	<p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p>	安全・安心社会	行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。	諫早市環境保全条例	本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。	諫早市長期人口ビジョン	市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに令和8年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。	諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに令和8年3月に諫早市が策定した計画。	沿道業務区域	市街化調整区域における、諫早市独自の規制緩和区域。交通利便性に優れた規則で指定する主要幹線道路沿いの境界からおおむね100mの範囲の区域。沿道業務区域では、幹線道路から直接車両等の乗り入れを行うことを原則として、床面積500㎡までの店舗、飲食店及び事務所などの建築を5,000㎡未満の開発規模で行うことができる。	沿道地区	上記「沿道業務区域」の前身の区域。令和6年10月1日以降は、「沿道業務区域」に拡充し、店舗や事務所等の建築を可能とする範囲を拡大した。	<p style="text-align: center;">資料編-3 用語解説</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1335 380 1546 422">あ行</th> <th data-bbox="1546 380 2404 422"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1335 422 1546 617">愛護団体・アダプト団体への支援制度</td> <td data-bbox="1546 422 2404 617"> <p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 617 1546 674">アクセス</td> <td data-bbox="1546 617 2404 674">ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 674 1546 730">アメニティ空間</td> <td data-bbox="1546 674 2404 730">アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 730 1546 926">有明海沿岸道路</td> <td data-bbox="1546 730 2404 926"> <p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する地域高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 926 1546 1056">安全・安心社会</td> <td data-bbox="1546 926 2404 1056">行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 1056 1546 1287">諫早市環境保全条例</td> <td data-bbox="1546 1056 2404 1287">本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 1287 1546 1446">諫早市長期人口ビジョン</td> <td data-bbox="1546 1287 2404 1446">市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに平成28年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 1446 1546 1642">諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> <td data-bbox="1546 1446 2404 1642">少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに平成28年3月に諫早市が策定した計画。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 1642 1546 1837"></td> <td data-bbox="1546 1642 2404 1837"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 1837 1546 1948"></td> <td data-bbox="1546 1837 2404 1948"></td> </tr> </tbody> </table>	あ行		愛護団体・アダプト団体への支援制度	<p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p>	アクセス	ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。	アメニティ空間	アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。	有明海沿岸道路	<p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する地域高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p>	安全・安心社会	行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。	諫早市環境保全条例	本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。	諫早市長期人口ビジョン	市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに平成28年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。	諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに平成28年3月に諫早市が策定した計画。					<p>項目を新たに追加したため、番号の繰り下がり</p> <p>文言修正</p> <p>年月修正</p> <p>年月修正</p> <p>用語追加</p> <p>用語追加</p> <p>現行ページ：236ページ</p>
あ行																																														
愛護団体・アダプト団体への支援制度	<p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p>																																													
アクセス	ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。																																													
アメニティ空間	アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。																																													
有明海沿岸道路	<p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p>																																													
安全・安心社会	行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。																																													
諫早市環境保全条例	本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。																																													
諫早市長期人口ビジョン	市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに令和8年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。																																													
諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに令和8年3月に諫早市が策定した計画。																																													
沿道業務区域	市街化調整区域における、諫早市独自の規制緩和区域。交通利便性に優れた規則で指定する主要幹線道路沿いの境界からおおむね100mの範囲の区域。沿道業務区域では、幹線道路から直接車両等の乗り入れを行うことを原則として、床面積500㎡までの店舗、飲食店及び事務所などの建築を5,000㎡未満の開発規模で行うことができる。																																													
沿道地区	上記「沿道業務区域」の前身の区域。令和6年10月1日以降は、「沿道業務区域」に拡充し、店舗や事務所等の建築を可能とする範囲を拡大した。																																													
あ行																																														
愛護団体・アダプト団体への支援制度	<p>県が管理する「河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防公園など」の清掃・美化活動に取り組む団体を「愛護団体」「アダプト団体」として登録し、その活動に対して支援を行う制度。</p> <p>アダプト団体は、活動施設の範囲によって「河川アダプト」、「海岸アダプト」、「道路アダプト」、「港湾・漁港・砂防アダプト」がある。</p>																																													
アクセス	ある場所へ行くための経路、又はその手段のこと。																																													
アメニティ空間	アメニティ性（住環境や公共空間等の快適性・居住性）の高い空間のこと。																																													
有明海沿岸道路	<p>有明海沿岸の地域の交流・連携を強化する地域高規格道路のこと。将来的には九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、高速交通ネットワークを形成する。</p> <p>有明海沿岸地域を環状に結ぶネットワークのうち、鹿島市～諫早市間の約50キロメートルの区間には、現在、整備の計画がなく、ネットワークの空白区間が存在している。</p>																																													
安全・安心社会	行政、地域、企業・住民が各種の自然災害等のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して都市の安全性を高めるための対策に取り組んでいく社会のこと。																																													
諫早市環境保全条例	本条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、市、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、関係法令に特別の定めがあるもののほか良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を保全することを目的としている。																																													
諫早市長期人口ビジョン	市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が認識を共有しながら、総力を挙げて少子高齢化、人口減少の克服を目指していくために、「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに平成28年3月に諫早市が策定した本市の人口の現状と将来の姿を示したもの。																																													
諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、市の総力を挙げて地方創生の実現に取り組んでいく必要があることから、市民や産業界、大学、金融機関、関係団体等と市が共通認識を持って力を合わせるとともに、国・県・関係市町と連携しながら、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進していくための指針として、「諫早市長期人口ビジョン」とともに平成28年3月に諫早市が策定した計画。																																													

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考	
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称であり、都市計画法における「公開空地」、建築基準法では、総合設計制度における「空地（公開空地）」のこと。	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称であり、都市計画法における「公開空地」、建築基準法では、総合設計制度における「空地（公開空地）」のこと。	<p>現行ページ：236 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：237 ページ</p>	
か行		か行			
開発行為（開発許可）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。	開発行為（開発許可）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。		
買物弱者	流通機能や交通網の弱体化とともに買物環境が悪化し、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人のこと。	買物弱者	流通機能や交通網の弱体化とともに買物環境が悪化し、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人のこと。		
河川改修事業	洪水による被害から地域を守るため、堤防の整備・河道の掘削などを行う事業のこと。	河川改修事業	洪水による被害から地域を守るため、堤防の整備・河道の掘削などを行う事業のこと。		
河川協力団体制度	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体に対して支援する国の制度のこと。 平成 25 年の河川法の改正において、新たに創設された制度である。	河川協力団体制度	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体に対して支援する国の制度のこと。 平成 25 年の河川法の改正において、新たに創設された制度である。		
河川公園	河川敷地内に整備する公園のこと。国の河川環境整備事業により整備するか、地方自治体が河川敷地を占有し整備する。	河川公園	河川敷地内に整備する公園のこと。国の河川環境整備事業により整備するか、地方自治体が河川敷地を占有し整備する。		
観光・レクリエーション施設	市民や観光客が利用する観光施設やレクリエーション施設のこと。都市公園や自然公園、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地など。 ■観光施設 観光やレジャーの対象となりうる施設のこと。 ■レクリエーション施設 人々が楽しみ、憩うことができる、ゴルフ場、スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、遊園地、動物園その他これらに類する施設のこと。	観光・レクリエーション施設	市民や観光客が利用する観光施設やレクリエーション施設のこと。都市公園や自然公園、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地など。 ■観光施設 観光やレジャーの対象となりうる施設のこと。 ■レクリエーション施設 人々が楽しみ、憩うことができる、ゴルフ場、スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、遊園地、動物園その他これらに類する施設のこと。		
幹線道路	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。また、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能も併せ持つもの。	幹線道路	道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。また、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能も併せ持つもの。		
干拓事業	海岸・河口・湖沼などを堤防で締切り、海水等を排水することで農地等の土地を造成する事業のこと。	干拓事業	海岸・河口・湖沼などを堤防で締切り、海水等を排水することで農地等の土地を造成する事業のこと。		
干拓地	湖沼・海浜などを、堤防を築いて内側の水を排水してできた陸地・耕作地のこと。	干拓地	湖沼・海浜などを、堤防を築いて内側の水を排水してできた陸地・耕作地のこと。		
涵養林（水源涵養）	その地に降った雨や雪を土壤に浸透させ、保水し、やがては地下水脈や河川に水を供給する機能を持つ森林のこと。	涵養林（水源涵養）	その地に降った雨や雪を土壤に浸透させ、保水し、やがては地下水脈や河川に水を供給する機能を持つ森林のこと。		
干陸地（自然干陸地）	国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防閉め切り後に海が干上がってできた陸地のこと。	干陸地（自然干陸地）	国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防閉め切り後に海が干上がってできた陸地のこと。		
既成市街地	既に建築物が密集して建築されている土地や区域。	既成市街地	既に建築物が密集して建築されている土地や区域。		
急傾斜地崩壊対策事業	一定の基準を満たす「がけ」について、「がけ崩れ」から人命を守るため、区域を指定して崩壊防止工事を施工すること。	急傾斜地崩壊対策事業	一定の基準を満たす「がけ」について、「がけ崩れ」から人命を守るため、区域を指定して崩壊防止工事を施工すること。		
(移動)		九州新幹線 西九州ルート	長崎市（長崎駅）と福岡市（博多駅）を結ぶ約 143km の新幹線ルート。 本市では諫早駅が停車駅となることから、現在、新幹線整備と併せて諫早駅周辺の整備が進められている。		文言修正に伴い移動

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
行政区域	本市の土地として管轄する範囲。本市の区域（市の境界）。	行政区域	本市の土地として管轄する範囲。本市の区域（市の境界）。	<p>現行ページ：237 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：238 ページ</p>
協働	住民と行政が相互の理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うこと。	協働	住民と行政が相互の理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うこと。	
緊急輸送道路	<p>災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。</p> <p>[第1次緊急輸送道路] 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路。</p> <p>[第2次緊急輸送道路] 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。</p> <p>[第3次緊急輸送道路] その他の道路。</p>	緊急輸送道路	<p>災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。</p> <p>[第1次緊急輸送道路] 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路。</p> <p>[第2次緊急輸送道路] 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。</p> <p>[第3次緊急輸送道路] その他の道路。</p>	
区域区分	市街化区域と市街化調整区域に分けること。「線引き」ともいう。	区域区分	市街化区域と市街化調整区域に分けること。「線引き」ともいう。	
建築協定	市町村の区域の一部について、関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定のこと。	建築協定	市町村の区域の一部について、関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定のこと。	
広域幹線道路	幹線道路網において、国土、地域の骨格を形成し、広域の物流、交流を分担する道路のこと。	広域幹線道路	幹線道路網において、国土、地域の骨格を形成し、広域の物流、交流を分担する道路のこと。	
広域避難場所	<p>市が指定する比較的規模が大きい避難所のこと。広域避難場所は、以下の指定緊急避難場所・指定避難所を兼ねている。</p> <p>■指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設や場所のこと。</p> <p>■指定避難所 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設のこと。</p>	広域避難場所	<p>市が指定する比較的規模が大きい避難所のこと。広域避難場所は、以下の指定緊急避難場所・指定避難所を兼ねている。</p> <p>■指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設や場所のこと。</p> <p>■指定避難所 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設のこと。</p>	
公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、歩行者が日常自由に通行又は利用できる部分のこと。（特定街区制度における有効空地とほぼ同義）	公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、歩行者が日常自由に通行又は利用できる部分のこと。（特定街区制度における有効空地とほぼ同義）	
高規格道路	<p>高規格幹線道路（高速自動車国道、一般国道自動車専用道路）を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路のこと。</p> <p>地域の実情を踏まえながら、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路として整備される。</p>			
公共空間（半公共空間）	<p>公共空間とは、道路・河川・公園・港湾等の個人に属さない公（おおやけ）の空間のことをいう。パブリックスペースとも呼ばれている。</p> <p>公（おおやけ）の空間ではないものの、一般に開放されている民間敷地内の歩行空間・緑地空間等を半公共空間と呼ぶことがある。</p>	公共空間（半公共空間）	<p>公共空間とは、道路・河川・公園・港湾等の個人に属さない公（おおやけ）の空間のことをいう。パブリックスペースとも呼ばれている。</p> <p>公（おおやけ）の空間ではないものの、一般に開放されている民間敷地内の歩行空間・緑地空間等を半公共空間と呼ぶことがある。</p>	
公共公益施設（公共公益機能）	住民の生活のために必要なサービス施設の総称で、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等のこと。	公共公益施設（公共公益機能）	住民の生活のために必要なサービス施設の総称で、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等のこと。	
公共交通機関	鉄道やバスのほか、タクシー、航空路線、船舶など不特定多数の人々が利用する交	公共交通機関	鉄道やバスのほか、タクシー、航空路線、船舶など不特定多数の人々が利用する交	

文言修正（記載場所移動）

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
（公共交通）	通機関のこと。（公共交通機関の運営主体は公共〔行政〕、民間、第3セクターなど多様である）	（公共交通）	通機関のこと。（公共交通機関の運営主体は公共〔行政〕、民間、第3セクターなど多様である）	<p>現行ページ：238 ページ</p> <p>現行ページ：238 ページ</p> <p>-----</p> <p>現行ページ：239 ページ</p>
公共交通機関の空白地域	鉄道駅やバス停が徒歩圏内がないことなどにより、公共交通機関の利用が困難な地域のこと。	公共交通機関の空白地域	鉄道駅やバス停が徒歩圏内がないことなどにより、公共交通機関の利用が困難な地域のこと。	
交通結節機能	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎができる機能のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有する。	交通結節機能	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎができる機能のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有する。	
交通弱者	自動車中心社会で、移動の困難な者。高齢者・子供・障がい者など。	交通弱者	自動車中心社会で、移動の困難な者。高齢者・子供・障がい者など。	
高度利用	中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ面積の割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。	高度利用	中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ面積の割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。	
高度利用地区	土地が細分化され公共施設整備が不十分な地区等において、建築物の敷地等の統合の促進、小規模建築物の建築の抑制、敷地内の有効な空地の確保により土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、建築面積の最低限度等を定めるとともに、建蔽率の低減の程度等に応じて容積率制限の緩和等を行う。	高度利用地区	土地が細分化され公共施設整備が不十分な地区等において、建築物の敷地等の統合の促進、小規模建築物の建築の抑制、敷地内の有効な空地の確保により土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、建築面積の最低限度等を定めるとともに、建蔽率の低減の程度等に応じて容積率制限の緩和等を行う。	
公有水面埋立事業	公有水面埋立法に基づき、公有水面（（国が所有し公共に用いられる河川・海・湖・沼など）に土、砂、石その他の物件を人為的に投入し、土地を造成する事業のこと。	公有水面埋立事業	公有水面埋立法に基づき、公有水面（（国が所有し公共に用いられる河川・海・湖・沼など）に土、砂、石その他の物件を人為的に投入し、土地を造成する事業のこと。	
交流人口	市外から何かしらの目的で市内を訪問する人々（人口）のこと。交流人口という言葉は、定住人口（市内に居住する人口）に対する概念として用いられることが多い。訪問する理由としては、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー等の目的に分類することができる。	交流人口	市外から何かしらの目的で市内を訪問する人々（人口）のこと。交流人口という言葉は、定住人口（市内に居住する人口）に対する概念として用いられることが多い。訪問する理由としては、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー等の目的に分類することができる。	
国土利用計画	国土利用計画法第4条に基づいて、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。また、総合的かつ計画的な土地の利用を確保するために定められる計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの。	国土利用計画	国土利用計画法第4条に基づいて、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。また、総合的かつ計画的な土地の利用を確保するために定められる計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの。	
国有林	国により所有、管理経営される森林のこと。	国有林	国により所有、管理経営される森林のこと。	
コミュニティ	地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。	コミュニティ	地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。	
コミュニティタイムライン （地区版の本明川水害タイムライン）	コミュニティ（町内会等）ごとに作成する災害時の行動計画（タイムライン）のこと。 タイムラインとは、災害が発生することを前提として、気象、河川管理、警察、消防、交通、ライフライン等防災に関する多くの機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列に整理したものをいう。	コミュニティタイムライン （地区版の本明川水害タイムライン）	コミュニティ（町内会等）ごとに作成する災害時の行動計画（タイムライン）のこと。 タイムラインとは、災害が発生することを前提として、気象、河川管理、警察、消防、交通、ライフライン等防災に関する多くの機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列に整理したものをいう。	
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	
さ行		さ行		
サイクルツーリズム	自転車を活用した観光のこと。 近年、国内外からの観光客の誘致を目的に、国際的なサイクリング大会の開催やサイクリング環境の整備を目指したモデルルートの設定、快適なサイクリングを楽しむサイクリングロードの整備など、サイクリストの受入れ環境や走行環境の整備	サイクルツーリズム	自転車を活用した観光のこと。 近年、国内外からの観光客の誘致を目的に、国際的なサイクリング大会の開催やサイクリング環境の整備を目指したモデルルートの設定、快適なサイクリングを楽しむサイクリングロードの整備など、サイクリストの受入れ環境や走行環境の整備	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
	が全国的に進められてきている。		が全国的に進められてきている。	<p>現行ページ：239 ページ</p> <p>現行ページ：239 ページ</p> <p>-----</p> <p>現行ページ：240 ページ</p>
産業団地 (産業集積)	円滑な企業活動・生産活動を支えるために、用地、道路、電力・ガスなど産業を支える種々の施設を先行して整備・開発し企業に分譲することで、計画的に工場、倉庫、流通等の産業が集積した地区（団地）のこと。	産業団地 (産業集積)	円滑な企業活動・生産活動を支えるために、用地、道路、電力・ガスなど産業を支える種々の施設を先行して整備・開発し企業に分譲することで、計画的に工場、倉庫、流通等の産業が集積した地区（団地）のこと。	
残地森林	開発行為を行おうとする森林から開発行為に係る森林（形質変更する森林）を除いた森林（形質変更せずそのまま残す森林）のこと。 近年の乱開発にともなう大気汚染その他の諸公害の発生への対策の一つとして残地森林の配置義務が設けられており、開発区域の周辺部となる森林部分には、基準の幅以上の残地森林が必要となる。	残地森林	開発行為を行おうとする森林から開発行為に係る森林（形質変更する森林）を除いた森林（形質変更せずそのまま残す森林）のこと。 近年の乱開発にともなう大気汚染その他の諸公害の発生への対策の一つとして残地森林の配置義務が設けられており、開発区域の周辺部となる森林部分には、基準の幅以上の残地森林が必要となる。	
市街化区域	都市計画法第7条に基づいて、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	市街化区域	都市計画法第7条に基づいて、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	
市街化調整区域	都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域。	市街化調整区域	都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域。	
市街地開発事業	土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地の計画的な開発又は整備を図るため、一定の区域について、公共施設の整備とともに宅地の利用増進又は建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のこと。	市街地開発事業	土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地の計画的な開発又は整備を図るため、一定の区域について、公共施設の整備とともに宅地の利用増進又は建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のこと。	
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。	
自然公園地域	自然公園内で工作物の新築、木竹の伐採などの行為を行う場合は、自然公園法又は長崎県立自然公園条例に基づき、申請又は届出が必要となる。	自然公園地域	自然公園内で工作物の新築、木竹の伐採などの行為を行う場合は、自然公園法又は長崎県立自然公園条例に基づき、申請又は届出が必要となる。	
自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。	
持続可能なまちづくり	いま現在だけでなく、将来においてもすべての人が安全で快適な居住環境や基本的なサービスを楽しむことができ、自然災害にも強く、社会的弱者に配慮され、環境負荷の少ない都市や地域を目指して、総合的な視点から対策を捉えたまちづくりの考え方のこと。 本市では人口減少と高齢化が進展する中で、行政コストや生活の質、環境負荷等の観点から持続可能なまちづくりを実現するために、まちの活力となる産業や商業、公共公益施設などの既存の集積された都市機能を活かしながら、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進することとしている。	持続可能なまちづくり	いま現在だけでなく、将来においてもすべての人が安全で快適な居住環境や基本的なサービスを楽しむことができ、自然災害にも強く、社会的弱者に配慮され、環境負荷の少ない都市や地域を目指して、総合的な視点から対策を捉えたまちづくりの考え方のこと。 本市では人口減少と高齢化が進展する中で、行政コストや生活の質、環境負荷等の観点から持続可能なまちづくりを実現するために、まちの活力となる産業や商業、公共公益施設などの既存の集積された都市機能を活かしながら、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進することとしている。	
指定既存集落区域 (20戸連たん)	市街化調整区域における、諫早市独自の規制緩和区域。40戸連たん区域から離れた区域でも、地域コミュニティの維持を図っていく必要があるため、令和6年4月1日時点で、100m以内の間隔で20以上の建築物の敷地が連たんし、一体的な日常生活圏を構成している区域。指定既存集落区域では、誰でも一戸建て住宅や共同住宅等の建築及び1,000㎡未満の開発規模で宅地開発を行うことができる。			
市民公園	都市公園以外で、市が設置した庭園、花園及び遊園等をいう。	市民公園	都市公園以外で、市が設置した庭園、花園及び遊園等をいう。	
社会資本	道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・	社会資本	道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・	

用語追加

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
	生産基盤を形成するものの総称。インフラと同意味。		生産基盤を形成するものの総称。インフラと同意味。	現行ページ：240 ページ
住宅ストック	既に建築されている既存の住宅のこと。	住宅ストック	既に建築されている既存の住宅のこと。	
修復型のまちづくり	基本的なまちの構造を抜本的に変える基盤整備の手法ではなく、これまで培われてきた既存の市街地を継承しながら、少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げる手法のこと。	修復型のまちづくり	基本的なまちの構造を抜本的に変える基盤整備の手法ではなく、これまで培われてきた既存の市街地を継承しながら、少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げる手法のこと。	現行ページ：240 ページ
集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造のこと。	集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造のこと。	
小規模で柔軟な区画整理	柔軟な区画整理手法を組み合わせながら、小規模でも素早く空き地等を集約し、医療・福祉施設や子育て施設などの導入を図ること。	小規模で柔軟な区画整理	柔軟な区画整理手法を組み合わせながら、小規模でも素早く空き地等を集約し、医療・福祉施設や子育て施設などの導入を図ること。	現行ページ：241 ページ
人口集中地区（DID）	都市と農村を分離して捉えることが困難になってきたため、昭和35年の国勢調査から都市的地域の特質を明らかにするために設定された、人口密度が1k㎡あたり約4,000人以上の国勢調査区が市町村の境界内で互いに隣接して、合計人口が5,000人以上を有する地区のこと。	人口集中地区（DID）	都市と農村を分離して捉えることが困難になってきたため、昭和35年の国勢調査から都市的地域の特質を明らかにするために設定された、人口密度が1k㎡あたり約4,000人以上の国勢調査区が市町村の境界内で互いに隣接して、合計人口が5,000人以上を有する地区のこと。	
新住宅市街地開発事業	人口集中の著しい市街地の周辺地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図る事業のこと。	新住宅市街地開発事業	人口集中の著しい市街地の周辺地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図る事業のこと。	
親水空間（親水施設）	河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間のこと。	親水空間（親水施設）	河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間のこと。	
スプロール化	工場や住宅などが無計画に農地や山林を虫食い状に拡大していくこと。	スプロール化	工場や住宅などが無計画に農地や山林を虫食い状に拡大していくこと。	
生活基盤施設（生活基盤）	住民の日常的な生活を支え、生活の基盤となる都市基盤施設（道路、公園、上下水道等）や公共公益施設（学校、病院等）のこと。	生活基盤施設（生活基盤）	住民の日常的な生活を支え、生活の基盤となる都市基盤施設（道路、公園、上下水道等）や公共公益施設（学校、病院等）のこと。	
生活排水処理施設（生活排水処理）	<p>生活排水を処理するための施設であり、集合処理と個別処理に大別される。経済性、地域性及び事業の特性などを考慮して、以下の施設が選択される。</p> <p>■下水道事業：公共下水道（集合処理） 主として市街地の下水を排除・処理するために主に市町村が設置し管理する下水道をいい、道路の下に系統的に埋設した污水管やこれに付随する公共ますなど、家庭や工場から排出される污水・雨水を処理するための施設のこと。 このほか、市街化区域以外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものなどを「特定環境保全公共下水道」という。</p> <p>■集落排水事業：農業・漁業集落排水施設（集合処理） 農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、污水を処理するための施設のこと。</p> <p>■浄化槽事業：合併処理浄化槽（個別処理） 公共下水道や農業・漁業集落排水施設が整備されていない地域において、し尿と生活雑排水（台所等の排水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。 平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、浄化槽を新たに設置する時には、原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられた。</p>	生活排水処理施設（生活排水処理）	<p>生活排水を処理するための施設であり、集合処理と個別処理に大別される。経済性、地域性及び事業の特性などを考慮して、以下の施設が選択される。</p> <p>■下水道事業：公共下水道（集合処理） 主として市街地の下水を排除・処理するために主に市町村が設置し管理する下水道をいい、道路の下に系統的に埋設した污水管やこれに付随する公共ますなど、家庭や工場から排出される污水・雨水を処理するための施設のこと。 このほか、市街化区域以外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものなどを「特定環境保全公共下水道」という。</p> <p>■集落排水事業：農業・漁業集落排水施設（集合処理） 農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、污水を処理するための施設のこと。</p> <p>■浄化槽事業：合併処理浄化槽（個別処理） 公共下水道や農業・漁業集落排水施設が整備されていない地域において、し尿と生活雑排水（台所等の排水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。 平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、浄化槽を新たに設置する時には、原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられた。</p>	
生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設のこと。	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設のこと。	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
世界文化遺産 （長崎と天草地方 の潜在キリシタン 関連遺産）	世界遺産とは。国際連合教育科学文化機関ユネスコの世界遺産リストに登録された様々な地域又は物件のこと。遺産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に従い「顕著で普遍的な価値」を有するものとして選定される。長崎県内では、平成30年に「長崎と天草地方の潜在キリシタン関連遺産」が世界遺産登録されている。	世界文化遺産 （長崎と天草地方 の潜在キリシタン 関連遺産）	世界遺産とは。国際連合教育科学文化機関ユネスコの世界遺産リストに登録された様々な地域又は物件のこと。遺産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に従い「顕著で普遍的な価値」を有するものとして選定される。長崎県内では、平成30年に「長崎と天草地方の潜在キリシタン関連遺産」が世界遺産登録されている。	現行ページ：241 ページ 現行ページ：241 ページ
総合設計制度	建築基準法第59条の2に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築計画について、総合的な配置がなされていることにより、市街地の環境の整備に資すると認める建築物について、建築審査会の同意を得て、容積率や高さの制限について特例許可を行う制度のこと。	総合設計制度	建築基準法第59条の2に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築計画について、総合的な配置がなされていることにより、市街地の環境の整備に資すると認める建築物について、建築審査会の同意を得て、容積率や高さの制限について特例許可を行う制度のこと。	現行ページ：242 ページ
ゾーン30	歩行者や自転車の通行が優先される生活道路における安全対策の一つ。生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため区域を指定し、区域内における最高速度30キロに速度規制するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、安全性の向上を図るもの。	ゾーン30	歩行者や自転車の通行が優先される生活道路における安全対策の一つ。生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため区域を指定し、区域内における最高速度30キロに速度規制するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、安全性の向上を図るもの。	
た行		た行		
大規模小売店舗	多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となるスーパーマーケットやホームセンター等の施設のこと。大規模小売店舗立地法では、建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000㎡を超える店舗のことを指す。	大規模小売店舗	多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となるスーパーマーケットやホームセンター等の施設のこと。大規模小売店舗立地法では、建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000㎡を超える店舗のことを指す。	
大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	
大規模集客施設等 立地ガイドライン	長崎県が平成19年3月に公表した「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」では、今後の都市づくりの基本理念として「コンパクトシティの構築」を掲げるとともに、その実現に向け、大規模集客施設の立地位置を行政が適切にコントロールすべきことと、「まちなか」に様々な機能を集積させ多様な市民ニーズに応えるべきことを示した。 本ガイドラインは長崎県により作成され、上記のうち、大規模集客施設の立地誘導について、基本的な方針と具体的な手法・基準を示したもの。	大規模集客施設等 立地ガイドライン	長崎県が平成19年3月に公表した「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」では、今後の都市づくりの基本理念として「コンパクトシティの構築」を掲げるとともに、その実現に向け、大規模集客施設の立地位置を行政が適切にコントロールすべきことと、「まちなか」に様々な機能を集積させ多様な市民ニーズに応えるべきことを示した。 本ガイドラインは長崎県により作成され、上記のうち、大規模集客施設の立地誘導について、基本的な方針と具体的な手法・基準を示したもの。	
大規模住宅団地	戸建住宅や共同住宅及び道路、公園等の都市基盤が計画的に整備・開発された住宅地で、主に人口集中の著しい市街地の周辺地域において短期間に大量に住宅等が供給された地区（団地）のこと。	大規模住宅団地	戸建住宅や共同住宅及び道路、公園等の都市基盤が計画的に整備・開発された住宅地で、主に人口集中の著しい市街地の周辺地域において短期間に大量に住宅等が供給された地区（団地）のこと。	
第3次諫早市 総合計画	時代の流れとともに今後の課題を的確に捉え、市民や関係機関等と連携しながらまちづくりを進めていく必要があることから、10年後の本市の目指す姿を明らかにして、その実現のための取組の方向性を体系的に示すための計画。 総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置づけられる総合的なまちづくりの計画である。	第2次諫早市 総合計画	時代の流れとともに今後の課題を的確に捉え、市民や関係機関等と連携しながらまちづくりを進めていく必要があることから、10年後の本市の目指す姿を明らかにして、その実現のための取組の方向性を体系的に示すための計画。 総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置づけられる総合的なまちづくりの計画である。	文言修正
第2期諫早市 中心市街地活性化 基本計画 （中心市街地活 性化制度）	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度。 本市では、平成20年7月9日、「諫早市中心市街地活性化基本計画」が、内閣総理大臣の認定を受け、平成26年3月28日、「第2期諫早市中心市街地活性化基本計	第2期諫早市 中心市街地活性化 基本計画 （中心市街地活 性化制度）	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度。 本市では、平成20年7月9日、「諫早市中心市街地活性化基本計画」が、内閣総理大臣の認定を受け、平成26年3月28日、「第2期諫早市中心市街地活性化基本計	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
	画」が内閣総理大臣の認定を受けた。		画」が内閣総理大臣の認定を受けた。	<p>現行ページ：242 ページ</p> <p>文言修正に伴い移動</p> <p>現行ページ：243 ページ</p> <p>現行ページ：244 ページ</p>
多様なツーリズム (スポーツツーリズム、文化・自然ツーリズム)	農山漁村などにおいて、体験、宿泊、スポーツなどを通じ、その地域の文化や自然、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。	多様なツーリズム (スポーツツーリズム、文化・自然ツーリズム)	農山漁村などにおいて、体験、宿泊、スポーツなどを通じ、その地域の文化や自然、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。	
地域地区	都市計画法第8条に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。 地域地区には、代表例である用途地域をはじめ、特別用途地区、高度地区、風致地区、臨港地区等、多数の種類がある。	地域地区	都市計画法第8条に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。 地域地区には、代表例である用途地域をはじめ、特別用途地区、高度地区、風致地区、臨港地区等、多数の種類がある。	
地域幹線道路	広域幹線道路などと一体的に、隣接する市町村と連絡する道路のこと。	地域幹線道路	広域幹線道路などと一体的に、隣接する市町村と連絡する道路のこと。	
(移動)		地域高規格道路	高規格幹線道路(高速自動車国道、一般国道自動車専用道路)を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路のこと。 地域の実情を踏まえながら、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路として整備される。	
地域資源	その地域ならではの自然や観光地、特産品などの資源のこと。	地域資源	その地域ならではの自然や観光地、特産品などの資源のこと。	
地域森林計画 対象民有林	保安林を除く民有林(公有林又は市有林)のうち、県が定めている「地域森林計画」の対象となっている森林のこと。 地域森林計画対象民有林で立木の伐採等を行う場合は、市への届出が必要となる。	地域森林計画 対象民有林	保安林を除く民有林(公有林又は市有林)のうち、県が定めている「地域森林計画」の対象となっている森林のこと。 地域森林計画対象民有林で立木の伐採等を行う場合は、市への届出が必要となる。	
地域補助幹線道路	地域幹線道路を補完し、市内の各地域を結ぶ道路のこと。	地域補助幹線道路	地域幹線道路を補完し、市内の各地域を結ぶ道路のこと。	
地域まちづくり 事業	地域の人たちが主体となって、それぞれのノウハウを活かし、地域課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む事業(都市計画に位置づけられた事業を除く)のこと。	地域まちづくり 事業	地域の人たちが主体となって、それぞれのノウハウを活かし、地域課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む事業(都市計画に位置づけられた事業を除く)のこと。	
小さな拠点	中山間地域等の集落生活圏(複数の集落を含む生活圏)において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組のこと。	小さな拠点	中山間地域等の集落生活圏(複数の集落を含む生活圏)において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組のこと。	
地区計画 (地区計画制度)	都市計画法第12条の4に基づいて、良好な市街地環境の形成や保持を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について、住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度のこと。	地区計画 (地区計画制度)	都市計画法第12条の4に基づいて、良好な市街地環境の形成や保持を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について、住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度のこと。	
治水対策	洪水などの水害を防ぎ、また、水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行う対策(事業)のこと。	治水対策	洪水などの水害を防ぎ、また、水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行う対策(事業)のこと。	
中山間地域	山間地及びその周辺の地域、その他地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域のこと。	中山間地域	山間地及びその周辺の地域、その他地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域のこと。	
中心市街地	商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域のこと。 本市の中心市街地は、本明川下流の低地に形成された城下町を母体としている。	中心市街地	商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域のこと。 本市の中心市街地は、本明川下流の低地に形成された城下町を母体としている。	
特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、	特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
	環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区（本市では「大規模集客施設制限地区」を指定）。		環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区（本市では「大規模集客施設制限地区」を指定）。	
都市機能	<p>住民生活や企業の経済活動に対して様々な働きやサービスを提供する、都市が持つ機能のこと。</p> <p>具体的には、居住、業務、商業、医療、福祉、行政、文化、観光、交通などのサービスを提供する機能（施設）がある。</p>	都市機能	<p>住民生活や企業の経済活動に対して様々な働きやサービスを提供する、都市が持つ機能のこと。</p> <p>具体的には、居住、業務、商業、医療、福祉、行政、文化、観光、交通などのサービスを提供する機能（施設）がある。</p>	
都市基盤 （都市基盤施設）	道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川など、市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るための都市施設のこと。（近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている）	都市基盤 （都市基盤施設）	道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川など、市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るための都市施設のこと。（近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている）	
都市活動	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市で行われる住民生活や企業の経済活動のこと。	都市活動	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市で行われる住民生活や企業の経済活動のこと。	
都市空間	都市活動の場となる空間。	都市空間	都市活動の場となる空間。	
都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づいて、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて行う現況及び将来の見通しに関する基礎調査のこと。	都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づいて、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて行う現況及び将来の見通しに関する基礎調査のこと。	
都市計画区域	<p>健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲のこと。</p> <p>具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、あるいは保全する必要がある区域について、都道府県が指定するもので、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進する。</p> <p>本市の都市計画区域は「長崎都市計画区域」に位置づけられている。</p>	都市計画区域	<p>健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲のこと。</p> <p>具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、あるいは保全する必要がある区域について、都道府県が指定するもので、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進する。</p> <p>本市の都市計画区域は「長崎都市計画区域」に位置づけられている。</p>	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン）	それぞれの都市計画区域ごとにその都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の主な都市計画の方針について都道府県が定めるもの。	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （都市計画区域マスタープラン）	それぞれの都市計画区域ごとにその都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の主な都市計画の方針について都道府県が定めるもの。	
都市計画公園・緑地 （都市公園）	<p>都市計画公園・緑地は、都市計画法第11条に基づいて、都市計画上必要な都市施設として位置、名称、種別などが定められた公園又は緑地のこと。</p> <p>都市公園法に基づく都市公園とは、国が整備した国営公園、都市計画公園・緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。（公園の機能に応じた適正な規模により以下の様な種別がある）</p> <p>■住区基幹公園 [街区公園] 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積0.25haを標準として配置する。 [近隣公園] 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積2haを標準として配置する。 [地区公園] 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積4haを標準として配置する。</p> <p>■都市基幹公園 [総合公園] 市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園で、都市</p>	都市計画公園・緑地 （都市公園）	<p>都市計画公園・緑地は、都市計画法第11条に基づいて、都市計画上必要な都市施設として位置、名称、種別などが定められた公園又は緑地のこと。</p> <p>都市公園法に基づく都市公園とは、国が整備した国営公園、都市計画公園・緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。（公園の機能に応じた適正な規模により以下の様な種別がある）</p> <p>■住区基幹公園 [街区公園] 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積0.25haを標準として配置する。 [近隣公園] 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積2haを標準として配置する。 [地区公園] 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、敷地面積4haを標準として配置する。</p> <p>■都市基幹公園 [総合公園] 市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園で、都市</p>	<p>現行ページ：244 ページ</p> <hr/> <p>現行ページ：245 ページ</p>

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
	<p>規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。 [運動公園] 市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。</p> <p>■緑地 [緩衝緑地] 公害防止、緩衝若しくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域などを分離遮断することが必要な位置について状況に応じて配置する。</p>		<p>規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。 [運動公園] 市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。</p> <p>■緑地 [緩衝緑地] 公害防止、緩衝若しくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域などを分離遮断することが必要な位置について状況に応じて配置する。</p>	
都市計画事業	国土交通大臣又は都道府県知事の認可（都市計画事業認可）を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のこと。	都市計画事業	国土交通大臣又は都道府県知事の認可（都市計画事業認可）を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のこと。	
都市計画駐車場	対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場のこと。（道路の路上外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう）	都市計画駐車場	対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場のこと。（道路の路上外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう）	
都市計画道路	都市計画法第11条に基づいて、都市計画上必要な都市施設として位置、名称、道路の種類別（自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路）、車線数などが定められた道路のこと。定められた区域内では建築の制限などがなされる。	都市計画道路	都市計画法第11条に基づいて、都市計画上必要な都市施設として位置、名称、道路の種類別（自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路）、車線数などが定められた道路のこと。定められた区域内では建築の制限などがなされる。	
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。	
都市景観	道路や建築物などの人工的な構造物と、山や河川、海浜などの自然的な要素から構成される都市の景観。	都市景観	道路や建築物などの人工的な構造物と、山や河川、海浜などの自然的な要素から構成される都市の景観。	
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害から国民の生命を守るため、都道府県が指定する土砂災害のおそれのある区域のこと。</p> <p>■土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。</p> <p>■土砂災害特別計画区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。</p>	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害から国民の生命を守るため、都道府県が指定する土砂災害のおそれのある区域のこと。</p> <p>■土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。</p> <p>■土砂災害特別計画区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。</p>	
都市施設（都市計画施設）	都市計画法第11条に基づいて定める道路等の交通施設、公園等の公共空地、供給処理施設、教育文化施設などの施設のこと。 都市施設のうち、都市計画法に基づく手続きを経て決定された施設を都市計画施設という。	都市施設（都市計画施設）	都市計画法第11条に基づいて定める道路等の交通施設、公園等の公共空地、供給処理施設、教育文化施設などの施設のこと。 都市施設のうち、都市計画法に基づく手続きを経て決定された施設を都市計画施設という。	
都市構造	都市を形づくっている土地利用や交通ネットワーク等の物理的な構造で都市空間の骨組みとなるもの。	都市構造	都市を形づくっている土地利用や交通ネットワーク等の物理的な構造で都市空間の骨組みとなるもの。	現行ページ：245 ページ
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用のこと。	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用のこと。	現行ページ：246 ページ

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
都市防災の施策 （都市の防災構造化）	大地震等が発生した場合にも被害を最小化する自然災害に強いまちづくりを実現するために、都市計画を定めること等により、都市の防災性向上を図る各種の誘導・規制や事業を行うこと。	都市防災の施策 （都市の防災構造化）	大地震等が発生した場合にも被害を最小化する自然災害に強いまちづくりを実現するために、都市計画を定めること等により、都市の防災性向上を図る各種の誘導・規制や事業を行うこと。	文言修正（記載場所移動）
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づいて、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進のため土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業のこと。	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づいて、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進のため土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業のこと。	
土地の低未利用	適切な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていないことや、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低いこと。	土地の低未利用	適切な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていないことや、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低いこと。	
土地利用	土地の状態や用途といった利用状況のこと。あるいは土地を利用すること自体を指す。	土地利用	土地の状態や用途といった利用状況のこと。あるいは土地を利用すること自体を指す。	
な行		な行		
内水対策	河川等に排水できずに発生する被害（内水氾濫）の軽減のために、排水機場の整備などによって内水を強制的に排水する対策のこと。	内水対策	河川等に排水できずに発生する被害（内水氾濫）の軽減のために、排水機場の整備などによって内水を強制的に排水する対策のこと。	
長崎県屋外広告物条例	本条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づく屋外広告物（以下「広告物」という。）、広告物を掲出する物件及び屋外広告業について必要な規制並びに広告物又は広告物を掲出する物件と地域の景観との調和を図るための必要な事項を定めることにより、地域の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としている。	長崎県屋外広告物条例	本条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づく屋外広告物（以下「広告物」という。）、広告物を掲出する物件及び屋外広告業について必要な規制並びに広告物又は広告物を掲出する物件と地域の景観との調和を図るための必要な事項を定めることにより、地域の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としている。	
西九州新幹線	長崎市（長崎駅）と武雄市（武雄温泉駅）を結ぶ約66kmの新幹線。令和4年9月に開業し、武雄温泉駅からは在来線特急への対面乗換方式（リレー方式）により、福岡市（博多駅）までを結んでいる。 本市では諫早駅が停車駅になっている。			
日常生活圏	住民が買い物や通勤・通学等の日常生活を営んでいる一定の範囲のこと。	日常生活圏	住民が買い物や通勤・通学等の日常生活を営んでいる一定の範囲のこと。	
日常生活サービス機能	診療所や介護施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関等の日常生活を支える各種のサービスを提供する機能のこと。	日常生活サービス機能	診療所や介護施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関等の日常生活を支える各種のサービスを提供する機能のこと。	
農地転用	農地を農地以外の用途に転用すること。	農地転用	農地を農地以外の用途に転用すること。	
農用地区域	農業振興のための施策を計画的かつ集中的に実施するために、概ね10年を見通した農業上の利用を確保すべき土地として市が指定する土地のこと。 農用地区域に指定された土地は、原則として農業以外の目的で使用することはできない。	農用地区域	農業振興のための施策を計画的かつ集中的に実施するために、概ね10年を見通した農業上の利用を確保すべき土地として市が指定する土地のこと。 農用地区域に指定された土地は、原則として農業以外の目的で使用することはできない。	
乗合タクシー（乗合タクシー運行事業）	営業用自動車を利用した乗合自動車で、定時定路線で運行する形態と事前に予約を受けて運行する形態がある。 本市では、「乗合タクシー運行事業」を順次拡大しており、高齢者等の交通弱者の交通支援対策に取り組んでいる。	乗合タクシー（乗合タクシー運行事業）	営業用自動車を利用した乗合自動車で、定時定路線で運行する形態と事前に予約を受けて運行する形態がある。 本市では、「乗合タクシー運行事業」を順次拡大しており、高齢者等の交通弱者の交通支援対策に取り組んでいる。	
は行		は行		
パークアンドライド	自宅から自家用車を運転して最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道に乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態のこと。（自家用車と鉄道の両方の利点を活かした、いわゆる結合輸送の一種）	パークアンドライド	自宅から自家用車を運転して最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道に乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態のこと。（自家用車と鉄道の両方の利点を活かした、いわゆる結合輸送の一種）	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的に、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的に、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	<p>現行ページ：246 ページ</p> <p>現行ページ：246 ページ</p> <p>-----</p> <p>現行ページ：247 ページ</p>
パブリックコメント	行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。	パブリックコメント	行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。	
バリアフリー (バリアフリー化)	建築物や公共空間などにおいて、段差をなくしたり、手すりをつけるなど高齢者や障がい者の生活を妨げるような障害（バリア）を取り除くこと。 広義には、障害（バリア）を取り除くための仕組みや制度、意識も含む。	バリアフリー (バリアフリー化)	建築物や公共空間などにおいて、段差をなくしたり、手すりをつけるなど高齢者や障がい者の生活を妨げるような障害（バリア）を取り除くこと。 広義には、障害（バリア）を取り除くための仕組みや制度、意識も含む。	
風致地区	都市における風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められた地区。風致地区では、開発行為等を許可制により規制している。	風致地区	都市における風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められた地区。風致地区では、開発行為等を許可制により規制している。	
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的によって指定される森林のこと。 保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的によって指定される森林のこと。 保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。	
防火地域 ・準防火地域	市街地の不燃化を図るため、都市計画法に基づいて定められる地域。防火地域・準防火地域に指定された地区では、建物の規模により耐火建築物・準耐火建築物としなければならない。	防火地域 ・準防火地域	市街地の不燃化を図るため、都市計画法に基づいて定められる地域。防火地域・準防火地域に指定された地区では、建物の規模により耐火建築物・準耐火建築物としなければならない。	
ま行		ま行		
まちづくり協議会	住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり組織のこと。	まちづくり協議会	住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり組織のこと。	
まちづくり NPO	まちづくり活動を行う非営利団体（Nonprofit Organization）のこと。	まちづくり NPO	まちづくり活動を行う非営利団体（Nonprofit Organization）のこと。	
まちなか居住	中心市街地などまちの中心部等で居住すること。 まちなかに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所等が近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減等にも寄与する。 また、まちなか居住を進めることで、人口密度の維持やコミュニティの維持、中心市街地の活性化等が図られることが期待される。	まちなか居住	中心市街地などまちの中心部等で居住すること。 まちなかに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所等が近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減等にも寄与する。 また、まちなか居住を進めることで、人口密度の維持やコミュニティの維持、中心市街地の活性化等が図られることが期待される。	
ミニ開発	開発許可等の届出を義務づけられた規模を下回る開発のこと。	ミニ開発	開発許可等の届出を義務づけられた規模を下回る開発のこと。	
民間活力の活用	公共事業を行う際に、安くて質の高い公共サービスを効率的に提供するために民間がもつノウハウを活用すること。事業全体のうち民間に任せる部分が占める割合・程度の大小などにより、様々な手法がある。	民間活力の活用	公共事業を行う際に、安くて質の高い公共サービスを効率的に提供するために民間がもつノウハウを活用すること。事業全体のうち民間に任せる部分が占める割合・程度の大小などにより、様々な手法がある。	
民間事業者の移動サービス	主に地域内における近距離の移動手段の確保を目的とした民間事業者による通院、買い物の送迎サービス等のこと。	民間事業者の移動サービス	主に地域内における近距離の移動手段の確保を目的とした民間事業者による通院、買い物の送迎サービス等のこと。	
モータリゼーション（車社会化）	自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。	モータリゼーション（車社会化）	自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。	
や行		や行		
誘導サイン	観光客等を的確に誘導案内するための表示や案内図のこと。	誘導サイン	観光客等を的確に誘導案内するための表示や案内図のこと。	
優良農地	農用地区域の指定などにより集団的に存在する、良好な営農条件を備えている農地のこと。	優良農地	農用地区域の指定などにより集団的に存在する、良好な営農条件を備えている農地のこと。	

【新：改訂素案】		【旧：現行（令和2年3月策定）】		備考
用途地域	建築物の用途や建築物の形態制限（容積率、建蔽率、高さ等）について、地方自治体が都市計画の内容として決定。 快適で住みよい環境づくりを行い、住居・商業・工業などの適正配置による機能的な土地利用を実現するために、13種類（本市では11種類を指定）の用途地域がある。	用途地域	建築物の用途や建築物の形態制限（容積率、建蔽率、高さ等）について、地方自治体が都市計画の内容として決定。 快適で住みよい環境づくりを行い、住居・商業・工業などの適正配置による機能的な土地利用を実現するために、13種類（本市では11種類を指定）の用途地域がある。	<p>現行ページ：247ページ 現行ページ：248ページ</p> <p>用語追加</p> <p>現行ページ：248ページ</p>
40戸連たん制度	40戸連たんとは、市街化調整区域内において、100m以内の間隔で40戸以上の建築物の敷地が連続していること。 本制度では、分家住宅や農家住宅など、特定の人に限らず誰でも、住宅の建築や5,000㎡未満の開発の許可（分譲用も含む）を受けすることができる。 さらに、小さな拠点地区内では、建築可能な建築物の用途が緩和される。	40戸連たん制度	40戸連たんとは、市街化調整区域内において、100m以内の間隔で40戸以上の建築物の敷地が連続していること。 本制度では、分家住宅や農家住宅など、特定の人に限らず誰でも、住宅の建築や5,000㎡未満の開発の許可（分譲用も含む）を受けすることができる。 さらに、小さな拠点地区内では、建築可能な建築物の用途が緩和される。	
ら行		ら行		
リフレッシュ整備	道路や公園などの既設施設を再整備すること。	リフレッシュ整備	道路や公園などの既設施設を再整備すること。	
流通産業区域	市街化調整区域における、諫早市独自の規制緩和区域。長崎自動車の長崎多良見IC、諫早ICならびに島原道路の栗面IC、長野IC、尾崎交差点及び森山西ICを中心とするおおむね半径2kmの範囲。流通産業区域では、周辺環境との調和に配慮しながら、10,000㎡未満の開発規模で、自己業務用の倉庫や工場、車庫、事務所などの建築が可能。 ただし、住宅との混在を避けるため、「40戸連たん区域」及び「指定既存集落区域」は区域から除き、「沿道業務区域」と重なる区域は含む。			
緑地協定	都市緑地法に基づき、自分たちの住まわちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全・緑化に関する協定を定めるもの。	緑地協定	都市緑地法に基づき、自分たちの住まわちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全・緑化に関する協定を定めるもの。	
臨港地区	港湾の管理運営を円滑に行うために必要な地区であり、そのために取扱う貨物に応じて目的別に商港区等の分区を指定し、各分区における構造物を規制する。	臨港地区	港湾の管理運営を円滑に行うために必要な地区であり、そのために取扱う貨物に応じて目的別に商港区等の分区を指定し、各分区における構造物を規制する。	
六次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。	六次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。	
わ行		わ行		
ワークショップ	様々な立場の参加者が経験交流や協働作業を通じて、地域の課題発見、解決策の提案、計画の考案などを行っていく活動。	ワークショップ	様々な立場の参加者が経験交流や協働作業を通じて、地域の課題発見、解決策の提案、計画の考案などを行っていく活動。	